

生徒指導のてびき

改訂版

- 第1部 生徒指導ハンドブック
- 第2部 問題行動に関する防止学習プログラム
- 第3部 生徒指導に関する危機管理マニュアル

広島県教育委員会

平成22年3月

改訂に当たって

本来、学校は児童生徒が夢や希望をもって自主的、自発的に活動し、自己実現できる場でなければなりません。しかしながら、「生徒指導のてびき(旧版)」を発行した平成12年前後の本県は、自分に自信がもてず人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性を十分身につけていなかったりする児童生徒や暴走族と関係をもつ生徒がみられ、生徒指導上の問題が多発するなど、深刻な状況にありました。

そのため、県教育委員会では、校長を中心とした生徒指導体制を確立することが、最重要課題であるとの認識のもと、重点的な取組を推進して参りました。

特に、平成14年度から3年間、生徒指導重点校を指定し、中学校においては暴力行為の発生件数の半減を、高等学校においては中途退学者数の半減を目標に設定し、「生徒指導体制の確立」、「学習指導の充実」、「開かれた学校づくり」の3点を取組の柱として課題の解決を図って参りました。その結果、中学校、高等学校ともに目標を達成するなど、大きな成果をあげることができました。

このような成果をあげることができたのは、各生徒指導重点校が特別な取組を行ったからではなく、教職員がベクトルの向きをそろえ、それぞれの立場で責任を全うし、生徒、保護者、地域を巻き込む取組を推進するなど、日々、学校が組織として地道な教育活動を積み重ねたことにあると認識しています。

これらの各学校の取組の理論的背景となった、「生徒指導のてびき(旧版)」は、問題行動への適切な対応や児童生徒の人格のよりよい発達を目指す積極的な生徒指導、校内の生徒指導体制の確立に向けた取組、関係機関との連携、問題行動の未然防止、危機管理などについて、基本的な考え方や留意点など、生徒指導を進める上で重要な事項を網羅した内容となっています。

このことから、この資料は、平成13年3月の配布以降現在まで、校内での生徒指導研修や各学校で起こった問題行動への対応で活用されるなど、生徒指導推進の指導書として広く利用されてきました。

しかし、この間、教育基本法や関連法令等の改正等が行われたことや、児童生徒を取り巻く社会環境も変化するなど、時代の流れに適切に対応できる内容とする必要が生じてきたことから、この度、新たに「携帯電話などICT機器に係る指導について」、「問題行動発生時の対応」、「不登校」、「高等学校における中途退学」、「児童虐待」、「デートDV」を項目に加えるとともに、その他の内容についても、加筆・修正を行いました。

この「生徒指導のてびき(改訂版)」が、各学校においてこれまでも増して幅広く活用され、生徒指導の充実に役立つことを願っています。

平成22年3月

はじめに(旧版)

急激に進む少子化や都市化の影響、低下する家庭や地域社会の教育力などを背景として、いじめ、不登校、暴力行為、凶悪犯罪が続発するなど、児童生徒を取り巻く状況は深刻です。

このような状況を踏まえ、広島県では、平成12年11月、「ひろしま夢未来宣言」において、県民の願いと信頼に応える新たな「教育県ひろしま」を創造することをうち出しているところです。

激しい変化が予想される21世紀において、学校に求められているものは、自ら学び、考えるという確かな学力をつけていくとともに、規範意識や倫理観、他人への思いやりの心など、集団や社会の一員としての自覚や豊かな人間性をはぐくむことです。

このため、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たしながら、相互に協力することが一層求められています。

県教育委員会では、これまで、問題行動への適切な対応といった面のみならず、家庭、地域社会に開かれた取組みをすすめ、児童生徒の人格のよりよき発達を目指すという積極的な生徒指導を推進するため、研修資料として、「生徒指導ハンドブック」「問題行動に関する防止学習プログラム」「生徒指導に関する危機管理マニュアル」を配布してきました。

これらの資料は、現在まで広く活用されてきましたが、この間に社会の状況が変化したり、児童生徒に関する法律の改正等が行われ、今日の新しい状況に適切に対応できる内容とする必要が生じてきました。

このため、集団生活におけるルール等の指導、暴走族追放の促進に関する条例、少年法の改正、出席停止の措置等について加筆・修正するとともに、「生徒指導のてびき」として一冊に編集しました。

この資料が十分に参考にされ、生徒指導上の課題を解決するための具体的な方法について検討し、学校体制の見直し、校内研修会、生徒指導主事研修会等に活用されることを期待しています。

平成13年3月

目 次

第1部 生徒指導ハンドブック

第1章 生徒指導の理念について

| | |
|------------------|---|
| 1 生徒指導の意義 | 1 |
| 2 生徒指導体制の確立 | 2 |
| 3 教育相談体制の確立 | 5 |
| 4 生徒指導における教職員の責任 | 7 |

第2章 問題行動などの指導

| | |
|-------------------------|----|
| 1 頭髪，服装の指導について | 9 |
| 2 飲酒，喫煙の指導について | 13 |
| 3 いじめの指導について | 18 |
| 4 暴力行為の指導について | 19 |
| 5 金銭（品）強要（恐喝）の指導について | 24 |
| 6 暴走族やチーマーなどの指導について | 28 |
| 7 窃盗・万引きの指導について | 41 |
| 8 性に関する問題行動の指導について | 44 |
| 9 薬物乱用の指導について | 50 |
| 10 携帯電話などICT機器に係る指導について | 55 |
| 11 その他（Q & A） | 66 |

第3章 家庭，地域，関係機関との連携

| | |
|------------|----|
| 1 家庭との連携 | 70 |
| 2 地域との連携 | 71 |
| 3 関係機関との連携 | 74 |

第4章 その他

| | |
|----------------------|-----|
| 1 校則 | 110 |
| 2 問題行動発生時の対応 | 114 |
| 3 特別な指導 | 118 |
| 4 体罰 | 123 |
| 5 出席停止 | 129 |
| 6 懲戒 | 144 |
| 7 不登校 | 152 |
| 8 高等学校における中途退学 | 157 |
| 9 アルバイト就労 | 164 |
| 10 広島県青少年健全育成条例のあらまし | 168 |
| 11 児童虐待 | 172 |
| 12 デートDV | 181 |

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 第2部 | 問題行動に関する防止学習プログラム | |
| 1 | 教科の指導方法の改善 | 184 |
| 2 | 基本的な生活規律確立の指導 | 187 |
| 3 | ストレスマネジメント | 191 |
| 4 | 人間関係トレーニング | 195 |
| | (1) 体験学習 | 195 |
| | (2) 構成的グループ・エンカウンター | 198 |
| | (3) ロールプレイング | 200 |
| 5 | 規範意識の高揚 | 203 |
| | (1) ディベート | 203 |
| | (2) クオリティ・サークル(QC) | 207 |
| 第3部 | 生徒指導に関する危機管理マニュアル | |
| 1 | 危機管理の基本的な考え方 | 212 |
| | (1) 危機管理の目的 | 212 |
| | (2) 危機管理の構成 | 212 |
| | (3) 危機管理とリーダーシップ | 213 |
| 2 | 危機管理の留意事項 | 214 |
| | (1) 危機が起こったときの対応・方法 | 214 |
| | (2) マスコミ対応の基本 | 215 |
| | (3) マスコミ対応(例) | 216 |
| | (4) 問題行動に関する危機管理(例) | 219 |
| | 参考資料 | |
| 1 | 具体的な問題行動に関する対応(例) | |
| | (1) 校内 | |
| | ア 金銭強要 | 224 |
| | イ 暴力行為 | 225 |
| | ウ 教室における盗難 | 226 |
| | エ 自殺予告 | 227 |
| | (2) 校外 | |
| | ア ひったくり | 228 |
| | イ ガspan遊び, シンナー・覚せい剤使用 | 229 |
| | ウ 家出など | 230 |
| | エ 暴走族, チーマー | 231 |
| | オ 集団での暴力行為 | 232 |
| 2 | 学校における緊急連絡体制(例) | 233 |
| 3 | 広島県相談機関ネットワーク | 234 |

第1部

生徒指導ハンドブック

はじめに(旧版)

最近の児童生徒の問題行動等の状況をみますと、ナイフによる傷害事件や高校生が覚せい剤を所持し逮捕されるという事件、さらには、県立高校の生徒が金銭強要や暴力行為を受けた後に自殺するという事件が起きるなど、極めて深刻な状況にあります。

また、喫煙、万引きなどは、年々増加するとともに、低年齢化しており、基本的な倫理観や規範意識の低下が指摘されています。

児童生徒の問題行動の背景は、情報化や少子化など社会が急激に変化する中で、家庭における幼少時からのしつけの問題、児童生徒の多様な適正等に十分対応できていない学校の在り方、物質的な豊かさや利便さを追い求め、他人への思いやりや連帯感の希薄化がすすんでいる社会状況など、家庭、学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

問題行動を解決していくための基本的な観点は、問題行動を、「存在感を味わうことができない」「集団への所属感がもてない」「やすらげる場所がない」「自分の生き方を見失っている」など、児童生徒が発するサインとしてとらえることです。また、大人社会の価値観が、子どもたちに大きなストレスや悪影響をもたらしており、問題行動は大人社会の在り方が問われている問題であるととらえることだと考えます。

問題行動を起こした児童生徒の指導については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという基本認識にたって、児童生徒の心情、背景を丁寧に探り、課題を明確にして取り組むことが大切です。

また、カウンセリングマインドをもって児童生徒を指導し、共感的な人間関係や信頼関係をつくること、児童生徒に、社会のルールや善悪の判断力を身に付けさせるとともに、児童生徒の年齢に応じて、自分の行為には責任をとるといった姿勢を育成するよう指導していくことが重要です。

学校においては、校長のリーダーシップのもとに、組織的に取り組んでいく必要がありますが、加えて、学校内のみですべての問題を解決しようとする「抱え込み」意識を変革しなければなりません。学校が、主体性をもって「開かれた」連携をすすめていかなければなりません。

この冊子は、校内の生徒指導体制の確立とともに、児童生徒の具体的な問題行動に係る指導及び関係機関との連携について、基本的な考え方や指導上の留意点をまとめたものです。

各学校において、この冊子を参考資料として活用し、一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、一層の生徒指導の充実を図ってください。

平成11年1月

第1章 生徒指導の理念について

1 生徒指導の意義

生徒指導の意義は、問題行動への対応という消極的な面だけでなく、すべての児童生徒一人一人の心を育て、それぞれの人格のよりよき発達をめざすとともに、将来、社会において自己実現ができるよう指導・援助するという積極的な面をもっています。

生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、教育活動の全体を通じて行うことが必要です。

生徒指導を進めるに当たっては、教職員が児童生徒との望ましい人間関係に立った児童生徒理解を深めるとともに、共通理解のもとで、すべての教職員が生徒指導に取り組んでいくことが重要です。

また、学校のみで解決しようとする抱え込み意識を変革し、家庭、地域及び関係機関との開かれた連携づくりを進めることが重要です。

さらに、今日、児童生徒が人間関係を構築する力を十分身につけていないことや児童生徒間に携帯電話等ICT機器が急激に広まったことによる、保護者や教職員が把握できない交遊の増加などから、これまでにない新たな問題も発生するようになってきています。

このような状況を踏まえ、各学校では、すべての児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるようにするため、生徒指導の一層の充実を図る必要があります。

今後の生徒指導を進めるに当たっては、次の3点を強調していく必要があります。

(1) 自己肯定感の育成

「自分の行為に対して自信がもてない」「他人からどう思われているか常に気になる」「同世代の人と同じことをしていなければ取り残されたような気になる」など、自分の在り方生き方をみいだすことができない児童生徒が増えています。

授業、学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動、文化祭・体育祭などの学校行事、部活動などの中で、自分の存在感を味わうことができ、集団への所属感がもてるよう指導する必要があります。

(2) 自律の育成

「自分さえよければよい」「他人に迷惑をかけなければ何をしてもよい」「友人が何をしようとして自分には関係ない」などという考え方をもち、自由、気ままに行動する児童生徒が増えています。

児童生徒が、社会のルールを守り、互いをかけがえのない存在とし

て認め合い，よりよい社会を実現するために貢献できる人間となるよう指導しなければなりません。

また，金銭強要，暴力行為，強盗，暴走行為など犯罪行為については，「社会において許されない行為は，学校においても許されない」という姿勢をもち児童生徒の規範意識を育てることが重要です。

さらに，規範意識を育てるに当たっては，児童生徒が自らの行動を自分自身で選択し，決定したと実感できるように指導するなど，ルールを自ら守ろうとする意欲を育てていくことが大切です。

(3) 自己責任の明確化

児童生徒が自分の行動を振り返り，自分がかかわったことについて，他人の責任にすることなく，自分で責任をとっていくといった姿勢を育てていくことが必要です。責任のとり方については，発達段階に応じて自分で考え，行動できるように指導していくことが重要です。

また，犯罪行為には，学校の指導に加えて，民事上，刑事上，行政上の責任のほかに，道義的な責任があることを指導しておくことが重要です。

2 生徒指導体制の確立

(1) 生徒指導の組織化

ア 学校教育目標を達成するため，校長を中心として組織的に取り組むことが大切です。目標の達成に向けた取組の進捗状況を，組織的，定期的に把握し，改善していくことが必要です。

イ 校務分掌における生徒指導の組織の位置づけを適切に行い，教務部，進路指導部など他の分掌と連携がとれるシステムにしておきます。

ウ 校務分掌では，数年先をみた中期行動計画を立て，継続的な組織をつくることが重要です。担当者が入れ替わっても継続した指導ができる体制づくりを行うことが重要です。

エ すべての教職員が，すべての児童生徒を対象に生徒指導を行うことが大切です。問題行動を起こした児童生徒だけを対象とした指導であったり，生徒指導主事や担当者だけが指導するのでは，生徒指導のねらいを達成することはできません。

(2) 生徒指導の計画，運営

ア 生徒指導の目標の明確化

生徒指導の基本的な目標として，次の2点が考えられます。

集団の中で学んでいくという学校の特徴を生かし，あらゆる教育活動の中で，社会性や規範意識を育成する。

学校内外における人とのふれあいや児童生徒相互のかかわりの中で，豊かな人間関係をつくる。

イ 生徒指導目標の決定

生徒指導の基本的な目標を達成するために，年・学期・月・週間ごとの目標を立てることが必要です。目標は，具体的であり，実現が可能なものにしていくことが重要です。例えば，「時間を守る」ことを年間の目標とすれば，学期の目標は「学校に遅刻をしない」など具体的に目標を設定します。さらに，月の目標としては「5分前登校」，週の目標としては「家を出る時間を決めよう」など，より具体的な目標を立て，継続的に取り組むようにします。

ウ マネジメントサイクル(計画〔PLAN〕，実施〔DO〕，評価〔CHECK〕，改善〔ACTION〕)

設定した目標について，達成できなかった原因は何か，達成するためには何を改善し，何を重点的に行うべきかなどを組織的に協議し，教職員の共通理解を図ります。実施したことや指導内容等については，丁寧に記録するとともに成果と課題を整理し，次の年度，学期，月などの生徒指導の充実に生かします。毎年度，每学期，毎月，同じことの繰り返しではなく，常に新たな目標を設定していくことが大切です。

エ 教職員の共通理解の確立

指導方針，指導基準や生徒指導目標を明確にするとともに，文書化して全教職員に周知するなど，教職員の十分な共通理解を図ることが大切です。

オ 保護者及び地域との連携

生徒指導目標やそれを達成するための指導方針については，懇談会，学校通信などをとおして説明するなど，積極的に保護者，地域に情報を発信し，理解と協力を得ながら，目標の達成を図ることが大切です。

(3) 開かれた学校づくり

ア 学校が、保護者、地域、関係機関等と開かれた連携を推進するためには、学校内において校長を中心とした学校体制を確立しておく必要があります。

イ 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を十分に認識し、学校が主体的に連携し、一体となった取組を進めることが大切です。

ウ 小・中・高・特別支援学校等のそれぞれが、定期的な協議を行うなど、同一校種間及び異校種間の連携を推進することが大切です。また、これとともに、日常的な連携や状況に応じた連携を図ることが必要です。

エ 重大な問題行動については、学校だけで解決しようとししないで、警察やこども家庭センター（児童相談所）など関係機関と連携して解決を図ることが大切です。

(4) 研修会の開催

ア 携帯電話等ICT機器に係る問題や薬物乱用、暴力、性に関する問題行動など、重大な問題行動や緊急に取り組まなければならない問題について、教職員対象の研修会を行い、教職員の課題意識の形成と共通理解を図ることが大切です。

イ 研修を実施するに当たっては、生徒指導主事研修等で学んだ手法を活用した生徒指導主事による研修、外部の専門家を講師とする研修、インシデントプロセスによる研修、実際の体験をともなった研修（企業等での職場体験、ロールプレイング、構成的グループ・エンカウンター、ディベート、クオリティサークル）など、課題によって形態や方法を工夫することが大切です。

ウ 教職員対象の研修の実施を受けて、児童生徒対象の防止教室や地域、保護者向けの研修会等を実施していきます。例えば、警察と連携した非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施したり、地域懇談会で対策について協議したり、専門機関と連携した教育相談会などを開催することが考えられます。

【インシデントプロセスによる研修】

事例研究の一つの方法で、インシデント（要因・因子）の提示、情報収集、課題整理、解決策決定、反省・一般化の5段階からなる。

事実の分析より，解決方法の発見に重点を置く。

【ロールプレイング，構成的グループ・エンカウンター，ディベート，クオリティサークル】

「第2部 問題行動に関する防止学習プログラム」参照

3 教育相談体制の確立

教育相談は，児童生徒個人のもつ悩みや困難の解決を指導・援助し，社会生活に適應させ，よりよい人格の形成をめざすといった積極的な面と，学校生活や社会生活への適應上の問題や悩み及び不安をもつ児童生徒への指導・援助といった面の2つがあります。

(1) 教育相談の組織化

学校内での教育相談は，すべての教職員が児童生徒に接するあらゆる機会を捉え，あらゆる教育活動の実践の中で行うことが大切です。特定の教職員だけで行うものではなく，全ての教職員が行うものです。そのため学校内の教育相談体制を整備するに当たっては，教職員一人一人の力量の向上を図りつつ，校内の各分掌等と連携できる機能的な体制にすることが大切です。

(2) 教育相談の計画，運営

教育相談を推進する担当者としては，次のような役割が考えられます。

ア 教育相談を進めるための計画の立案

相談室の管理運営，面接週間の設定，児童生徒理解のための資料提供，校内における教育相談にかかる研修会の実施等について計画を立てます。

また，スクールカウンセラーを配置されている学校については，日常の記録，スクールカウンセラーとの連携の在り方などについても計画に盛り込みます。

イ 児童生徒を対象とする教育相談の実施

児童生徒が安心して相談できる場所を確保し，悩みや不安をもつ児童生徒の相談に当たります。

ウ 教育相談にかかる研修の実施

事例研修会や講演会を実施するなど，悩みや不安をもつ児童生徒

の指導や児童生徒理解のすすめ方などについて教職員の理解を深め、指導力の向上を図るとともに、教職員が児童生徒の指導に対して共通理解をもって当たれるようにします。

エ 保護者対象の学習会や相談の実施

子育てや子どもの教育に関して悩みや不安をもっている保護者を対象に、面接による相談を行ったり、子育て教室などを開きます。

オ 関係機関との連携

学校だけでは解決できないケースについては、それぞれの専門機関と連携します。また、校内の教育相談体制の確立や研修会の実施などについて日常的に専門機関と連携することが大切です。

【教育相談機関】

広島県教育委員会が設置している相談機関としては、次のようなものがあります。電話による相談、面接による相談などに応じています。

- 県立教育センター：特別支援教育・教育相談部
(082-428-1188)
月～金曜日 9:00～16:00
- 県立教育センター：心のふれあい相談室
(082-428-7110直通)
月～金曜日 9:00～16:00
- 広島県福山庁舎第2庁舎内：こころの相談室
(084-925-3040)
火・水 10:00～17:00
- 北部教育事務所：こころの相談室
(0824-63-3141)
月・水 9:30～16:30
- 広島県教育委員会指導第三課：暴走族相談電話
(082-227-5034)
月～金曜日 9:00～17:00
- 県立教育センター「いじめダイヤル24」
(082-420-1313)
直接相談対応 (平日) 9:00～19:00
留守番電話対応 (平日) 19:00～ 9:00
(休日) 24時間

【広島県相談機関ネットワーク】

いじめの問題をはじめ、いろいろな相談に応えるため、県内の公共の相談機関がネットワークをつくって、情報交換や連携をしています。必要に応じて、関係機関に連携してください。詳しくは、「第3部 生徒指導に関する危機管理マニュアル」、広島県教育委員会いじめの問題のホームページを見てください。

URL:<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/18seitoshidou/ijime/ijime/index.htm>

4 生徒指導における教職員の責任

教職員は、職務上知り得た秘密を守る義務があります。しかし、一方で、問題行動に関して関係機関からの照会があった場合は、回答する必要があります。照会があった場合は、学校として内容をよく検討し、個人のプライバシーに十分配慮し、照会内容や必要とする理由や使われ方などについて確認し、慎重に対処することが必要です。

学校においては、児童生徒の問題行動について、内容、動機、背景などを把握し、どうすれば当該児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるかといった課題を明らかにして取組を進めることが重要です。

しかし、児童生徒の犯罪行為が重大であり、指導の限界を超えている場合は、書面または口頭により、警察、こども家庭センター（児童相談所）、福祉事務所などに告発（犯罪の事実を認知したものが、権限のある司法機関に対して、捜査をし処罰を求めるという意思表示をすることを告発という）しなければなりません。

また、体に打ち身の痕がある、火のついたたばこを押しつけられた痕がある、何かにおびえている、何日も同じ服を着ている、家に帰らないなど、児童虐待を受けた又はそのおそれのある「児童」を発見した場合は、速やかにこども家庭センター（児童相談所）等に通告しなければなりません。

【関係法令等】

ア 地方公務員法

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。……

イ 少年法

第16条

2 家庭裁判所は，その職務を行うについて，公務所，公私の団体，学校，病院その他に対して，必要な協力を求めることができる。

ウ 少年鑑別所処遇規則

第20条 前条の（鑑別のための）調査にあつては，家庭裁判所から資料を得ることにつとめ，必要があるときは，市町村役場，警察官署，学校等に照会して，調査することにつとめなければならない。

エ 刑事訴訟法

第239条 何人でも，犯罪があると思料するときは，告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は，その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは，告発をしなければならない。

オ 児童福祉法

第25条 要保護児童を発見した者は，これを市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし，罪を犯した満14歳以上の児童については，この限りでない。この場合においては，これを家庭裁判所に通告しなければならない。

カ 児童虐待の防止等に関する法律

第5条 学校，児童福祉施設，病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員，児童福祉施設の職員，医師，保健師，弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は，児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は，児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は，児童及び保護者に対して，児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は，速やかに，これを市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第2章 問題行動などの指導

最近の問題行動は、低年齢化、粗暴化、凶悪化するとともに、情報社会の進展により、インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、インターネットの掲示板や携帯電話のメールによるいじめが起こったりするなど、極めて深刻な状況にあります。

全教職員が問題行動についての現状及び背景や課題を正しく把握し、指導体制を確立し、未然防止や早期発見・早期対応に努めることが求められています。

ここでは、主な問題行動の指導について基本的な考え方や留意点、具体的な対応について述べています。

1 頭髪、服装の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 頭髪や服装を正すことは、生活規律の基本の一つです。このことは児童生徒にとって、わかりやすく行動化しやすいことです。児童生徒は、毎日の生活の中で行動していくことをとおして習慣化し、生活規律の形成を図り、自律した生活ができるようになります。

イ 頭髪や服装は自己表現の一形態であるとともに、自分の心の状態や自分と社会との関係の在り方を表す作用ももっています。また、自分の所属する集団の特徴を表現する作用ももっています。

したがって、頭髪や服装は、周囲に一定の印象を与えたり、社会関係に影響を与えるなど極めて社会的な働きももっています。頭髪や服装を指導することにより、児童生徒に、場所や状況に応じて適切な態度や行動をとることができる力及び社会性を育てることができます。

ウ 児童生徒が、学校において定められた制服や標準服を適切に着ることによって、学校への帰属意識や誇りを高めたり、集団や仲間へのつながりを強くすることができます。そのことで、集団の人間関係が強くなり、集団生活がより円滑になるとともに、集団のもっている教育力がより発揮できやすくなります。

エ 学校における頭髪や服装の指導は、それ自体が目的ではなく、頭髪や服装のもつ機能、制服のもつ機能を集団生活の中でうまく活かし、基本的な生活規律や社会性を育てたり、集団のもつ教育力を高めていくための手段であるといえます。

オ 学校において頭髪や服装の違反をした児童生徒は、表面的には流行やフ

アクションを追い求めているように見えますが、内面では自己実現ができていなかったり、学校や地域の中で帰属意識や誇りをもてない状態であったり、家族・友人との人間関係がうまくいかないことからくる不安やストレスを表現しようとしていたりする場合があります。規則を破ることに表れたこれらのサインを丁寧にくみ取り、児童生徒の気持ちを受け止めて、頭髪や服装の違反の背景となっている自己の状況や葛藤に気づかせ、その内面に迫る指導をすることが大切です。

(2) 留意点

ア 頭髪や服装についての指導の基本的な考え方について、校内で十分に議論し、全教職員が一致した認識をもって、指導内容や方法について計画をたてて進めていくことが大切です。その際、一律な指導ではなく個々の児童生徒の実態に合わせた指導を行うことが大切です。

イ 全教職員が共通認識をもって、全校集会、学年集会、学級（ホームルーム）活動などをおして、日常的に頭髪や服装を正すことの意義について、児童生徒に十分説明して指導の徹底を図ります。

また、違反があったときはどのように指導するかなどについて、具体的な手順や方法について、全教職員の間で確認しておくことが大切です。

ウ 一方的な規則の押しつけにならないように、保護者に対して文書などで頭髪や服装の指導の意義や方法等について説明し、理解と協力を求めておきます。

エ 自分の頭髪や服装について、記録させたり整理させたりすることをおして、自己表現や自分自身の在り方などを考えさせます。

オ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動などで、頭髪や服装の在り方について、児童生徒自身に自分たちの問題として、考えさせたり話し合わせたりする機会を設け、児童生徒が主体的に規則を守っていくよう指導します。

(3) Q & A

[Q 1] 教職員が頭髪や服装の指導について共通認識をもつには、どうしたらよいですか。

[A]

頭髪や服装の指導についての基本的な考え方や方針を十分議論し、教職員が共通して指導できることを確認し、焦点化した取組を進めます。このとき、目標を立てることと指導した結果を確認することを繰り返すことが大切です。

例えば、「制服を正しく着用しよう」など明確な月間目標を立て、具体的な指導方法や各教職員の役割などを決め、徹底して取り組みます。その後、その目標がどの程度達成できたか確認し、「学校外においても制服を正しく着用しよう」など、次の月間目標づくりに反映させます。

[Q 2] 「頭髪や服装は個人の自由だ」といって、学校の指導に協力しない保護者に対して、どう対応すればよいですか。

[A]

基本的な考え方で述べたように頭髪や服装の社会的な意義を踏まえて、粘り強く保護者の理解を求めていきます。また、P T Aに協力を求めたり、P T Aのなかでオープンな議論をする場をもって、すべての保護者で考えていく機会をつくることも大切です。

[Q 3] 頭髪や服装違反で帰宅させ、直した後に登校させたり、別室で特別の指導をしたりすることに問題はありませんか。

[A]

まず、当該児童生徒と話し合うなどの指導をしたり、保護者に連絡して違反を直させるよう繰り返し指導することが大切です。

小・中学校では帰宅させることはできません。ただし、保護者に頭髪や服装の違反を直させるよう連絡しても直らない場合は、児童生徒を別室で指導する（118頁「特別な指導」の項を参照）などの対応が考えられます。

高等学校では、頭髪や服装違反で帰宅させて、直した後に登校させることは、特別な指導の一つの方法です。指導に当たっては、十分保護者と連携するとともに、授業に代わる措置を講ずるなどの工夫が必要です。

「Q4」 学校で、教職員が頭髪を切ったり、染髪スプレーで頭髪を染めたりすることに問題はありませんか。

[A]

頭髪は身体の一部ですから、教職員が頭髪を切ることは体罰となり、絶対にしてはならないことです。

また、教職員が染髪スプレーなどで、頭髪を染めたりすることも体罰となり、絶対にしてはならないことです。

児童生徒が自ら直すよう指導するとともに、保護者には学校の方針などを十分に説明して協力を求めることが大切です。

[Q5] 頭髪や服装の違反で卒業式等に出席させないことはできますか。

[A]

事前に卒業式等の意義とともに、頭髪や服装を正しくして出席することの大切さを児童生徒に指導し、保護者にも十分説明することが大切です。それでもなお違反した児童生徒には、別途に卒業式等を設定して行うなど、決められた頭髪や服装を正すことの大切さを徹底して指導することも一つの方法です。

[Q6] 制服の裾を切るなど変形服に対して、どう指導したらよいですか。

[A]

例えば、入学式や入学前の説明会などで、変形を禁止することや変形があった場合の指導方法を十分に説明しておくことが大切です。また、変形が行われた場合は、保護者と十分連携をとって直させるよう指導します。

(4) 例規・判例等

ア 熊本地裁昭和60年11月13日判決(丸刈り校則裁判)

「校則による生徒の服装等の規制の程度，方法は，教育上の措置に関するものであり，最終的には校長の専門的，技術的な判断に委ねられるべきものであるので，その内容が著しく不合理でない限り，違法とはならない。」

イ 東京地裁平成3年6月21日判決(私立高校生パーマ禁止違反処分事件)

「本件退学勧告の重要な要因とされたパーマ禁止について，『個人の髪型は，個人の自尊心あるいは美的意識と分かちがたく結びつき，(中略)公権力から干渉されることなく自ら決定することができる権利の一内容として憲法13条により保障されていると解される』とするが，本件では特定の髪型の指定でなく，事前にパーマ禁止を知っていたのであるから不当な制限ではない。(後略)

パーマ禁止や運転免許取得制限は，教育的専門事項ではなく，生活指導としての面を有するが，『子どもあるいは親の権能を不当に侵害しない限り，学校がそれを行う権限を有すると解され』，『教育目的を達成するために必要かつ合理的な制約であるなら，右制約に違反したことを理由に懲戒を行うことができる。』(後略)」

ウ 平成13年11月6日文部科学省初等中等教育局長通知

1 制度の運用の基本的な在り方について

(3) 事前の指導の在り方

深刻な問題行動を起こす児童生徒については，前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか，必要と認められる場合には，学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ，一定期間，校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。

さらに，児童生徒に対する指導の過程において，家庭との連携を図り，保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

2 飲酒，喫煙の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 未成年の飲酒・喫煙は法律で禁止されており，絶対に許されないことを児童生徒に指導します。また，事情を承知の上で親権者や監督すべき立場にある者が，未成年者の飲酒・喫煙を制止しなかったり，販売者が販売したりしたときは，法的制裁を課すことが定められています。教職員は，飲

酒・喫煙の防止について指導する責任があります。児童生徒に対しては、社会の一員として社会のルールを守る大切さを自覚させることが大切です。

イ 未成年にとって、飲酒は少量でも急激に酩酊させ人体への悪影響がある場合もあること、また、喫煙も種々の疾患にかかりやすくなるなど健康への悪影響があること、さらに、飲酒・喫煙は年齢が低いほど習慣化しやすく依存性が強くなることなどに気づかせる指導を徹底します。

ウ 特に、他の問題行動で補導された児童生徒の喫煙経験率が、補導されたことのない児童生徒に比べて大変高くなっており、喫煙と他の問題行動との間には高い相関関係があります。これらのことについて、保護者に説明し、喫煙防止のために協力を求めるなど、未然防止と早期の指導を徹底します。

問題行動経験率の比較（平成13年9月内閣府調査）

この1年間に行ったこと「酒やタバコを飲んだ」(%)

| | 補導された経験のない者 | | 補導された経験のある者 | |
|----|-------------|------|-------------|------|
| | 中学 | 高校 | 中学 | 高校 |
| 男子 | 17.5 | 49.1 | 68.3 | 80.6 |
| 女子 | 16.2 | 35.4 | 77.4 | 73.3 |

エ 校内外における望ましい生活の在り方や社会のルールを守ることの大切さについて、日常的な指導を徹底します。また、児童生徒自身に、飲酒・喫煙をなくすためにはどうしたらよいかを考えさせたり話し合わせたりさせ、飲酒・喫煙を許さない集団をつくる意欲と行動力を育成することが大切です。

(2) 留意点

ア 飲酒・喫煙に対する指導を行うに当たっては、自らが社会の一員であるという自覚を深めさせ、法律の主旨と自己責任を理解させる必要があります。

イ 児童生徒や保護者に、飲酒・喫煙の身体に対する有害性について明確なデータを示しながら科学的に認識させ、さらに、喫煙が問題行動の端緒となっていることの徹底を図り、問題意識を喚起することが大切です。

- ウ 学級（ホームルーム）活動などで，ロールプレイングやディベートなどを行うことをとおして，飲酒・喫煙を進められたときに，断固として断ることのできるスキルの育成や望ましい人間関係の育成を図ることが大切です。
- エ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動などで，飲酒・喫煙の問題点について話し合わせ，児童生徒自身に自分たちで学校から飲酒・喫煙をなくす機運を高めるよう指導します。
- オ 家庭や地域と協力して飲酒・喫煙を許さない環境や雰囲気をつくり，未然防止と早期発見・早期指導に努める必要があります。
- カ 常習者に対しては，家庭と連携し，ストレスマネジメントなどの教育（「第2部 問題行動に関する防止学習プログラム」参照）を活用したり，医療機関と連携したりするなど自らやめることができるよう支援します。
- キ 校内外の「喫煙要注意地図」を作成し，全教職員で確認するとともに重点的に巡回指導を実施することが大切です。
- ク 校外指導連盟，学校警察連絡協議会，少年補導協助手連絡協議会などと連携して校外指導を積極的に進めます。
- ケ 喫煙に関しては，周りの人の健康被害につながり，世界的にも禁煙運動がひろがっていることについて指導します。
- コ 「喫煙健康増進法」の主旨に沿った施設内全面禁煙について，教職員・来校者だけでなく，児童生徒，保護者及び地域にも説明し，学校は，喫煙できない場所であることを理解させる。

(3) Q & A

[Q 1] 飲酒・喫煙の動機にはどんなものがありますか。

[A]

児童生徒の飲酒・喫煙は，次のような動機で行われることが多く見られます。それぞれの動機を個別におさえた指導をしていくことが大切です。

好奇心や面白半分のため
大人ぶったり強がったりするため
孤立することの恐怖感や集団の一員となるために、仲間と同じ行動をとるため
現実の生活に目的がなく、嫌な気分を転換したり一時的な逃避のため
学校や家庭，社会に対する反発や反抗のため

[Q 2] 喫煙をしているのを見つけたとき，本人に対して，どういう指導をしたらよいですか。

[A]

喫煙の現場を見つけたとき，「喫煙は絶対許さない」という毅然とした態度で，現認した事実を児童生徒に伝えるとともに，所持しているタバコ，ライターを本人の意思で出させるよう指導するなど，その場での確に指導することが大切です。その後，なぜ喫煙したのかななどを明らかにし，保護者と連携をとって指導します。

また，教職員全員が校内研修などで喫煙現場を見つけたときの対応について確認しておき，全員が同じ姿勢で指導をしていくことが大切です。

[Q 3] 「煙草を吸うのは自分の勝手だ」という児童生徒に対して，どう指導したらよいでしょうか。

[A]

喫煙は法律違反であり，絶対許されないことであることを指導します。また，健康に悪い影響を与えたり，規範意識を低下させることになるなど，具体的な例をあげて指導します。そして，児童生徒が「自分の勝手だ」と思うようになった気持ちの背景や心情に迫りながら，保護者と連携しながら指導します。

[Q 4] 喫煙した児童生徒と同じ場所で話をしていたなどの児童生徒には、どのような指導をしたらいいですか。

[A]

次のようないろいろな状況があり、慎重に事実関係や人間関係を把握して指導することが必要です。

たまたまそのときは喫煙を終えていただけで、少し前に喫煙をしていた。

喫煙はしなくとも仲間の喫煙を容認していた。

喫煙用具をもっていた。

無理やりその場につき合わされていた。

力関係で見張り役をさせられていたなど、背景にいじめがある。

それぞれの場合について事前に明確な指導方法を確認しておき、児童生徒や保護者に機会あるごとに説明しておくことが必要です。

特に、無理やりつき合わされていたり、いじめがある場合には、望ましい人間関係がつかれるよう指導したり、いじめをなくす指導を行います。

また、喫煙をする児童生徒と同じ場所にいることの問題点について、保護者に理解してもらうことが大切です。

(4) 法令等

ア 未成年者喫煙禁止法

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二条 前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス

第三条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス

2 親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス

第四条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第五条 満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

イ 未成年者飲酒禁止法

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

2 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

3 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

4 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二条 満二十年ニ至ラサル者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

第三条 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

2 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス

3 いじめの指導について

(1) 基本的な考え方

ア いじめは人間として絶対に許されない行為です。

イ いじめとは、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいい、起こった場所は学校の内外を問いません。

ウ いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命も奪いかねない人権に関わる重大な問題です。

エ いじめの認知は、いじめはどの学校にも起こり得るものであることを十分認識した上で、各学校の実情に応じて、アンケート調査や個別面談、「生活ノート」など、児童生徒が教職員へ直接気持ちを伝えることのできる方法を活用し、個々の児童生徒の状況を十分把握して行います。

(2) 留意点

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で指導します。

イ いじめられている児童生徒の立場に立って指導をします。

ウ いじめの問題は、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、児童生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や望ましい集団づくりなどを進めることが大切です。

エ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある場合もあり、家庭と十分連携をとりながら取り組む必要があります。

オ 学校、家庭及び地域が、ともにいじめの問題について協議する機会をもうけ、一体となって、いじめの根絶に向けて対策を進めます。

(3) Q & A

[Q] いじめの問題について、どう指導したらよいですか。

[A]

いじめの問題についての認識を深めたり、いじめが起こったとき学校態勢として取り組むための方法や、いじめのない学校づくりの推進については生徒指導資料No.28「いじめの問題への取組みの徹底のために」(平成18年12月広島県教育委員会)を参考にして取り組んでください。

4 暴力行為の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 暴力行為は身体の安全を脅かす絶対に許すことのできない犯罪行為です。

イ 校内外のいずれにおいても暴力行為は増加傾向にあり，粗暴化するとともに，暴力行為を特定の児童生徒が繰り返したり，集団で暴力行為に及んだりするなど深刻な状況にあります。

ウ 背景には，人間関係の希薄化，規範意識の低下，情報化社会の弊害，自己コントロール能力の低下，急激な社会の変化に対して教育が対応できていないことなどが考えられます。

エ 暴力行為に対しては，「いかなる暴力をも絶対に許さない」ことを日常的に徹底して指導するとともに，暴力行為が起こった場合には，迅速に，毅然とした態度で指導することが重要です。また，傷害をともなう事案などについては，学校だけで指導しようとするのではなく，警察など関係機関と連携して解決を図ることが必要です。

オ 被害者が被害を訴えることは自分を守るだけでなく，より大きな犯罪行為に至ることを防ぐことになり，勇気ある行動であることを日常的に指導します。また，被害を訴えることによって，加害者に過ちを気づかせ，ともに安心して生活を送ることができる社会をつくることにつながることを指導します。

(2) 留意点

ア 暴力行為は，安全な生活を脅かす反社会的な行為であり，暴力で問題は解決しないこと，人間として絶対に許されないこと，被害者に与える身体・心理的影響は測り知れないものがあることを指導することが重要です。

イ 学校における暴力行為は，不信感や集団の中で暴力を容認していることや自己の行動に対する責任感の薄さから起こる場合があります。日常的に，児童生徒がお互いを尊重し，信頼できる集団をつくっていくことが大切です。

ウ 悩みや不安があれば相談できるよう教育相談体制を整備しておきます。

エ あらかじめ暴力行為が起きた場合の対応方法などを決め，全教職員で確認しておきます。

オ 暴力行為が起きた場合は，できるだけ多くの教職員が現場に駆けつけ，事態の收拾を図るとともに，状況を的確に把握して，新たな暴力行為が起こらないようにします。

- カ 暴力行為に至った経緯や背景について，被害，加害児童生徒のそれぞれから個別に聞き取り，事実を明らかにします。
- キ 校内にプロジェクトチームなどをつくり，事実の確認に基づいて，関係者会議などで当該児童生徒の指導方針を明確にし，組織的に取り組みます。また，警察など関係機関と連携して問題の解決を図り，再発防止に努めます。
- ク 被害，加害児童生徒のそれぞれの保護者に連絡をとり，家庭と協力して指導します。
- ケ 当該児童生徒には暴力行為の重大性を認識させ，その社会的責任を十分自覚させたいうで，責任をとる方法を考えさせ実行させます。
- コ 臨時のPTA集会などを開催し，事実経過を報告するとともに，学校の指導方針を説明し，保護者の協力を求めます。
- サ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動で暴力について話し合わせ，児童生徒の力で暴力のない学校にしていくよう指導します。（「第2部 問題行動に関する防止学習プログラム」参照）

(3) Q & A

[Q 1] どんなことに注意すれば，暴力行為の兆候がつかめますか。

[A]

次のようなことに注意して暴力行為の兆候をつかみます。その際，日常的に児童生徒の動向や人間関係を把握しておき，集団の雰囲気や動きから暴力行為へつながるものかどうか見極めることができるようにしておくとともに，家庭，地域，関係機関と連携して，多面的に情報を収集しておくことが重要です。

通学，朝の学級（ショートホームルーム）活動

- ・連絡のない欠席，遅刻，早退があり，理由を言わなかったり，つくろったりする。
- ・表情に元気がなく，浮かぬ顔でいる。
- ・友人を避けて通学する。極端に早く学校に来たり，極端に遅く帰

ったりする。通学路を変える。

授業中

- ・ぼんやりしたり，どことなく落ち着かず，集中力がなく，うつむいている時間が多くなる。
- ・授業を無断で抜け出す。
- ・授業が始まってから一人遅れて教室に入ってくる。
- ・無口になり，学習意欲や成績が下がる。

休憩時間・昼休憩

- ・人の近づく気配を敏感に感じ取り，何かにおびえている。
- ・誰かに呼び出され，浮かぬ顔をして教室を出て行く。
- ・教職員に何か相談したい様子で，職員室の前をうろうろしていたり，何度も保健室に行ったりしている。
- ・衣服に汚れや破れが見られたり，手足や顔などに擦り傷や打撲の痕がある。
- ・トイレ，校庭の隅などに集団でかたまっている。
- ・交友関係が急に変わった。

家庭で

- ・イライラして急に反抗的になったり，急に口数が少なくなったりして，元気がなくなる。
- ・擦り傷や打撲の痕を隠すため，家族の前で着替えをしなくなる。
- ・衣服に汚れや破れが見られたり，手足や顔などに擦り傷や打撲の痕があったりする。
- ・学校を無断で早退したり，用事もないのに帰宅時間が早いか，遅くなる。
- ・夜間に電話やメールが頻繁にあったり，外出が多くなる。

[Q 2] 暴力行為の兆候をつかんだとき，どんな指導をしたらよいでしょうか。

[A]

次のような指導を行います。

特定の児童生徒が被害を受けている兆候がある場合は，迅速に，面接，家庭訪問などを行い，状況を把握し指導します。学校あげて被害児童生徒を守ることを最優先します。

被害児童生徒が特定できない場合は，全校児童生徒に対して，個

人面接をしたり，アンケートを行うなど事実の把握に努めます。また，保護者などに，気になることの情報提供を依頼します。

プロジェクトチームをつくり，指導方針を協議し職員会議などとおして教職員が共通認識をもつよう取り組んでいきます。また，保護者，警察など関係機関と連携して情報収集を行い，取り組んでいきます。

児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動とおして，児童生徒が暴力行為を自分自身の問題としてとらえ，暴力のない学校にしていくよう指導します。

[Q 3] 繰り返し暴力行為が行われたり，教職員に暴力をふるう場合はどうしたらよいでしょうか。

[A]

暴力行為が続き，教職員の制止をきかなかったり，教職員に暴力をふるう場合は，プロジェクトチームをつくり，組織的に対応します。また，PTA集会などを行って現状や取組の方針を説明して，状況の理解を求めるとともに，保護者に学校に来てもらい，校内を見回ってもらったり授業を見てもらうなどの協力を求めます。

入院，治療が必要であったり，学校だけの指導では解決が困難であると考えられたりする場合は，迅速に，警察など関係機関と協力して取り組みます。状況によっては，保護者と連携し被害届を出します。

(4) 法令

刑法

第41条 14歳に満たない者の行為は，罰しない。

第204条 人の身体を傷害した者は，15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは，2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第261条 前3条に規定するもののほか，他人の物を損壊し，又は傷害した者は，3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

5 金銭(品)強要(恐喝)の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 金銭(品)強要は、力関係の優位を利用して相手に脅威をあたえ、金銭(品)を強要する行為であり、絶対に許されない犯罪行為です。

イ 金銭(品)強要は集団によって行われることが多く、罪の意識が薄くなり、何度も繰り返したり、金額が大きくなったりするなど、エスカレートしていく場合もあります。また、集団の力で威圧したり、いろいろな口実を用い巧妙な手口で行われています。そのため、実態が見えにくくなっており、被害者は、誰にも相談できず一人で悩み、被害が深刻になっていく傾向があります。

ウ 学校としては、被害の兆候や実態をできるだけ早くとらえ、家庭と連携して組織的に取り組むことが必要です。また、教育相談体制を整備するなど被害者が相談しやすい雰囲気をつくります。

エ 被害者が被害を訴えることは自分を守るだけでなく、犯罪を許さない社会をつくるうえで勇気ある行動であることを日常的に児童生徒に指導しておくことが大切です。

また、加害者も外部の者などから金銭(品)強要を受けている場合があります、より大きな犯罪行為に至るのを防ぐためにも、被害を訴えることが大切であるということを指導することが必要です。

オ 学校だけで解決しようと抱え込まず、警察など関係機関と連携することが必要です。

(2) 留意点

ア 持ち物や金銭を安易に貸し借りしないこと、不要な金品を持ち歩かないこと、金品の管理を徹底することなどを児童生徒に指導しておきます。

イ 学校が保護者と協力して、金銭(品)強要は絶対に許さないという規範意識を持たせるよう指導します。

ウ 日常的に、児童生徒の欠席、遅刻、早退、授業の状況、態度や服装の変化、友達との会話などの人間関係や小さな変化を見逃さない態勢をつくっておきます。

エ 気になる児童生徒の情報を、全教職員で共有し、家庭と緊密な連携をと

り，組織的に取り組みます。

オ 児童生徒が，悩みや不安などを気軽に相談できる教育相談体制の整備を図ります。

カ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動で，金銭（品）強要について「どうしたらなくなるか」話し合わせ，児童生徒の力で金銭（品）強要のない学校にしていくよう指導します。

キ 保護者に対して，物を大切にすること，人の物を絶対にとらないこと，安易に貸し借りしないこと，不要な金品の貸し借りをしないことなどを，子どもに対して徹底して指導するように依頼しておきます。また，家庭で兆候をつかめる場合は，すぐ学校に連絡・相談するよう，協力を求めています。

ク 金銭（品）強要が起こった場合は，個人面接をしたり，アンケートを行うなど，事実を明らかにして，毅然とした態度で取り組みます。また，被害の程度によっては，警察など関係機関と連携して取り組んだり，緊急のPTA集会などで経過と指導方針を説明して協力を求めます。

ケ 金銭（品）強要は，外部とのつながりがあり，「集金システム」になっている場合が考えられるので，警察との連携，校種間の情報交換，地域の情報を収集して，対応することも必要です。

(3) Q & A

[Q 1] 金銭(品)強要（恐喝）には，どんな形態がありますか。

[A]

次のような形態があります。

「金を出せ」「品物をもってこい」などの直接的な方法
弁当やジュースを買いに行かせて，代金の一部や全部を負担させる方法

unnecessary チケットやパーティー券，ステッカーや品物などの購入を迫ったりする方法

「カンパをしてくれ」「ちょっと貸してくれ」などと口実を用意し

ておくなどの方法

トランプや麻雀などのゲームに無理やり引き込んで巻き上げる方法

些細な衣服の汚れや物品の破損や身体の接触で、「クリーニング代を出せ」「弁償をしろ」「治療費を払え」などと迫る方法

[Q 2] 金銭(品)強要(恐喝)には、どんな兆候がありますか。

[A]

次のような兆候が見られたら保護者と連携をとり、きめ細かな注意を払って実態の把握に努め適切な指導を行います。

学校で

- ・呼び出しを受けたりしている。
- ・何かにおびえたり態度がそわそわしている。
- ・無断で遅刻や欠課や早退をすることがある。
- ・校内のあまり人の行かないところへ行く。
- ・他の児童生徒の弁当やジュースを買いに行かされている。
- ・急に服装が乱れたり、言葉遣いや態度が反抗的になる。
- ・校内で金銭(品)の盗難がある。
- ・金銭(品)の貸し借りが目立つ。
- ・暴走族が学校に現れたり、周りを走り回る。

家庭で

- ・会話が急に少なくなったり、視線を避けたりする。
- ・態度がぶっきらぼうになったり、粗暴になる。
- ・小遣いを前借りしたり、不審な理由でお金をほしがったりする。
- ・保護者のサイフから金銭がなくなる。
- ・洋服や持ち物が増えたりなくなったりする。

生徒指導資料No.18「金銭強要(恐喝)について」
(平成10年9月広島県教育委員会)参照

[Q 3] 金銭(品)強要(恐喝)の加害者へはどう指導したらよいですか。

[A]

金銭(品)強要は、犯罪行為であり絶対許すことのできない行為であることを保護者と協力して理解させます。

本人に自己責任を自覚させ、自分で返済したり、被害者の精神的な安定が図れるよう努力するなど、具体的な行動によって責任をとらせる取組が大切です。

また、加害者が外部の者などから被害を受けていたり、会費などを強制されている場合も考えられるので、保護者と連携して、警察など関係機関と密接な連携をとり指導します。

[Q 4] 金銭(品)強要(恐喝)に注意しておいた方がよい時期などがありますか。

[A]

中学や高校の1年生にとって入学したばかりの頃は、今までと異なる人間関係の中でいろいろな葛藤や軋轢が起きるため、力による人間関係ができやすく、注意して指導することが必要な時期です。それ以外の学年にとっても新年度の始まりは、同じような理由で気をつけておくべき時期です。

また、長期休業の前後や休日前などは、遊ぶ金欲しさの金銭(品)強要が行われやすく、児童生徒の状況を把握することが必要です。特に、週末には暴走族の集会が行われ、その資金がいるため、金銭(品)強要が行われやすいといわれており注意が必要です。

(4) 法令

刑法

第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

6 暴走族やチーマーなどの指導について

(1) 基本的な考え方

ア 暴走行為は、道路交通法に違反しているばかりでなく、騒音や走行方法などで他に大きな迷惑をかけ、自他の生命の安全を脅かす許すことのできない犯罪行為です。

暴走行為をする者は、集団化しやすく、また集団へと吸収されやすくなり、いわゆる暴走族として、集団の力をかりて粗暴化し、金銭（品）強要や暴力事件など、さらに深刻な犯罪へと発展するケースが多く見られます。これに似たグループにチーマーがあります。

暴走族やチーマーは、金銭（品）強要や暴力行為やバイク盗などいろいろな犯罪行為を起こしています。

イ 暴走族やチーマーなどのグループは、そのメンバーを集めるのに学校での友人関係を利用したりすることが多く、一旦グループに入った児童生徒は、やめようとしてもやめにくい状況があります。

暴走族やチーマーの背後には、「面倒見」と呼ばれる暴力団の存在があるケースが多く見られます。

ウ 暴走族やチーマーへの指導は、学校と保護者と地域と警察など関係機関が連携して、加入防止の取組や、加入してしまった児童生徒に早くやめさせる取組を行います。

(2) 留意点

ア 児童生徒が学校生活で充実した活動ができ、学校において自己存在感を持てる場や機会を多くつくるなど、学校とのつながりを深め、暴走族やチーマーなどに興味を持たせないよう取り組みます。

イ 家庭、地域、警察と連携協力して、入学後の早い時期に全校児童生徒を対象とした交通安全教室や防止教室を開くなど、絶対に入らせない指導を徹底するとともに、加入してしまった児童生徒には、できるだけ早く脱退させるよう取り組みます。

ウ 全校集会や学年集会や学級（ホームルーム）活動で、暴走族やチーマーの犯罪行為の実態や恐ろしさなどを知らせるとともに、暴走行為を見に行かないよう指導を徹底します。

(3) Q & A

[Q 1] 暴走族とはどんな組織ですか。

[A]

暴走族とは、かつてはいろいろな名前と呼ばれていたものに、警察庁が統一してつけた呼称であり、「道路交通法第68条の規定に違反する行為その他道路における自動車又は原動機付自転車の運転に関し、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を集团的に行い、又は行うおそれがある者」としています。

県内の暴走族のメンバーは14, 15歳から18歳までの少年で構成されており、代々受け継がれる総長をトップに副総長や親衛隊長やその他構成員がおり、階層構造をなしています。例えば、広島市内中心部のグループは11月の胡子大祭(えびすたいさい)の時期に高校3年の年代から1年下の年代に代替わりをし、総長の特攻服を受け継ぐといわれています。

暴走族は10数人のグループであることが多く、同じ学校の同級生や先輩等の友人関係から誘われる場合がほとんどです。

また、女子の暴走族もあり「レディース」と呼ばれています。

それぞれの暴走族は、「面倒見」と呼ばれる暴力団の構成員もしくは暴力団に近い存在の後ろ盾を頼んでおり、毎月の会費を出し暴走族間での抗争などの仲裁を依頼している実態があります。この「面倒見」は、暴走族の集会などで実質的な指示を出している場合があります。

この「面倒見」が複数の暴走族を束ねて、連合会をつくっている場合もあります。

暴走族の構成

総長：暴走族グループのまとめ役。

副総長：総長に次ぐもので、総長がいないときに総長に代わってグループをまとめる。

親衛隊長：総長を守る役目であるが、通常「旗持ち」と言われており集会時等に旗を揚げ、また保管している。

特攻隊長：喧嘩などのときに一番に突っ込んで行く役。

二輪隊長：隊列の周りを走って警察の追尾を妨害したり、交差点などで一般車両を止める役。

暴走族は一旦解散しても、交友関係から再び活動を始めることがあり、日頃から家庭や警察と連携して情報を集め、迅速な対応ができるよう努めることが大切です。

[Q 2] チーマーとは何ですか。

[A]

チーマーは、昭和の終わりから平成にかけて東京渋谷の街に独特のファッションでたむろし、問題行動を繰り返していたグループの総称と言われています。近年、各地のターミナルや繁華街に同じようなグループができ、全国的な広がりをもっています。

県内でも各地にグループができていますが、グループそのものがあやふやなため全体像がつかめないのが実状です。

チーマーはチームごとのシンボルカラーをもったり、服装や靴などに共通の特徴をもったりしています。

チーマーは暴走族と比べ明確な集団の決まりがあまりなく、これらのグループが暴走行為をすれば暴走族に移行するなど曖昧な存在です。

チーマーは組織としてのまとまりがないことや集団心理により、一般の人に平気で迷惑をかけたり、女性に声をかけたり(ナンパ)、金銭(品)強要や暴力行為などの犯罪を引き起こしたりする場合があります。

また、女子の場合は、ギャルチームと呼ばれ、派手な化粧をして集まり、ゲームセンターやコンビニの駐車場などにたむろし、座り込んで話し込んだり、喫煙をしたりするなど迷惑行為を繰り返しています。

[Q 3] 暴走族に加入する動機は、どのようなものでしょうか。

[A]

県警が実施したアンケート調査の結果によりますと、暴走族に加入した動機としては、次のようなものがあります。

| | |
|-----------------|-----|
| 友だち・先輩に誘われた | 33% |
| 車やバイクが好き | 27% |
| 格好いいから | 20% |
| 家庭・学校がおもしろくなかった | 9% |
| 仲間が欲しかった | 7% |
| 他の仲間に威張りが欲しかった | 3% |

(平成15年度版「暴走族の現状」広島県暴走族対策会議等資料より)

先輩や友達に誘われて暴走族に加入した少年が33%と最も高くなっています。

また、車やバイクが好きだから、格好いいからなど、大半の少年が暴走族の実態を知らないまま加入している状況もあります。

近年、インターネットや携帯サイト等を使ってメンバーを募集するなど、県内各地から構成員が集まるグループもあります。

[Q 4] 暴走族やチーマーなどの加入防止のためには、どうしたらいいですか。

[A]

次のようなことをします。

教職員が暴走族やチーマーなどの実態を正確に知るための研修を行います。

所轄の警察と連携して防止教室を開き、児童生徒や保護者に暴走族やチーマーなどの実態や犯罪性を十分知らせ、加入を防止することについて学習をします。

家庭、地域、警察と密接に連携して、暴走族の動きや人間関係などの情報を集め、協力して取り組みます。

[Q 5] 暴走族やチーマーを離脱させるにはどうしたらいいですか。

[A]

学校と家庭が協力して、加入している児童生徒にやめるよう粘り強く説得したり、警察で行われている暴走族離脱の説得活動に協力したり、保護者の会をつくるなど、学校、家庭、警察が一体となって取り組みます。保護者に対して、真剣に正面から向かう姿勢を子どもに見せることが脱会させることにつながることを理解してもらうことが大切です。また、学校、家庭、地域及び警察など関係機関が連携し、地域ボランティア活動やその他のグループ活動に参加させ、活躍できる場をつくるなど社会に役立っているという実感をもたせます。

(4) 法令・例規

ア 道路交通法

(共同危険行為等の禁止)

第68条 2人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において2台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第88条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

- 1 大型免許にあつては21歳(政令で定める者にあつては、19歳)に、中型免許にあつては20歳(政令で定める者にあつては、19歳)に、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあつては18歳に、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許にあつては16歳に、それぞれ満たない者 (抜粋)

イ 広島県暴走族追放の促進に関する条例

(平成11年12月21日、広島県条例第39号)

(目的)

第1条 この条例は、暴走族による暴走行為が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、暴走族追放の促進に関し、県、県民、事業者、自動車等の運転者等の責務を明らかにし、これらの者が一体となって暴走族のいないまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって県民生活の安全と平穩に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 自動車等 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 少年 20歳未満の者(婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。)をいう。
- 3 保護者 少年法(昭和23年法律第168号)第2条第2項に規定する者をいう。
- 4 暴走行為 法第68条の規定に違反する行為又は自動車等を運転して集団を形成し、法第7条、法第17条、法第22条第1項、法第55条、法第57条第1項、法第62条若しくは法第71条第5号の3の規定に違反する行為をいう。

5 暴走族 暴走行為をすることを目的として結成された集団をいう。

6 暴走族追放 暴走族による暴走行為の防止 暴走族への加入の防止又は暴走族からの離脱の促進等を図ることにより 暴走族のいない社会を築くことをいう。

(県の責務)

第3条 県は、第11条の規定による基本方針に基づき、暴走族追放の促進に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(県民の責務)

第4条 県民は、この条例の目的を達成するため、前条の規定による施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、暴走族が少年の健全な育成を阻害するおそれがあることを踏まえ、その監護に係る少年を暴走族に加入させないように努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該暴走族から離脱させるよう努めなければならない。

(学校、職場等の関係者の責務)

第6条 学校、職場その他の少年の育成に携わる団体の関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、当該団体に属する少年に対し、暴走族への加入の防止に関する活動を行うなど暴走族のいないまちづくりに努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 自動車等若しくは自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、県が実施する暴走族追放の促進のための施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、暴走行為を助長することのないよう努めるものとする。

2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、県が実施する暴走族追放の促進のための施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、法第62条又は法第71条の2の規定に違反することが外観上明らかな自動車等の運転者に、燃料を販売することにより、暴走行為を助長することのないよう努めるものとする。

(自動車等の運転者の責務)

第8条 タクシー、トラックその他の自動車等の運転者は、暴走行為を発見したときは、速やかに、その旨を警察官に通報するよう努めるものとする。

(公園等管理者の責務)

第9条 公園、駐車場、空き地その他の場所で、暴走族が暴走行為をする際に常習的に集合する場所の管理者は、暴走族の集合を禁じる旨を掲示するなど暴走族を集合させないための措置を講じるよう努めるものとする。

(道路管理者等の責務)

第10条 道路を設置し、又は管理する者は、暴走族が常習的に暴走行為を

する道路について、暴走行為を防止する措置を講じるよう努めるものとする。

(基本方針)

第11条 県は、暴走族追放の促進のため、次に掲げる事項を内容とする基本方針を策定するものとする。

暴走族追放の促進に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する基本的な事項

暴走族への加入の防止に関する基本的な事項

暴走族からの離脱の促進に関する基本的な事項

前3号に掲げるもののほか、暴走族追放の促進に関する基本的な事項

2 県は、前項の規定による基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(保護者への要請)

第12条 公安委員会は、暴走族に加入していると認められる少年の保護者に対して、少年の健全育成の観点から当該少年を暴走族から離脱させるよう指導することを要請することができる。

(関係機関への要請)

第13条 県は、暴走族追放の促進に関する施策の実施について、必要に応じ、関係機関に対して協力要請を行うものとする。

(情報の提供等)

第14条 県は、県民、事業者等に対し、暴走族追放の促進に関する施策の効果的な推進を図るための情報の提供又は技術的な助言に努めるものとする。

(暴走族相談員)

第15条 公安委員会は、暴走族追放の促進を図るため、社会的に信望があり、かつ、暴走族追放に関し熱意と識見を有している者に対し、次に掲げる相談業務等を行うことを委嘱することができる。

暴走族への加入の防止に係る相談業務

暴走族からの離脱の促進に係る相談業務

前2号に掲げるもののほか、暴走族追放の促進に関する相談業務及び活動

2 前項の規定により委嘱を受けた者は、暴走族相談員と称する。

3 暴走族相談員は、正当な理由がなく、その委嘱を受けた業務を行うに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。暴走族相談員でなくなった後も、また同様とする。

4 暴走族相談員に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(委任)

第16条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 少年に対し、暴走族を結成し、若しくは暴走族へ加入することを強要し、又は暴走族から離脱することを妨害する行為
- 2 少年に対し、他の少年が暴走族を結成し、若しくは暴走族へ加入することを強要させ、又は他の少年が暴走族から離脱することを妨害させる行為
- 3 少年に対し、他の少年を暴走族へ加入するよう勧誘する行為
(暴走族少年からの金品受領等の禁止)

第17条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

暴走族に加入している少年(以下「暴走族少年」という。)から、暴走族の存続を助長し、又は暴走行為をすることを容認する対償として、会費、面倒見代(暴走族の面倒を見る名目の金員をいう。)、祝い金、見舞い金その他名目のいかなを問わず金品を受領する行為

暴走族少年から、暴走族相互間の紛議又は紛争の解決を図る対償として、みだりに金品を受領する行為

暴走族少年に対し、みだりに、興行の入場券、パーティー券その他の物品を販売させ、又は配布させ、その他役務を提供させる行為

暴走族少年に対し、みだりに物品を購入させる行為

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第19条 指定暴力団等の威力を示して、第16条又は第17条の規定に違反する行為を行った者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

ウ 広島県暴走族追放の促進に関する基本方針

(平成12年6月26日、広島県告示第650号)

「本県の暴走族は、平成11年の胡子大祭における傍若無人な行動に象徴されるように、凶悪化・粗暴化が進行し、その背後には暴力団が存在するなど、大きな社会問題になっている。

暴走族の実態をみると、その構成員の大部分が少年で、警察からの取締りを継続的に受けながらも新たに構成員を勧誘するなどして、世代交代を繰り返し、存在し続けている。

こうした現状を是正し、広島県暴走族追放の促進に関する条例(以下「条例」という。)の目的である安全で平穏な広島の実現を図るため、ここに、暴走族追放の促進に関する基本方針を定める。

- 1 暴走族追放の促進に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する基本的な

事項

県は、関係機関・団体と密接に連携を図りながら、次の点などについて、あらゆる機会及び広報媒体を活用して広く県民に周知させ、暴走族追放の促進についての県民意識の啓発及び高揚を図るよう努めるものとする。

- 1 暴走族の実態及び暴走族が社会に与える悪影響
- 2 県民ぐるみで暴走族による暴走行為などを許さない環境づくりを行うことの重要性
- 3 暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進の重要性

2 暴走族への加入の防止に関する基本的な事項

暴走族への加入の原因としては、少年自身の問題、家庭の問題、学校や職場の問題、地域での問題など、様々な要因が絡み合っている。県は、関係機関・団体と密接に連携を図りながら、保護者、職場関係者などに対し、少年の暴走族への加入の防止について理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、県は、学校、職場などに働き掛け、暴走族に関する少年たちの意識調査を行い、その実態を踏まえた上で適切な対策を講じるものとする。

このほか、県は、暴走族追放に関する各種イベントなどの開催を通じて、暴走族への加入の防止について徹底を図っていくものとする。

3 暴走族からの離脱の促進に関する基本的な事項

本県の暴走族は、暴力団と深いかかわりをもつなど、一度暴走族に加入すると、そこからの離脱が極めて難しい状況にある。したがって、暴走族構成員を離脱させるためには、その保護者や、警察、学校、職場などの関係者が一体となった取組みが必要である。県は、関係機関・団体との密接な連携の下に、暴走族からの離脱希望者（以下「離脱希望者」という。）及びその保護者に対し、当該離脱希望者が暴走族から完全に離脱できるよう最大限の支援を行っていくものとする。

また、県は、暴走族からの離脱者（以下「離脱者」という。）及び離脱希望者について、ボランティア活動を通じた社会参加活動や文化スポーツ活動などへの参加を促し、離脱者及び離脱希望者の居場所づくりや目的づくりを推進するとともに、これらの者が健全な社会生活を送ることができるよう必要な学業の促進や就労の支援を行うことなどにより、離脱希望者の暴走族からの完全離脱の促進及び離脱者の暴走族への再加入防止に努めるものとする。

4 その他暴走族追放の促進に関する基本的な事項

1 広島県暴走族対策会議の設置

県民一体となった暴走族対策を強力に推進するため、県・関係機関・団体によって「広島県暴走族対策会議」を設置するものとする。

2 暴走族相談員に対する支援

県は、条例第15条の規定に基づき暴走族相談員が行う暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進に関する活動を積極的に支援するものとする。

3 事業者、運転者等に対する要請など

県は、条例第7条に規定する自動車の販売事業者などとの密接な連携に努めるとともに、これらの事業者などに対する適切な助言、要請及び情報提供に努めるものとする。

また、タクシー、トラックその他の自動車などの運転者に対して暴走族に関する情報提供に努めるものとする。

4 公園管理者、道路管理者等に対する要請など

本県の暴走族は、暴走行為を行うほか、特異な服装で集会を開催し、県民に多大な不安感と恐怖感を与えている現状にある。県は、条例第9条及び第10条の規定に基づき公園、駐車場など暴走族が常習的に集合する場所の管理者及び道路管理者が講じる措置について助言、要請及び情報提供に努めるものとする。

5 市町村に対する協力要請など

市町村は県民にとって最も身近な自治体であり、暴走族追放対策に関しては市町村の協力が不可欠である。県は、市町村に対して、暴走族に関する助言及び情報の提供に努めるほか、自主的な暴走族追放の促進に関する施策の展開を要請するとともに、必要に応じて県が実施する施策への協力を要請するものとする。

6 暴走族追放運動強化月間の設定

県は、暴走族追放に関する県民の意識の啓発及び高揚を図り、暴走族追放運動を強力に推進するため、毎年6月を「暴走族追放運動強化月間」と定め、暴走族の追放に役立つ各種の施策を実施するものとする。」

エ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼

暴走族対策の強化について

平成13年2月5日
暴走族対策関係省庁
担当課長等会議申合せ

最近の暴走族は、従来からの各般の対策にもかかわらず、主に二輪車による深夜のゲリラ的な爆音走行、主に四輪車による、港湾地区、山岳道路等におけるドリフト行為やローリング行為、一定区間における違法な競争行為等の暴走行為を敢行することにより、交通の危険を生じさせ、一般の運転者や歩行者に迷惑を及ぼし、国民の平穏な生活と交通の秩序とを著しく害している。

また、最近では、グループ同士の対立抗争やグループ内のリンチなどによる殺人、傷害致死等の事件、一般人を巻き込んだ集団不法事案、交番等への襲撃事案、取締り中の警察官等に対する公務執行妨害事案等が多発するなど、暴走族による不法事案がますます凶悪化、粗暴化しており、大きな社会問題となっている。

このような最近の暴走族の実態や、これに対する国民の強い取締り要望

にかんがみ，暴走族をさらに強化するため，関係省庁は，当面，下記の施策を強力に推進することとする。

記

1 暴走族追放気運の高揚

暴走族を許さない国民世論の形成については，暴走族追放キャンペーン活動を始めとする諸活動の推進により，相当の成果がみられるところであり，今後も，暴走族追放気運の一層の盛上げを図る。

関係省庁においては，暴走族追放に向けた広報啓発活動を積極的に推進するとともに，報道機関等に対して暴走族の実態等の報道に資する資料の提供を積極的に行う。

また，一部の地方公共団体においてみられる，暴走族根絶のための「暴走族根絶条例」の制定，暴走行為と密接に関連する行為に対する罰則規定を市民安全条例等へ盛り込むための検討等の動きが全国に波及しつつある状況を踏まえ，こうした各地方公共団体の取組みを支援する。

さらに，地域における暴走族追放気運を一層盛り上げるとともに，暴走行為を始め暴走族による各種犯罪等を抑止するため，地域住民参加による「暴走族根絶運動」「暴走族追放大会」等の開催など，暴走行為を許さない地域づくりのための具体的活動が行われるよう支援する。

2 家庭，学校等における青少年の指導の充実

(1) 家庭に対する支援等の充実

暴走族少年に係る家庭内の困りごと等に対する相談窓口を設けるなど，支援活動の一層の推進を図る。

また，青少年に対する「暴走をしない，させない，見に行かない」運動の指導が家庭において適切に行われるよう，地域における暴走族の実態等に関する広報啓発用資料の配布など，家庭に対する各種活動を一層充実する。

(2) 中学校，高等学校等における生徒指導の充実

中学校，高等学校等においては，同級生，同窓生又は出身校の卒業生による勧誘を契機とする暴走族への加入を防止するため「暴走族加入阻止教室」の開催等を通じて，暴走族の悪質性，危険性についての理解を深めさせる。併せて，警察等関係機関との連携・協力の下に必要な応じて街頭補導等を行うなど，学校における生徒指導の一層の充実に努める。

また，高等学校等においては，二輪車を利用する生徒を中心に，運転の実技を含む安全運転指導の強化を図る。

(3) 暴走族からの離脱指導等の強化

少年補導員等の民間ボランティア，保護司（会），少年サポートセンター等との連携の下に，暴走族の解体，暴走族への加入阻止，暴走族からの離脱等の支援，指導等を徹底する。また，暴走族相談員制度の創設についても支援を行う。

なお，暴力団との関わりがあることが明らかになった暴走族少年につい

ては、その実態を解明するとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

3 暴走行為阻止のための環境整備

(1) 道路交通環境の整備

暴走行為が頻発している道路については、可能な限り、中央分離帯等の整備、路面への一定間隔での薄層舗装の設置及び二輪車の通行禁止等の交通規制を効果的に実施することにより、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。

(2) 暴走族等のい集場所として利用されやすい場所の管理

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい広場、港湾地域等については、い集や暴走行為ができないよう管理を徹底する。特に、深夜については、可能な限り、立入禁止等の措置を講ずる。

現に暴走族のたまり場となっているコンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケボックス等24時間営業の施設の駐車場等については、管理者の協力を得て、管理権に基づく所要の措置を講ずる。

4 暴走族に対する指導取締りの強化

(1) 指導取締りの強化

集団暴走行為、爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。併せて、指導取締りをより効果的に推進するため、体制及び装備資機材の充実を図るとともに、罰則の強化について検討し、必要な措置を講ずる。

また、暴走行為を行う車両の多くを占める不正改造車両を排除するため街頭車両検査等取締りを強化する。

さらに、暴走行為を行う二輪車の多くがナンバープレートを取り外し又は折り曲げるなどの隠ぺい行為を行っていることから、その表示義務違反についての取締りを徹底する。

(2) 関係省庁、関係機関等の連携

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間「社会を明るくする運動」等の青少」年関係運動と連動し、関係省庁の連携の下「暴走族追放、取締強化月間」を全国一斉に強力に展開する。

また、大規模な集団暴走事案の重点的かつ集中的な取締りのため、関係省庁・団体等の連携により、総合的な取締り体制の構築及び具体的な取締り計画の策定を行うとともに、その効果的な実施を図る。

さらに、暴走族事案の取締り等を行う現場において、警察、道路管理者等による迅速かつ効果的な事案処理がなされるよう、必要な支援を行う。

5 暴走族関係事犯者の再犯防止

保護処分中の暴走族少年に対しては、再犯防止を図るため、実効ある矯正教育、保護観察を推進する。特に、不正改造車両の再使用の防止については指導の強化に努める。

また、暴走族少年に対する保護観察を充実するため、保護観察官に対して二輪車を中心とした交通研修の促進を図る。

さらに、暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行うとともに、処分者講習については、特別学級を編成するなど、再犯防止のための講習内容の充実を図る。

6 車両の不正改造の防止等

(1) 車両の不正改造の防止

不正改造車両を排除するため、自動車部品の販売者に対し、不正改造を容易にする自動車部品の販売自粛及び顧客に対する自動車部品の装着方法等の説明を徹底するよう、関係機関が協力して指導を行う。

また、最近のインターネット等による自動車部品の通信販売実態にかんがみ、これらの販売業者に対しても、同様の指導を行う。

さらに、不正改造に関わっている改造業者等に対しても指導取締りを強化する。

(2) 爆音防止対策の推進

道路運送車両の保安基準等の改正により、騒音規制の強化が図られてきているが、今後も、技術開発の動向を踏まえ、さらなる規制強化について検討するとともに、より実効性のある不正改造車対策について検討を進める。

(3) 自動車関連業界に対する指導等

暴走行為に使用される二輪車等に盗難車両が多いことから、関係業界に対し、マスターキーを使用せずにエンジンの始動が可能となる車種の改善等盗難防止対策を講じるよう、指導を徹底する。

また、エンジン番号や車体番号を塗りつぶすなどしている場合においても所有者の検索を可能とする措置を講ずるよう、協力を求める。

7 施策の効果的な推進のための組織の設置等具体的活動の支援

(1) 地方公共団体に対する支援

暴走族問題が地域社会に深く関わる問題であることにかんがみ、地方公共団体における暴走族根絶のための具体的活動をより効果的に推進することができるよう「暴走族対策会議」が決定した対策を迅速に推進する方策（例えば、暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」等の設置を行うなど）について情報提供等必要な支援を行う。

(2) 関係団体に対する依頼

自動車関係団体、青少年育成関係団体、交通安全関係団体等に対し、暴走族対策の効果的な実施のため、地方公共団体が講ずる具体的活動の推進への協力を依頼する。

7 窃盗・万引きの指導について

(1) 基本的な考え方

ア 窃盗・万引きは，他人の財産権を侵害する重大な犯罪行為です。

イ 自転車盗や万引きなどは，初発型の問題行動と呼ばれ，罪の意識が薄く，児童生徒の問題行動の中で高い割合を占めています。

また，このことがきっかけとなり深刻な問題行動に至る場合も多く見られます。

ウ 窃盗・万引き等の盗みに対しては，家庭と協力して重大な犯罪行為であることを認識させるなどの予防的な指導が重要です。また，盗みを行った児童生徒に対しては，その背景を把握するとともに，再発防止の指導を行うことが必要です。特に，初期の指導が再発防止の観点から大変重要です。

(2) 留意点

ア 日常的に物を大切にできるよう指導し，金品など貴重品の自己管理を徹底させ，持ち物には名前を書くよう家庭と協力して指導します。

イ 地域の商店街などに協力を依頼し，窃盗・万引きについて被害の実態を聞いたり，学級（ホームルーム）活動で「何がいけないか」「どうすればなくなるか」など集団で考えさせたりして，自ら「まちがったことは許さない」という態度を育成します。

また，窃盗・万引きは犯罪行為であることを自覚させるとともに，自分の生き方を見失わせることに気づかせて，窃盗・万引きは絶対しないとの規範意識や自律心を育てます。

ウ 窃盗・万引きをした児童生徒には，将来展望を確立させるよう個別指導を充実し，学校での活動に専念させる指導や援助に努めます。また，児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動等を充実させ，学校や学級への所属感を高め居場所をつくります。

エ 児童生徒が，悩みや不安などを気軽に相談できる教育相談体制の整備を行います。また，窃盗・万引きを繰り返す児童生徒は，心の問題がある場合もあり，相談機関と連携して取り組む必要があります。

(3) Q & A

[Q 1] 窃盗・万引きに対して「お金を払いさえすればよい。」という保護者に対して，どう理解を求めればよいですか。

[A]

お金を払うことだけで、すべてを解決しようとするのは間違っており、また、こうした解決方法をとることは、善悪を判断できず、社会に対して正しい責任をとれない人間にすることを、理解してもらうよう粘り強い指導を継続します。

[Q 2] 窃盗・万引きをする児童生徒に対してどんな指導がありますか。

[A]

窃盗・万引きの動機には、遊び感覚やスリルを求めるもの、衝動的なもの、仲間内での自分の位置を高めるためのもの、何でもよいからうっぷんを晴らしたりするものなどが見られます。これらの児童生徒には、罪の意識が薄かったり、見つからなければ何をしてもいいと考えたりするなど規範意識が低い場合が多くあります。窃盗・万引きは犯罪行為であることを自覚させ、家庭と連携して毅然とした態度で指導し、自己責任をとらせるよう指導します。

また、中には仲間にやらされていたり、仲間はずれになることをおそれて窃盗・万引きを行ったりする児童生徒もいます。どんな理由があっても絶対許されない犯罪行為であることを自覚するよう指導するとともに、人間関係の問題やいじめや金銭（品）強要がある場合は、背景などを明らかにしながら集団へ取り組みます。

生徒指導資料No. 26「万引きなど窃盗等の実態と対応について」(平成16年11月広島県教育委員会)参照

[Q 3] 校内で盗難がありました。どうしたらいいですか。

[A]

次のような取組を行います。

事件発生時の児童生徒の動きや被害の実態を、迅速に把握します。
全校集会や学年集会などを開いて、このような犯罪行為は絶対に許

されないこと，被害者の心情をおしはかること，正直に名乗り出ること，何か知っていることがあれば申し出ることなどを指導します。

被害児童生徒の保護者には，できるだけ早く事実を報告し，学校の指導方針を説明して理解を得ます。

場合によっては，PTA役員と連携し，緊急の保護者を開くなど，事件の経過を報告するとともに，指導方針を説明し協力を依頼します。

校内で盗難があった場合は，被害者の保護者と連携したうえで，警察と連携します。

校内であったことについて，各学級（ホームルーム）活動で話し合い，どうしたら盗難がなくなるかを考えさせ実行させます。

貴重品の管理や不要な物品は学校にもってこないことや自分の持ち物には名前を書くことなどを指導します。

教室の移動の際には施錠をしたり，やむを得ずもってきたお金はできるだけ担任や教科担任などにあずけるなど，貴重品や金銭の管理について工夫します。

組織的に校内巡回指導を行います。

[Q 4] 校内で盗難が起きたとき，警察に指紋をとってもらってもよいですか。

[A]

盗難は，犯罪であることから，警察と連携することが基本です。被害者が児童生徒である場合は，保護者と連携することが必要です。

被害届については，盗難品が学校所有であれば校長，教職員所有であれば教職員本人，児童生徒所有であれば児童生徒又は保護者が出すこととなります。

指紋採取を行うかどうかは，警察の判断であり，捜査の過程で必要が生じたときは，警察の捜査に協力します。

なお，校内での盗難について，捜査上必要があるときは指紋を採取する場合もあることを，あらかじめ教職員や児童生徒，保護者に周知しておくことが大切です。

(4) 法令

刑法

(窃盗)

第 2 3 5 条 他人の財物を窃取したる者は窃盗の罪と為し 1 0 年以下の懲役に処す

第 2 5 4 条 遺失物，漂流物其他占有を離れたる他人の物を横領したる者は 1 年以下の懲役又は 1 0 万円以下の罰金若しくは科料に処す

8 性に関する問題行動の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 性は人間としての生き方在り方そのものに関わるものです。周囲の大人は、児童生徒に対して、性の在り方，異性に対する考え方や行動，人間関係のつくり方などが正しく形成されるように努める必要があります。

イ 援助交際と呼ばれることによって、いたずらに罪の意識を希薄化させ、児童生徒が安易に売春行為をするという深刻な状況が見られます。また、売春行為は本来お金に代えられないものを売買するものであり、人間の尊厳を損なう重大な反社会的行為です。児童生徒にこれらの問題点や望ましい性の在り方，生き方を十分考えさせ、自己の確立を支援するとともに、その防止を図ることが大切です。

ウ 児童生徒の売春行為（援助交際）の背景には、規範意識の低下，生活への不満足，お金や物重視の考え方，性の知識の偏りなどがあります。さらに、このことがきっかけになり，覚せい剤などの薬物乱用へ至るなど，より深刻な問題行動へとつながるおそれがあります。

(2) 留意点

ア 出会い系サイト，テレクラ，深夜のアルバイト及び深夜はいかいを通じた人間関係が売春行為（援助交際）につながる 경우가多く，日常の行動を把握しておくことが大切です。

イ 出会い系サイトなど，異性交際に関する情報提供を主な目的とするサイト以外のプロフやブログ，ゲームなどのサイトでも，個人のアドレスや連絡先などを書き込むことで，性に関する問題行動につながる場合もあることを指導します。

ウ 売春行為（援助交際）の未然防止のために，次のことに留意して指導します。

性に関する教育を徹底し，性に対する正しい知識の指導をするとともに，売春行為（援助交際）は，本来お金に代えられないものを売買するものであり，人間の尊厳を損なうものであることを理解させます。

所轄の警察署と連携をとり，防止教室などで売春行為（援助交際）の問題点を学ぶ機会をつくります。

学級（ホームルーム）活動で児童生徒に，売春行為（援助交際）の問題点について，例えばQCのWHY？WHY？を用いて，「なぜ援助交際をするのか」などを考えさせたり話し合わせたりします。

「第2部 問題行動に関する防止学習プログラム」参照

エ 問題の背景には，家庭の性に対する考え方が影響している場合もあり，保護者を対象とした性に関する学習会などを開いたり，資料を提供したりして，生き方と性に関わる学習を深めておきます。

オ 売春行為（援助交際）は過度のお金が入るため，持ち物や服装が派手になったり，生活態度や考え方に変化が見られたりする 경우가多く，これらのことに注意して状況を的確につかむことが大切です。また，家庭や警察と連携し，情報を収集して，その実態を把握します。

カ 売春行為（援助交際）で補導された児童生徒には，次のような点に注意して，家庭と連携して取り組むことが大切です。

被害者でもあるので，プライバシーや本人の心情に配慮して，慎重に対応することが必要です。

単なる叱責や説得に終わらず，売春行為（援助交際）について問題点を考えさせ，自己洞察を深めさせるよう保護者に働きかけます。

他の児童生徒が関係している場合もあるので，人間関係などに注意して，徹底した指導をします。

売春行為（援助交際）に至った心情や背景に迫り，自己の課題を考えさせます。

(3) Q & A

[Q 1] 売春行為（援助交際）は誰にも迷惑かけているわけではないということに対して，どう指導したらよいですか。

[A]

次のような指導をします。

反社会的な行為であることを理解させます。

人間の尊厳や正しい人間関係を失わせ、自分を傷つけ、人生を大切にしていない行為であることを理解させます。

人は生きていく上で必ず社会と関わりをもつものであり、またそうしないと生きていくことはできず、迷惑をかけていないと思うことは独りよがりな考え方であること、社会のきまりを破れば必ず人に迷惑をかけることに気づかせます。

あなたのことを大切に思い、悲しむ人がいることに気づかせます。

[Q2] 「出会い系サイト」とは、どんなものですか。

[A]

「出会い系サイト」とは、面識のない異性との交際を希望する人の求めに応じて、その人の異性交際に関する情報を、インターネット上の掲示板に掲載するなどのサービスを提供しているサイトのことです。

この「出会い系サイト」は、名前を隠して異性と知りあうことができることなどから、近年、犯罪の被害にあう児童生徒が増えています。

また、そのほとんどを中高生が占めているという実態もあります。

[Q3] 児童生徒が「出会い系サイト」を利用して犯罪被害にあわないために、どう指導したらよいですか。

[A]

次のように指導します。

児童生徒が、「出会い系サイト」を利用することは、法律で認められていないことを理解させます。

「出会い系サイト」には、心の隙を狙った恐ろしい罠が潜んでいるといった危険性について理解させます。

携帯電話等に届いた「出会い系サイト」への勧誘メールは、見ないよう指導します。

匿名だから安心と思って興味本位で書き込みをしたり，相手と会ったりしないよう指導します。

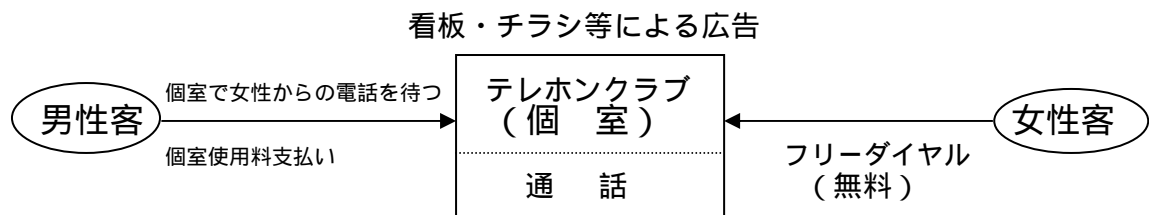
[Q 4] テレホンクラブとはどんなものですか。

[A]

テレホンクラブは通称「テレクラ」と言葉を省略して呼ばれており，次の3つのシステムに分けられます。

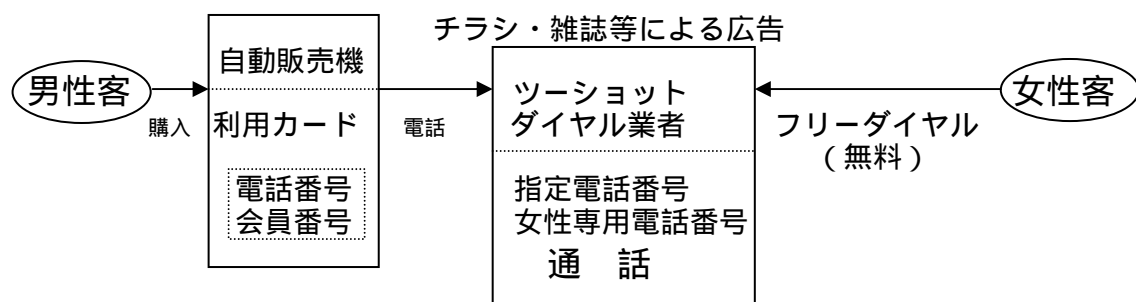
個室型「テレクラ」

男性は，利用代金を支払って個室に入り，女性は，専用のフリーダイヤルで個室で待っている見知らぬ男性に電話をします。受話器を早く取った男性が，その女性と会話できるシステムです。



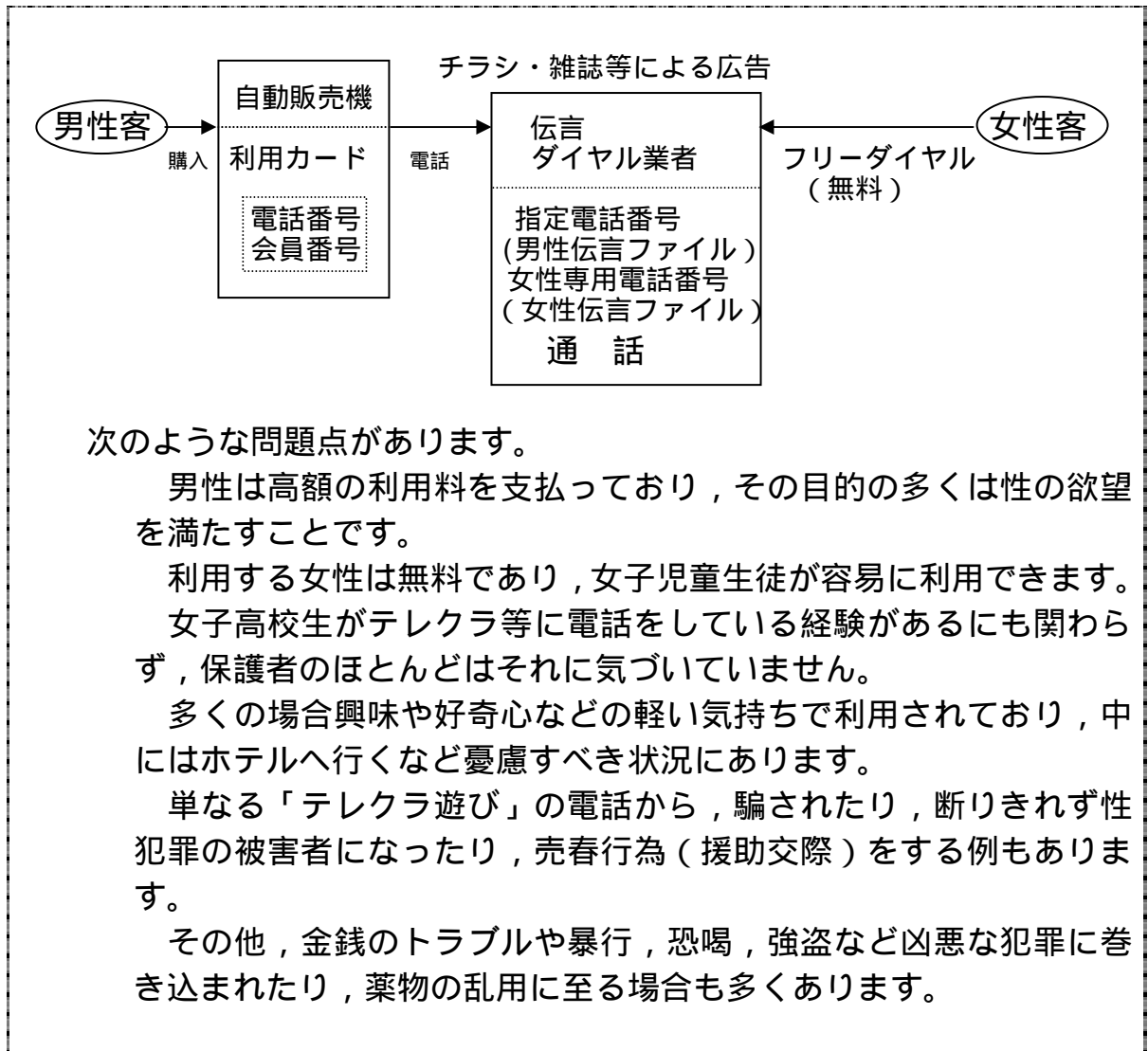
ツーショットダイヤル

男性は，自動販売機で利用カードを購入し，そのカードに記載されている電話番号に電話します。女性は，専用のフリーダイヤルで電話し，営業所内に設置した交換機を通じて見知らぬ男女が会話できるシステムです。



伝言ダイヤル

男性，女性とも電話をかけるところまではツーショットダイヤルのシステムと同じですが，ツーショットダイヤルが交換機によって男女が直接会話するのに対し，伝言ダイヤルは伝言を録音し，それに対する返事を聞くシステムです。



(4) 法令

ア 児童福祉法

（昭和20年12月3日法律第164号）

第34条 何人も，次に掲げる行為をしてはならない。

（中略）

6 児童に淫行をさせる行為

イ 売春防止法

第1条 この法律は，売春が人としての尊厳を害し，性道徳に反し，社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ，売春を助長する行為等を処罰するとともに，性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて，売春の防止を図ることを目的とする。

第3条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

ウ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

(平成15年6月13日法律第83号)

第1章 総則

(保護者の責務)

第4条 児童の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを利用することその他の児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 児童に係る誘引の禁止

第6条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為(以下「禁止誘引行為」という。)をしてはならない。

児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)の相手方となるように誘引すること。

人(児童を除く。第五号において同じ。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

対償を供与することを示して、児童を異性交際(性交等を除く。次号において同じ。)の相手方となるように誘引すること。

対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

第3章 インターネット異性紹介事業の規制

(利用の禁止の明示等)

第10条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業について広告又は宣伝するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、インターネット異性紹介事業者は、国家公安委員会が定めるところにより、その行うインターネット異性紹介事業を利用しようとする者に対し、児童がこれを利用してはならない旨を

伝達しなければならない。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(条例への委任)

第 2 1 条 第 1 2 条から第 1 9 条まで及び前条第 1 項に定めるもののほか，都道府県は，条例により，風俗営業者の行為について，善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し，又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

(禁止行為)

第 2 2 条 風俗営業を営む者は，次に掲げる行為をしてはならない。

- 2 営業所で，18 歳未満の者に客の接待をさせ，又は客の相手となつてダンスをさせること。
- 3 営業所で午後 1 0 時から翌日の日出時までの時間において 1 8 歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- 4 1 8 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

オ 広島県青少年健全育成条例

(テレホンクラブ等営業などに係る自主規制)

第 2 4 条の 2 テレホンクラブ等営業を営む者又は利用カード等を販売する営業 (以下「利用カード等販売業」という。) を営む者は，テレホンクラブ等営業に係る設備を青少年に利用させないように努めなければならない。

(自主規制の相互協力)

第 2 5 条 図書類の販売又は貸付けを業とする者，興行を主催する者，がん具刃物類の販売を業とする者，テレホンクラブ等営業を営む者，利用カード等販売業を営む者その他営業を営む者は，相互に協力し，自主的方法を講ずることにより，当該営業に関して青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

(自主規制の指導等)

第 2 7 条 知事は，この章に定める自主規制の実があがるようにするため，営業を営む者その他関係者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

9 薬物乱用の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 薬物乱用は，シンナー，覚せい剤，大麻などの薬物を遊びや快感を得るため不法に使用するもので，たとえ一回でも乱用に当たり，法律で固く禁

じられている重大な犯罪行為です。また，所持しているだけで罪になります。

イ 薬物の乱用は，身体に有害であるばかりでなく，その依存性から人生を悲惨なものにする原因をつくります。

ウ 薬物依存には精神依存と身体依存があり，特に精神依存は，たった一回の薬物摂取経験でも形成されることから，一回使ってみてすぐ止めるということは困難です。

エ 児童生徒の薬物の乱用は，ダイエットに効くなどの誤った知識やファッション感覚や興味本位や好奇心から使用することがあります。

オ 駅前などで声をかけられ入手したり，出会い系サイトやテレクラなどで知り合った相手から入手したり，パソコンや携帯電話，PHSなどを通じて，容易に入手できる状況があります。

(2) 留意点

ア すべての教職員が，薬物乱用に対する正しい知識をもつための研修会を実施する必要があります。

イ 学校における薬物乱用防止指導の最大の課題は未然防止指導です。所轄の警察と連携して防止教室を開き，すべての児童生徒に薬物乱用に対する正しい知識をもたせ，「ダメ，ゼッタイ」と言えるよう指導を徹底します。
また，学級（ホームルーム）活動で，ディベートやロールプレイングを取り入れて，たとえ薬物乱用を進められても，きっぱり断るスキルをもつよう指導します。

ウ 学校通信や保護者懇談会などとおして，薬物乱用について保護者に対する啓発活動や資料提供を行うとともに，家庭と緊密な連携をとることが必要です。

エ 薬物を乱用してしまった児童生徒には，家庭や警察など関係機関と密接に連携して取り組みます。また，プライバシーに配慮したうえで専門家の助言を得ながら，薬物などの有害性について正しく理解させるとともに，それに至った心情や背景に迫りながら，粘り強く取り組みます。

(3) Q & A

[Q 1] 乱用されている薬物にはどんなものがありますか。

[A]

乱用されている薬物には、覚せい剤、ヘロイン、コカイン、LSD（リゼルギン酸ジエチルアミド）、大麻、精神安定剤、向精神薬、鎮痛剤（非麻薬）、催眠剤、シンナー、MDMAなどがあります。その他にブタンガスの吸引などがあります。

[Q 2] 携帯電話やPHSが薬物乱用と関わっていますか。

[A]

携帯電話やPHSは、覚せい剤などの薬物の売買に悪用されている実態があります。これらの通信機器は、時間や場所に制約を受けず連絡を取ることができ、覚せい剤などの薬物が入手しやすい状況があります。安易にこれらの通信機器をもつことは、薬物乱用など様々な問題行動に近づくことでもあることに注意する必要があります。

[Q 3] 薬物乱用をはじめるきっかけは何ですか。

[A]

次のような動機があります。

ファッション感覚で

ダイエットのため

おもしろ半分

快楽の追求

好奇心

あまい言葉にだまされて

受験勉強やイライラから逃避したいので

グループ意識から

気持ちが浮かれているとき
やけになって
頭がスカッとする
疲労回復

自らの意志によるのではなく、遊び友達、同級生、職場仲間などちょっと見たところ信頼のおけそうな身近な人から進められ、いつの間にか薬物を乱用してしまったり、たまたま行った友人宅のパーティーでシンナーやマリファナと出会い、その後乱用を繰り返すといったケースもあります。

また、大麻を「チョコ」、覚せい剤を「スピード」とか「エス」などと呼ぶことで、ファッション的で格好良いというイメージをもったり、注射器を用いないで火であぶって気化させて吸うなど、簡単な吸引方法が広まったり、値段が安くなるなど、児童生徒が安易に乱用に走りやすい深刻な状況があります。

[Q 4] ガspan遊びとは何ですか。

[A]

ブタンガスを乱用するものです。

ブタンガスは、主に燃料として用いられ、プロパンガスと混合されてライター用のガスとして使用されたり、家庭用の卓上ガスコンロや家庭用のプロパンガスの中に含まれ使用されているものです。ブタンガスそのものは、直接脳などに作用を及ぼすことはありませんが、ガス吸引による酸素欠乏による死亡事故や、引火による火災や火傷などの深刻な事態が起きています。

乱用の方法には次の方法があります。

ティッシュペーパー 2 ~ 3 枚にガスをしみこませて、鼻にあて吸引する。(ティッシュと呼ばれる)

ビニール袋の中にガスを入れ、口にあてて直接ガスを吸引する。(ビニールと呼ばれる)

100円ライターや卓上コンロ用のガスボンベなどから、鼻の近くでガスを出して、直接吸引する。(チョクと呼ばれる)

生徒指導資料 No. 14 「覚せい剤等の薬物乱用防止」
(平成8年7月広島県教育委員会) 参照

「覚せい剤など薬物乱用防止のための参考資料（平成8年12月
広島県教育委員会）」参照

(4) 法令

ア 毒物及び劇物取締法

第3条

3 興奮，幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物(これらを含む。)であつて政令で定めるものは，みだりに摂取し，若しくは吸入し，又はこれらの目的で所持してはならない。

イ 毒物及び劇物取締法施行令

(興奮，幻覚又は麻酔の作用を有する物)

第32条

2 法第3条の3に規定する政令で定める物は，トルエン並びに酢酸エチル，トルエン又はメタノールを含むシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)，接着剤，塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料とする。」

ウ 覚せい剤取締法

(所持の禁止)

第14条 覚せい剤製造業者，覚せい剤施用機関の開設者及び管理者，覚せい剤施用機関において診療に従事する医師，覚せい剤研究者並びに覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者から施用のため交付を受けた者の外は，何人も，覚せい剤を所持してはならない。

(使用の禁止)

第19条 左の各号に掲げる場合の外は，何人も，覚せい剤を使用してはならない。

覚せい剤製造業者が製造のため使用する場合

覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者が施用する場合

覚せい剤研究者が研究のため使用する場合

覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者から施用のため交付を受けた者が施用する場合

法令に基いてする行為につき使用する場合

エ 大麻取締法

(大麻取扱者以外の者の所持・栽培・譲渡等の禁止)

第3条 大麻取扱者でなければ大麻を所持し，栽培し，譲り受け，譲り渡し，又は研究のため使用してはならない。

2 この法律の規定により大麻を所持することができる者は，大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。

(禁止行為)

第4条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

大麻を輸入し，又は輸出すること（大麻研究者が，厚生労働大臣の許可を受けて，大麻を輸入し，又は輸出する場合を除く。）

大麻から製造された医薬品を施用し，又は施用のため交付すること。
大麻から製造された医薬品の施用を受けること。

医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか，大麻に関する広告を行うこと。

10 携帯電話などICT機器に係る指導について

(1) 基本的な考え方

ア ICTとは，Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で，電子情報機器の活用だけでなく，通信を介したコミュニケーを通して，人と人との関係性の構築や情報社会の望ましい行動ができる能力の育成といった視点も含んでいます。

イ 近年の携帯電話の急速な普及と機能の高度化により，子どもたちが携帯電話のメールやインターネットを利用する機会が急激に増加しています。このため，子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面に大きな影響を与えています。

ウ 情報通信ネットワークを介して情報社会に直接ふれるようになると，犯罪の被害者にも加害者にもなる危険にさらされるようになるため，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用に関するルールやマナーを身につけさせることが必要です。

エ 児童生徒の発達段階に応じた，情報モラル教育，情報リテラシーの指導計画を立て，指導を徹底することが必要です。

オ 児童生徒の携帯電話の利用をめぐるっては、過度に携帯電話に依存している状況や携帯電話を利用したいじめ・犯罪に巻き込まれたりする問題が指摘されています。携帯電話は、どんな時に必要なのか、何のために使うのかなど、家庭で十分話し合ったり、考えたりするよう働きかけることが大切です。

カ 広島県では、平成21年2月「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」が提案され、取組を進めています。その運動の一環として、学校には、携帯電話を持ち込まないよう指導することとなり、広島県の公立小・中・高・特別支援学校においては、携帯電話の原則持込み禁止の校則を整備し、指導を徹底しています。

(2) 留意点

ア インターネットの世界は公共の場であることや、インターネットの向こうには善意の人ばかりでなく様々な人がいることを意識させます。

イ 学校、家庭、地域を含む社会全体で、様々な機会を通じて、情報通信ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、著作権等に対する対応などを学習させる必要があります。

ウ 児童生徒に対して携帯電話を校内に持ち込まない指導が、単なる呼びかけにならないよう徹底します。

エ 携帯電話を持ち込むことを安易に許可することで、携帯電話の学校への原則持込み禁止が名目だけのものにならないようにします。

オ 授業中に保護者から緊急連絡が必要な場合は、学校を通じた連絡が可能であることを周知・徹底するなど、携帯電話を利用しない連絡方法について具体的に示し、保護者の理解を得ます。また、緊急の場合には、児童生徒が校内から保護者へ連絡できるよう配慮します。

カ 保護者に対して、必要がない限り携帯電話をもたせないよう依頼します。また、やむを得ずもたせる場合には、学校のルールを守るとともに、家庭において、フィルタリングの利用や携帯電話等の使用に係るルールづくりを徹底するなど、学校と家庭が連携した指導を行います。

(3) Q & A

[Q 1] 携帯電話の問題点には、どのようなことがありますか。

[A]

携帯電話には、児童生徒が犯罪等に巻き込まれたり、保護者や教職員の知らない間に有害情報等にアクセスしたりするなど、児童生徒の健全な育成を阻害するなどの問題があります。

例えば、次のような事例があります。

食事中や入浴中にも携帯電話を使用するなど、極度に依存してしまった。

誹謗中傷等をメールで仲間内に配信して、相手を深く傷つけるなどのいじめに発展した。

出会い系サイト等を通じて援助交際を行うグループに参加し、売春を強いられた。

自殺の方法に関するサイトなどをきっかけに、オーバードーズ（薬の過剰摂取）、リストカット等の危険な行為に走った。

覚せい剤や睡眠薬等の販売に関することなど犯罪に関する情報を入手した。

[Q 2] 掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みがあったという相談を受けました。どのように対応すれば良いのでしょうか。

[A]

児童生徒や保護者から相談があった場合は、次に示す手順で迅速に対応します。

誹謗・中傷の書き込み等の相談があった場合、その内容を確認し、掲示板等のURLを控えるとともに、プリントアウトするなどして内容を保存する。

携帯電話の掲示板にはパソコンから見るできないものが多くあり、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

掲示板等の管理者に削除依頼をする。その際、個人のパソコンやメールアドレスは使用しないで、学校等のパソコンやメールアドレスを使用する。（個人情報が悪用される場合がある。）

管理者に削除依頼しても削除されない場合や連絡先が不明な場合、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

管理者やプロバイダに削除依頼しても削除されない場合は、警察、法務局に相談し、対応策を検討する。

「携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル～サイバー犯罪被害防止～」(平成20年7月広島県教育委員会)参照

[Q3] フィルタリングとは、どのような機能ですか。

[A]

フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等に、一定の基準に基づき、アクセスできなくする機能のことです。

フィルタリングについては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、18歳未満の青少年が利用する携帯電話・PHSについては、フィルタリングを利用することが規定されました。（保護者がフィルタリングを利用しない旨を申し出た場合を除く。）

フィルタリングには、2種類の方式があります。

ホワイトリスト方式

子どもにとって安全で有益と思われるウェブサイトのリストを作り、これらのウェブサイト以外は利用できなくなる方式。

ブラックリスト方式

有害なウェブサイトのリストを作り、これらのウェブサイトを利用できなくなる方式。

フィルタリングを利用しても、すべての違法・有害情報から、児童生徒を守れるわけではなく、家庭や地域・学校において、児童生徒を見守ることが大切です。

[Q4] 家庭における携帯電話の使用ルールには、どのようなものがありますか。

[A]

子どもに携帯電話を持たせる場合には、子どもがトラブルに巻き込まれ

ないように、家庭で十分話し合い、ルールを決めることが大切です。わが家の「ケータイルール」10か条(例)には、次のようなものが考えられます。

- 誹謗・中傷、いじめには使わない。
- 家庭では、保護者のいるところで使う。
- 保護者は、メール及び通信記録をチェックできる。
- フィルタリング機能はずさない。
- インターネットに接続するときは、保護者の許可を得る。
- メールの返信「5分ルール」でしばらくしない、しばらくされない。
- 食事中や学習中は、電源を切る。
- 学校のルールを守る。
- 困ったことがあれば保護者に相談する。
- ルールが守れない時は、使用を禁止する。

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」啓発資料
(平成21年3月携帯電話等に係る啓発活動推進会議)参照

(4) 通知

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について(通知)

別紙

平成21年3月4日

携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関するガイドライン

広島県教育委員会

1 趣旨

このガイドラインは、このたび、教育長会、校長会及びPTA団体の代表で構成される『携帯電話等に係る啓発活動推進会議()』(以下、「推進会議」という。)から「学校には、携帯電話の持込みをやめましょう」など4つの提案があったことから、この呼びかけに応え、各学校及び各家庭において実効性のある取組みができるよう、学校での指導の在り方や留意点について目安を示したものである。

(広島県都市教育長会会長、広島県町教育長会会長、広島県連合小学校長会会長、広島県公立中学校長会会長、広島県公立高等学校長協会会長、広島県PTA連合会会長、広島県高等学校PTA連合会会長、広島市PTA協議会会長)

2 児童生徒の指導について

各学校は、このガイドラインを踏まえ、児童生徒に対して携帯を校内

へ持ち込まないように徹底するとともに、校内における携帯電話の取扱いに係る指導方針を明確に定めること。

3 保護者の理解と協力について

携帯電話を校内へ持ち込まないことなどについて、各学校は、この4つの提案が保護者の代表を含む推進会議によるものであることを踏まえ、携帯電話の取扱いに係る指導方針を繰り返し保護者に説明し、理解と協力を得るよう働きかけること。

4 指導の在り方について

学校における教育活動において、携帯電話が必要でないことは明らかであり、携帯電話を持ち込まないよう校則に定めること。

一方、各学校は、児童生徒の登下校中の安全確保、通学範囲が広い学校や帰宅連絡に係る保護者の要望及び職業上携帯電話を必要とする高校生に係る就業先からの直接登校などの場合には、次の2点を踏まえ、発達段階に応じた指導を行うように配慮すること。

- (1) 保護者の申し出によりやむを得ず携帯電話を学校へ持ち込もうとする場合には、携帯電話の会社名、商品コード(商品名称)、製造番号、電話番号等を確認するとともに、携帯電話を持ち込む理由を明確にし、児童生徒及び保護者の連名による文書で許可申請させ、校長が許可すること。
- (2) 持込みを許可した携帯電話についても、校内では、学校が預かる又は電源を切った状態にし、けっして身につけさせないなど、校内で使用できないよう指導すること。

5 指導上の留意点について

- (1) 携帯電話を校内へ持ち込まないことについて、単なる呼びかけにならないよう指導を徹底すること。
- (2) 携帯電話を持ち込ませることを安易に許可することで、携帯電話を学校へ持ち込まない取組みを徹底する妨げとならないよう細心の注意を払うこと。
- (3) 学校の指導方針に違反した児童生徒については、予め示した方法による特別な指導を行うなど毅然とした態度で指導すること。
- (4) 携帯電話の持込みを学校が許可する際に学校が把握した個人情報 は、取扱いに細心の注意を払って確実に管理するとともに、目的外使用をしないこと。
- (5) 携帯電話を学校が預かる場合、盗難、破損、紛失及び取り違え並びに、プライバシー情報の侵害や漏洩事故が起きないように配慮し、適切に管理すること。
- (6) 授業中に保護者から緊急の連絡が必要な場合には、学校を通じた連絡が可能であることを周知・徹底するなど、携帯電話を利用しない連絡方法について具体的に示し保護者の理解を得ること。また、緊急

の場合には、児童生徒が校内から保護者へ連絡できるよう配慮すること。

- (7) 保護者が登下校中やむを得ず携帯電話を持たせようとする場合は、必要な機能に限定した機種を選定又は携帯電話の機能の制限などを働きかけること。
- (8) 「携帯電話を使用しない週間」など一定期間携帯電話に頼らず生活する取組みを各家庭に働きかけるなど、児童生徒及び保護者の携帯電話の問題に関する意識を喚起すること。
- (9) 児童生徒の発達段階に応じた、情報モラル教育、情報リテラシーの指導計画を立て、指導を徹底すること。

携帯電話等に係る啓発活動推進会議

携帯電話をめぐるトラブルに
子どもたちが巻き込まれています

3人に2人

以上の中高生が、携帯電話による
トラブルを経験しています。

携帯電話を所有している中学2年生の67%、
高校2年生の68%

学校には、携帯電話は必要ありません

携帯電話に係る様々なトラブルからお子さんを守るために

「携帯電話等に係る
啓発活動推進会議」からの

4つの提案

ケータイは、
本当に必要？

保護者のみなさまへ
携帯電話の問題から子どもを守ろう運動

1 学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう

108分 が、高校生が1日に携帯電話等で
インターネットを使う平均時間です。(中学生は75分です。)

●携帯電話の利用時間が増えると、学習時間等が確保できなくなります。

2 家庭では、保護者が子どもの携帯電話に責任を持ちましょう

65% の高校2年生の保護者が、メールやインターネットをすることを
放任しています。(中学2年生の保護者は31%です。)

●おさんは、保護者の想像以上の危険にさらされています。

3 家庭では、わが家の「ケータイルール」を作りましょう

84% の高校2年生が、
フィルタリング機能を使っていません。(中学2年生は54%です。)

●フィルタリング機能がないと、有害な情報にもアクセスできてしまいます。

4 学校では、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底しましょう

74% の中学生が、インターネットを使うとき「ネチケット(礼儀やマナー)
を守る」ことに気がついていません。(高校生は71%です。)

●学校では、情報化社会における正しい判断や望ましい態度を育てていきます。

携帯電話は、どんな時に必要なのか、何のために使うのかなど、お子さんと十分話し合い、家庭のルールを作ってみましょう。

※ 文部科学省調べ「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」、内閣府調べ「第14回情報化社会と青少年に関する意識調査」による

家庭における 携帯電話の使用ルールを作りましょう!

子どもに携帯電話を持たせる場合には、
トラブルに巻き込まれないように、家族でルールを決めましょう。

わが家の「ケータイルール」10か条(例)

- 1 誹謗・中傷、いじめに使わない。
- 2 家庭では、保護者のいるところで使う。
- 3 保護者は、メール及び通信記録をチェックできる。
- 4 フィルタリング機能ははずさない。
- 5 インターネットに接続するときは、保護者の許可を得る。
- 6 メール返信「5分ルール」でしばらない、しばられない。
- 7 食事中や学習中は、電源を切る。
- 8 学校のルールを守る。
- 9 困ったことがあれば保護者に相談する。
- 10 ルールが守れない時は、使用を禁止する。

気軽に相談してください

「ネットいじめ」に
あててしまったら…

全国统一ダイヤル

▶「24時間いじめ相談ダイヤル」 ☎ 0570-0-78310

なやみ ぼう

広島県立教育センター

▶「いじめダイヤル24」 ☎ 082-420-1313

ネットトラブルで
困ったら…

▶「広島県警察サイバー犯罪対策室」代表 ☎ 082-228-0110
<http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/041/hightech/index.html>

▶「警察庁インターネット安全・安心相談」 <http://www.cybersafety.go.jp/>

「情報モラル」に
ついて勉強したいと
思ったら…

▶「e-ネットキャラバン」 <http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

▶「インターネットを利用するためのルールとマナー集」
<http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/>



「フィルタリングの設定」
について知りたいと
思ったら…

▶「有害サイトアクセス制限サービス」

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html

【携帯電話等に係る啓発活動推進会議】

【構成メンバー】広島県都市教育委員会、広島県町教育委員会、広島県連合小学校長会、広島県立中学校長会、

広島県立高等学校長協会、広島県PTA連合会、広島県高等学校PTA連合会、広島市PTA協議会

【事務局】広島県教育委員会、広島市教育委員会

児童生徒のみなさんへ

携帯電話等に係る啓発活動推進会議

携帯電話の問題から子どもを守ろう運動

ケータイは、本当に必要？

学校には、携帯電話は必要ありません
学校、家庭のルールを守りましょう

Q 携帯電話って、本当に必要なの？

- 携帯電話は、学校生活や勉強にはいりません。

携帯電話は、どんな時に必要なのか、何のために使うのかなど、自分にとって本当に必要かどうか、しっかり考えましょう。

Q 携帯電話に、振り回されていませんか？

- 携帯電話は、あなたの大切な時間をうばってしまいます。

「メールは5分以内に返さなければならない。」という『5分ルール』（こんなルールはありません）にしばられて、食事中や寝るときも携帯電話をはなせない人がいます。あなたにとって、携帯電話でメールのやりとりや書き込みをすることよりも、もっと大切なことがあるはずです。携帯サイトには危険がいっぱいです。好奇心でアクセスすると大変なことになります。

Q 携帯電話で、友情が深まるの？

- 携帯電話では、本当の気持ちは伝わりません。

メールや掲示板への書き込みによるコミュニケーションでは、本当の友情を深めることはできません。携帯電話では、本当の気持ちが伝わらないため、相手が傷ついていることが分からないことがあります。ブログやプロフで安易に自分のことを紹介すると、悪い人に使われて、危ない目にあうことがあります。

携帯電話は、どんな時に必要なのか、何のために使うのかなど、保護者と十分話し合い、家庭のルールを作ってみましょう。



家庭における携帯電話の使用ルールを作りましょう！

子どもに携帯電話を持たせる場合には、トラブルに巻き込まれないように、
家族でルールを決めて、下にご書いてみましょう。

～ わが家の「ケータイルール」 ____ つの約束 ～

携帯電話に係る様々なトラブルからお子さんを守るために

「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」からの4つの提案

- 1 学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう
- 2 家庭では、保護者が子どもの携帯電話に責任を持ちましょう
- 3 家庭では、わが家の「ケータイルール」を作りましょう
- 4 学校では、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底しましょう

ひとりで、悩まないで・・・

「ネットいじめ」にあってしまったら・・・

『全国统一ダイヤル
『24時間いじめ相談ダイヤル』 電話 0570-0-78310 (なやみ言おう)

広島県立教育センター
『いじめダイヤル24』 電話 082-420-1313

ネットトラブルで困ったら・・・

『広島県警察サイバー犯罪対策室』 代表電話 082-228-0110
<http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/041/hightech/index.html>
『警察庁インターネット安全・安心相談』
<http://www.cybersafety.go.jp/>

「情報モラル」について勉強したいと思ったら・・・

『e-ネットキャラバン』
<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>
『インターネットを利用するためのルールとマナー集』
<http://www.iajapan.org/rule/rule4chid/v2/>

「フィルタリングの設定」について知りたいと思ったら・・・

『有害サイトアクセス制限サービス』
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html

【携帯電話等に係る啓発活動推進会議】

(構成メンバー) 広島県都市教育長会会長, 広島県町教育長会会長, 広島県連合小学校長会会長, 広島県公立中学校長会会長,
広島県公立高等学校長協会会長, 広島県PTA連合会会長, 広島県高等学校PTA連合会会長, 広島市PTA協議会会長
(事務局) 広島県教育委員会, 広島市教育委員会

1 1 その他（Q & A）

[Q 1] 遅刻などの指導はどうすればよいですか。

[A]

次のような指導を行います。

集団において時間を守ることの大切さや、それが家庭における基本的な生活規律の上に成り立っていることを理解させて、家庭と緊密な連携をとって指導します。

児童生徒の実態を細かく把握し、傾向や課題を明らかにします。年・学期・月・週などの具体的な目標を設定して、学校全体や学年や学級（ホームルーム）活動で取り組みます。

学級（ホームルーム）活動や委員会などで植物を育てたり、行事の練習を組んだり、ボランティア活動をしたりして、始業前に登校し余裕をもって臨めば気持ち良く楽しく学校生活を送ることができることを経験させ習慣化させます。

遅刻の多い児童生徒には、個人ノートなどに一日の生活を記入させるなど、自分の生活を振り返らせ、遅刻の原因を明らかにさせて、児童生徒自身で改善策を考え実行できるよう支援し、日常生活を計画的に設計するための習慣を身につけさせます。

児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動などで、遅刻の問題点や遅刻のない学校のすばらしさを考えさせ、遅刻ゼロ運動をするなど、児童生徒が自主的に遅刻をなくすよう取り組むことを指導します。

[Q 2] 家出についての指導は、どうすればよいですか。

[A]

次のような指導を行います。

学校においては、学習のつまずきをなくし、望ましい友人関係や教職員との人間関係をつくれるよう教育内容を工夫します。

家庭において、金銭の管理、所持品や服装などに充分気を配るよう保護者に協力を求めます。

安易に外泊をしたり，友人を泊めたりしないよう家庭に協力を求めます。

家出をした児童生徒は，犯罪の被害者や加害者になる心配があるため，保護者と連携し，保護願いを出し早期発見に努めます。

家出した児童生徒への事後の対応は，温かい態度で接し，家出をしたくなった気持ちを十分聞き取り，本人の気持ちを整理させます。

家出の原因・動機については，時間をかけて多面的に把握し，学校や家庭における指導計画を作成し，家庭と協力しながら指導を行うよう努めます。

[Q 3] 深夜はいかいに対して，どう指導すればよいですか。

[A]

次のような指導を行います。

広島県青少年健全育成条例では，深夜（午後 11 時から翌日の日出時間まで）には，保護者は児童生徒を外出させないように努めなければならないと定められています。深夜に外出する児童生徒は，繁華街，コンビニエンスストア，公園，駅など限られた場所に集まりやすく，集団化して，いろいろな問題行動を起こす場合が見られます。

保護者と綿密な連携をとり，児童生徒の学校での様子を知らせたり，規則正しい生活習慣をつけたり，また，子どもにとって家庭が安らぎの場になり，深夜に外出しないようにするなどの協力をお願いします。

警察など関係機関や保護者と連携し，深夜の街頭補導を行うなど，児童生徒を帰宅させるよう指導します。

[Q 4] 授業をエスケープする児童生徒に対して，どう指導すればよいですか。

[A]

次のような指導を行います。

授業方法を工夫して，わかる授業を行い，授業の中で成就感を味わ

わせたり，授業に対する興味・関心を育てたりします。

エスケープする児童生徒は，授業がわからなくなっている場合があり，別途に学習の機会を設けたり，個別に指導したりしてわかる喜びを経験させ，授業に出させます。

児童生徒の授業の出欠について組織的に把握できる体制を整え，できるだけ早くエスケープした児童生徒の所在や安全が確認できるようにします。

家庭と連携して，エスケープする児童生徒の心情や背景に迫り指導します。

計画的・組織的に校内を巡回して，エスケープした児童生徒の指導の徹底を図ります。

[Q 5] 学校で爆竹が鳴ったときなどに，どう指導したらよいですか。

[A]

次のような指導を行います。

児童生徒が特定できる場合は，毅然とした指導をするとともに，これらの行為の背景に迫り，思いや悩み，不満を受け止め，学校生活への展望をもたせるよう指導します。

児童生徒が特定できない場合は，直ちに全校集会や学年集会等を行い，問題点を訴えて考えさせます。

繰り返し行われる場合は，校内巡回を行って指導したり，保護者へ状況を知らせたり協力をお願いします。

学級（ホームルーム）活動でこれらの行為について児童生徒に考えさせ，どうしなければならないのか，どうすれば再発を防ぐことができるのかなど自らの問題として考えさせ，落ち着いた学校は楽しいことを理解させて，これらの行為を許さない雰囲気をつくります。

[Q 6] 校内へ部外者が侵入してきたとき、どうすればよいですか。

[A]

次のような対応を行います。

事前に校門付近などに、部外者の立ち入りを禁ずる旨の立て看板などを設置しておくとともに、対応のマニュアルをつくり、シミュレーションしておきます。

部外者が侵入してきた際は、ただちにマニュアルに従ってできる限り多くの教職員で退去するよう対応し、車のナンバーや人物の特徴を記録するなど部外者を特定できる材料を集めておきます。また同時に、警察へ通報します。

部外者が校内へ侵入してきたときには、校内の児童生徒が関係している場合が多く、その後、人間関係や背景を調べ再発防止に努めます。特に、金銭(品)強要や性の逸脱行為を目的としていることも考えられるので、これらを視野にいれた指導をします。

第3章 家庭，地域，関係機関との連携

学校においては，生命を大切に，他人を思いやる心とともに，社会のモラルやルールを守ることなどの豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められています。また，このためには，家庭や地域，関係機関との連携がより一層重要であると言われていています。

学校，家庭，地域，関係機関の連携については，これまでも，教育的意義からその重要性が指摘されてきましたが，実際は，組織的な連携ができていなかったり，学校が校内での出来事や取組を外部に対してオープンにすることに消極的であったことなどから形式的な連携にとどまる実態が見られました。

このことから，児童生徒に豊かな人間性や社会性など「生きる力」をはぐくむためには，あらためて，学校，家庭，地域，関係機関がそれぞれの果たすべき役割を自覚してそれぞれの教育力を生かすとともに，連携の在り方について見直し，抱え込みから，開かれた連携を進めていくことが必要です。

1 家庭との連携

(1) 基本的な考え方

学校と家庭との関係は，学校が家庭を支えるといった面と家庭が学校を支えるといった面の双方向の関係があります。

学校教育においては，ルールを守ることや社会の中で他人を尊重しながら自己実現を図っていくといった家庭において形成された力を，意図的，計画的に深化させていくことが必要です。

したがって，学校は，家庭の積極的な参加を呼びかけ，学校目標を達成するため，協力関係を築き，子どもの教育について合意形成を図る必要があります。その際，次の3点に留意する必要があります。

ア 学校においては，集団生活が営まれているという特質を生かして，社会生活のルールの習得や望ましい人間関係の形成など，社会規範，基本的な倫理観の育成に努める必要があります。

イ 家庭においては，日常生活のしつけや感性，情操の育成が求められており，家庭での教育がより充実したものとなるよう，学校が支援する必要があります。

ウ 保護者に対して学校の方針を説明したり，子どもの教育について，学校が家庭と情報交換や意見交換を緊密に行ったりして，学校の教育活動に理解と協力を求めることが大切です。

(2) 具体的な方法

ア 学校や通学路清掃などのボランティア活動，学校の花壇や通学路に花を植える，野外活動やスポーツ活動，地域の文化を学ぶ会，地域歴史探訪，読書会など，保護者と児童生徒とが共同で体験できる活動を推進する。

イ 学校のホームページ等を活用して，学校の教育情報（学校行事，子どもの活動案内，家庭学習へのアドバイス，子ども会・自治会行事の案内，災害時連絡，地域への学校紹介等）を提供する。（常に新しい情報に更新しておく。）

ウ 学校通信などの広報紙，保護者あての通信を工夫する。

エ アンケートを実施するなどして，保護者の考え，子育てに関する悩みや不安を把握し，懇談会や相談会を開くなどの支援を行う。

オ 体育祭，文化祭，演劇，音楽会，地域の行事などに積極的に参加するなど，日常的な学校，家庭，地域の連携を進める。

カ 核家族化や地域の子どもに対する教育力の低下などにより，子育てに不安や負担感を感じる親が増加しており，保護者に対する相談や情報提供など子育てに対する支援体制の充実が必要となっている。

このため，次のような取組をしていくことも必要である。

子育てネットワークづくり

- ・子どもをもつ親と地域の子育て経験者との交流の促進
- ・子育て支援グループの育成
- ・親子が共同参加する体験学習

家庭教育支援講座

- ・スクールカウンセラーなどによる「1日相談」の実施
- ・子育て研修会

2 地域との連携

(1) 基本的な考え方

学校と地域は，それぞれが互いに支え合うという関係にあります。したがって，子どもの育成という観点から再度，地域の教育的機能を見直し，その活用を図っていくことが大切です。

子どもたちをすこやかに育てていく環境を整えるためには，地域の構成員である大人が，地域ネットワークづくりを進めることが必要です。

そして，地域で何ができるのか，学校と地域が協力してできることは何かな

ど、学校、家庭及び地域がそれぞれ果たすべき役割やその相互の関係を明確にして、学校が地域に積極的に働きかけて話し合いの場をもつなど、子どもの教育のための地域ネットワークにしていくことが大切です。

地域と学校の垣根が低くなるにつれて、児童生徒の社会参加（行事，ボランティア）や大人と子どもがいっしょになってのスポーツ，野外体験活動が活発になっていきます。

学校や家庭にない地域の教育機能としては、次の3点が考えられます。

ア 子ども体験を広げることができること

生活体験や自然体験などをおして、子ども一人一人が活躍でき、認められることを経験できる場を提供できます。

イ 多様な人間関係を体験できること

地域集団の活動に積極的に参加することや地域の中で様々な遊びを体験することをとおして、集団生活のルールや、望ましい人間関係を学ぶことができます。

ウ 子ども自立を促す場であること

地域は子どもの知識や経験を実際に生かす場として最適であり、地域における様々な活動に参加することをとおして、子どもが主体的に問題解決に立ち向かう自立性を養うことができます。

これらの地域のもつ教育機能を十分に理解するとともに、教育活動のどの領域と地域の教育機能のどの部分とを関連させるかについて十分に検討し、計画的に推進していくことが大切です。

(2) 具体的な方法

ア 学校が地域を支える活動を推進する。

- ・教職員，児童生徒の知識や技術の活用など
- ・運動場や特別教室などの施設開放，地域防災の拠点など
- ・学習方法の紹介，子育て相談など

イ 地域の教育力を活用する。

- ・社会人講師の活用，交通安全，挨拶運動，清掃など
- ・地域素材の活用，体験学習，施設，場所など
- ・青少年育成のための文化活動，スポーツ活動など
- ・地域の文化施設の紹介，悩み相談など

ウ 教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動に自然・社会環境を活用する。

・教科

自分の生活の中で地域とかかわる課題を設定したり探求したりする。

生産，消費，交通，健康，環境，教養，政治，経済，地場，産業，娯楽，生物，天候，郷土文化，郷土出身作家・芸術家など

・道徳，総合的な学習の時間

自然体験や地域社会における伝統行事，職場体験活動，ボランティア活動などの社会体験，ものづくり，生産活動などの体験活動を積極的に取り入れる。

・特別活動

学級（ホームルーム）活動，児童（生徒）会活動，クラブ活動（小学校のみ），学校行事に郷土伝統芸能，自然環境を活用する。

エ 地域懇談会や地域の会合などでの話し合いを進め，地域との情報交換や意見交換を行う。

オ 掲示板（公民館，駅，図書館，商店，郵便局，病院の待合室など）や各学校のホームページ，学校通信などを活用して学校の情報を提供する。

カ 地域ネットワーク（学校を育てる会，おやじの会，地域づくりと子どもの育成を目指す会など）づくりを次の点に留意して推進する。

学校，社会教育機関，行政機関，青少年健全育成関係機関だけでなく，広く地域に開かれたもので，誰でも参加できるようにする。

自由な問題提起ができ，柔軟に対応できるものとする。

ボランティア精神による自発的参加とする。

互いの役割や価値観及び相違点を認め合い活動できるものとする。

子どもの教育という観点で，厳しい自己評価，相互評価を行う。

（例）「学校を支える会」（高校の例）

学校と地域が一体となって子どもを育てていかなければ地域の発展はありません。そのため，学校と地域のもつ教育力を相互に活用し，補完しながら，地域とともに発展する学校づくりを進める必要があります。地域とともに育つ「学校を支える会」をつくるよう取り組むことが必要です。

目的

地域の発展は，若者が地域に定着することから始まります。このため，学校，地域が一体となって子どもを育て，地域の発展を目指します。

構成員

高等学校 校長，教頭，事務長，教職員
高等学校 P T A 会長，副会長，役員
高等学校同窓会 会長，副会長
小学校 校長，教頭，教職員
中学校 校長，教頭，教職員
町 町長
町教育委員会 教育長
町内会 会長

活動

- ・情報交換，協議
- ・学校の活動の支援
- ・地域行事への支援
- ・関係機関との連携

3 関係機関との連携

児童生徒の問題行動に関して，校長を中心に全教職員が一致協力して解決に努めなければなりません。心身の安全が脅かされる犯罪行為や暴走族，チーマーなど外部の者とのつながりがある場合などは，学校だけで問題の解決を図ろうとするのではなく，警察等の関係機関と協同して取り組んでいく開かれた連携を進めることが重要です。

学校が関係機関と連携する場合は，次の点に留意して行うことが大切です。

学校が取組の方針，連携の目的及び具体的な指導内容や方法等を明確にして，主体的に連携を進める。

校内での指導体制を確立し，全教職員が共通認識をもって組織的な連携を進める。

連携する関係機関の役割及び専門性を認識し，相互の立場を尊重し合い協同して解決に当たる。

(1) 警察との連携

ア 連携の必要性

学校は，児童生徒一人一人が人間としての在り方や生き方を考え，将来，社会において自己実現を図るために必要な力を育成することを目的としています。一方，警察は，児童生徒の問題行動を未然に防止し，すこやかな成長をサポートする役割をもっています。したがって，学校と警察が，それぞれの機能を生かしながら，子どもが社会の中で自律することができる方法を追求し，積極的な連絡と協力を図っていくことが重要です。

学校が、警察の機能、役割を十分に理解し、「どんな問題行動が起きたとき連携するのか」「いつ連携するのか」「だれが連携するのか」「どのように連携するのか」などについて、全教職員が共通理解を図り、組織的に連携することが必要です。

児童生徒の問題行動への対応に当たっては、「心」のサインを見逃さず、問題行動の前兆を把握して取り組むことが大切です。そのためには学校と関係機関が情報の単なる交換（情報連携）だけでなく、相互に連携して取組を推進するなど、一体的な対応（行動連携）を行います。

連携の目的を明確にし、警察に任せきりにするのではなく、児童生徒にとってどのような方法が最も適切であるのかを判断し、学校が主体的に取り組むことが必要です。

警察と連携する場合は、保護者に学校に来てもらったり、家庭訪問を行ったりするなど保護者との連絡を密にして、取組を進めることが大切です。

イ 方法

定期的な情報交換や協議を行うなど、日常的な連携を行い、信頼関係をつくっておきます。

「学校警察連絡協議会」を開き、意見交換をしたり、関係団体と協力して街頭指導を行ったりするなど、常に情報交換のできる機会を確保し、信頼関係をつくります。なお、「学校警察連絡協議会」については、形式的に行うのではなく、必要に応じて、関係する小・中・高等学校等が一緒になって行うなど、問題行動の解決に向けて実働できるよう創意工夫する必要があります。

警察署の職員を講師として、薬物乱用防止、交通安全、非行防止、暴走族加入防止などの「教室」を開催し、規範意識を持ち、社会の一員として自律した行動ができるように指導します。

第3部「生徒指導に関する危機管理マニュアル」を参考にして、緊急の事案に対応するための学校独自のマニュアルをつくり、あらかじめシミュレーションをしておきます。実際に、学校周辺で暴走行為があった場合や校内で問題行動がおきた場合などは、マニュアルに従って組織的な対応を迅速に行っていきます。

警察との連携だけにとどまらず，地域の青少年育成団体，関係機関等と連携し，学校，家庭，地域が一体となって児童生徒の問題行動の未然防止のための協議の場をつくっていきます。

【学校警察連絡協議会】

昭和38年文部省初等中等教育局長通知「青少年非行防止に関する学校と警察の連絡の強化について」，警察庁保安局長通知「少年非行防止に関する学校と警察の連絡の強化について」が契機となって警察署や市町村等の区域ごとに設けられている。例えば，警察署管内や小・中学校区内及び各市町村内等で，それぞれの課題に応じて開催し，学校と警察が情報交換，事例研究，合同街頭補導をおこなっている。また，広域化する問題行動等に対応するため，広島市教育委員会及び教育事務所ごとの連絡協議会を開催する。

ウ 具体的事例

警察から学校に連携がある事例

警察は，問題行動を起こした児童生徒について，警察としてとるべき措置を講じながらも，この子どもをどうやって育てていくか，社会の中で自己実現するにはどうすればよいのかを考えて学校に連絡します。

例えば，警察から，児童生徒が校外で金銭強要を起して逮捕しているとの通報があったとき，迅速に生徒指導主事が警察に行き情報収集を行うとともに，プロジェクトチーム（当該生徒と人間関係がある教職員をメンバーに入れるなど柔軟に構成）による当該児童生徒，保護者に対する緊急的な指導を行うことが必要です。

そして，学校は「なぜこの児童生徒が問題行動を起こしたのか」「背景に何があるのか」を分析し，児童生徒を指導するに当たっての課題と具体的な方法を明確にして，警察と連携します。安易に，すべてを警察に任せたり，懲戒処分を行ったりすることは，根本的な解決にならないといった認識が必要です。

児童生徒が問題行動を繰り返したり，さらなる深刻な問題行動を引き起こしたりすることがないように，学校が警察からの連絡をもとに家庭や警察などの関係機関と協力し，早い段階において粘り強い指導を行うことが大切です。広島県警察は，平成13年1月1日から，次の内容や方法等により学校へ連絡しています。

広島県教育委員会教育長通知（平成12年12月25日）

1 連絡内容

警察が，問題行動の重大性や児童生徒の状況等を総合的に判断し，学校

と連携して継続的な指導が必要であると認めるもので、次の3点に該当するものについて連絡を行う。なお、連絡内容については、当該児童生徒の学年、氏名、問題行動の概要とする。

- (1) 犯罪少年及び触法少年に係る問題行動
- (2) 送致又は通告したく犯少年に係る問題行動
- (3) 不良行為少年に係る問題行動で、度重なる指導でも改善が見られない場合や、グループによるものなど、学校との連携による指導が適切と認められる場合

2 連絡方法等

連絡は次のとおりに行う。

- (1) 連絡方法は、口頭又は電話による。
- (2) 連絡時期は、当該児童生徒を検挙補導した都度、又は捜査が終了した時点とする。
- (3) 連絡は、当該校を管轄する警察署の生活安全課長（少年課設置警察署にあつては少年課長）又は学校連絡担当者が、当該校の校長、教頭又は生徒指導主事に行う。

3 連絡への対応における留意点

- (1) 警察との連携にあたっては、校長、教頭又は生徒指導主事が責任をもってあたり、警察からの連絡に対して確実に対応できる体制を確立すること。
- (2) 特に、事件に多くの児童生徒が関わっていた場合や複雑な事件の場合においては、直接、警察署に行き正確な事実の把握に努めること。
- (3) 児童生徒及び保護者に対して、学校と警察の連携について十分に説明し、理解を求めること。
- (4) 警察からの連絡内容については、その取扱いを慎重に行い、指導の目的以外に使用したり、連絡内容が関係者以外に漏れることのないよう特に留意すること。
- (5) 児童生徒に対する懲戒については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという認識に立ち、慎重に行うこと。

参考資料

児童生徒の問題行動に係る警察の学校連絡への対応について

1 基本的な考え方

学校は、児童生徒一人一人が人間としての在り方生き方を考え、将来、社会において自己実現を図ることのできる自立した人間を育成することを目的として教育を行っています。一方、警察は、児童生徒の問題行動を未然に防止し、すこやかな成長を支援する役割をもっています。

このことから、学校は、全教職員に対して警察の機能、組織、連絡担当者などを周知させ、学校と警察がそれぞれの機能を生かして、協同体制を確立していくことが必要です。そのためには、日ごろから学校と警察署の担当者同士が情報交換や協議を行うなど、信頼関係を築いていくことが重要です。また、学校は、どのような場合にどのような方法で連携し取り組んでいくのかという方針を、学校だよりや懇談会などにより、保護者に対して十分説明して理解を得ておくことが大切です。さらに、児童生徒に対しても、児童・生徒集会や犯罪防止教室などを通して説明し、理解させておくことが必要です。

特に、問題行動に関わった児童生徒については、学校の方針や指導方法を明確にして、再び同様の問題行動を繰り返したり、さらに深刻な問題行動を起こすことがないよう粘り強い指導を行うことが大切です。

2 連絡内容の取扱い

警察から学校への連絡は、学校と警察が連携して児童生徒の健全な育成を図っていくためのものであり、その内容の取扱いについては、個人のプライバシーに十分配慮し慎重に取り扱わなければなりません。

警察からの連絡を契機に、安易に指導から切り離すことは根本的な解決になりません。特に、退学など懲戒については、当該生徒がさらに深刻な問題行動を起こす可能性もあり、慎重を期すことが必要です。

したがって、児童生徒の問題行動について警察から連絡があった場合に、その問題行動の内容、動機、背景などを十分把握し、どうすれば当該児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるかなどの課題を明らかにして、学校が主体的に保護者や警察等と連携して取り組んでいくことが重要です。

3 連絡の内容

警察が、問題行動の重大性や児童生徒の状況等を総合的に判断し、学校と連携して継続的な指導が必要であると認めるもので、次の3点に該当するものについて連絡を行います。なお、連絡内容については、当該児童生徒の学年、氏名、問題行動の概要とします。

(1) 犯罪少年及び触法少年に係る問題行動

注) 犯罪少年とは、14歳以上20歳未満で罪を犯した少年をいう。

注) 触法少年とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

(2) 送致又は通告したく犯少年に係る問題行動

注) く犯少年とは、次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

- ・ 保護者の正当な監督に服しない性癖がある。
- ・ 正当な理由がなく家庭に寄り付かない。

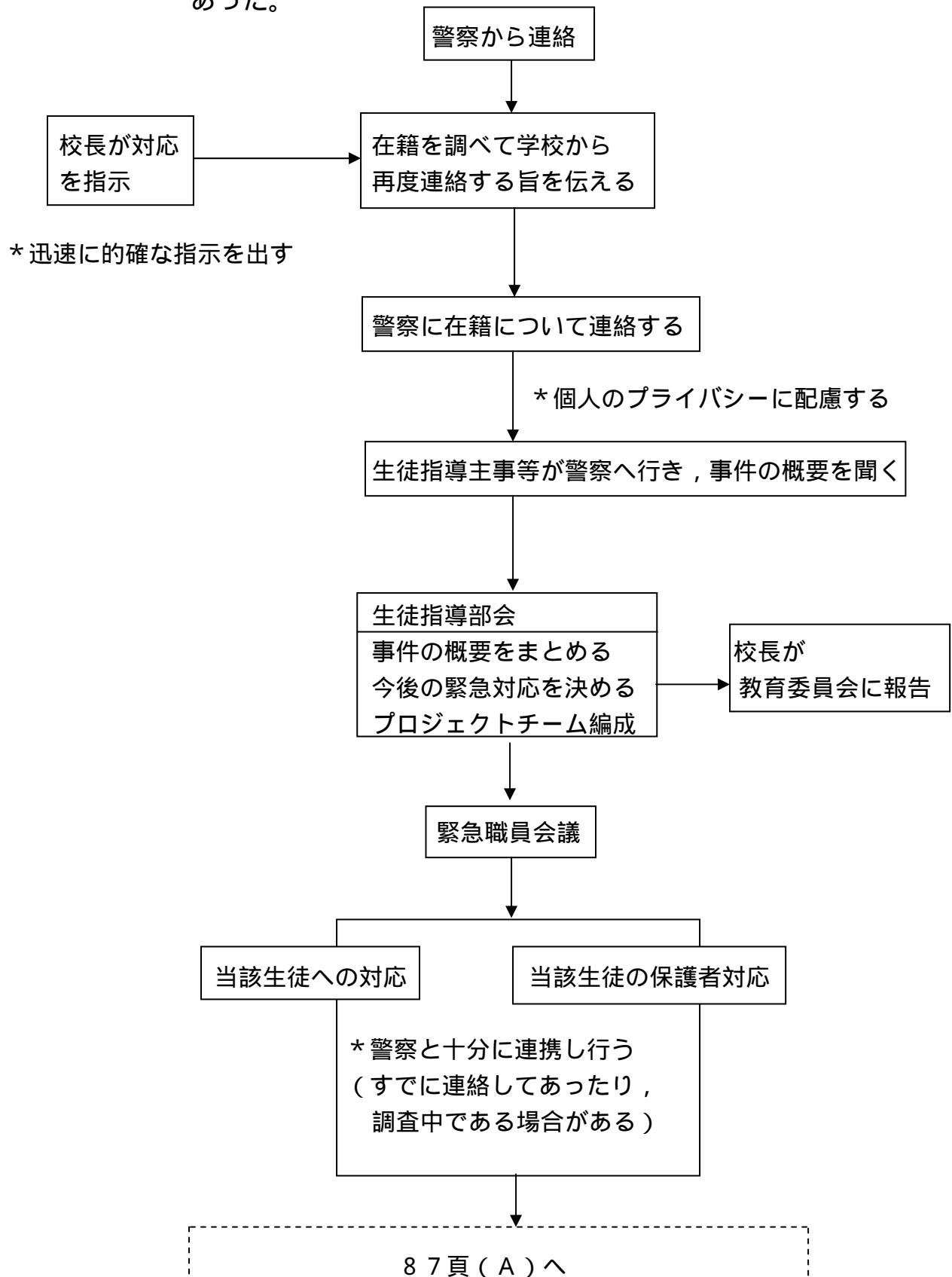
- ・ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し，又はいかがわしい場所に入出入りする。
 - ・ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖がある。
- (3) 不良行為少年に係る問題行動で，度重なる指導でも改善が見られない場合や，グループによるものなど，学校との連携による指導が適切と認められる場合
- 注) 不良行為少年とは，犯罪少年，触法少年，く犯少年には該当しないが，飲酒，喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

4 連絡の方法等

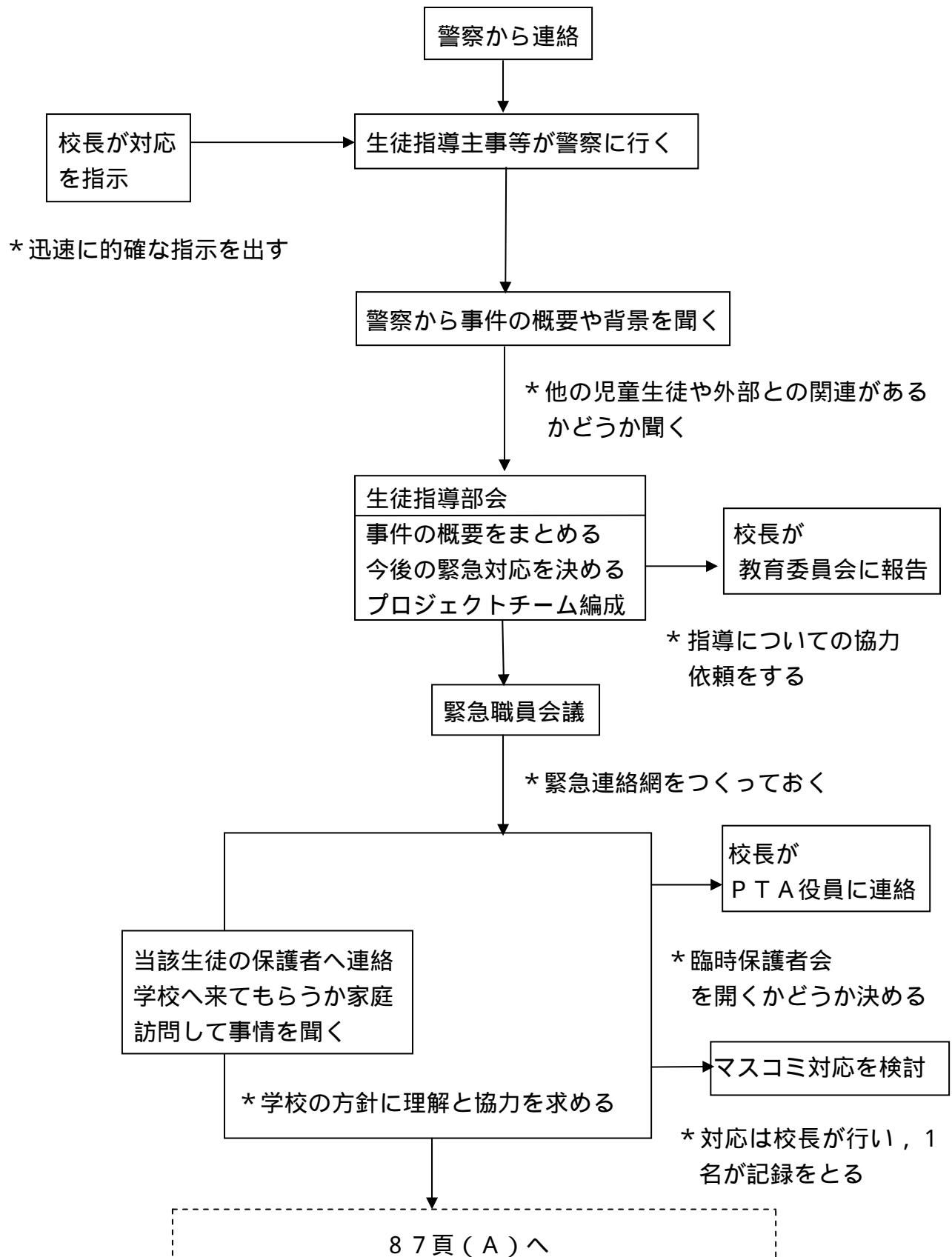
連絡方法は，当該校を管轄する警察署の生活安全課長（少年課設置警察署にあっては少年課長）又は学校連絡担当者が当該校の校長，教頭又は生徒指導主事へ，口頭又は電話により行い，連絡の時期は，当該児童生徒を検挙補導した都度，又は捜査が終了した時とします。また，特に，事件に多くの児童生徒が関わっていたり複雑な事件の場合には，電話連絡だけでなく，直接，警察署に行き正確な事実を把握することが大切です。

【警察から学校へ連絡がある場合（例）】

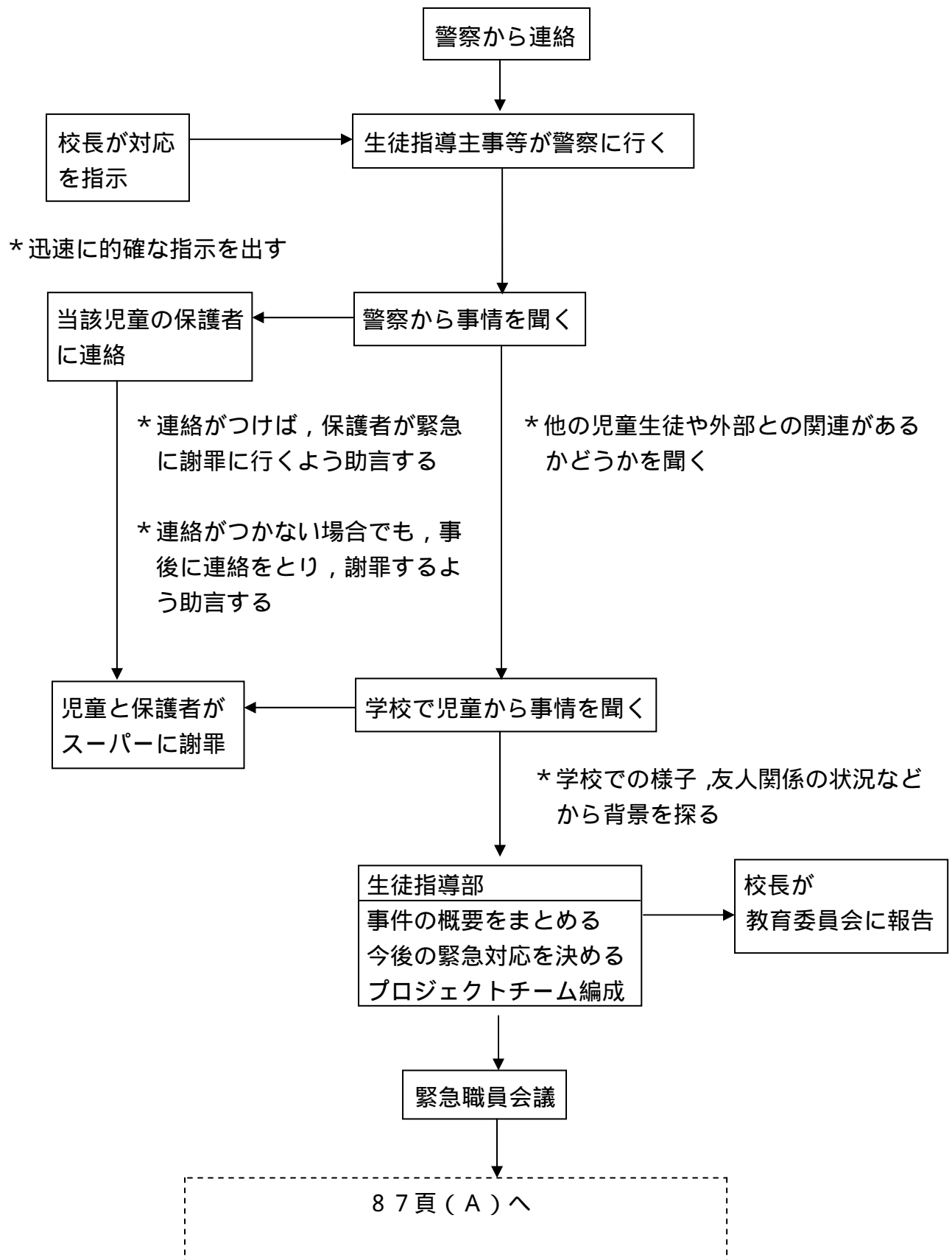
【事例1】 暴走行為をした生徒について，在学しているかどうかの照会があった。



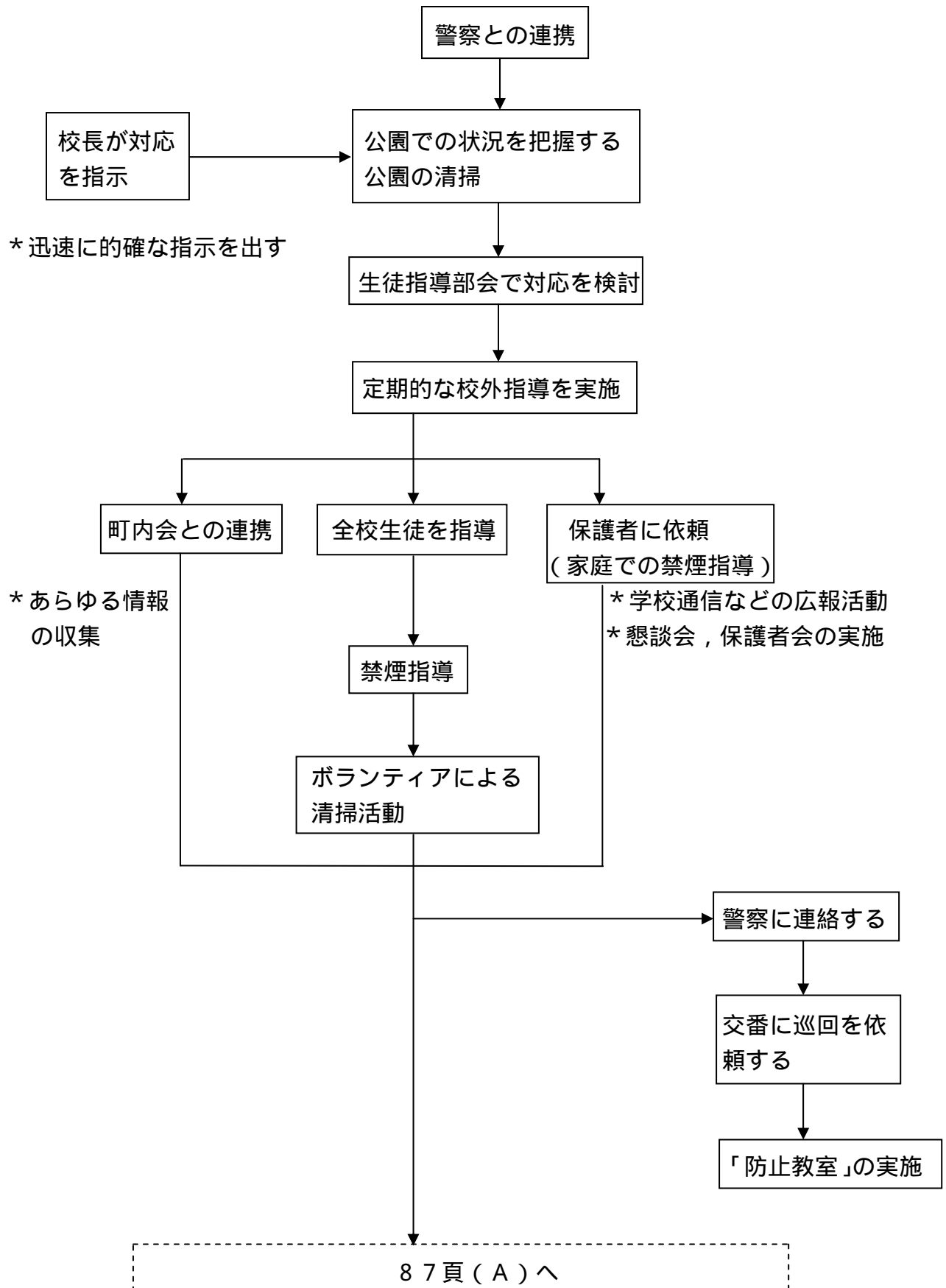
【事例2】 校外において金銭（品）強要を行った生徒を逮捕（補導）しているとの連絡があった。



【事例3】 スーパーで万引きした児童を補導しているとの連絡があった。



【事例4】 警察との連携の中で、公園でタバコを吸う生徒が多いので、指導を徹底してほしいとの話があった。



学校が緊急に警察へ連絡すべき事項

学校内で起こった問題行動を学校のみで解決しようとして抱え込み、どうしようもなくなってから警察へ連絡する場合があります。学校内で解決できると思われる問題であっても、根が深く、外部の者との関係があったりする場合もあります。警察は補導だけでなく、子どもの健全育成をサポートする機能ももっており、連携をする中で、さまざまな角度から問題を検討し、問題を解決していくことが重要です。

例えば、校内で一人の児童生徒が複数の児童生徒から暴力を受けて重傷を負った場合、緊急に教職員がその場に行き、事態を収拾させるとともに、救急処置を行い、救急車の出動を依頼します。そして、校長が警察に連絡するとともに、校内でプロジェクトチームをつくり、加害児童生徒への指導、被害児童生徒の保護者への対応、加害児童生徒の保護者への対応、全校指導、全保護者への対応を行います。

(事例5,6参考)

(警察に緊急に連絡すべき事例)

次の事項例のように、心身が脅かされる犯罪行為や通常の教育活動ができなくなるおそれがある場合は、警察と連携して被害届を出したり、保護者と連携し、被害届を出すよう働きかける必要があります。

【児童生徒に関すること】

- 1 入院・治療が必要であると認められる児童生徒間暴力
- 2 刃物などの凶器を示して脅すなど生命、身体が脅かされる行為
- 3 金銭(品)強要
- 4 集団で行う児童生徒間暴力
- 5 薬物乱用
- 6 薬物及び異物混入

【教職員に関すること】

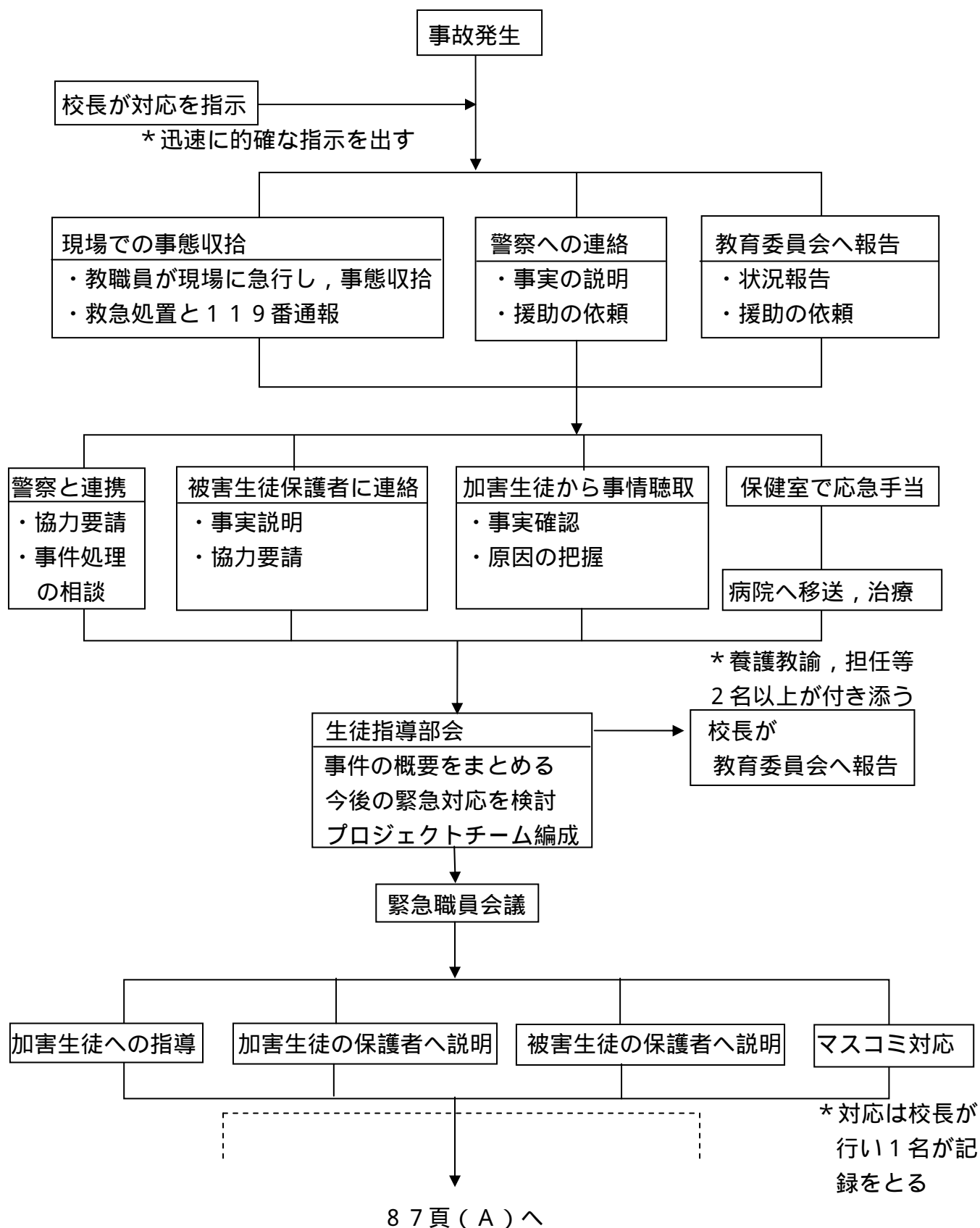
- 7 教職員に対する暴行や傷害などの暴力
- 8 教職員の車に石を投げたり、傷つけるといった行為

【学校の管理に関すること】

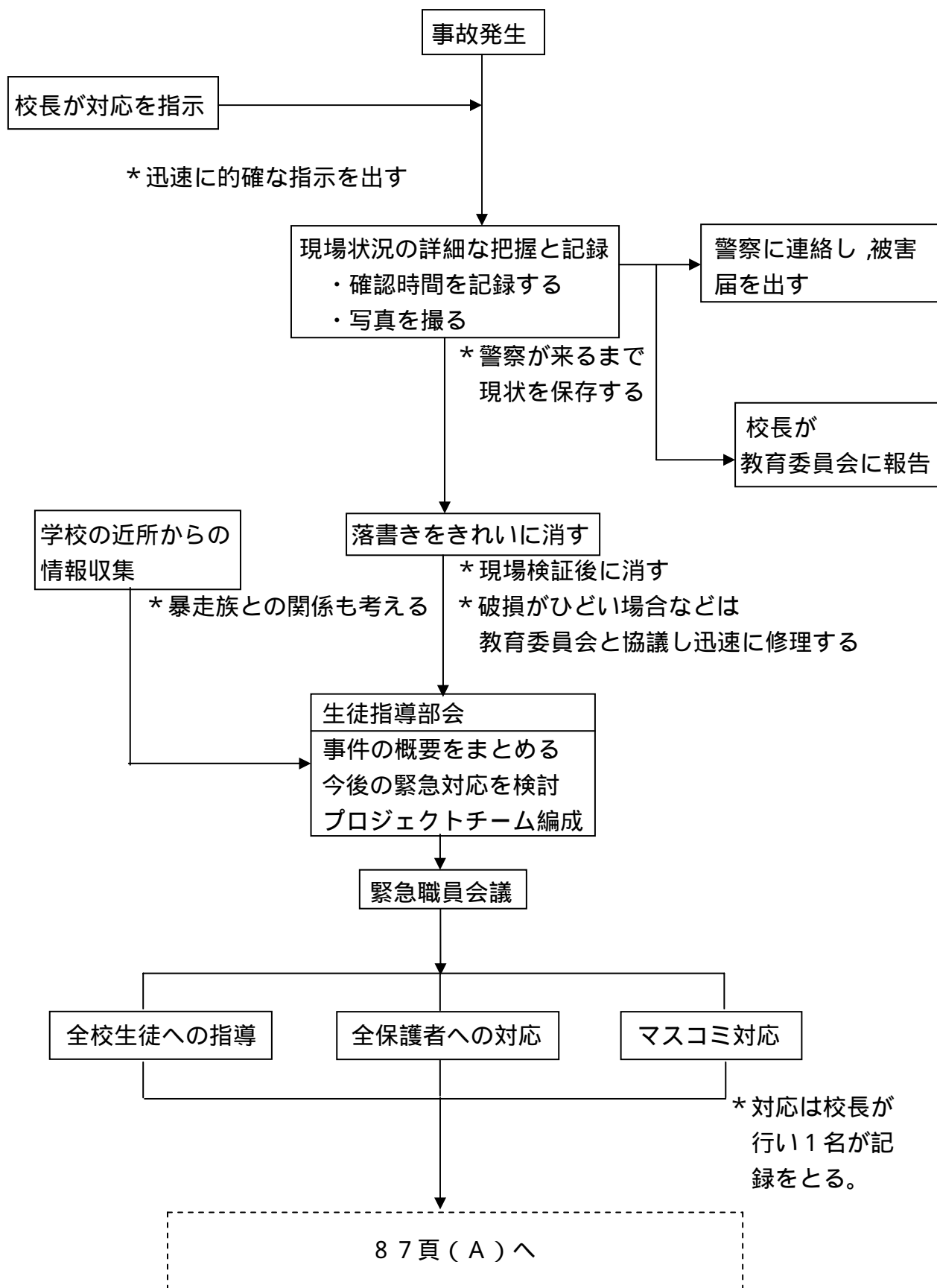
- 9 放火(カーテン,ゴミ,掲示物など)
- 10 学校の施設及び放送器具,教材・教具,電話,パソコンなどのき損行為,消火器噴射,消火ホースによる放水及び屋上などから石や机や椅子など物を投げる危険な行為などの学校の秩序を乱し,教育活動ができなくなるおそれのある行為
- 11 学校施設内への部外者の侵入やい集
- 12 学校内外における暴走行為

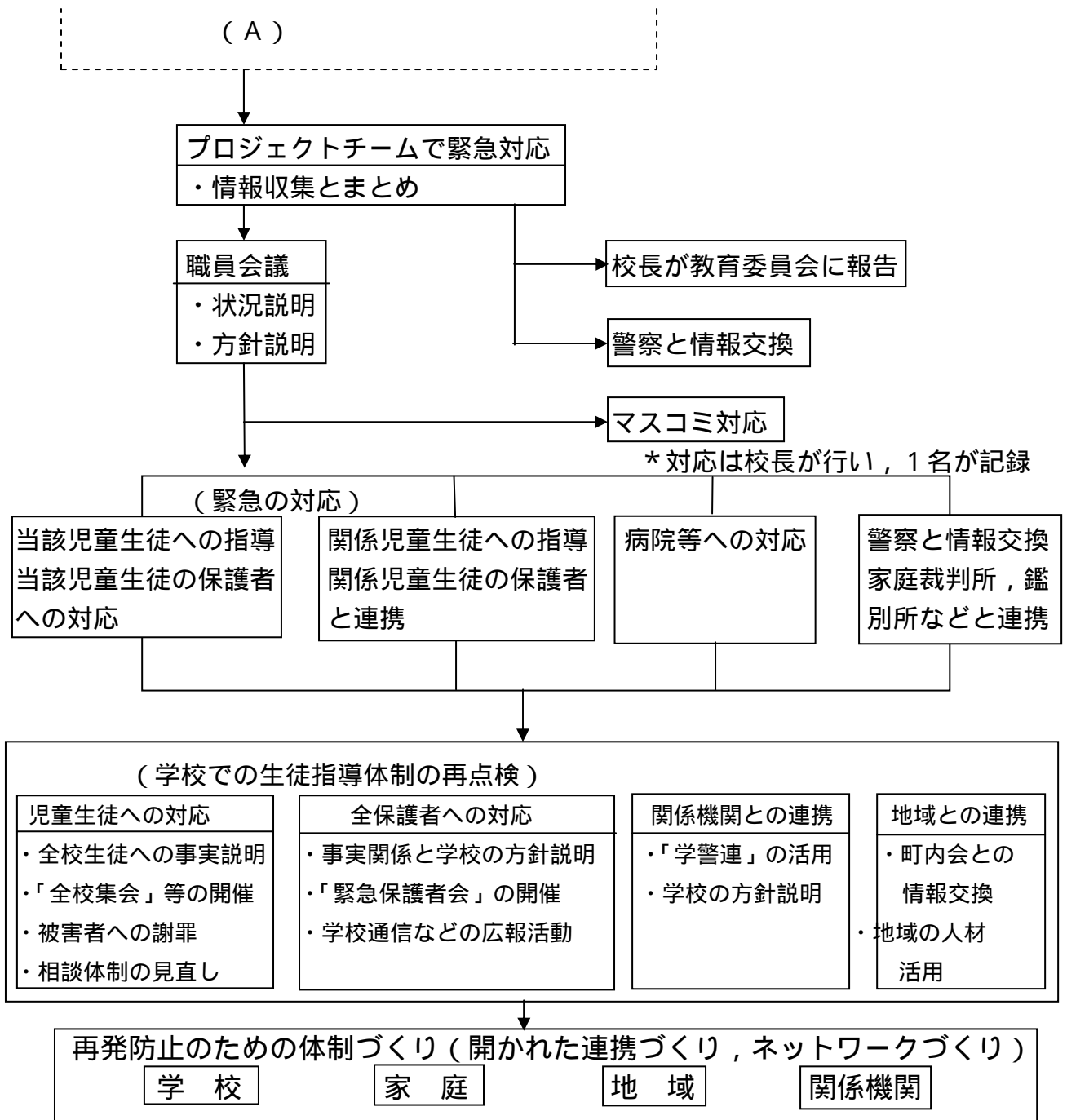
【学校から警察に連絡する場合（例）】

【事例5】 校内の生徒間暴力で、被害生徒が重傷を負い救急車で病院に運んだ。



【事例6】 朝、教職員が学校に来て、正門にスプレーで落書きされているのを発見した。





(注意事項)

事故の概要は，5W2H Y T T Iをおさえて簡潔に書く。(「第3部 生徒指導に関する危機管理マニュアル」参照)

状況，原因，背景は，事実に基づき，時系列に整理するとともに，人間関係がわかるよう図示する。また，緊急の課題，根本的な課題を具体的に書く。

「警察，病院，関係機関」の連絡先及び担当者の一覧を作っておく。

教職員用及び児童生徒・保護者の緊急連絡網をつくっておく。(プライバシーに配慮)

こども家庭センター(児童相談所)，少年鑑別所，少年院などへ行き，当該児童生徒と面接することが望ましい。

プロジェクトチームについては，「第3部 生徒指導に関する危機管理マニュアル」参照。

学校が一定の取組を行った後に警察へ連絡

学校が、保護者と連携して、一定の指導を行った後でも、児童生徒の行動や態度に改善が見られない場合には、学校、保護者、警察等が子どもの健やかな育成のため、それぞれの役割を果たし、一致協力して取り組むことが重要です。

問題行動を起した児童生徒が、友人や外部の者との人間関係などから、自分の生活を見つめ直し、自己の在り方を見つけていくことが難しい場合も見られます。また、悩みや不安などを抱き、安心して相談できない状況もあると考えられます。校内で抱え込みすぎて、事態の收拾ができなくなったり、新たに被害者が出るといったことは絶対に避けなければなりません。

警察に対して、児童生徒のプライバシーや人権に十分に配慮して、校内でまとめた情報を提供し、協同して取り組むことが大切です。

学校からの情報提供

学校内でまとめた情報や取組状況を整理し、警察への情報提供を行う。

警察からの情報収集

当該児童生徒の問題行動に関わる背景や、暴走族やチーマー、暴力団等、外部の者との繋がりなどについて警察から情報の提供を受ける。

警察だけでなく関係する機関などの協力を得て、児童生徒の健やかな育成のため、一致協力して取り組む。

- (2) 家庭裁判所，少年鑑別所，児童自立支援施設，少年院，こども家庭センター（児童相談所），青少年指導センター（Q & A）

[Q 1] 家庭裁判所での少年事件の扱いは、どうなっていますか。

[A]

【少年事件として扱う対象】

少年事件とは、20歳未満で罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等の事件をいいます。家庭裁判所が少年事件として取り扱うのは、次のようなものがあります。

罪を犯した14歳以上20歳未満の少年（犯罪少年）

法令に触れる行為をしたが、14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年（触法少年）

20歳未満で保護者の指導に従わないなど、将来罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）

【少年事件の調査】

家庭裁判所では、少年事件を警察や児童相談所等から受理すると、裁判官が家庭裁判所調査官に調査を命じます。

調査は少年の性格、日頃の行動、生育の状況等について専門的知識を活用して行います。また、心身の状況を更に詳しく調べた方が良い場合には、科学的鑑別の方法で検査するために、少年鑑別所に収容することがあります。調査の方法は、少年や保護者その他の関係者を家庭裁判所に呼んで話を聞いたり、心理テストなどをするほか、家庭裁判所調査官が少年の家に出向いて家庭などの状況を見てくることや、学校などに照会することもあります。家庭裁判所調査官は、学校など関係機関に照会した結果などをふまえて調査の結果を取りまとめ、報告書を作成し、裁判官に提出します。

【少年事件の審判の手続き】

審判は、少年と保護者が出席し、一般に裁判官と裁判所書記官が列席するほか、家庭裁判所調査官も出席します。教職員や保護司なども出席することがあります。また、少年事件のうち、殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり、傷つけたりするといった事件や自動車運転過失致死傷などの事件（被害者の方を傷つけた場合については、傷害により被害者の方の生命に重大な危険を生じさせたときに限る。＊は除く）については、被害者や遺族等の方の申出があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、少年審判の傍聴を認められます。

審判は「懇切を旨として、和やかに」行うことになっており、少年や保護者及び関係者等の納得と信頼を得やすいような雰囲気と人間関係のもとで行われます。

また、裁判官が調査の結果を総合的に判断し、事案が軽微等の理由から、審判を開く必要がないと判断されるときには「審判不開始決定」がなされます。

＊ 12歳に満たないで刑事法令に触れる行為をした少年に係る事件は除く。

[Q 2] 少年法改正の趣旨とその主な改正点について説明してください。

[A]

少年犯罪の凶悪化、低年齢化という社会情勢を受けて、少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促して少年の健全な成長を

図ること、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図ること、被害者に対する配慮をさらに進めることなどを目的として、平成12年、平成19年、平成20年と少年法が改正されました。

少年法の主な改正点は次のとおりです。

(平成13年4月 施行)

| 主な相違点 | 改正前 | 改正後 |
|-----------------|---|--|
| 刑事罰対象年齢 | 16歳以上 | 14歳以上 |
| 家裁から検察官への送致(逆送) | 家裁が死刑、懲役又は禁固相当の事件で調査の結果刑事処分を相当と認めたとき | 16歳以上の少年が故意に被害者を死亡させた場合は原則逆送 |
| 刑の緩和 | 犯行時18歳未満は、死刑相当のときは無期刑に緩和し、7年後仮出所可能に無期刑相当は有期刑に緩和 | 死刑相当から無期刑に緩和されたとき7年後の仮出所規定は適用しない 無期刑相当は無期刑のままにもできる |
| 少年審判への検察官の関与 | 検察官は審判に出席しない | 死刑や無期懲役など重大事件では出席可能 |
| 検察官の抗告権 | 認めていない | 事実認定に不服がある場合、高裁への抗告受理申し立てが可能 |
| 審判の裁判官 | 1人の裁判官が審理 | 3人の裁判官による合議制を認める |
| 観護措置期間 | 原則2週間、1回更新、最長4週間まで延長可能 | 3回の期間更新、最長8週間まで延長可能 |
| 被害者保護規定 | なし | 家庭裁判所での少年審判の結果を被害者や遺族に通知することや被害者が、事件記録の閲覧やコピーを取ることを認める |

(平成19年11月 施行)

| 主な相違点 | 改正前 | 改正後 |
|-------------|-------|--|
| 少年院収容年齢の引下げ | 14歳以上 | おおむね12歳以上 (刑事責任をとらせるためではなく、少年の立ち直りを目的とする) |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 保護観察遵守事項を遵守しない者に対する措置 | なし | 遵守事項を守らず，保護観察を続けていても本人の改善・更正が見込めない場合には，家庭裁判所が審判を行い少年院等に送致することができる |
| 国選付添人 | 家庭裁判所の審判に検察官が立ち会う場合のみ，公費で弁護士である付添人を付する旨規定 少年が釈放された後は選任の効力が失われる | 一定の重大事件について，少年鑑別所に収容する観護措置がとられている場合に，家庭裁判所が公費で弁護士である付添人を付することができる 少年が釈放された後も選任の効力は失われない |

(平成20年7月 施行)

| 主な相違点 | 改正前 | 改正後 |
|------------------------|---|--|
| 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大 | 被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹 | 被害者の心身に重大な故障がある場合における配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹が追加された |

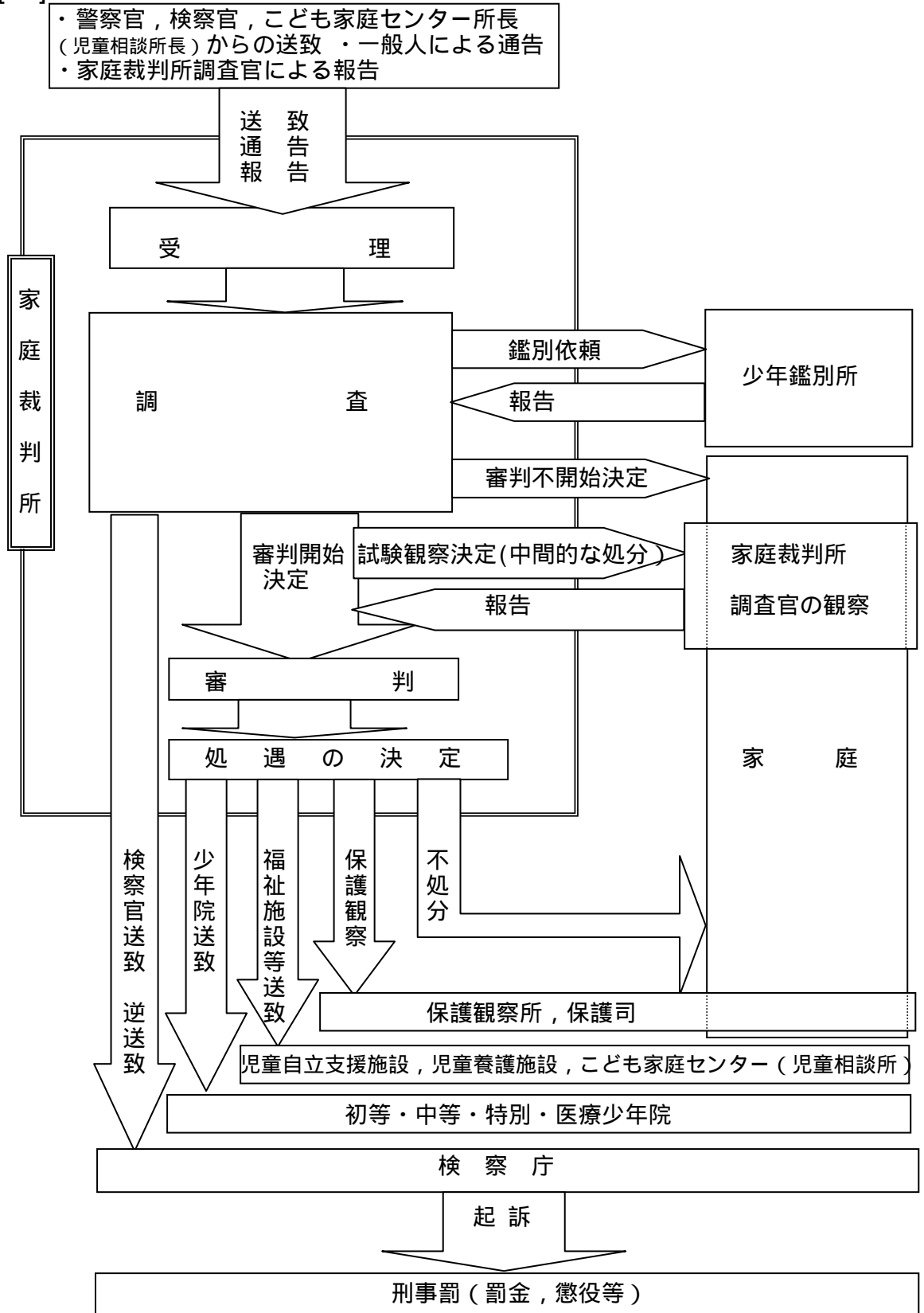
(平成20年12月 施行)

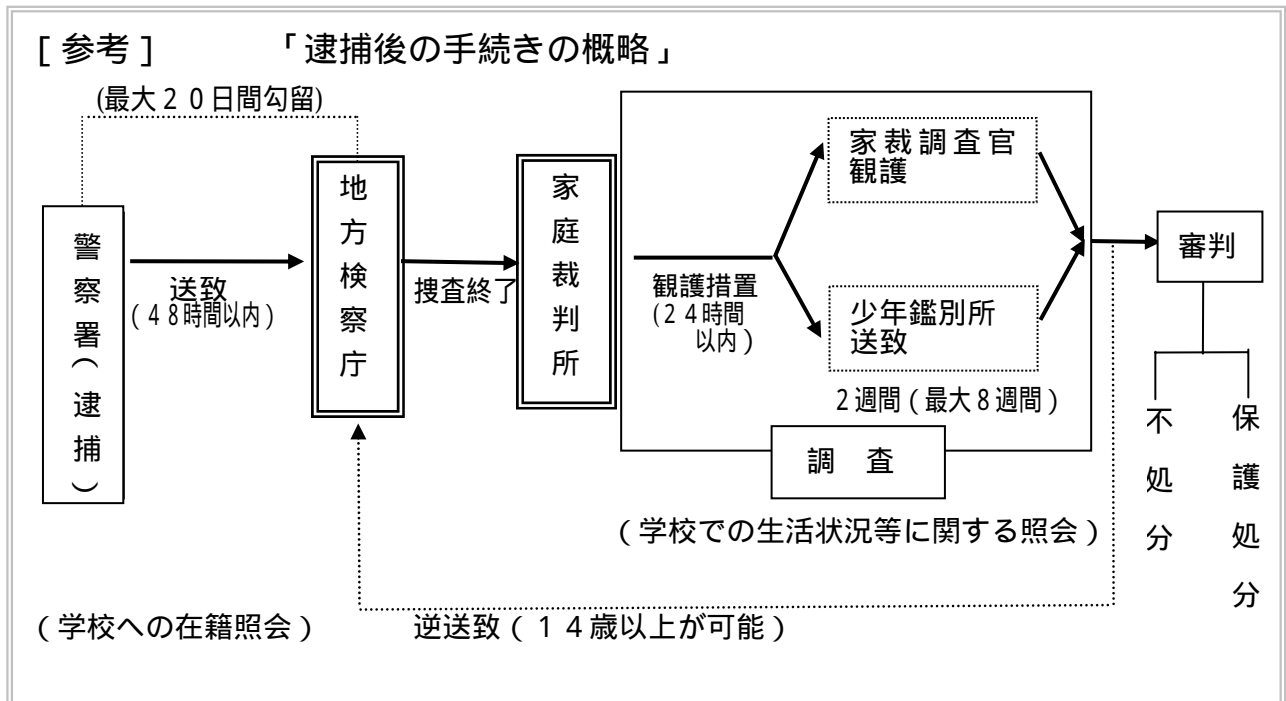
| 主な相違点 | 改正前 | 改正後 |
|----------------------|------|--|
| 被害者等による少年審判の傍聴制度 | 規定なし | 殺人事件等一定の重大事件の被害者等から申出が有る場合に，少年の年齢等を考慮して相当と認めるときは，少年審判の傍聴を認める |
| 家庭裁判所による被害者等に対する説明制度 | 規定なし | 家庭裁判所において，被害者等から申出がある場合に，少年の健全育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは，被 |

| | | |
|------------------------|---|---|
| | | 害者等に対し審判の状況を説明する |
| 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大 | 保護事件の記録のうち、犯行の動機、態様及び結果その他当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む非行事実に係る部分 | 非行事実にかかる部分以外の一定の記録(少年の供述調書や審判調書等)についても、その対象とされた |

[Q 3] 家庭裁判所における少年保護の流れは，どうなっていますか。

[A]





[Q 4] 少年鑑別所は，どのような機関ですか。

[A]

少年鑑別所は，主として家庭裁判所での観護措置の決定によって送致された少年を，最高8週間收容し，少年たちが非行に走るようになった原因や，今後どうすれば健全な少年に立ち戻れるかを，医学，心理学，教育学などの専門的知識や技術に基づいて少年の資質の鑑別を行う施設です。

少年鑑別所で行われる鑑別には，その受付の手続上から

- (1) 家庭裁判所関係のもの
- (2) 保護観察所，少年院などの法務省関係からの依頼によるもの
- (3) 学校その他の団体，職場，家庭などからの依頼によるもの

の3種類があります。

鑑別の方法は，医学的な診断や性格検査等を行うと同時に，所内のさまざまな活動を細かく記録して，これを鑑別の資料として活用しています。このようにして集められた各種の資料を総合して，最も有効適切と考えられる保護，矯正，更生などの指針が決められます。その結果は，鑑別結果通知書として依頼先に送付され，審判や少年院，保護観察所などでの指導・援助に活用されています。

(法令)

ア 少年法 (平成20年6月18日改正)

第8条 家庭裁判所は、6条第1項の通告又は前条第1項の報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様とする。

2 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年、保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

第9条 前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。

第17条 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもって、次に掲げる観護の措置をとることができる。

家庭裁判所調査官の観護に付すること。

少年鑑別所に送致すること。

2 同行された少年については、観護の措置は、遅くとも、到着のときから24時間以内に、これを行わなければならない。検察官又は司法警察員から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

3 第1項第2号の措置においては、少年鑑別所に収容する期間は、2週間を越えることはできない。ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもって、これを更新することができる。

8 観護の措置は、決定をもって、これを取り消し、又は変更することができる。

第19条 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でない認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

第22条 審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。

2 審判は、これを公開しない。

イ 少年鑑別所処遇規則 (平成20年5月30日改正)

第2条 少年鑑別所においては、少年を明るく静かな環境に置いて少年

が安んじて審判を受けられるようにし、そのありのままの姿をとらえて資質の鑑別を行うように心がけなければならない。

第3条 職員は、少年に対して、暖かい愛情と冷静な科学的態度で、接しなければならない。

第17条 鑑別は、少年の素質、経歴、環境及び人格並びにそれらの相互の関係を明らかにし、少年の矯正に関して最良の方針を立てる目的をもって、行わなければならない。

[Q5] 児童自立支援施設とは、どんな施設ですか。

[A]

児童自立支援施設は、平成10年4月1日の児童福祉法の改正により、以前の教護院から名称が変更されました。その内容は、従来の対象児童（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童）に加えて、「家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童」が対象に加えられ、保護者のもとからの通所が認められたりしました。

児童自立支援施設の運営は、教護院のときの実績等を生かしながら、種々の原因で社会に対して適応ができない状況にある児童に対し、次のような生活指導、学習指導及び職業指導を一体的に行い、児童の自立を支援することを目的としています。

生活指導

単なる言葉による訓戒や説得による指導ではなく、集団の力や個別の綿密な指導を行い、適切な人間関係や生活態度、習慣を身につけさせるようにしています。

学科指導

学習指導要領を準用して行われています。また、教護院の時には、施設長による修了書の発行が認められていましたが、児童福祉法の改正により、施設長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、入所中の児童の就学の義務を負うことになっています。

職業指導

義務教育を終了した者に対しては、入所中の児童の興味や関心、適性等に応じて、集団的及び個別的に職業指導を行うようになっています。

(法令)

ア 児童福祉法 (平成20年12月3日改正)

第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第48条 児童養護施設……及び児童自立支援施設の長、……並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

イ 児童福祉施設最低基準

第44条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

第45条 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。

第84条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

[Q6] 少年院は、どのような機関ですか。

[A]

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適應の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務所所管の施設です。少年院の種別には、年令や心身の状況、犯罪行為の程度等により、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院の4種類があります。

少年院で行う教育には，生活指導，職業補導，教科教育，保健・体育及び特別活動の5領域があり，対象少年に応じた特色ある様々な教育活動が行われています。

| | |
|-------|--------------------------|
| 生活指導 | 健全なもの見方，考え方及び行動の仕方の育成 |
| 職業補導 | 勤労意欲の喚起，職業生活に必要な知識・技能の習得 |
| 教科教育 | 学習意欲の喚起，基礎学力の向上 |
| 保健・体育 | 健康管理及び体力の向上 |
| 特別活動 | 自主的活動，レクリエーション，行事等の実施 |

少年院には，非行の進み具合に応じて，一般短期処遇，特修短期処遇及び長期処遇の区分があります。さらに一般短期処遇と長期処遇には，少年の問題性，教育の必要性等に応じた処遇課程が設けられています。

処遇方針としては，個々の少年について，問題行動の原因や今後伸ばすべき長所等を明確にして，少年自身が自主的に自己の改善向上に努めることができるようにし，最も効果的な方法を重点とした処遇を行います。

| | 一般短期処遇 | 特修短期処遇 | 長期処遇 |
|------|----------------|-------------------------|--------------|
| 対象者 | 早期改善の可能性が大きい少年 | 早期改善の可能性が大きく，開放処遇に適する少年 | 短期処遇になじまない少年 |
| 収容期間 | 6ヶ月以内 | 4ヶ月以内 | 2年以内 |

特修短期処遇は，少年院を離れ，保護者や適当な監督者のもとから学校や事業所，学識経験者などの社会資源を活用して，院内で学んだことを応用して実践し，円滑な社会復帰を図るための院外委嘱教育（少年院法第13条の3）を積極的に行う。

（法令）

少年院法 （平成19年6月15日改正）

第2条 少年院は，初等少年院，中等少年院，特別少年院及び医療少年院とする。

2 初等少年院は，心身に著しい故障のない，おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者を収容する。

3 中等少年院は，心身に著しい故障のない，おおむね16歳以上20歳未満の者を収容する。

4 特別少年院は，心身に著しい故障はないが，犯罪的傾向の進んだ，おおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。ただし，16歳未満の者

であっても，少年院収容受刑者については，これを収容することができる。

5 医療少年院は，心身に著しい故障のある，おおむね12歳以上26歳未満の者を収容する。

第4条 少年院の矯正教育は，在院者を社会生活に適應させるため，その自覚に訴え，紀律ある生活のもとに，左に掲げる教科並びに職業の補導，適当な訓練及び医療を授けるものとする。

初等少年院においては，小学校及び中学校で必要とする教科

中等少年院及び特別少年院においては，初等少年院で必要とする教科，更に必要があれば，高等学校，大学又は高等専門学校に準ずる教科

医療少年院においては，特別支援学校で必要とする教科

第13条

3 少年院の長は，その少年院所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て学校，病院，事業所又は学識経験にある者に委嘱して，矯正教育の援助をさせることができる。

[Q7] こども家庭センター（児童相談所）は，どのような機関ですか。

[A]

こども家庭センター（児童相談所）は満18歳未満の児童を対象にして（児童福祉法第4条），児童の福祉に関するさまざまな問題について，本人，家庭，学校，地域の方々等からの相談に応じ，児童がもつ悩みや問題や児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え，個々の児童や家庭に最も効果的な処遇を行うことにより，児童の福祉の増進を図ることを目的として設置された行政機関です。

こども家庭センター（児童相談所）では，相談を受け付けると，次のような業務を行っています。

相談員，児童心理司，児童福祉司，臨床検査技師，医師等の職員が，あらゆる角度から専門的な調査を行い，総合診断（判定）に基づき児童への適切な処遇を行います。

必要に応じて児童を一時保護し，行動観察や生活指導等を行います。

児童福祉施設等に入所させ，又は里親等に委託し，安定した生活の確保を図ります。

[Q 8] こども家庭センター(児童相談所)との連携は、どのようにしたらよいですか。

[A]

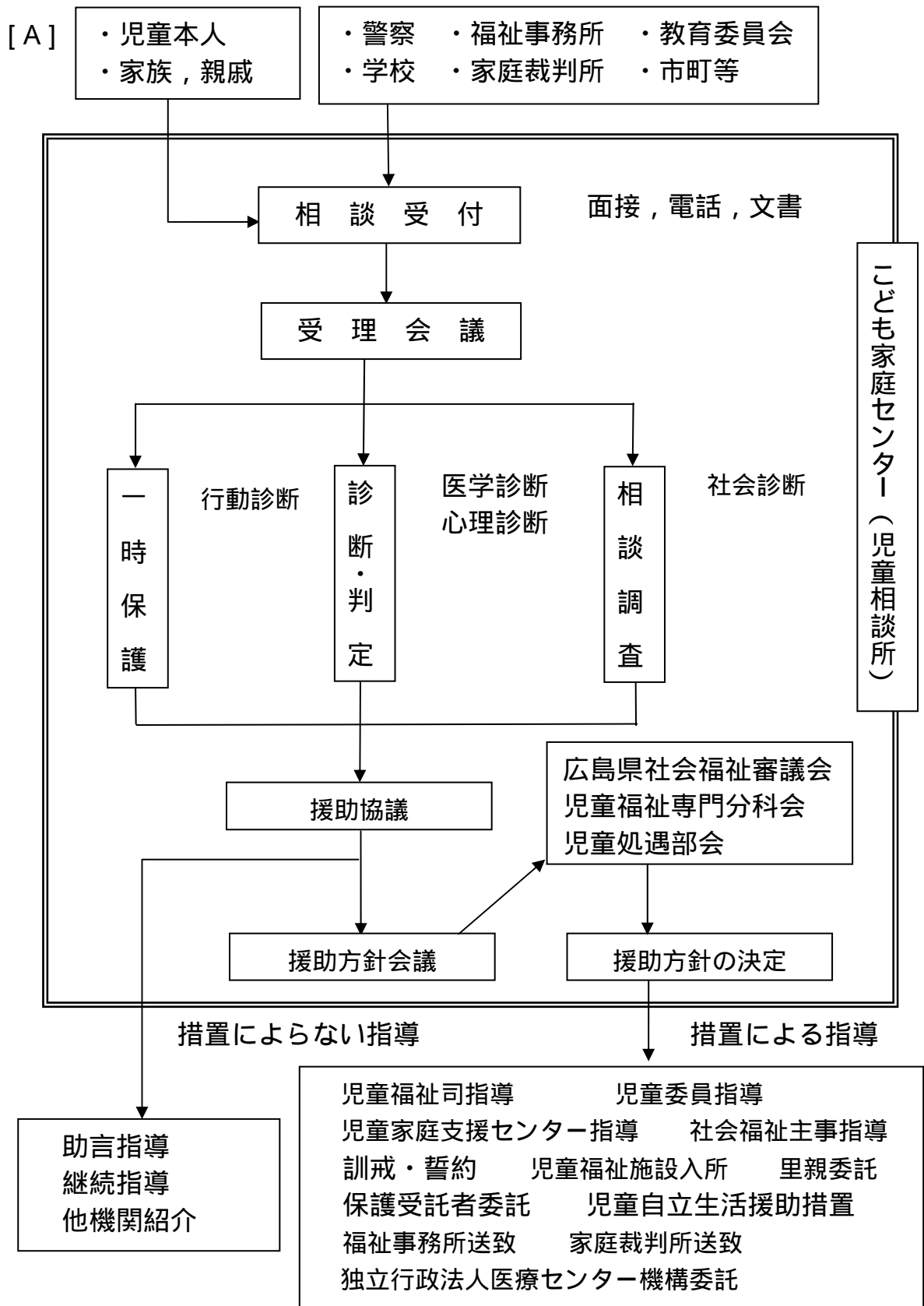
こども家庭センター(児童相談所)は、子どものいろいろな問題について、相談員、児童福祉司、児童心理司等の職員が相談に応じています。相談の形態としては、来所相談、電話相談、県内各市町を巡回して行う巡回相談があります。

学校は、児童生徒の問題行動に関する課題や悩みがあるときには、気軽に相談し、援助・指導を受け、解決に向け役立てることが出来ます。

また、教職員の教育相談技術の向上を図るため、学校に講師として招いて、研修会をもつなどの方法も考えられます。

[Q9] こども家庭センター（児童相談所）における相談援助活動の流れはどうなっていますか。

[A]



(法令)

児童福祉法

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ホ 児童の一時保護を行うこと。
- ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

[Q10] 少年指導センターは、どのような機関ですか。

[A]

少年指導センターは、少年の問題行動防止に関係のある行政機関、団体及びボランティアが参加して、少年補導に関する諸活動を総合的かつ計画的に実践するための公的機関です。少年指導センターは、「少年補導センターの運営に関する指導要領」(昭和45年7月1日総理府青少年対策本部次長)により、名称、業務の内容等が定められていますが、名称については、設置団体が、青少年及び保護者に対して親しみやすい名称を、自由に決定してよいこととなっています。また、業務の内容には、街頭巡回や補導連絡会の開催などの補導活動と、補導カードの作成などの青少年の情報資料の整備があります。

[Q11] 少年指導センターとの連携は，どうしたらよいですか。

[A]

学校は，少年指導センターの補導員と一緒に街頭指導等を行い，児童生徒の校外での状況把握に努めます。また，少年指導センターとの連絡協議会等を開催して，近くの繁華街やたまり場等の情報を得る中で，問題行動の再発防止に役立てます。

(例規)

少年補導センターの運営に関する指導要領

(昭和45年7月1日 総理府青少年対策本部次長)

(目的)

第1 この要領は，国が助成する少年補導センター(以下「少年補導センター」という。)の円滑適正な運営をはかるために，必要な指導事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2 少年補導センターの名称は，少年補導センター，少年センター，少年相談センター，少年愛護センター等なるべく青少年およびその保護者等に親しみを感じさせるような名称を使用するものとする。

(業務の内容)

第4 少年補導関係機関および民間有志者が，合同活動として少年補導センターにおいて行う業務の内容は次のとおりとする。

次に掲げる方法による補導活動

ア 街頭巡回

イ 少年相談の受理

ウ 専門機関への通告

エ 補導連絡会等の開催

オ 家庭その他に対する連絡

次に掲げる情報資料の整備

ア 個人別補導カード

イ 非行少年等のグループ・カード

ウ その他必要な情報資料

その他少年の非行防止に必要な業務

(主管部局)

第 5 少年補導センターの主管部局は、当該地方公共団体の総合的青少年対策主管部局または児童福祉、教育もしくは警察部局のいずれかとする。

(運営協議会)

第 6 少年補導センターに運営協議会を置くものとする。

2 運営協議会は、少年補導関係機関の代表者および民間有志者おおむね 10 人で組織し、少年補導センターにおいて行う合同活動の実施に必要な業務計画の協議決定に当たるものとする。

3 運営協議会に会長を置き、少年補導センター主管部局の長をもってこれに充てるものとする。

4 運営協議会の会議は、原則として毎月開催するものとする。

(業務計画協議決定上の留意事項)

第 7 運営協議会が業務計画を協議決定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

少年補導関係機関職員および民間有志者を少年補導センターの業務に積極的に参加させるよう配慮すること。

少年非行の原因となつている社会環境の発見、実態把握および除去について配慮すること。

街頭補導は、事故および災害の発生を避けて、その実効を期するため、複数の人員で行うこと。

(少年補導委員)

第 9 地方公共団体の長は、運営協議会の推せんによつて、少年補導センターごとに、次の各号に該当する者のうちから、少年補導委員おおむね百人を委嘱するものとする。

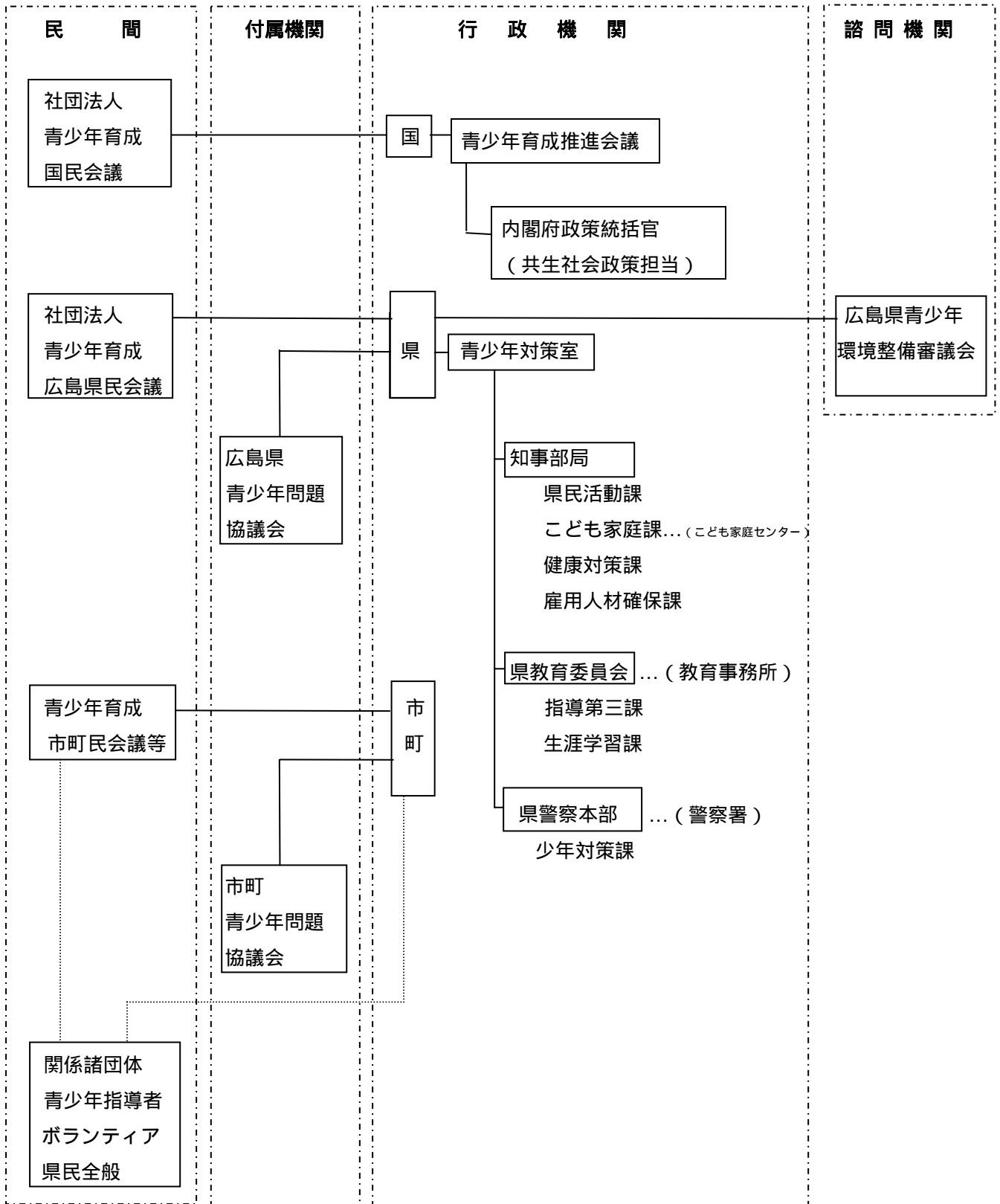
1 週につき 1 回以上街頭補導等に従事できる状態にあること。

少年に対する理解と愛情を有し、非行防止に対する熱意があること。

少年補導センターの活動区域に住所または勤務先があること。

(3) その他

ア 青少年の健全育成のための組織

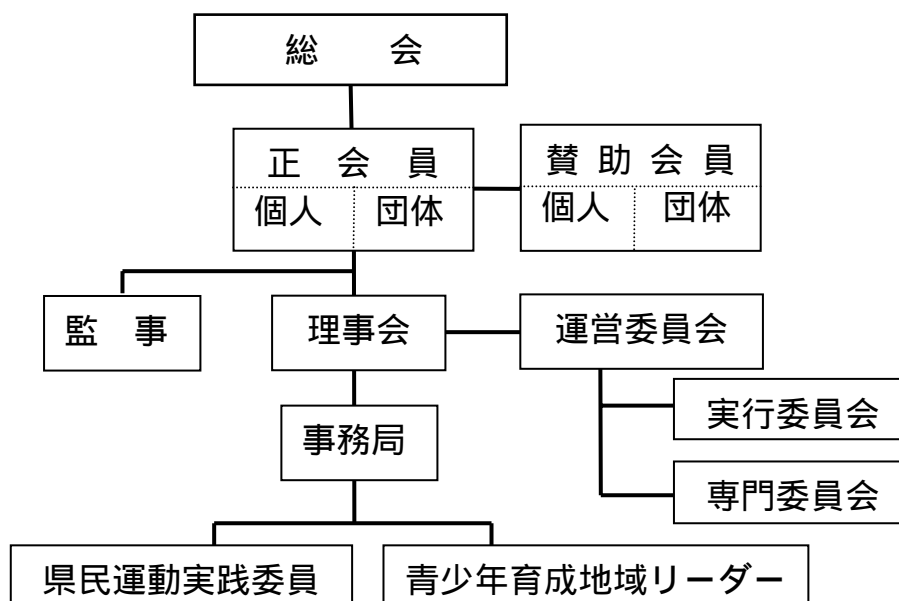


イ 青少年育成広島県民会議

青少年育成広島県民会議は、県民運動の推進母体として、設置された団体です。その構成員である青少年関係団体などが、地域に密着した運動を積極的に展開しています。

さらに、市町においても、地域と密着した活動を進めており、学校においても運動と連携して取り組むことが大切です。

「社団法人青少年育成広島県民会議の組織図」(平成21年4月1日現在)



青少年育成県民運動の総合的推進

・「あいさつ・声かけ運動」や「家庭の日運動」などの県民運動を推進するため、地域団体が取り組む県民運動推進事業に助成して、県民運動の推進体制づくりを図る。

広報啓発活動

- ・機関紙を発刊する。
- ・「あいさつ・声かけ運動」の輪が広がるよう子どもの見守り活動などとも連携して啓発活動を行う。
- ・市町民会議等の講演会・学習会に講師を派遣する。
- ・青少年育成情報ネットを運営し、体験活動プログラムの紹介する。

家庭教育の充実と環境浄化活動の推進

- ・「家庭の日」運動(毎月第3日曜日)の推進及び図画、作文を募集する。
- ・「青少年の日」(毎月17日)運動を推進し、定着を図る。
- ・「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)等における広報啓発活動を推進する。
- ・携帯電話やインターネット上の有害情報対策として「出前講座」等を

実施する。

青少年を支える人づくり

- ・青少年育成カレッジ講座や市民講座を開催する。

青少年の社会参加運動の促進

- ・「夢配達人プロジェクト推進事業」を支援する。
- ・青少年の国際交流事業を支援する。
- ・「少年の主張大会」広島県大会を開催する。

ウ Q & A

[Q 1] 学校と青少年育成団体とどのような連携をしたらよいでしょうか。

[A]

学校、警察、青少年育成団体など関係機関・団体が地域ぐるみで問題行動等の防止にむけて、連携や協力をして取り組むことは大きな成果につながります。

県内では、学校と連携し青少年育成県民運動の趣旨を広く周知させるために、県内の高校生に依頼し、青少年健全育成強調月間啓発パレードを実施するとともに、啓発チラシを配布しています。

さらに、青少年健全育成強調月間中にキャラバン隊を組み県内数カ所の市町の巡回活動を実施しています。今後も、地域の健全育成団体と協力し、映画館やゲームセンター等へ立入り調査をしたり、イベントを計画するなど、実践的な活動を展開することが必要です。

[Q 2] 広島県青少年健全育成条例とはどんなものですか。

[A]

この条例の目的は、「青少年の健全な育成を図ること」であり、青少年の育成に関し、それぞれの立場における成人の責務や行政能力の内容を明らかにするとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為について自粛を要請し、又は一定の規制を行うものです。具体的には、有害物の販売規制、有害な場所への立入り制限等、有害環境の浄化や、青少年に対する有害行為の規制、また、関係営業所への立ち入り調査、優良図書・

興行の推奨・青少年の健全育成に関する功績者等の表彰等を定めています。

個室や区画を設けているインターネットカフェ・まんが喫茶は、青少年の健全育成上問題となる深夜外出を誘因する懸念があるため、これまでのカラオケボックスに加え、青少年の深夜立入制限施設に規定しています。

[Q 3] 広島県高等学校校外指導連盟とは、どのようなものですか。

[A]

校外指導は、各地区単位で、校外における生徒の生活の改善、ならびに社会環境の浄化を図る活動を行っていました。その後、学校の荒れが全国的にも問題となる中で本県においても窃盗・万引きなど校外における生徒の問題行動が多発し、組織としての強化を図るため、各地区を統合して県全体として一体となった組織がとして昭和53年に「広島県高等学校校外指導連盟」として設立されました。

[Q 4] 各地区に小・中学校を対象として生徒指導を進めていくための連絡協議会がありますか。

[A]

生徒指導上の諸問題について、学校関係者が情報交換、研究協議などを行い共通理解を深め、一致協力して生徒指導推進体制の確立を図るとともに、生徒指導の充実を図ることなどを目的とした協議会を開くことは重要です。しかし、現在県内のすべての地域で、学校間や校種間での情報交換や、研究協議ができるような組織はできていません。したがって、学校間や校種間での連携とともに、関係機関と連携して取り組んでいくことのできる組織をつくる必要があります。

[Q 5] 警察と連携するときによく使う用語にはどのようなものがあり、どういう意味ですか。

[A]

次のようなものがあります。

1 非行少年

犯罪少年，触法少年及びぐ犯少年をいう。

(1) 犯罪少年（少年法第3条第1項第1号）

14歳以上20歳未満で罪を犯した少年をいう。

(2) 刑法犯少年

刑法（暴力行為等処罰ニ関スル法律などの特別刑法を含む。）に定める罪を犯した犯罪少年と，刑法に触れる行為をした触法少年を合わせたものをいう。

(3) 特別法犯少年

刑法以外の法令違反をした犯罪少年と触法少年を合わせたものをいう。

(4) 触法少年（少年法第3条第1項第2号）

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

(5) ぐ犯少年（少年法第3条第1項第3号）

次に掲げる事由があつて，その性格又は環境に照らして，将来，罪を犯し，又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。

ア 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

イ 正当な理由がなく家庭に寄り附かないこと。

ウ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し，又はいかがわしい場所に出入りすること。

エ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

2 不良行為少年

非行少年には該当しないが，飲酒，喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

3 初発型非行

非行の動機・手口が比較的単純で，初期的段階の非行といわれる万引き，オートバイ盗，自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

4 街頭犯罪

刑法犯のうち，ひったくり，路上強盗，自動販売機ねらい，商品ねらい，車上ねらい，自転車盗，オートバイ盗，自動車盗をいう。

5 福祉犯

児童買春に係る犯罪，児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪，その他の少年の福祉を害する犯罪であつて警察庁長官が定めるものをいう。（少年を被害者とする児童福祉法，児童買春・児童ポルノ法，労働基準法，職業安定法及び青少年健全育成条例等）

第4章 その他

1 校則

(1) 基本的な考え方

ア 校則は、学校教育法施行規則第4条に規定されている「学則」とは異なり、それぞれの学校で定められている学校内外の生活に関する規定のことで、一般的に「校則」「生徒心得」「生徒規則」などの名称でよばれています。

イ 学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要です。

ウ 校則は、すべての児童生徒が安全でよりよい学校生活を送ることができるようにするための指針であるという積極的な機能を有するものです。

エ 指導に当たっては、児童生徒が校則等を自分のものとしてとらえ、自主的・自律的に学校生活を送る態度を育てる、という観点からの指導に努めることが大切です。

オ 入学に当たって、保護者に校則の説明を十分行い理解を得ておくことが大切です。また、機会をとらえて繰り返し説明するなど、保護者の理解を深めるよう努めることが必要です。

(2) 留意点

ア 校則の指導については、全教職員の共通理解を図り、指導上の不一致を生じないようにします。

イ 校則は、あらゆる機会をとらえて、実際の生活場面に即して、内容を再確認させ理解を深めることが大切です。

ウ 校則の必要性や、校則の内容について児童生徒に討論させたり、児童(生徒)会活動で、校則について取り上げたりするなど、児童生徒自らが校則を守っていこうとする意識を育てることが大切です。

エ 校則の内容、指導が常に適切なものであるために、適宜その見直しを行うことが大切です。

オ 必要以上に詳細な規定を設けたりすることのないよう配慮する必要がある

あります。

カ 校則に違反した児童生徒に対しては、その行為に対する反省を求めるだけでなく、なぜそれが校則として定められているのかという意味を十分に指導することが必要です。

(3) Q & A

[Q 1] 校則の見直しについての考え方を示してください。

[A]

まず、校則の内容について、
絶対に守るべきもの
努力目標というべきもの
児童生徒の自主性に任せてよいもの
という観点から見直します。

また、社会情勢の変化や、地域、保護者の意識の変化なども考慮して見直しを検討することも必要です。ただし、安易に校則を見直すのではなく、慎重に議論をすることが必要です。さらに見直しに際しては、児童生徒に議論させるなどして、校則の必要性を考えさせることによって、児童生徒が主体的に守ることのできる内容としていくことも大切です。

[Q 2] 高等学校の校則について、中学生や新入生にどう説明したらよいですか。

[A]

中学生や新入生が高等学校の校則について理解を深めることは、高校の学校生活への適応や望ましい人間関係の形成に向けて積極的に活動する意欲や態度を養う上で重要です。

そのためには、日ごろから中学校と高等学校が連携を行い、中学校の教員が高等学校の校則について理解を深めておくことが必要です。

中学生には、学校公開、体験入学、学校説明会などの機会を通じて、校則についてわかりやすい資料等を用意して説明を行うことが大切です。

また、学校紹介のパンフレットやホームページにも校則を説明するコーナーを設けるなど広く理解を得る方法も有効です。

新入生に対しては、合格者登校日や入学式において、資料を配付して校則について説明を行うとともに、保護者にも理解を得ておくようにします。

さらには、入学後のオリエンテーション等で、校則は高校生活を有意義に過ごすためにあることについて理解させ、教職員が説明するだけにとどまらず「生徒会だより」等を配付して在校生から説明するなど指導の徹底を図ることが必要です。

(4) 例規

ア 都道府県教育委員会等中等教育担当課長会議における初等中等教育局長あいさつ要旨 (昭和63年4月25日)

「1 児童生徒が心身の発達過程にあること、学校が集団生活の場であること等からいって、小・中・高等学校を通じ学校には一定のきまりが必要であり、したがって、校則それ自体には意義がある。

しかし、その内容、運用(指導)の在り方については、検討を加えていく必要があると思う。

2 校則は、経済社会の進展等時代の進展、地域の実情、学校段階(発達段階)、学校の教育方針、保護者の考え方、児童生徒の実態等を踏まえることが必要と考えられる。そして、これらの事情は、各学校ごとに異なるので、校則は各学校において適切に考えられるべきであるということが基本である。文部省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり適当でない。

その意味で、以下は校則を見直すに当たっての検討の視点であるが、校則については種々問題も指摘されているところであり、各都道府県教育委員会においても、これらの点を参考に、各学校における校則見直しの指導をしていってほしい。

視点としては、大きく言って二点ある。

3 校則の内容について

- (1) 第一点は校則の内容の問題であるが、現在の校則の内容には、
絶対守るべきもの
努力目標と言うべきもの
児童生徒の自主性に任せてよいもの

がミックスされているのではないか。この点をもう一度点検しなおしてみる必要がある。

(2) また、きまりについては、児童生徒にこれを消極的に守らせるのではなく、自主的に守るようにすることが大切である。このことを踏まえて考えてみると、きまりには、校則に盛り込むべきもの、指導として行うもの、教師と児童生徒との交わりの中で自主的に守るようにしていくものがあるのではないかと。また、各教科や道徳における指導に任せる部分もあるのではないかと。

4 校則運用（指導）について

(1) 第二点は校則の運用の問題であるが、校則違反があった場合に、当該児童生徒の身分上の措置の問題等をどう考えるかということがある。学校として、このような場合における統一的な対応方針をあらかじめ全教職員の共通理解としてもっていないと混乱が生じることになる。

(2) また、身分上の措置の前に、教育指導としてどう考えるかがなければ、校則の教育上の意義はなくなってしまう。

5 なお、校則の問題を考える場合に、校内暴力、いじめ等の問題の解決に学校が非常に努力してきた経緯を忘れることはできない。昨今、校則だけが問題として取り上げられている面があるが、学校が一生懸命やってきたことは忘れてはならないと思う。運用において若干厳しい面があったかもしれないが、この問題は全体の指導体系の中で冷静に考えるべきであり、校則だけを取り上げて問題とすることは適切でないと思っている。

各都道府県教育委員会においても、全体のプロセスの中で校則の問題を考えてほしい。」

イ 都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会議における初等中等教育局長あいさつ要旨 (平成2年9月27日)

「2 生徒指導における具体的な留意点

校則の内容及び運用の見直し

ア 校則の内容及び運用が、指導方法に関する申し合わせや慣行も含め、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展等を踏まえたものとなっているように積極的に見直しを行うこと。」

(5) 判例

ア 最高裁昭和52年3月15日判決（国立大学単位不認定事件）

「大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であつて、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、法令に格別の規定がない場合でも、学則等に

よりこれを規定し，実施することのできる自律的，包括的な権能を有し，一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから，このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではなく，一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものである。」

イ 京都地裁昭和60年6月5日判決（中学校標準服着用義務事件）

「公立中学校における中学生の在学関係は，いわゆる公法上の特別支配関係に属するから，中学校長は，教育目的に必要な限り，その目的を達するに必要な合理的範囲内で，法律の規定に基づかないで，生徒に対し，その服従を強制したり，自由を制限したりできるのであつて，この法律関係は，中学教育が義務教育として行われることによつて変わるものではない。」

ウ 千葉地裁昭和62年10月30日判決（三ない原則生徒自主退学勧告事件）

「高等学校は，公立私立を問わず，生徒の教育を目的とする公共的な施設であり，法律に格別な規定がない場合でも学校長は，その設置目的を達成するために必要な事項を校則等により一方的に制定し，これによって在学する生徒を規律する包括的権能を有し，生徒は教育施設に包括的に自己の教育を託し生徒としての身分を取得するのであつて，入学に際し，当該学校の規律に服することが義務づけられる。」

エ 高知地裁昭和63年6月6日判決（バイク規制校則違反生徒謹慎処分事件）

「校則等の内容については，…（中略）…生徒の権利自由を束縛することとなつても，無効とはいえず，生徒はこれに従うことを義務づけられるのであつて，校則等の具体的規定が裁量権の逸脱，濫用に当たるかどうかは，校長がその規定を設けた趣旨，目的と社会通念に照らし，それが学校の設置目的との間に合理的関連性を有するかどうかによって決せられるというべきである。」

2 問題行動発生時の対応

(1) 基本的な考え方

ア 問題行動の原因・背景は，学校，家庭，社会それぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられ，その解決のためには，学校，家庭，地域社会が

一体となった取組とともに、深い児童生徒理解に基づく適切な指導及び支援を行うことが大切です。

イ 児童生徒が、問題行動を起こす前には、心身の不調を訴えたり、ささいなことに過剰な言動をとったりするなど、何らかの前兆を示すことが多くあります。

ウ 日ごろから児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努め、特定の教職員のみでなく、全教職員間で情報を共有するなど、共通理解をもって指導に当たることが大切です。

エ 問題行動を起こした児童生徒への指導を効果的に行うため、あらかじめ指導基準を明確にし、全教職員間の共通理解を図るとともに、児童生徒や保護者などにも周知しておきます。

オ 問題行動が起きた場合に備え、全教職員が指導方針に基づいて、どのように対応するのかを確認しておくとともに、教職員の役割分担を明確にし、毅然とした粘り強い指導を行うことが大切です。

カ 「いけないことはいけない」と指摘しつつも、児童生徒が自ら考え主体的に判断し行動できるよう、児童生徒の内面の問題に向き合い、理解しようとする姿勢をもって指導することが大切です。

キ 発達障害のある児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要です。

ク 学校だけで問題の解決を図ることが困難な場合は、学校内ですべての問題を解決しようとしないうで、地域や関係機関などと協同して問題解決に当たります。

(2) 留意点

ア 生徒指導部会などを定期的にあるいは随時に設け、児童生徒の日ごろの行動や態度などについて情報交換、分析を行い、全教職員で共通理解を図っておくことが大切です。

イ 問題行動の指導に当たっては、冷静な態度で、発生した事案の事実経過などを正確に把握することが大切です。

ウ 威圧的な態度や体罰などの行き過ぎた指導は、教育的効果がないだけで

なく、反発心を生み、信頼関係を崩し、不信を生むこととなります。

エ 事実確認を迅速かつ正確に行い、児童生徒に行動の問題点を気づかせ、何を中心に反省しなければならないのかを十分理解させます。

オ 指導方針を、保護者に十分説明し、理解を得るよう努め、学校・家庭が一体となって取り組みます。

カ 傷害など犯罪行為は、学校だけで抱え込むことなく警察に通報し、協力を得て対応します。

キ 関係機関の機能、組織、担当者名、所在地、連絡先などの一覧を職員室に掲示することや全教職員に配付することにより、問題行動発生時に適切な対応が迅速にできるようにします。

ク 学校の実態に即した対応マニュアルを作成し、全教職員で確認しておくとともに、児童生徒が教職員の指導に従わない場面などを想定し、ロールプレイングなどの手法を用いて、教職員の理解を深めておくことが大切です。

ケ 暴力行為やいじめ、不登校などの生徒指導上の諸問題については、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性についても検討するなど、児童生徒をめぐる状況に十分留意して対応します。

(3) Q & A

[Q 1] 問題行動の初期対応にはどのような留意点がありますか。

[A]

問題行動の初期対応は、すべての教職員が次の点に留意して行う必要があります。

冷静に対応すること

原則として、複数の教職員で対応すること

客観的な事実（何がいけないのか）をその場で自覚させること

事実の認識に齟齬が生じないように、その場で状況を確認し、明確化すること

所持品を確認する必要がある場合には、その場で出させ預かること

初期対応した教職員は生徒指導部等に速やかに報告すること
可能な限り短時間で対応すること

生徒指導資料No. 32「児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について」(平成21年10月広島県教育委員会)参照

[Q2] 問題行動の前兆には、どのようなものがありますか。

[A]

学校生活や家庭生活で次のような前兆がみられます。

学校生活

欠席・遅刻・早退の増加，体調不良による保健室での休養，学習意欲の低下，粗暴な言動，服装や頭髪の乱れ，友人関係の変化，忘れ物が多くなる 等

家庭生活

無断外泊，深夜はいかい，金銭の要求，粗暴な言動，学校や友達のことを話さなくなる，家族との接触を避ける，頻繁に電話がかかってくる，携帯電話を手放さない 等

[Q3] 持ち物検査をすることはできますか。

[A]

学校へ危険なものが持ち込まれている可能性が高いと判断され，児童生徒や教職員の安全を確保するために，校長として所持品を検査するという選択は有り得ます。

持ち物検査を行うに当たっては，その目的，理由，必要性等について保護者，児童生徒に説明を十分行い，理解を求めつつ，個別での指導を実施するなど，状況に応じた適切な方法で所持品検査を行うことが重要です。

どのような場合に，持ち物検査を行うと想定されるのかについて，事前に保護者や児童生徒に説明しておくことが必要です。

[Q 4] 生徒が逮捕され警察に勾留されているため本人からの事実を確認
ができません。指導方針はどのように決定すればよいですか。

[A]

問題行動に係る指導方針は、事実を正確に把握した上で、あらかじめ定められた生徒指導規定に従って決定します。

生徒が勾留されている場合には、警察と綿密に連携をとり、可能な範囲で事実を確認することが大切です。

また、事実の確認は当該生徒から直接行うことが原則であり、警察からの聴取内容のみで指導方針を決定することは適切ではありません。

勾留中に生徒から直接事情が聞けない場合は、釈放後に当該生徒から直接事実を確認し、警察からの聴取内容と照らし合わせ、事実を明確にした上で指導方針を決定します。

3 特別な指導

(1) 基本的な考え方

ア 児童生徒が、自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを考え、実行するよう指導することが大切です。しかしながら、通常の教育活動では十分にその効果が現れないと考えられる場合には、日々の教育活動とは異なる特別な指導を実施することが必要です。

イ 特別な指導としては、家庭における反省指導、学校における反省指導などがあります。但し、義務教育である小・中学校においては家庭における反省指導はできません。

ウ 指導に当たっては、教職員との人間関係を重視し、児童生徒に自らの在り方生き方を考えさせるための指導・援助という観点から進めることが大切です。

エ 学校教育法第11条による生徒に対する退学、停学及び訓告の懲戒と明確に区別して実施することが必要です。児童生徒本人に対する教育的な指導であるという観点から、家庭の積極的な協力のもとに実施する必要があります。

(2) 留意点

ア 指導に当たっては、児童生徒や保護者に、特別な指導を実施するに至った事実関係と指導の内容を十分に説明するとともに、児童生徒や保護者の反論や弁明の機会を与えるなど、特別な指導を行うまでの手続きを適切にすることが必要です。また、保護者に対して、特別な指導のねらいは児童生徒が自ら行動を反省し、より充実した学校生活を送るためのものであることについて理解を得ておくことが大切です。

イ 問題行動の事実関係・背景等を把握し、指導の内容が適切なものとなるよう十分に検討して実施します。

ウ 指導に当たっては、背景等個々の児童生徒の事情に配慮し、効果が上がるような工夫をすることが大切です。

エ 個別指導を行ったり、教科の課題を用意して学習させたりすることによって、児童生徒の学習に遅れがでないようにすることが必要です。

(3) Q & A

[Q 1] 高校において、家庭における反省指導（家庭反省）が長引いて欠課時間数が増えることについて、どう考えればよいですか。

[A]

家庭反省などの特別な指導は、あくまで生徒がよりよい充実した学校生活ができることをめざして行われる指導ですから、その指導によって、その後の学校生活を送る上で困難が生じることは避けなければなりません。家庭反省が長引くということは、教育的な指導としては適切ではありません。例えば、家庭反省から学校反省に切り替えるなど、より効果的な指導方法を柔軟に検討することが大切です。

[Q 2] 家庭反省が形式的なものとなり、指導の成果が十分あがりません。何か、よい工夫はありませんか。

[A]

次のような取組の例があります。

担任，生徒指導部の教職員だけでなく，授業を受けもっている教職員等が，家庭訪問し，教科指導や，話しこみによる望ましい人間関係づくりに努める。

他者との関係を見つめ直すことで，自己が支えられて生きていることを自覚させ，自らの生き方を考えさせるため，「内観法」を取り入れる。

「心温まる話」などの感動体験を味わえるエッセイを読んで感想文を書き，教職員とともに話し合う。

教科学習で行き詰まっているところに気づかせる，あるいは，得意なところをさらに伸ばしていくなど，学習への意欲を高めるための機会として有効に利用する。

自分の今までの生活を丁寧に振り返る反省文を書かせることによって，周りの人との関係や，なぜ問題行動をするに至ったのかについて，段階を追って自ら気づき，反省内容が深まっていくよう指導の工夫をする。

家庭反省をやめ，すべて学校反省とし，教科指導だけでなく，花壇づくりや校内清掃を教職員と生徒が一緒に行うことにより，学校の教育環境の充実に貢献したという充実感を味わう体験をさせるとともに，教職員と生徒との望ましい人間関係づくりを進める。

[Q3] 指導を実施するに際して，家庭の積極的な協力を得るには，どのようなことに注意すればよいですか。

[A]

学校の生徒指導の基本方針について，あらゆる機会をとらえて説明し，事前に十分な理解を得ておくことが大切です。

特別な指導を実施するに当たっては，保護者が，学校の指導の意図をしっかりと理解し，児童生徒の今後の学校生活への展望が見出せるようにすることが大切です。そのため，児童生徒がよりよい充実した学校生活を送るために，どうすればよいかを考えさせ，実行する意欲をもたせるために行うという特別な指導の目的を伝え，指導内容や指導計画をはっきり示します。

また、学校は、家庭と協力して、児童生徒がよりよい学校生活を送って
いけるよう指導していくことが大切です。そのため、家庭訪問などをお
して家庭との連携を密にし、家庭での指導を援助していくことです。

[Q 4] 別室での反省指導を効果的に行うためには、どのようなことに注意
すればよいですか。

[A]

当該生徒を通常より早く登校させ、清掃活動などの身の回りの整理を行
い反省の準備をしたり、生徒指導部による面接を行ったり、日課にしたが
った学習や作業及び反省を行ったりします。

また、基本的な生活習慣や学習の基礎基本を徹底でき、生徒自身でどう
すればよいかを考えさせ、実行し、継続できる内容を盛り込みます。

特に、反省が深まらない生徒に対しては、別室での反省指導と授業へ参
加させながらの反省指導を繰り返し行うことで、より効果を高めることが
できます。

[Q 5] 小・中学校において、授業中に問題行動を起こしたので他の場所で
指導することはできますか。

[A]

基本的には、授業の中で指導していくことが大切です。しかし、授業を
進めることが困難となる場合や、他の児童生徒や教職員の心身の安全が脅
かされるおそれのある場合には、校内の別の場所で指導することができます。
別室で指導する場合は、次の点に留意することが大切です。

指導経過や指導の意図をはっきりさせるなど、指導に当たる教職員
相互が連携をして進めます。

学習が遅れないよう、別途計画を立てて指導を進めます。

保護者に、別室での指導についての趣旨を説明し理解を得て、指導
を進めます。

指導に従わないような場合には、保護者の協力を求めたり、警察等
関係機関と連携するなどして組織的な対応を進めます。

[Q 6] 小・中学校において、問題行動を起こした児童生徒に対し、別室で継続して指導をすることはできますか。

[A]

学校において必要と認められた場合は、児童生徒を一定期間継続して、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも有効です。

その場合、学校や児童生徒の実態に応じ、指導内容、期間、方法、場所等について十分に配慮して指導することが大切です。さらに、対応の方法については、学校体制として進められるようあらかじめ決めて対応していくことが大切です。

具体的には、児童生徒とともに校舎内の清掃活動を行ったり、静かな部屋で児童生徒の不安や悩みをじっくり聞いたり、児童生徒と一緒に話し合ったり、児童生徒自らの内面を見つめさせるなど、自己変革ができるような場をもつことが考えられます。

[Q 7] 小・中学校において、児童生徒が、校内でタバコを吸っている場面を発見しました。別室で特別な指導をすることはできますか。

[A]

法律で認められていない行為を行っている場合には、校内の他の児童生徒と異なる場所での指導はできません。また、複数の教職員で対応し、喫煙の問題性について理解させるように、家庭と連携して指導を進めていく必要があります。

[Q 8] 小・中学校において問題行動を起こした児童生徒を、保護者と連携し、家庭に帰して指導をすることは可能ですか。

[A]

学校教育法施行規則第26条において、公立の小・中学校では、児童生

徒に対する懲戒として退学（学校教育法第71条の規程により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの〔以下「併設型中学校」という。〕を除く。）及び停学の措置をとることはできません。したがって、実質的に停学に当たる措置は、自宅謹慎、自宅学習等いかなる名称であれ、法令上禁止されています。

ただし、児童生徒や教職員に対し、暴力行為を繰り返し、正常な学校生活が行われない場合には、学校教育法第35条及び第49条において出席停止の措置が定められています。

(4) 判例

高知地裁昭和63年6月6日判決（無期停学処分取消等請求事件）

「校長が原告に対して行った家庭謹慎措置は、非公式的色彩があつて生徒指導要録には記入せず教育的指導をも伴っている点において停学より軽いといえるが、登校を認めない点において停学と同じであるから、停学そのものであるとはいえないけれども、これに準ずる懲戒であるといわざるを得ず、…（中略）…懲戒が必要であるかどうか及び必要であるとしてどの程度の懲戒を行うかについては、やはり校長が裁量権を有するものというべきところ、右認定の事実及び前記の家庭謹慎の内容等に懲ずると、校長が原告に対してした家庭謹慎措置が裁量権を逸脱した違法なものであるとは認めがたい。」

4 体罰

(1) 基本的な考え方

ア 体罰とは、なぐる・ける等の身体への侵害のみでなく、肉体的な苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当します。

イ 教職員は児童生徒の指導に当たり、児童生徒に体罰を加えることは、法律で禁止されており、いかなる場合においても体罰を用いてはなりません。

ウ 体罰は、児童生徒に力による課題解決への志向を助長させ、児童生徒の課題解決能力の育成を阻害するとともに、いじめや暴力行為などの発生につながる恐れがあります。

(2) 留意点

ア 体罰は、教育効果がないだけでなく、反発心を生み、信頼関係を崩し、不信を生むことになり、その後の指導が難しくなります。

イ 体罰を加えた教職員は、職務上の義務に違反したものとして行政上の責任を追及され、懲戒処分の対象となります。さらに、児童生徒に体罰を加えけがをさせるなどした場合には、暴行罪、傷害罪という刑事上の責任や、民事上の責任として、損害賠償の責任を追及される場合があります。

ウ 「場合によっては、体罰は容認される。」と考えるのは誤りであることを、すべての教職員に徹底する必要があります。

エ 児童生徒が指導に従わないときの対応方法や、問題行動に係る特別な指導の進め方を、すべての教職員が確認しておくことが必要です。

(3) Q & A

[Q 1] どのようなものが体罰に当たりますか。

[A]

なぐる、ける等の身体に対する侵害は体罰に当たります。また、長時間にわたって、児童生徒を正座させたり、教室や廊下に立たせたりすることや、用便に行かせなかったり食事時間を過ぎても長く教室内に留め置いたりするなどの肉体的苦痛を与えることは体罰に当たります。

[Q 2] 暴力行為やいじめを止めに入るのも、力による制止を伴えば体罰になりますか。

[A]

暴力行為やいじめについては、絶対に止めなければなりません。状況によっては、物理的な力を加えなければならないことも考えられますが、できるだけ多くの教職員で対応し、暴力を振るえないように抱えこむなど、制止の方法については慎重である必要があります。

[Q 3] 体罰防止のためには、どのようなことが大切ですか。

[A]

児童生徒が教職員の指導に従わない時の対応方法や問題行動に係る特別な指導の進め方等について、ロールプレイング等の実践的な研修を通してあらかじめ教職員が確認するなど、研修の改善、充実に努めます。

また、教職員としての適切な服装や身の回りの整理整頓の徹底、時間を守ることなど、服務規律を徹底することが法規法令を遵守する態度に繋がります。

(4) 法令・例規・通知等

ア 学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

イ 学校教育法施行規則

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

ウ 刑法

第204条（傷害） 人の身体を傷害したものは、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第208条（暴行） 暴行を加えたものが人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

エ 生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得

（昭和24年8月2日法務府発表）

「教育法で体罰禁止が規定されているが、最近児童生徒に対する体罰問題がやかましい折柄教師の児童懲戒権がどの程度まで認められるかについて宇都宮少年保護視察所で法務府当局と研究中であったが、2日当局から教師の心得として次の7カ条が明らかにされた。

- (1) 用便に行かせなかつたり食事時間が過ぎても教室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。
- (2) 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは例え短時間でも義務教育では許されない。

- (3) 授業時間中怠けた，騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- (4) 人の物を盗んだり，こわしたりした場合など，こらしめる意味で，体罰にならない程度に，放課後残しても差支えない。
- (5) 盗みの場合などその生徒や証人を放課後訊問することはよいが自白や供述を強制してはならない。
- (6) 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差支えないが，不当な差別待遇や酷使はいけぬ。
- (7) 遅刻防止のための合同登校は構わないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。」

オ 学校における暴力事件の根絶について

(昭和32年7月16日 文部省初等中等教育局長通達)

- 1 教職員は，つねに自らの人格の向上に努め，愛情をもって適切な指導を行うとともに，厳正な態度をもって学校秩序の維持を図らなければならない。
- 2 児童生徒に対する懲戒は，教育上の必要に基いてなされるものであって，真に教育的な配慮をもって慎重適確にすべきである。いやしくも一時の感情に支配されて軽率な処分をするようなことがあってはならない。
- 3 体罰は，法律により厳に禁止されているところである。教職員は児童生徒の指導に当たり，いかなる場合においても体罰を用いてはならない。

カ 懲戒処分の指針の一部改正について

(平成18年12月20日広島県教育委員会通知一部抜粋)

- 1 一般服務関係
- (12) 体罰
- ア 体罰により，児童・生徒を死亡させ，又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は，免職とする。
 - イ 体罰により，児童・生徒に負傷を与えた職員は，体罰の形態を考慮し，停職，減給又は戒告とする。また，負傷がない場合であっても，体罰の形態によっては同様とする。

キ 「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」

(平成19年2月5日文部科学省初等中等教育局通知一部抜粋)

- 1 体罰について
- (1) 児童生徒への指導に当たり，学校教育法第11条ただし書にいう

体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
- 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

(5) 判例

ア 大阪高裁昭和30年5月16日判決（教員懲戒生徒頭部殴打事件）

「殴打のような暴力行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によって犯罪の成立上違法性を阻却せしめるといような法意であるとは、とうてい解されないのである。」

イ 静岡地裁昭和63年2月4日判決（催眠術遊び体罰事件）

「教員が教育上好ましからざる所為のあった生徒等を指導する際に、教科書の背で軽くコツコツと頭部に触れたり、反省の意思を確実なものにするため平手で肩を叩くなど、厳密に言えば有形力の行使があったといわざるをえない場合であっても、なお体罰には該当しないと評価すべき事例がありえよう。要するに、体罰に該当するか否かは、…（中略）」

…教員が行った行為の態様のほか，生徒等の年齢・健康状態，場所的及び時間的環境等諸般の事情を考慮し，制裁として肉体的苦痛を与えるものといえるか否かによって決すべきである。」

5 出席停止

(1) 基本的な考え方

ア 児童生徒の問題行動に関して，校長を中心に全教職員が一致協力して解決に努め，本人や保護者に対してきめ細かく指導したにもかかわらず，問題行動が繰り返し行われ，ますます深刻なものになることは，本人の自己実現を阻むとともに，他の児童生徒に悪影響を及ぼします。

イ 学校は，児童生徒が安全かつ安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保するという基本的な責務をもっています。したがって，度重なる指導にも従わず，問題行動を再発する児童生徒には，学校の秩序の維持や他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点からの早急な取組が必要になってきます。児童生徒を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたつて，一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。

ウ 学校教育法第35条，第49条において，公立小・中学校では，性行不良であつて他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる児童生徒があるとき，市町村教育委員会の権限と責任において，その保護者に対して，一定期間，児童生徒の出席停止を命じることのできる制度が定められています。

エ 問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては，出席停止のほかに児童福祉法や少年法に基づく措置等があります。日常的な関係機関との連携の下で，当該児童生徒の立ち直りのために，望ましい処遇の在り方を検討する必要があります。

(2) 留意点

ア 必要に応じて関係機関への連絡を行います。また，家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には，児童福祉法に基づいて，こども家庭センター（児童相談所）に対して通告等を行い，その協力を求めます。

イ 出席停止の期間は，学校の秩序の回復とともに，当該児童生徒の状況，他の児童生徒の心身の安定，保護者の監護等を考慮して，総合的に判断します。

ウ 出席停止は，教育を受ける権利に関わる措置であることから，措置の目的を達成するための必要性を踏まえて，可能な限り短い期間となるよう配慮します。

エ 出席停止を保護者に命ずる際には，理由及び機関を記載した文書を交付します。また，出席停止通知書は，文書の手交又は郵送で行い，口頭のみで行うことはできません。

| 出席停止の流れ | 指導及び留意点 |
|--------------------------------------|--|
| <p>問題行動の発生及び再発</p> | <p>再発防止の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該児童生徒から事情を聞き，背景，要因を把握し解決の方策をさぐる。 ・ 校内における特別な指導の結果はどうであったか。 ・ 家庭訪問等を行い保護者と連携する。 ・ 警察等の関係機関と連携する。 |
| <p>↓</p> <p>関係教育委員会へ状況を報告</p> | <p>直接対面して行う。 出席停止の趣旨や適用要件を十分に説明する。 保護者からの弁明を聞く。</p> |
| <p>↓</p> <p>関係教育委員会が当該保護者から意見を聴取</p> | <p>当該児童生徒及び保護者に反論や弁明する機会を十分用意したか。</p> |
| <p>↓</p> <p>当該児童生徒・保護者に弁明する機会を用意</p> | <p>問題行動の態様及び学校の実情を踏まえる。 校長の判断を尊重する。 適切な出席停止期間とする。</p> |
| <p>↓</p> <p>教育委員会規則により適用決定</p> | <p>関係教育委員会の関係者又は管理職が立ち会い，保護者及び本人を同席させて行う。 出席停止の期間中における保護者の監督義務について説明する。</p> |
| <p>↓</p> <p>出席停止の通知</p> | <p>定期的な家庭訪問する。 学校復帰へ向けての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画を作成する。 ・ 学校の様子を知らせる。 |
| <p>↓</p> <p>アフターケア</p> | |


学校は，当該児童生徒の出席停止期間終了後，速やかに関係教育委員会へ出席停止報告書を提出する。

(例)

出席停止通知書

発 第 号
平成 年 月 日

様

市町教育委員会 

学校教育法第35条及び同法第49条の規定に基づき、次のとおり出席を停止する。

- 1 児童生徒氏名： (平成 年 月 日生)
- 2 住 所：
- 3 学 校 名：
- 4 学 年 及 び 組：
- 5 保 護 者 氏 名：
- 6 出席停止期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 7 出席停止の理由：

(例)

出席停止報告書

平成 年 月 日

市町教育委員会教育長 様

市・町立 学校
校長 印

次の児童生徒は、性行不良であり、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められるため、学校教育法第35条及び同法第49条の規定に基づき出席停止の措置をとりましたので報告します。

- 1 児童生徒氏名： (平成 年 月 日生)
- 2 住 所：
- 3 学年及び組：
- 4 保護者氏名：
- 5 出席停止期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 6 出席停止の理由：
- 7 指導の内容：

(3) Q & A

[Q 1] 学校は、出席停止の期間中の児童生徒に対して、どのような指導をすればよいですか。

[A]

出席停止の期間中においては、学校としては、保護者との連携・協力を図りながら、当該児童生徒に対する指導を継続して行うことが大切です。例えば、学級担任や生徒指導主事等が計画的に家庭訪問を行い、学校復帰に向けての、当該児童生徒の生活や学習に対する計画を、保護者とともに考えさせ、実行できるよう支援します。

また、学校や学級へ円滑な復帰ができるよう、学校や学級の様子を伝え、学級の一員としての帰属意識を高めるよう指導します。

[Q 2] 学校外での生徒間暴力で、出席停止を言い渡すことができますか。

[A]

法に規定されている「出席停止」は、学校の教育活動が困難となり、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられています。その意味で解せば、出席停止の対象となる問題行動(性行不良)は、主として、校内に限定されています。

したがって、校外の生徒間暴力については、当該問題行動の範囲と出席停止の要件から、その適用には、慎重を要します。

(4) 法令等

ア 学校教育法

第35条 市町村の教育委員会は、性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

...第49条 第35条...の規定は、中学校に、これを準用する。

イ 出席停止制度の運用の在り方について

(平成13年11月6日 文部科学省初等中等教育局長通知)

先の第151回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については、既に本年7月11日付け文部科学事務次官通知(文科初第466号)により通知したところであり、公立の小学校及び中学校の出席停止制度に関しては、その一層適切な運用を期するため、要件の明確化、手続に関する規定の整備、出席停止期間中の学習支援等の措置を講ずることを内容とする改善が図られました(第26条関係)。この出席停止に関する改正規定の施行日は、平成14年1月1日となっております。

一方、先般公表した「平成12年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の速報値によれば、暴力行為の発生件数が過去最高となるなど、生徒指導上の諸問題は憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、今後の出席停止制度の運用の在り方について、従来の昭和58年12月5日付け文初中第322号「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」の内容に関して、法改正を踏まえた所要の見直しを図り、下記のとおり留意点をとりまとめました。ついては、各都道府県におかれては、これに関して十分に御理解いただき、域内の市町村教育委員会等に対して、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要に応じて指導、助言又は援助をお願いします。

なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済みであり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼してあることを申し添えます。

記

1 制度の運用の基本的な在り方について

(1) 制度の趣旨・意義

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

もとより、学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務である。こうした責務を果たしていくため、教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適正な手続を踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが必要で

ある。また、出席停止制度の運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止の期間において当該児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要である。

(2) 市町村教育委員会の権限と責任

出席停止の措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることにかんがみ、市町村教育委員会の権限と責任において行われるものとされている。具体的には、出席停止に関し、事前の指導、措置の適用の決定、期間中及び期間後の指導、関係機関との連携等にわたって市町村教育委員会が責任を持って対処する必要がある。特に、今回の法改正では、事前の手續及び出席停止期間中の学習支援等について規定されるなど、制度の運用上、市町村教育委員会が一層適切な役割を果たすことが求められている。

こうしたことを踏まえ、市町村教育委員会において、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることについては、慎重である必要がある。もとより、校長は、学校の実態を把握し、その安全管理や教育活動について責任を負う立場にあることから、市町村教育委員会が出席停止制度を運用する際には、校長の意見を十分尊重することが望ましい。

(3) 事前の指導の在り方

児童生徒の問題行動に対応するためには、日ごろからの生徒指導を充実することが、まずもって必要であり、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合に、出席停止の措置が講じられることになる。このため、特に次のような点に留意して指導に当たることが大切である。なお、公立の小学校及び中学校については、自宅謹慎、自宅学習等を命ずることは法令上許されておらず、こうした措置は、出席停止の在り方について十分な理解がなされ、適切な運用が行われることによって解消が図られるべきものである。

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を効果的に取り入れること。

教職員が児童生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めること。併せてスクールカウンセラーを有効に活用するなど校内の教育相談の充実を図ること。

問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の

発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たること。暴力行為に及ぶ児童生徒に対し、教職員は、正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。体罰については、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであること。

問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にすること。生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させること。実情に応じて、サポートチーム(個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム)など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たること。

深刻な問題行動を起こす児童生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。さらに、児童生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

2 要件について

問題行動を起こす児童生徒がある場合、出席停止の適用の判断については、前述の1(1)に示した出席停止制度の趣旨や意義にかんがみ、多くの児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障する観点を重視しつつ、個々の事例に即して具体的かつ客観的に行われなければならない。

出席停止の適用に当たっては、「性行不良」であること、「他の児童生徒の教育に妨げがある」と認められることの二つが基本的な要件となっており、今回の法改正では、法律上の要件を明確化する観点から、「性行不良」に関して、四つの行為類型をそれぞれ各号に掲げ、それらを「一又は二以上を繰り返し行う」ことを例示として規定したものである(第1項)。

第1号は、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為であり、その例としては、他の児童生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等が挙げられる。なお、いじめについては、その態様は様々であるが、傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

第2号は、職員の傷害又は心身の苦痛を与える行為であり、その例としては、職員に対する威嚇、暴言、暴行等が挙げられる。なお、財産上の損失を

与える行為については、職員の場合、成人であることを考慮し、児童生徒と異なり本号では規定していない。

第3号は、施設又は設備を損壊する行為であり、その例としては、窓ガラスや机、教育機器などを破壊する行為が挙げられる。

第4号は、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為であり、その例としては、授業妨害のほか、騒音の発生、教室への勝手な出入り等が挙げられる。

3 事前の手續について

今回の法改正では、市町村教育委員会が出席停止を命ずる場合の事前の手續として、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないこととしたところである(第2項)。これらの点を含め、教育委員会規則に基づく慎重な手續の下、出席停止について関係者の理解と協力が得られ、その適切な運用がなされるよう、以下の点に留意する必要がある(教育委員会規則の整備(第3項)に関しては後記6を参照すること)。

(1) 事前の説明等

学校においては、保護者等の全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行う時など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

なお、深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容等を事実即して記載しておくことが適当である。

(2) 意見の聴取

当該児童生徒による問題行動が繰り返され、市町村教育委員会等において出席停止を講じようとする場合、これを命ずるに先立って、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、緊急の場合等を除き、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであって、保護者の同意を得ることまでは必要ないが、保護者の監護の下で指導を行うという制度の性質を踏まえると、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。

当該児童生徒については、平成6年5月20日付け文初高第149号「児童の権利に関する条約」について」に引き続き留意しつつ、出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観点等から、当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮するものとする。

問題行動の被害者である児童生徒や保護者については、事実関係等を的確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応に関して説明するなど適切に対処することが必要である。また、出席停止の適用について適切な判断を下すとともに、事後の指導を円滑に行う観点から、かねてから当該児童生徒に対する指導に関わってきた関係機関の専門的な職員の意見を参考とすることも考えられる。

(3) 適用の決定

出席停止の適用の決定は、市町村教育委員会において、教育委員会規則の規定にのっとり、問題行動の態様及び学校の実情を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で行わなければならない。また、出席停止が、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障するための制度であることを十分に踏まえ、適時に適用を決定することが必要である。

問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては、出席停止のほか、児童福祉法や少年法に基づく措置等があり、かねてからの関係機関との連携の下、当該児童生徒の立ち直りのため、望ましい処遇の在り方を検討する必要がある。出席停止を講ずる際には、必要に応じて関係機関への連絡を行うことが適当である。特に問題行動が生命や身体に対する危険をもたらすものである場合、警察の協力を得る等の措置を併せとることが必要である。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて児童相談所に対して通告等を行い、その協力を求めることが適当である。

出席停止の期間は、出席停止の制度の意義にかんがみ、学校の秩序の回復を第一に考慮し、併せて当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的な判断の下に決定する必要がある。期間は、個々の事例により異なるものであるが、出席停止が教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえ、可能な限り短い期間となるよう配慮する必要がある。なお、出席停止期間中の当該児童生徒の状況によっては、決定の手續に準じて、出席停止を解除することができる。

(4) 文書の交付

出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。命令の伝達は文書の手交又は郵送によることとし、口頭のみにより命ずることは認められない。

出席停止を命ずる文書には、理由及び期間のほか、当該児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である市町村教育委員会名、命令年月日等について記載することが適当である。また、理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示することが必要である。

出席停止を命ずるに当たっては、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や教頭が立ち会い、保護者及び児童生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明する等の配慮をすることが望ましい。

(5) 教育委員会の役割と連携

市町村教育委員会は、平素から管下の学校や児童生徒の実態を十分に把握しておき、問題行動を起こす児童生徒への対応に関して学校への指導・助言・援助を行うとともに、出席停止の事前手続に適正を期する必要がある。一方、学校は、問題行動を起こす児童生徒があるときには、市町村教育委員会に対し学校や児童生徒の状況を随時報告する等連絡体制を十分とり、必要な指示や指導を受けながら、対処する必要がある。出席停止の適用を決定する際には、市町村教育委員会において、学校及び関係機関等との連携を図りつつ、出席停止期間中の当該児童生徒に対する個別指導計画を策定することが必要である。

また、市町村教育委員会は、出席停止の要件に該当する深刻な問題行動を起こす児童生徒があるときには、適時に都道府県教育委員会との連携をとりつつ対応することが望ましい。その際、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会あるいは学校の自主性・自律性に配慮しつつ、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員配置の工夫などの措置を通じて支援を行うことが望ましい。

4 期間中の対応について

今回の法改正では、市町村教育委員会が、当該児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとすることと定められたところであり(第4項)、出席停止期間中の対応が適切になされるよう、以下の点に留意する必要がある。

(1) 市町村教育委員会及び保護者の責務

市町村教育委員会は、出席停止を措置する場合、自らの責任の下、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止の期間における学校あるいは学校外における指導体制を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。その際、当該児童生徒の在籍する学校における取組の充実

を図るとともに、関係機関との連携を十分視野に入れて、適切に対処することが大切である。

出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本であり、出席停止の措置に当たって、市町村教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが極めて重要である。このため、市町村教育委員会及び学校は、保護者に対して、事前の手續等において、個別指導計画の内容等について十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助(子育て相談を含む)を行うことが適当である。また、家庭の監護に問題がある場合、出席停止期間中、家庭以外の場において当該児童生徒に対する指導を行うことも考えられる。

もとより、出席停止は学校の秩序の回復を図るものであり、市町村教育委員会としては、当該児童生徒への対応のみならず、他の児童生徒に対する正常な教育活動が円滑になされるよう、適切な措置をとることが必要である。

(2) 当該児童生徒に対する指導

出席停止の期間においては、当該児童生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、規範意識や社会性、目的意識等を培うこと、学校や学級の一員としての自覚を持たせること、学習面において基礎・基本を補充すること、悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ることなどを旨として指導や援助に努めることが必要である。

学校としては、学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、反省文、日記、読書その他の課題学習をさせる等適切な方法を採用することとなるが、このほか、家庭の監護に問題がある場合などでは、市町村教育委員会が主導性を発揮し、状況に応じて次のような対応をとることが有効である。

教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に児童生徒及び保護者への指導や援助を行うこと。

教育センターや少年自然の家等の社会教育施設などの場を活用して、教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供すること(宿泊を伴う活動を含む)

地域の関係機関や施設，ボランティア等の協力を得て，社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供すること

なお，出席停止期間における当該児童生徒に対する指導については，学校外において行うことが基本であるが，校内での指導を取り入れることが当該児童生徒の立ち直りを図る上で有効であると認める場合には，他の児童生徒の教育の妨げとならない限りにおいて，これを行うこともあり得る。

こうした指導が適切に行われるようにするため，市町村教育委員会は，指導主事を学校等へ派遣して実態の把握と指導・助言に当たるほか，実情に応じて，学校外での指導の場や機会の確保，地域や関係機関等への積極的な働きかけ(協議会の設置など)，サポートチームの運営や当該児童生徒への直接の指導に当たる人材の確保などを行うことが適当である。また，都道府県教育委員会は，市町村教育委員会において適切な措置が十分に講じられるよう，指導主事やスクールカウンセラー等の派遣，教職員定数の加配等の人的措置，教育センターの機能の活用，関係機関への働きかけなどの支援を行うことが望ましい。

家庭の監護能力に著しく問題があると認められるなど児童福祉法に関わる事案については，児童相談所において当該児童生徒に関する調査を行った上で処遇の在り方を検討し，総合的な判断を行うこととなるので，教育委員会及び学校は，平素から児童相談所との連携を密にし，出席停止期間中の指導への協力を求めることが適当である。さらに，出席停止期間において当該児童生徒が深刻な問題行動を起こす場合，教育委員会として，保護者の意向にも配慮しつつ，児童相談所に対して児童福祉法上の対応(例 在宅指導，一時保護，児童福祉施設入所措置等)について検討を要請することも考えられる。

出席停止期間中，当該児童生徒の非行が予想される場合には，警察等との連携を図り，その未然防止に努めることが必要である。

(3) 他の児童生徒に対する指導

学校においては，他の児童生徒の動揺を鎮め，校内の秩序を回復するとともに，当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受入れができるよう，他の児童生徒に対して友情の尊さを理解させ，協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる等適切な指導を行う必要がある。また，当該児童生徒の問題行動の被害者である児童生徒の心のケアについて配慮することが大切である。

5 期間後の対応について

(1) 学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後においても、学校においては、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対し将来に対する目的意識を持たせるなど、適切な指導を継続していくことが必要である。その際、当該児童生徒や地域の実情に応じて社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動を効果的に取り入れていくことが望ましい。

(2) 指導要録等の取扱い

出席停止の措置を行った場合における当該児童生徒の指導要録の取扱いについては、次の点に留意して、適切に行うことが必要である(平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録,中学校生徒指導要録,高等学校生徒指導要録,中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校,聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録,中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」参照)。

「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」欄に出席停止の期間の日数が含まれ、他所定の欄(例えば「備考」など)に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなること

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入することとなること

対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意することが必要であること

6 教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり(第3項)、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日(平成14年1月11日)までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手續に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

(1) 規定する事項

手續に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記1(2)のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望

ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手続に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定

当該児童生徒からの意見聴取に関する規定

被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定

出席停止の期間の設定の在り方に関する規定

交付文書の記載内容や様式を定める規定

校長からの意見具申に関する規定

その他出席停止の手続に関する必要な規定

また、これらの手続に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

(2) その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる。

6 懲戒

(1) 基本的な考え方

ア 懲戒のうち、退学、停学、訓告の処分は校長が行います。この退学、停学、訓告を「処分としての懲戒」と呼び、校長、教職員が行うことができる叱責などの「事実行為としての懲戒」と区別しています。また、いかなる場合も体罰を加えることはできません。

イ 退学は、公立の小学校、中学校（併設型中学校を除く。）、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことはできません。また、停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことはできません。

ウ 懲戒のうち停学及び退学は、個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導（段階を踏んだ反省指導）を尽くした上で、なお懲戒による停学・退学以

外に対応の方法がないと判断した場合にのみ実施できます。

エ 懲戒による停学は、学校教育法施行規則第26条、広島県立高等学校学則第29条の懲戒の要件を満たしていることが必要であるが、「改善の見込みがない」ことが大前提になります。

オ 児童生徒に対する懲戒は、教育上の必要に基づいてなされるものであり、真に教育的な配慮をもって慎重に適確になされなければなりません。

懲戒のあり方として、次のことに配慮する必要があります。

形式的・機械的な処置であってはならないこと

感情的・報復的な処罰であってはならないこと

不公平・不当な処罰であってはならないこと

安易・無責任な処罰であってはならないこと

(文部省の生徒指導資料第2集より)

カ 懲戒処分を行うときは、児童生徒から丁寧に事実を聞くとともに、処分内容を本人及び保護者に知らせます。そして、その処分に対して、児童生徒から意見を聞くことが必要です。

キ 児童生徒を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたって、一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。

(2) 留意点

ア 当該生徒や関係生徒から事情を聞き、事実を明確にするとともに、これまでの指導経過を踏まえ指導方針を校務運営会議等で検討し、校長が判断します。また、生徒が逮捕された場合は、警察等関係機関と連携し、情報交換します。

イ 指導方針を検討する際、長期にわたり家庭に待機をさせたり、処分が決定するまでの時間がかかりすぎたりすることは望ましくありません。

ウ 懲戒処分について保護者及び本人に十分説明するとともに、反論や弁明の機会を与えます。反論や弁明があった場合は、その内容について校務運営会議等で十分検討します。

エ 懲戒処分の執行は、保護者及び本人に対し、校長が文書で行います。

オ 保護者と連携して効果的な指導を工夫し、問題行動の再発防止を図るなど、当該生徒のアフターケアを行います。

| 懲戒処分の流れ | 指導及び留意点 |
|---|--|
| <p>問題行動発生 当該生徒、関係生徒から 事情を聞く（事実確認）</p> | <p>過去の指導経過はどうであったか。 （繰り返し指導しているか。家庭訪問 などをおして、保護者と話し合った か。時系列で記録をとっているか。） 生徒が逮捕された場合は、警察、家庭 裁判所、鑑別所、保護司などと連携し、 審判や措置について情報交換する。</p> |
| <p>校務運営会議等で検討 校長が指導方針を決定</p> | <p>学校として十分な指導を行ったか。 教職員が十分な討議し、校長が判断す る。（長期にわたって家庭待機させたり、 処分が決定するまでの時間がかかり すぎたりするのは望ましくない。） 生徒指導規定に特別な指導を明記し ているか。（他の事例との整合性） 懲戒処分となる主な理由 「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の 処分は、校長がこれを行う。ただし、 退学は、次の各号の一に該当する者 に対してのみこれを行うことができる。 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 三 正当な理由がないのに出席常でない者 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者」</p> |
| <p>当該生徒とその保護者 に対し説明・指導</p> | <p>生徒、保護者に十分な説明を行ったか。 （複数で対応し、正確に記録をとる。）</p> |
| <p>生徒・保護者に弁明に機 会を用意する</p> | <p>生徒、保護者に反論や弁明の機会を十 分に用意したか。 生徒、保護者の反論や弁明の内容を校 務運営会議で十分検討したか。</p> |
| <p>校長が最終決定（確認）</p> | |
| <p>懲戒処分の執行</p> | <p>保護者及び本人に対し、校長が文書で 処分を執行する。 （直接執行することが望ましいが、面 会等を断られた場合は、内容証明でも よい。）</p> |
| <p>アフターケア</p> | <p>計画に従って指導する。 保護者と連携して効果的な指導を工夫する。 就職、進学相談にのる。 再入学制度を説明する。</p> |

- * 懲戒処分を進めるに当たっては、教育委員会と十分に連携すること。
- * 生徒指導資料No. 25「学校における問題行動への対応について」
（平成16年10月広島県教育委員会）参照

(例)

懲 戒 処 分 書

広島県立 高等学校
課程 科 第 学年
(氏名)

上記の者，広島県立高等学校学則第29条第2項により とす
る。

平成 年 月 日
広島県立 学校長 

期間 平成 年 月 日～ 月 日(日間)
懲戒のうち停学を行う時は，期間を示すこと。
特別支援学校もこの書式に準ずる。

(例)

平成 年 第 月 号 日

広島県教育委員会 様

広島県立 学校長 印

懲戒処分報告書

| | |
|------------|----------------|
| 生徒 | 課程 科 第 学年 (氏名) |
| 懲戒の内容 | |
| 処分年月日 | 平成 年 月 日 |
| 処分理由 | |
| 保護者対応 | |
| 処分に至る指導の経過 | |
| その他参考事項 | |

参考事項として必要な書類（例）

学籍の記録 氏名，住所，保護者名，出身中学校，成績など

出欠の記録 出席すべき日数，欠席日数，遅刻日数，早退日数等

| | 出席すべき日数 | 特別欠席 | 欠席日数 | 遅刻日数 | 早退日数 |
|------|---------|------|------|------|------|
| 1 学年 | | | | | |
| 2 学年 | | | | | |

月別，日別の記録 欠席，遅刻，早退，行動及び指導の記録など

| 月 | SHR | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | SHR | 行動及び記録 |
|------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|--------|
| 1(月) | | × | | | × | / | / | / | |
| 2(火) | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| 3(水) | | | | × | | | | | 喫煙で指導 |

（注）/ は欠課，× は遅刻

問題行動の記録及び指導など

（生徒の指導，保護者対応を時系列にまとめる。）

【記入例】

| 概 要（発生年月日） | 学校が把握した日 | 指 導 状 況 | | | | | | |
|------------------|----------------------------|--|-------------|-------------------|--------------|---|-------------|--------|
| | | 5/8 (火) | 5/9~ (水) | 5/12・13 (土)(日) | 5/14~ (月) | ~ | 5/24 (木) | |
| 校内で喫煙(H . 5 . 8) | H . 5 . 8 | 事実確認 | 別室指導 | 家庭反省 | 授業反省 | | | 特別指導解除 |
| 日付 | 対 応 | 指 導 内 容 | | | | | | |
| 5/8 (火) | 事実確認(生徒指導主事) | 生徒指導室で当該生徒から事実確認を行い，問題行動の事実とともに，行った行為の問題点について振り返らせた。 | | | | | | |
| 5/9 (水) | 特別な指導の説明 (校長，生徒指導主事，担任) | 校長が保護者，本人に対して説諭するとともに，生徒指導主事が問題行動の事実，特別な指導のねらい，方法等について説明した。 | | | | | | |
| 5/14 (月) | 学校反省指導 (生徒指導部，教科担任，担任等) | 学習時間割を設定し，学習課題に取り組みさせた。 反省状況を振り返らせ，反省文を書かせた。 生徒指導部が面接を行い，今後の目標について考えさせた。 | | | | | | |

(3) Q & A

[Q] 公立小学校，中学校の児童生徒に懲戒処分を加えることができますか。

[A]

訓告のみができます。なお，退学は国・私立学校及び併設型中学校に限って認められており，停学は国・公・私立学校を問わず認められていません。なお，国・私立学校及び併設型中学校を退学した児童生徒は，当該児童生徒の就学区域内の市町立小・中学校に転入学します。

(4) 法令等

ア 学校教育法

第 11 条 校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，文部科学大臣の定めるところにより，児童，生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし，体罰を加えることはできない。

イ 学校教育法施行規則

第 26 条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては，児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち，退学，停学及び訓告の処分は，校長（大学にあつては，学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

3 前項の退学は，公立の小学校，中学校（学校教育法第 71 条の規程により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。），特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き，次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し，その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第 2 項の停学は，学齢児童又は学齢生徒に対しては，行うこと

ができない。

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

ウ 広島県立高等学校学則

(懲戒)

第29条 校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が、これを行う。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がないのに出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

エ 「子どもの人権救済の手引き」日本弁護士連合会

「(38頁)

(二 学校における懲戒処分)

2 自主退学の勧告・強要

(一) 高校中途退学者は、年間……，高校教育にとって看過できないものであるが、その背景にいわゆる「落ちこぼれ」問題・低学力問題という初等教育から高等教育に至るまでの本質的問題があることは、つとに指摘されている。

また、右のような「落ちこぼれ」状況の中で、様々な意味で問題あるとされる生徒が、学校から安易に切り捨てられる傾向があり(学校は一人一人の生徒を本当に大切にするのではなく、いわゆる「腐ったみかん論」にたち、「問題生徒」を切り捨てることが多い。)、それが自主退学の勧告・強要という形であらわれることがしばしばある。

(三) 留意点

(1) 退学処分にかわる、あるいはこれを緩和する処分としての自主退学については、本来入学した学校での教育により指導すべきであるのに、その努力を懈怠している場合が多いので、特にその検討が重要である。

可能な限り当該生徒らに対する教育努力と，本人に対する担当者の指導により，自主退学処分となることを防止するのが望ましい。」

7 不登校

(1) 基本的な考え方

ア 不登校は「特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく，どの子どもにも起こりうること」としてとらえる必要があります。

イ 不登校の状態が継続することは，本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく，その対策を検討する重要性についても認識をもつことが重要です。

ウ 不登校の要因や背景は多様であるため，個々の要因等に応じて適切な時期に適切な指導・支援を行うことが必要です。

エ 不登校の背景や要因は特定することが難しいだけでなく，不登校の状態が継続している間にも変化することがあります。そのため，不登校の背景や要因が，「学校に来ない」という現象となって表面化しているものと理解する必要があります。

オ 不登校の解決には様々な背景や要因に総合的に取り組む必要があるため，「不登校への取組が，教育力を高める」という基本認識をもち，学習の基礎基本の定着，生活習慣の改善，望ましい人間関係づくりなど，学校としての対応力を高め，組織的に取り組むことが必要です。

カ 高等学校における不登校への対応は，中途退学の未然防止につながるという認識が大切です。

(2) 留意点

ア 不登校への対応に当たっては「不登校を未然に防止する取組」と「不登校児童生徒の学校復帰をめざした指導と支援」の二つの視点が必要です。

イ 校内でコーディネーター役の教員を明確にしたり，児童生徒の変化を早期に把握できるような体制を工夫したり，複数でチームを組んで支援に当たるなど，校内の指導体制を確立します。

ウ 不登校は、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多いため、学校だけが抱え込んで対応するのではなく、家庭、出身校、関係機関等と密接な連携のもと多様な要因や背景に応じた対策を講じます。

エ きめ細かい教科指導の実施や学ぶ意欲を育む指導の充実など、魅力ある学校づくりが、不登校の未然防止につながります。特に、次のような取組が重要です。

児童生徒の帰属意識や望ましい人間関係の形成に資する特別活動
安心して通うことができるいじめや暴力行為のない学校づくり
校種間の接続の改善を図る取組

オ 不登校の児童生徒に対しては、スクールカウンセラー等との連携、情報共有のための個別指導記録の作成、不登校児童生徒の学習評価の工夫、家庭訪問の充実などの取組を推進します。

カ 学校は、医療機関、保健所等、専門家と連携し、知見を活かした専門的な対応を行います。

(3) Q & A

[Q 1] 長期欠席と不登校の違いは何ですか。

[A]

文部科学省の学校基本調査においては、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒を長期欠席者といいます。

長期欠席者は、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に区分しており、「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」と定義されています。

[Q 2] 不登校の実態や背景、要因にはどのようなものがありますか。

[A]

不登校の実態については、例えば、心理的・医療的対応などが必要な心因性の不登校、人権侵害を許さない毅然とした対応が必要ないじめや暴力行為等に起因する不登校、教育的・社会的対応などが必要なあそび・非行による不登校など、その状況は多様です。

さらに、不登校の背景や要因等も一層、複雑化・多様化を示しています。例えば、新たな状況として、学習障害(L D)、注意欠陥/多動性障害(A D H D)等の児童生徒の場合は、周囲との人間関係や学習のつまずきなどが不登校の要因になりやすいという指摘もあります。

[Q 3] 個別指導記録の作成や活用に当たって、どのような点に留意すればよいですか。

[A]

個別指導記録の作成や活用は、児童生徒への偏った先入観をもつことにならないように十分配慮するとともに、「何のために個別指導記録を作成するのか」を明確にする必要があります。

例えば、個別指導記録を作成する目的としては、「不登校の早期発見、早期対応をするため」「児童生徒の状態や必要としている支援の適切な把握のため」「学年や校種を超えて一貫した継続的な指導をするため」「家庭や関係機関等との連携を図るため」などが考えられます。

作成及び活用に当たっては、次のようなポイントがあります。

【作成上のポイント(記入に際しての共通理解と連携)】

個別指導記録の作成を始める時機(連続して欠席したり、登校をしぶったりする状況が続いたりした場合など)を明確にしておきます。

不登校児童生徒や保護者等への働きかけやかかわりなどについて記述する場合は、時系列で記入します。

家庭との連携については、いつ、どのような働きかけをしたなど、客観的な事実を記述します。

保護者に知らせたり、保護者に確認するなどして、保護者と共通する問題意識の下で連携して支援ができるようにします。

必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等からの所見、記入者氏名、保健室や別室登校の状況、保護者との面接内容なども記入

できる欄をつくります。

【活用上のポイント（情報の共有化と連携）】

定期的に管理職に提出したり，不登校対策委員会等において情報を共有したりするなど，支援の方法を見直し，改善を図る上で有効に活用します。

情報の管理は十分に留意した上で，校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，学年の教員等が情報を共有できるようにします。

不登校児童生徒が進級する際には，次の学級担任に確実に引き継いで，一貫した効果的な支援に生かせるようにします。

家庭や関係機関等との連携を図る際には，個別指導記録を積極的に活用できるようにします。

個別指導記録は，コーディネーター役の教員など，あらかじめ決めた教職員が管理するようにし，文書管理やそのセキュリティには十分注意します。

[Q 4] 不登校児童生徒宅への家庭訪問を行うポイントは何ですか。

[A]

次のようなポイントがあります。

担任を中心として家庭訪問を行いますが，必要に応じて不登校児童生徒や保護者と信頼関係のある教職員が家庭訪問することも考えられます。その際，特に多面的な情報が得られるようにするために副担任や学年主任等と一緒に家庭訪問することが大切です。

本人，保護者と会えない時に，印刷物をポストに投函することが有効です。その際，家庭訪問の目的や本人，保護者へのメッセージを記した手紙等を添えるようにします。

不登校の状況や児童生徒のニーズなどを踏まえて，専門機関や社会教育施設を紹介するなど，多様な選択肢を情報として伝えるようにします。

子どもの養育が十分に行われていなかったり，保護者が経済面などの課題を抱えていたりするなど，保護者自身への支援が必要な場合は，こども家庭センター（児童相談所）や福祉事務所と連携しながら支援します。

[Q 5] 不登校への対応に当たって、組織的に取り組むための留意点は何ですか。

[A]

次のような留意点があります。

学校の規模などによって異なりますが、管理職，教務主任，生徒指導主事，各学年の生徒指導担当教諭，養護教諭，不登校児童生徒の学級担任，スクールカウンセラーなどによって構成される不登校対策委員会を組織します。

不登校対策委員会を定期的を開催し，不登校児童生徒の学習面，心理・社会面，進路面，健康面など多面的に児童生徒理解を深め，的確なアセスメントを行い，不登校の解決に向けた個別的，具体的な指導・支援計画を作成します。

学期末や学年末に，校内の不登校対策委員会等による個別指導について，総括的に評価し，個別の指導・支援計画の達成度や今後の指導の課題を明確にします。

[Q 6] 効果的な小・中学校の連携のポイントは何ですか。

[A]

小・中学校の連携には，次のようなポイントがあります。

中学校への入学を前に，小・中学校間で連絡協議会を開催するなど，個々の児童について，優れている点やさらに伸ばしたい点，また，改善したい内容について引き継ぎます。その際，不登校やその傾向，別室登校などの状況にある児童についての情報を引き継ぐことが，中学校での早期の組織的対応や不登校の未然防止の対応につながります。

小学校からの引継ぎを受けて，3月下旬に，次年度に入学する予定の新1年生を対象として，1学年の担当が予定されている教員と小学校の学級担任等が不登校対策委員会を開き，次年度の基本的な指導方針を検討します。

入学後，1カ月後には，新年度の不登校対策委員会を開き，基本的な指導方針を再検討し，方針に沿って，本人や保護者への対応を行います。

8 高等学校における中途退学

(1) 基本的な考え方

ア 中途退学は、単に問題行動によるものだけでなく、学校そのものや高校生活などに対する熱意や興味がもてないことによるなど、各高等学校における教育の在り方と密接にかかわる重要な課題となっています。中途退学の未然防止に当たっては、一人一人の生徒が意欲的に充実感をもって学ぶことのできる魅力ある高等学校づくりを進めることが大切です。

イ 中途退学には、懲戒処分としての退学と授業料等の未納による退学（除籍）等、学校から命じられて退学する場合と、本人又は家庭の都合により願い出て退学する場合とがあります。都合により願い出る退学の場合も、生徒が退学する場合は、校長の許可が必要です。

ウ 生徒がすべての教育活動を通して、達成感や成就感を味わうことができるよう取組を進め、学校への適応を図っていくことが大切です。

(2) 留意点

ア 中途退学の未然防止に向けて、各高等学校における教育の多様化及び柔軟化などを進めるため、次のような取組を行います。

多様な教科・科目を設置するなど、生徒の能力・適性、進路に応じた選択幅の広い教育課程を編成すること

卒業までの修得単位数について、生徒に過度の学習負担を課して逆に学習意欲を減退させることにならないよう配慮すること

年度ごとに、教務規定が生徒の実態に即しているか検討するとともに、修業年限内に学校が定める卒業単位数を習得できるよう指導支援すること

生徒が自分の学校に対して帰属感をいだき誇りをもてるような特色ある、魅力あふれる学校づくりを進めること

イ 生徒の個に応じた指導を行い、高等学校における生徒指導の充実を図るため次のような取組を徹底します。

高等学校での生活に目的を見出せないなど悩みや不安を抱えている生徒には、入学時や学年・学期始めに適切な適応指導を行うとともに、本人の悩みや不安の相談にいつでも応ずることのできる教育相談体制を整備・充実すること

校則に違反した生徒については、その措置が単なる制裁にとどまることなく、真に教育的効果をもつものとなるよう配慮すること

あらゆる教育活動を通して、ルールを守ることの大切さや他者への思いやりを育成し、安全で安心な学校づくりを行っていくこと

問題行動を起こした生徒に対して、安易に学校から切り離すことのないよう、指導方針に基づいた一貫性のある毅然とした粘り強い指導を行うこと

ウ 望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることが重要です。

(3) Q & A

[Q 1] 中途退学の理由には、どのようなものがありますか。

[A]

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）では、次のように分類しています。

「学業不振」

高校入学後、学力不足のために授業の進度についていけないため退学するもの

「学校生活・学業不適應」

当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適應等の不足や喪失のため退学するもの

「進路変更」

在籍する高校以外の進路を積極的に希望するため退学するもの

「病気、けが、死亡」

病気がち等の理由のため欠席日数が多くなる、また、病気や交通事故等によるけが、死亡のため退学するもの

「経済的理由」

保護者の事情等により、家計が困難ため退学するもの

「家庭の事情」

家庭状況の変化によるもので経済的理由以外のため退学するもの（保護者の事情など）

「問題行動等」

例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学するもの

[Q 2] 中途退学を未然に防止するための、授業の工夫改善にはどのような留意点がありますか。

[A]

次の点に留意します。

指導内容の精選・重点化，生徒の学習実態に即した科目の編成や教科書・教材の使用等に積極的に取り組みます。

主体的学習態度が身につけていない生徒に対する学び方の学習の実施，習熟度の程度に応じた学習指導の充実等に積極的に取り組みます。

生徒が自ら考え主体的に判断し行動できる資質や能力を育成するため，課題解決的な学習方法や体験的な学習方法を積極的に導入していく必要があります。

[Q 3] 魅力ある学校づくりを進めるためには、どのような点に留意すればよいですか。

[A]

生徒が主体的に登校し，自分らしさを発見して活動することができる学校であることが大切です。そのためには，すべての教育活動を通じて，「心の居場所づくり」，「絆づくり」を重視して取り組みます。

「心の居場所づくり」は，すべての生徒が安心して学べる学習環境のもとで，自己存在感を実感し，自らの生き方や将来に対する夢をふくらませ，目的意識を明確にできるよう配慮します。

「絆づくり」は，様々な活動等を通して，教師と生徒，生徒相互の温かい心の結び付きや，互いに励まし支え合う経験から生まれる信頼感を大切にし，社会性を身につけるよう指導します。

(4) 自主退学に係る不適切な事例

自主退学は，本来，生徒及び保護者が自主的な意思表示に基づいて提出した「退学願」を受けて，校長が許可するものです。

したがって，教職員が生徒や保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと受けとめられるような対応は適切ではありません。

自主退学勧告や懲戒による退学は、それまでに行った指導や生徒の問題行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要があります。

事例 1

生徒Aは、駐輪場に置いていた自分の自転車が倒されてライトが割れたことに立腹し、自転車を倒した生徒Bに対して暴力をふるった。生徒指導部は、生徒Bが「自転車を倒した自分にも責任がある。」と言ったため、これ以上指導する必要はないと考え、生徒Aに対して説諭するのみで、暴力行為に至った問題点等について振り返らせるための 特別な指導を行わなかった。

しかし、生徒Aは翌月、対教師暴力を行った。校長は、生徒Aと保護者に暴力行為が繰り返されたことに対して、特別な指導を行うことを説明した。

保護者は、前回の暴力行為に対する指導を生徒Aから聞いており、今回の指導が前回の指導と違うことを理由に学校の指導に従わない旨を校長に伝えた。これを受け、校長は、「学校としての指導方針が理解できないのであれば、これ以上指導できない。」として、退学願の提出を強要した。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

、 暴力行為等の問題行動に対する指導方針や指導の進め方を明確に定め、事前に生徒、保護者に周知していないため、指導の進め方に不統一が生じていること

- a 特別な指導については、どのような場合に、どのような手順と方法で、どの程度の期間で行うか、明確な基準を設け、事前に生徒及び保護者に説明しておく。
- b また、問題行動を起こした生徒については、事前に定めている基準に当てはめて、指導方針や進め方を具体的に説明すること。

【生徒指導資料No.25：第2 4(1)、生徒指導資料No.32：2】

自主退学は、本来自主的な意思表示に基づくものであるが、生徒・保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと思わせており、自主退学の強制と受け止められる可能性が極めて高いこと

- a 自主退学勧告や懲戒による退学は、それまでに行った指導や生徒の問題行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要がある。
- b 自主退学は、当該生徒及び保護者が提出した「退学願」を受けて、校長が許可するものである。
- c 個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導（段階を踏んだ特別な指導）を尽くすことが大切である。改善の見込みがあるにもかかわらず、「これ以上指導できない。」などとして、安易に指導を放棄し、退学願の提出を強要するなど、自主退学を強制されたと受け止められるような対応をしてはならない。

【生徒指導資料No.25：第3 1】

事例 2

複数学年にまたがる 9 名の生徒が関与する金銭強要事件が発生した。事件に関与した生徒はいずれも指導無視を繰り返すなど、生活態度がよくなかった。生徒 C は対教師暴力を行ったこともあった。校長は、この事件に関与したすべての生徒と保護者に対して、一律に「これ以上面倒を見られない。」など、退学願の提出を強要した。また、生徒と保護者に対して、話し合いの結果の 回答期限を示すことなく 家庭待機させた。

その後、生徒指導主事は、保護者から 約 1 週間連絡がなかったにもかかわらず、家庭と連絡を取らなかった。そのため、保護者は「学校が子どもを辞めさせようとしている。」と考え、校長及び県教育委員会へ苦情を申し立てた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

問題行動を起こした各生徒のこれまでの指導経過を踏まえ、指導方針を個別に慎重に検討していないこと

- a 生徒個々について、これまでの指導経過を明らかにし検討する。検討する内容（非違行為の内容、関与の程度、結果の重大性、反省態度、これまでの指導経過、改善の可能性）
- b あらかじめ定められた明確な基準に基づいて検討し、生徒・保護者に指導方針や進め方を具体的に説明すること。

【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 5】

事例 1 と同様。

回答期限を示していないこと b と同様。

保護者の理解を得た家庭反省でも懲戒処分として行う停学でもなく、指導を行わずに自宅に居させるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置を命じていること

- a 指導を行わず自宅に留めさせるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置は適切ではなく、命ずることはできない。

【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 1】

- b 家庭反省指導は、保護者の理解を得た上で実施するものであり、保護者の理解が得られない場合は、学校反省指導を実施する必要があること。保護者の理解が得られて実施する場合でも、1 日から 2 日が妥当であること。

【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 3, 6】

回答がないことを放置したため、期間が延びていること。いたずらに指導期間を延ばすことによって退学しか選択肢がないかのような誤解を与えること

- a 学校から保護者に回答を求めていないため、学校が指導を放棄した形になっている。
- b 学校が回答期限を示し、期限を過ぎてもなお、保護者から回答がない場合も、学校から問い合わせるなど、積極的な対応が必要である。

事例3

生徒Dは、校外の少年らとともにバイクを窃盗し逮捕された。学校は、生徒Dに対して、特別な指導を行うこととした。しかし、生徒Dは、特別な指導において、学習課題に取り組もうとしなかったり、遅刻や反省文を書き忘れたりした。この状況について、生徒指導部から報告を受けた校長は、より厳しく指導するため、無期限の別室反省指導を行うこととした。

しかし、特別な指導中の生徒Dの態度に反省が見られないことから、実技を伴う教科担任が、個人の判断で実技の代替措置を行わず、年度途中にもかかわらず、「単位の修得を認定できない。」とした。このことを担任が保護者に対して「単位の修得を認定できない科目がある。もう進級が難しい。」と説明をしたため、保護者は「学校が子どもを辞めさせようとしている」と苦情を申し立てた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

無期限の指導により、生徒が指導に対する展望が持てない状態にしていること

- a 別室反省指導の期限を明確にし、反省課題や達成目標を具体的に示し、理解させておくことが必要である。
- b 生徒が、反省課題や達成目標を理解していないと、自身の反省動機が希薄になる場合がある。そのため、問題行動を振り返らせ、考え方や行動、自分の周りの人達との関係をどう変えなければならないのかなど、整理すべき項目を与え、自ら考えさせることが必要である。
また、教科の学習課題を与え、学力の充実に努めることも大切である。
- c 特別な指導の期限内に、反省が深まらない生徒については、何が阻害要因となっているのか、保護者と連携し、指導計画を検討し直すなど粘り強い指導が必要である。

、年度途中であるにもかかわらず、単位の修得が認定できないことや進級できないことなどについて決めつけていること

- a 欠課時数や課題の提出状況などの客観的な事実や現在の状況が継続した場合どうなるのかを丁寧に説明するとともに、今後どうしなければならないのかなど望ましい行動を具体的に示すことが必要である。
- b あくまでも、年度末まで指導することが大切であり、年度途中で単位修得を認定できないことについて、断言することは適切ではない。

【学校教育法施行規則 第57条、第79条、第104条】

【学校教育法施行規則 第59条、第79条、第104条】

【高等学校学習指導要領解説総則編 第7節 単位の修得及び卒業の認定】

事例 4

生徒 E は、指導無視・暴言等の問題行動を繰り返し、その都度、別室反省指導や授業参加の反省指導を繰り返したが、反省が深まらなかった。そのため、夏季休業中も指導を継続することとなったが、生徒 E は、生徒指導部や担任の再三の連絡にもかかわらず登校しなかった。

生徒指導部員は、校長が指示をしていないにもかかわらず、生徒 E 及び保護者に、「進路変更を考えてもらわざるを得ない。」という説明をした。この説明に対して、保護者は退学しなければならないということは、「決定ですか。」と問い直したが、生徒指導部員は、保護者の誤解を修正する説明を行うことなく「決定です。」と回答した。

その後、担任が郵送した「退学願」が返送されてきたが、理由欄には「自主退学を強制された。」と記入されていた。保護者は、これらの学校の対応に対して不信感を抱き、県教育委員会に相談の電話をかけた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

生徒指導に係る指導方針を決定するための体制ができていないこと。特に、生徒の在籍に係るような対応方針について、校長に報告し、相談していないこと

事例 2 と同様。

自主退学は、本来自主的な意思表示に基づくものであるが、生徒・保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと思わせていること。このことは、自主退学の強制と受け止められる可能性が極めて高いこと

事例 1 と同様。

保護者の誤った理解を認識しながら、修正していないだけでなく、さらに誤解を増幅させていること

- a 学校が特別な指導を行うことは、懲罰ではなく、あくまでも生徒の進級や卒業に繋がる指導であることを丁寧に説明し、特別な指導に対する展望を持たせる必要がある。
- b 生徒や保護者が誤解しているのであれば、繰り返し説明するなど、丁寧な指導が必要である。
- c 法規法令に則った正しい説明が必要である。

【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 3】

学校から一方的に、保護者の依頼を受けることなく郵送したこと

- a 生徒の在籍など個人情報の記載された文書を普通郵便でやりとりすることは、文書の紛失などのトラブルも考えられるため、確実な取り扱いをする必要がある。
- b 学校としての指導方針を保護者に丁寧に伝え、保護者の意向を汲み取ったうえで、家庭を訪問したり、保護者に来校を求めたりするなど直接対応する必要がある。

9 アルバイト就労

(1) 基本的な考え方

ア 児童生徒のアルバイト就労は、勤労の尊さや、現実社会の職業生活の一端を実地に体験することにより、自己の将来の進路を主体的・合理的に考える機会となり、進路指導の観点から見て意義あるものと考えられます。

イ しかし、豊かな社会において、日々のさまざまな消費欲求を満たすために、学習をおろそかにし、安易にアルバイト就労をするならば、進路指導上の意義もなく、生徒指導上も問題が多く見られます。

ウ このようなことから、アルバイト就労を認める場合には、目的をはっきりもたせて許可することが大切です。

エ 児童生徒の年代は、心身ともに成長期にあることから、そのアルバイト就労については労働基準法上特別な保護規定が設けられています。

オ アルバイト就労については、児童生徒の健康、学校生活への影響等に十分留意しながら、労働基準法に基づき適正な労働条件のもとで就労させることが必要です。

(2) 留意点

ア 児童生徒が、アルバイト就労しようとする場合には、児童生徒やその保護者に対し許可願を提出させ、アルバイト就労のもつ意義や問題点について考えさせ、きちんとした意識をもって就労するよう指導するとともに、正しく労働基準法を認識させ、適正な労働条件のもとで就労するよう指導することが大切です。

イ アルバイト就労の許可は、児童生徒の健康、学校生活への影響、家庭の経済状況等に十分留意して判断します。また、どのような業務を選ぶかについても助言し、児童生徒としてふさわしくない業務に就労しないよう指導することが大切です。

ウ 就業禁止業務や深夜業に就労させることはできません。また、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまでの児童生徒の就労については、労働基準監督署の許可が必要です。

エ 就労中は、保護者と十分連携して指導を継続し、特に、収入として得ら

れた金銭の有意義な使途について指導することが大切です。

(3) 法令・例規・通知等

ア 学校教育法

第20条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

イ 労働基準法

第56条 使用者は、児童が満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまでにこれを使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1第1号から第5号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13才に満たない児童についても同様とする。

第57条 使用者は、満18才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

2 使用者は、前条第2項の規定によって使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

第61条 使用者は、満18才に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。(後略)

第62条 使用者は、満18才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満18才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

第63条 使用者は、満18才に満たない者を坑内で労働させてはならない。

ウ 年少者労働基準規則

第1条 使用者は、労働基準法（以下「法」という。）第56条第二項の規定による許可を受けようとする場合においては、使用しようとする児童の年齢を証明する戸籍証明書、その者の修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を様式第1号の使用許可申請書に添えて、これをその事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

第8条 法第62条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満18才に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。

四十四 酒席に侍する業務

四十五 特殊の遊興的接客業における業務

第9条 所轄労働基準監督署長は、前条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務については、法第56条第二項の規定による許可をしてはならない。

三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務

エ 中学生・高校生のアルバイト就労に関する指導について

（昭和53年9月4日 文部省初等中等教育局長通知）

「このたび労働省から標記のことに關し、別添のとおり依頼がありました。

生徒のアルバイト就労等に対する指導についてはかねてより御配慮を願っているところでありますが、依然として労働基準法等の規定に抵触して就労している場合もみられます。

生徒のアルバイト就労については、生徒の健康、学業への影響等に十分留意するとともに、生徒及びその保護者が労働基準法を正しく認識し、適正な労働条件のもとで就労するよう貴管下の関係機関に対し、一層のご指導をお願いします。」

(アルバイト就労許可願の例)

平成 年 月 日

学校長 様

生徒番号
氏 名

アルバイト就労許可願

次のとおり，アルバイト就労について許可を申請します。

| | | |
|------------|---------------------|--|
| 勤務先 | 名称 | |
| | 職種 | |
| | 住所 | |
| 期 間 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日まで | |
| 勤務条件 | 勤務日 | |
| | 勤務時間 | |
| | 1時間当たりの賃金 | |
| | 業務の内容 | |
| アルバイト就労の目的 | | |

同 意 書

生徒のアルバイト就労の許可を求めます。また，アルバイト就労期間中は，労働基準法や，労働基準監督署の指示に従い，学校生活に支障の出ないように就労させます。

事業所名
事業所所在住所
事業所代表者

⑩

生徒のアルバイト就労に同意しています。また，アルバイト就労期間中は，学校生活に支障が出ないよう監督します。

保護者住所
保護者氏名

⑩

10 広島県青少年健全育成条例のあらまし

青少年育成の理念（第1条）

青少年は、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するように配慮されなければなりません。

県民の責務（第4条）

県民の皆さんは、青少年の健全な育成についての理解と関心を深めるとともに、健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を保護するように努めなければなりません。

用語の説明（第15条）

青少年とは

18歳未満の者(婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。)をいいます。

図書類とは

書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、文書、フィルム、音声又は画像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいいます。

興行とは

映画、演劇、演芸、見せ物及びこれらに類するものをいいます。

がん具刃物類とは

人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのある刃物(銃砲刀剣類所持等取締法により所持が禁止されているものを除く。)やがん具用のモデルガン、性的感情を刺激するがん具等をいいます。

自動販売機とは

物品の販売に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに当該販売を行うことができる設備を有する機器をいいます。

広告物とは

公衆に表示又は頒布されるものであって、看板、ポスター、ちらし、並びに広告塔、広告板、建物や工作物などに掲出され、又は表示されるものをいいます。

深夜とは

午後11時から翌日の日出時までの時間をいいます。

テレホンクラブ等営業とは

電話機、交換機、音声蓄積装置等の端末設備を電気通信回線に接続し、これらを利用して専ら異性間の会話の機会を提供したり、伝言を媒介する営業(テレホンクラブ、ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル等の総称)をいいます。

利用カードとは

テレホンクラブ等を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等

の情報が記載されているカードなどをいいます。

営業者に係る自主規制（第16条～第24条の2）

第16条から第24条の2までの条項では，図書類販売業，がん具刃物類販売業，映画館，遊技場，テレホンクラブ等営業，まんが喫茶，インターネットカフェ，利用カード等販売業などの営業者が，それぞれの立場から，青少年の健全育成のため，配慮しなければならない事項について規定しています。

自主規制の相互協力（第25条）

図書類販売業，がん具刃物類販売業，映画館，遊技場，テレホンクラブ等営業，まんが喫茶，インターネットカフェ，利用カード等販売業などの営業者は，お互いに協力して，青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければなりません。

有害図書類の指定及び販売等の禁止（第28条）

青少年に有害な図書類として個別指定又は包括指定された図書類を，青少年に売ったり，与えたり，見せたり，貸したりしてはいけません。《違反すると，30万円以下の罰金》

書店，コンビニエンスストア，レンタルビデオ店等で，有害図書類を陳列するときは，他の図書類と区分して，店内の容易に監視できる場所に置かなければなりません。《違反すると，勧告》

有害興行の指定及び観覧の禁止（第29条）

知事は，著しく性的感情を刺激したり，残虐性があると認められる映画，演劇，見せ物等を，青少年に有害なものとして指定することができます。

興行者は，有害と指定された映画，演劇，見せ物等を，青少年に見せてはいけません。《違反すると，勧告》

有害がん具刃物類の指定及び販売等の禁止（第30条）

知事は，著しく性的感情を刺激したり，人の生命，身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるがん具刃物類を，青少年に有害なものとして指定することができます。

青少年に有害なものとして指定されたがん具刃物類を，青少年に売ったり，与えたり，見せたり，貸したりしてはいけません。《違反すると，30万円以下の罰金》

有害広告物の指定及び掲出等の禁止（第31条）

知事は，著しく性的感情を刺激したり，残虐性があると認められる看板やポスターなどの広告物を，青少年に有害なものとして指定することができます。

青少年の立ち入りが禁じられている場所で外部から見えないところ以外で

は、青少年に有害なものとして指定された広告物を掲出したり、表示することはできません。《違反すると、勧告》

自動販売機等の設置届等（第32条）

自動販売機等を使って図書類やがん具刃物類を売ったり、貸したりしようとする場合は、あらかじめ、知事に届け出なければなりません。《違反すると、10万円以下の罰金》

届出事項に変更があったときや稼働を廃止したときは、事実が発生した日から起算して15日以内に届け出なければなりません。《違反すると、10万円以下の罰金》

自動販売機等には、設置者名等を記載した届出済証を貼付しなければなりません。《違反すると、勧告》

自動販売機等への有害図書類又は有害がん具刃物類の収納の制限（第33条）

青少年の立ち入りが禁じられている場所以外では、有害図書類(個別指定又は包括指定されたもの)や有害がん具刃物類を自動販売機に収納してはいけません。《違反すると、30万円以下の罰金》

自動販売機等を用いて営業を行う者や自動販売機等の管理者は、自動販売機等に収納した図書類やがん具刃物類が、有害の指定をされたときは、当該指定があった日から起算して5日以内に自動販売機等から図書類等を除去しなければなりません。《違反すると、30万円以下の罰金、収納の常習違反者に対しては6月以下の懲役又は50万円以下の罰金》

有害図書類等の除去命令（第33条の2）

知事は、自動販売機等を用いて営業を行う者又は管理者に対して有害図書類等の除去やその他の措置を命じることができます。除去命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して5日以内に有害図書類等を除去しなければなりません。《違反すると50万円以下の罰金》

自動販売機等の撤去命令（第33条の3）

知事は、有害図書類の除去その他の必要な措置を行わないとき、有害図書類等の除去命令の措置期限の日の翌日から起算して6月以内に再び自動販売機等に有害図書類等を収納した場合において、自動販売機等を用いて営業を行う者又は管理者に対して、自動販売機等の撤去を命じることができます。

撤去命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して10日以内に、自動販売機等を撤去しなければなりません。《6月以下の懲役又は50万円以下の罰金》

深夜興行場等への立ち入り制限（第35条）

興行者等(カラオケボックスなど)は、正当な理由がないのに、深夜にその興行又は営業する場所に青少年を立ち入らせてはなりません。《違反すると、勧

告》

深夜に興行等を営む場合，見やすい場所に，青少年の深夜における立ち入りを禁止する旨の掲示をしなければなりません。《違反すると，勧告》

みだらな性行為やわいせつ行為の禁止（第39条）

だれでも，青少年に，みだらな性行為やわいせつな行為をしてはいけません。《違反すると，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金》

青少年に，みだらな性行為やわいせつな行為を教えたり，見せてはいけません。《違反すると，50万円以下の罰金》

場所の提供や周旋の禁止（第40条）

だれでも，青少年が，みだらな性行為，わいせつな行為，と博，暴行，覚せい剤等の使用，シンナー，接着剤等の乱用，睡眠薬・鎮痛剤等の不健全な使用，飲酒・喫煙などをすることを知りながら，又は青少年に対してこれらの行為が行われることを知って，場所を貸したり，その世話をしたりしてはいけません。《違反すると，50万円以下の罰金》

いれずみを施す行為の禁止（第41条）

だれでも，青少年にいれずみをしてはいけません。また，青少年にいれずみを受けさせたり，その世話をしてもいけません。《違反すると，50万円以下の罰金》

深夜外出の制限（第42条）

保護者は，特別な理由がある場合を除き，青少年を深夜に外出させないように努めなければなりません。

だれでも，正当な理由がある場合を除き，保護者の承諾を得ないで青少年を深夜に連れ出したり，同伴したり，とどめてはいけません。《違反すると，10万円以下の罰金》

立入調査（第45条）

知事が指定した職員は，自主規制の実施状況等を調査するため，必要がある時は，書店や興行場，利用カード等販売所など営業を営む場所に立ち寄って，調査をしたり，関係者に質問し，資料の提出を求められます。

また，警察職員は，必要がある時は，利用カード等販売所への立入調査を行うことができます。

これらの調査を拒んだり，また質問に答えなかったり，嘘を言ったり，求められた資料を出さないなどして調査を妨げてはいけません。《違反すると，10万円以下の罰金》

1 1 児童虐待

(1) 基本的な考え方

ア 児童虐待は、児童福祉法による児童（18歳に満たない者。以下「児童」という。）の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。

イ 教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、学校生活だけでなく、児童生徒（アの「児童」と区別し、小中高等学校及び特別支援学校に在籍する者）の日常生活についても観察するなど、日頃から児童生徒の状況の把握に努めることが大切です。

ウ 虐待を受けた又はそのおそれがある「児童」が、自らその事実を訴えることは少ないことから、教職員は普段から児童生徒との信頼関係を築くように努めるとともに、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成することが大切です。

エ 学校は、地域の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に参加し、学校や教職員等に期待されている役割を確認するとともに、関係機関との連携を積極的に推進し、児童虐待防止に向けた取組を充実させる必要があります。

オ 教職員は、虐待を受けた「児童」を発見した場合には、速やかにこども家庭センター（児童相談所）又は福祉事務所へ通告しなければなりません。
また、児童虐待の疑いがある場合には、確証がなくても通告しなければなりません。

(2) 留意点

ア 教職員は、児童虐待を発見し、こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関に通告した後も、継続して、関係機関と連携します。

イ 学校を長期間にわたって欠席している児童生徒の中には、虐待を受けている場合も考えられることから、児童生徒に直接会えないなど児童生徒の状況が把握できない場合には、こども家庭センター（児童相談所）や警察等の関係機関と連携して家庭訪問などを行います。

ウ 虐待を受けている児童生徒の安全確保を第一に考えます。そのため加害者の元から避難している児童生徒の居住や、被害者を支援している人の氏名等が、加害者に知られないように、情報の保護に配慮します。

(3) Q & A

[Q 1] 児童虐待にはどのようなものがありますか。

[A]

児童虐待には、大きく分けて、次の4種類の行為があります。

「身体的虐待」

「児童」の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

〔具体的な行為〕

首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、煙草の火を押し付ける、冬戸外にしめだす、一室に拘束するなど

外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷など

「性的虐待」

「児童」にわいせつ行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

〔具体的な行為〕

「児童」への性交、性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど

「ネグレクト」

「児童」の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

〔具体的な行為〕

登校を禁止する、適切な医学的措置あるいは治療を受けさせない、乳幼児を家に残し度々外出する、適切な食事を与えない、長期間下着などを不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させる、同居人による「児童」への暴行などの行為を放置するなど

「心理的虐待」

「児童」に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〔具体的な行為〕

言葉による脅かし、脅迫、「児童」を無視したり拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、年齢や発達段階にそぐわない期待を押し付ける、「児童」の前で配偶者に対して暴力を振るうなど

[Q 2] 虐待の疑いがある「児童」がいますが、保護者はしつけであると主張します。しつけと虐待の違いは何ですか。

[A]

しつけとは、「児童」が気持ちや行動を自分でコントロールできるように育てていくことです。

一方、親がいくら一生懸命に関わり、その子をかわいいと思っても、子どもの健全な成長にとって害になるような接し方は、親の思いとは関係なく、虐待になることがあります。

[Q 3] 虐待は、「児童」の心身の成長や人格の形成にどのような影響を及ぼしますか。

[A]

児童虐待が「児童」の心身の成長や人格の形成に影響を及ぼし、健全な発達を損なうこととして、次の3点が考えられます。

身体面に現れる影響

- ・ 食べ物を十分に与えられず栄養不良を引き起こし、「児童」の発育、発達に遅れが見られたり、低栄養のため疲れやすさや体調不良をきたしたりすることがあります。
- ・ 自分の抱えている不安を言葉で表現できない「児童」は、頭痛、腹痛、疲労感など、様々な身体的な症状を訴えることがあります。

精神面に現れる影響

- ・ 人に対する信頼感や愛着をもつことが難しくなり、少しでも受け容れられないと感じると極端に関わりを避けてしまうなど、適切な人間関係を保てなくなることがあります。（愛着障害）
- ・ 虐待が繰り返されると、その苦痛に立ち向かうことが困難になり、叱られる場面で無反応になったり、友だちとのトラブルの内容や、教師からの指導内容を思い出せなくなったりする等、苦しい場面の記憶を自分から切り離そうとする心の動きが現われます。（解離）
- ・ 自尊感情が損なわれ、無力感をもっているため、学業への

意欲がもてない、友だちとのかかわりを避けたがるなどのほか、睡眠障害などの身体症状を伴うことがあります。
(抑うつ)

- ・放置されたり暴力的な環境の場に置かれると、安心して人とかかわれなかったり、新しいことへ挑戦する意欲が失われると、知的な発達の遅れを残すことがあります。
(知的発達の障害)

行動面に現われる影響

- ・虐待を受けた「児童」の多くは、大人に感情を受け止めてもらい、大人とのかかわりの中で、感情をコントロールする体験が少ないため、落ち着きがなく衝動的な行動をとりやすくなります。(衝動性)
- ・身体的虐待を受けている「児童」は、不満、怒りを感じたときに暴力を振るうことを学習し、様々な場面で暴力を振るいやすくなります。(攻撃性)
- ・心を満たされていない思いが、過食など異常な食行動に結びつくことがあります。(食行動の異常)
- ・「児童」の自尊感情が損なわれ、「自分の存在価値がない」と感じたときに、自分が生きている存在であると感じるために、また、周囲の注意を引くために自傷行為に及ぶこともあります。(リストカットなどの自傷行為)
- ・自らを受け容れてもらいたいという欲求から、どこまで自分を受け容れてくれるか、拒絶されるのかを確かめる行動をとることがあります。(ためし行動)

[Q4] 家庭への立入調査はどのように行われるのですか。

[A]

児童虐待の通告を受けたこども家庭センター(児童相談所)は、速やかに虐待のおそれのある保護者に対し、知事の許可のもとに出頭を求めたり、立入調査を実施したりすることができます。その際、所在地を管轄する警察に依頼し、援助を求めることもできます。

また、保護者がこれに応じない場合は、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を行うことが可能になります。

[Q 5] 要保護児童対策地域協議会とはどのようなものですか。

[A]

要保護児童対策地域協議会は、児童虐待等の未然防止や早期発見のため、関係する行政機関や民間団体等の緊密な連携と相互の協力によって、児童虐待防止に係る取組の推進を図ることを目的に設置されています。

事業内容は、児童虐待等に関する情報交換や連携・協力、広報・啓発活動の推進、研修活動の実施等があります。

要保護児童対策地域協議会は、こども家庭センター（児童相談所）や保健所、市町児童福祉課、市町健康福祉課、市町教育委員会、学校、医療機関、民生・児童委員協議会、児童養護施設、法務局、警察署、弁護士等で構成されており、すべての市町に設置されています。

(4) 法令・例規・通知等

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）

最終改正：平成20年12月3日法律第85号

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放

置，保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第3条 何人も，児童に対し，虐待をしてはならない。

第5条 学校，児童福祉施設，病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員，児童福祉施設の職員，医師，保健師，弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は，児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は，児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 学校及び児童福祉施設は，児童及び保護者に対して，児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は，速やかに，これを市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

イ 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行について（通知）

（平成20年3月28日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

児童虐待の防止等については，「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下，「児童虐待防止法」という。）等に基づき，様々な施策が進められており，平成16年の同法一部改正（平成16年10月1日施行）では，児童虐待の定義の明確化や，児童相談所等への通告の対象となる児童の範囲の拡大（「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」へ）などによる対応の充実が図られています。また，同年公布された児童福祉法の一部改正では，虐

待を受けた児童等を支援する要保護児童対策地域協議会の法的位置付け等が定められ、平成17年4月より施行されています。

しかしながら、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加し、平成18年度には3万7千件を超えるなど、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に取り組むべき課題となっております。

このような状況の中、児童の安全確認等のための立入調査等の強化などを内容とした「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第73号。以下「改正法」という。）が、平成19年6月1日に公布され、平成20年4月1日より施行されることとなっております（別紙1～3参照。）。

改正法の趣旨及び留意事項は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、関係機関との連携等、児童虐待防止について適切にご対応されるようお願いいたします。

また、都道府県知事及び都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所轄及び所管の学校並びに域内の市（区）町村教育委員会に対し、また、国立大学長におかれては、その管下の学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長あてに通知されており、参考までに、これを添付します。

記

第1 改正法の内容について

改正法においては、主な改正事項として、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化、要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化等のための所用の規定が整備されたほか（別紙1参照）、学校その他の教育機関や家庭における対応等にかかわりのある事項として、以下の改正事項が盛り込まれたものであること。

虐待通告を受けた場合の安全確認義務

- ・ 必要に応じ学校の教職員等の協力を得つつ行うものとされている、虐待通告を受けた場合の安全確認のための措置について、児童相談所等における努力義務を定めた従来の規定を改め、義務化するものとされたこと（児童虐待防止法第8条の改正関係）

関係機関等相互の情報提供

- ・ 地方公共団体の機関（公立学校等を含む。）は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたとき

は、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされたこと。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされたこと（児童虐待防止法第13条の3の新設関係）

児童の親権を行う者の責務

- ・ 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされたこと（児童虐待防止法第4条第6項の新設関係）

児童養護施設等に入所した児童に対する教育の充実等

- ・ 政府は、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の充実について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたこと（附則第2条第2項の関係）

第2 留意事項について

- (1) 学校等の児童の福祉に業務上関係のある団体及び教職員等の児童の福祉に職務上関係のある者については、従前より、児童虐待防止法第5条第2項の規定により、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力するよう努めなければならないものとされている。各学校・教育委員会等においては、今回の法改正の内容等を了知の上、この規定を踏まえた関係機関との連携・協力を努められたいこと。
- (2) 各学校・教育委員会等においては、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援について、施設等との連携の強化、教職員の理解の促進など、その充実に努められたいこと。
- (3) その他、各学校・教育委員会等においては、これまでの関連通知等を踏まえつつ、引き続き、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援について、適切な対応に努められたいこと。

(別紙2, 3 略)

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

前回（平成16年）の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を行うための所要の見直しを行う。（平成20年4月施行）

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

児童相談所等は、虐待通報を受けたときは、速やかに安全確認のための措置を講ずるものとする。

市町村等は、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知するものとする。

児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化すること。

従来の立入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねての出頭要求を行っても、保護者がこれに応じない場合に限り、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を可能とすること。

立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げるものとする。（30万円以下 50万円以下）

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信等を制限できるようにすること。

裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合であって、特に必要があるときは、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかいを禁止できることとし、当該禁止命令の違反につき罰則を設けること。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとする。

4 その他

法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記すること。

国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこととすること。

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会の設置に努めなければならないものとする。

など

12 デートDV

(1) 基本的な考え方

ア DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のことをいいます。デートDVとは、DVの一種で、特に未婚のカップルの間で起こる暴力をいいます。

イ 近年、異性との親密な交際が低年齢化するにつれて、10代の児童生徒同士の間でも、DVが広がっているといわれています。

ウ 児童生徒の発達には、知識、技能の習得とともに、児童生徒相互の望ましい人間関係を育成し、あわせて同性や異性の友人との適切な人間関係を形成するなどの働きかけを行うことが重要です。

エ 児童生徒が学校や社会の中で生活していくためには、一人一人が学校や社会のルールを守って行動できるよう、状況に応じた望ましい行動を選択するなどの規範意識を育成することが必要です。

(2) 留意点

ア 学級（ホームルーム）活動などでの集団指導や個別指導により、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」という心や態度を育成します。

イ 学校や社会には、なぜきまりやマナーがなぜあるのかについて考えさせ、集団の規範等を尊重し、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てます。

ウ 親密な関係にある異性から受ける支配やコントロールは、愛情ではなく暴力であることを理解するよう指導します。

エ 児童生徒が発するサインを見逃さない体制づくりを推進するとともに、児童生徒が安心して相談できる教育相談体制を確立します。

(3) Q & A

[Q 1] 殴ったり，蹴ったりしなくてもDVになりますか。

[A]

殴る，蹴るなどの身体的な暴力だけがDVではありません。携帯電話のチェックやアドレスの消去などプライバシーの侵害や，大声でどなるなど怖がらせたりするような行動もDVに当たります。

[Q 2] DVにはどのような行為がありますか。

[A]

次のような行為がDVに当たります。

殴る，蹴る，物を投げつけるなど（身体的暴力）

大声でどなる，暴言をはく，無視するなど（精神的暴力）

お金を返さない，お金を貢がせるなど（経済的暴力）

性行為を強要する，避妊に協力しないなど（性的暴力）

行動を監視する，友人関係を制限する，携帯電話のメールなどを勝手にチェックするなど（社会的隔離）

[Q 3] デートDVへの指導はどうすればよいですか。

[A]

DVは犯罪であり，人として生きていくための権利を奪う人権侵害であることを理解させます。

思いやりや忍耐力とともに，豊かなコミュニケーション能力を育てるなど，互いに相手を尊重する精神や人間関係を築く力，規範意識を育むよう，様々な教育活動の中で指導します。

また，デートDVの被害を受けた場合，悩みを一人で抱え込むことなく，教職員や保護者などに相談することが大切であることを指導します。

さらに、学校は児童生徒が安心して相談できる教育相談体制を確立するとともに、福祉事務所や警察等の関係機関と連携し、早期対応を行う必要があります。

生徒指導資料No. 31「望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について」(平成21年3月広島県教育委員会)参照

第2部

問題行動に関する防止学習プログラム

はじめに(旧版)

21世紀を担う児童生徒をすこやかにはぐくむことは、我々すべての大人の願いであり、責務であります。

しかしながら、児童生徒の問題行動は大幅に増加しており、凶悪・粗暴化するとともに低年齢化しています。戦後第四のピークを形成しつつあるといわれており、極めて深刻な状況にあります。

また、残念なことに、本年になってナイフによる傷害事件や県立高校生が金銭強要、暴力を受けた後に自殺するといった痛ましい事件などが起こっております。

二度とこのような事件を起こさないよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。

児童生徒の問題行動の背景は、情報化や少子化など社会が急激に変化する中で、家庭における幼少時からのしつけの問題、児童生徒の多様な適正とに十分対応できていない学校の在り方、物質的な豊かさや利便さを追い求め、他人への思いやりや連帯感の希薄化がすすんでいる社会状況など、家庭、学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

問題行動の解決のためには、我々大人が児童生徒の成長を温かく見守りつつ、児童生徒に、地域社会の中で様々な生活体験、社会体験、自然体験をとおして、社会性とともにも豊かな人間関係を築く力を身につけさせることが必要です。

そのためには、学校、家庭、地域が話し合いながら、それぞれがなすべきこと、できることを明確にして、共に子どもたちを育てていくための「地域ネットワーク」づくりに取り組む必要があります。

とりわけ、学校においては、校長のリーダーシップのもとに、生徒指導体制を確立し、一致協力して組織的に取り組むことが大切です。また、学校内だけですべての問題を解決しようとする「抱え込み」意識を捨て、家庭、地域、関係機関などとの「開かれた」連携による取組みをすすめていかなければなりません。

学校においては、児童生徒の問題行動を防止するために、主に次の四点が必要であると考えます。

人間としての在り方生き方についての自覚を深めさせるとともに、心の教育を充実させ、児童生徒が自己実現を図ることができる教育を推進すること。

基本的な倫理観、規範意識を育てる教育を充実させること。

問題行動にいたることを防ぐ教育を推進すること。

問題行動に対して、迅速に対応ができ、再発を防止することがで

きる体制を確立すること。

この冊子は、以上の四点のうち、三点目の「問題行動にいたることを防ぐ教育を推進すること」についての一つの基本的な考え方、留意点及び進め方をまとめたものです。

特に、問題行動の解決のために重要なことは、教職員が、問題行動は、「存在感がない」「学校に所属感がもてない」「将来に希望がもてない」などの児童生徒の発するサインとしてとらえ、児童生徒に、自らの在り方生き方をしっかりと考えさせるチャンスとすることです。

各学校において、この冊子を参考資料として活用し、児童生徒がいじめや暴力等の問題を自分自身の問題としてとらえ、防止することができる力を培い、一人一人の児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりをすすめてください。

平成10年12月

1 教科の指導方法の改善

(1) 基本的な考え方

生徒指導は、すべての教育活動をとおして行うものであり、とりわけ、教科の指導における生徒指導は大変重要です。

教科の指導は、教科における生徒指導によって推進され、逆に、生徒指導は教科の指導によって推進されるといった相互補完の関係にあります。教科の指導の中で、児童生徒が意欲的に学習し自己実現を図ることができるようにするためには、授業の記録をとって検討したり、授業を相互に公開しあって研修するなど、指導内容や指導方法を改善していくことが重要です。

何のために学ぶのかといった疑問に対して答えることができる授業、視野を広げる授業、新しい発見のある授業など、児童生徒が達成感、成就感を味わうことができ、自己実現を図ることができる授業を創造していかなければなりません。

教科の指導における生徒指導には、次の3つの視点があります。

ア 教科学習そのものへの直接的な援助・指導

各教科を学ぶことの意義を説明し、学習意欲を育てたり、学習への不適應などに対して援助したり、教科指導したりすること

イ 学習集団のルールづくり

授業のルール、座席の決定などを指導したり、学習集団における人間関係づくりなどを指導したりすること

ウ 学習環境づくり

学習環境をよりよいものにするため、教室や廊下など校内の清掃や美化を徹底させるとともに、図書館、体育館、グラウンド、用具・器具などの利用方法について指導すること

(2) 具体的な方法

ア 授業のルールづくり

授業において、基本的なルールやマナーを指導することによって、児童生徒の学力を伸ばすことができます。

授業は、定められた年・月・週間指導計画に基づいて指導を行っていかねばなりません。加えて、児童生徒自らが進んで学習に取り組む姿勢を確立するための指導が必要です。

(ア) 児童生徒が自主的にルールを守ったり、自らが学習環境づくりを進

めるため、年度当初などに「学級（ホームルーム）でのオリエンテーション」や「学級（ホームルーム）開き」の充実が大切です。また、授業においても同様に、オリエンテーションや「教科開き」をとおして、学ぶ意義や学習方法を指導し、学習習慣を身につけさせることが必要です。さらに、学級（ホームルーム）毎や教科毎に目標を決めるだけでなく、学校態勢として重点目標を決めておくことも重要です。

- (イ) 集団生活にとって、時間を守ることが、最も大切であることを指導しなければなりません。そのため、まず、教職員がチャイムの鳴る前に教室に行き、授業の始業と終了の時間を守ることが大切です。
- (ウ) 「おはよう」「さようなら」「ありがとう」など人間関係の基本である「あいさつ、声かけ」ができるよう指導することが大切です。
- (エ) 教室などの掃除が行き届き、落書きがないことだけでなく、学習意欲を高めるよう掲示を工夫し、気持ちよく学べる環境をつくることが重要です。

イ カウンセリングマインドをもった教科の指導

児童生徒の思いや活動を大切にし、「わかることで楽しくなる」「もっと頑張りたくなる」「生き生きしてくる」「自信が出てくる」ような指導を行い、児童生徒自身が課題をみつけ、自らが考え、表現し、解決するよう指導・援助することが大切です。

(ア) 対話のある授業づくりを進める。

児童生徒と教職員、児童生徒同士の気持ちが通じあう対話のある授業を行うことが重要です。

授業中の児童生徒のしぐさ、表情、反応を丁寧に把握し、適切な声かけや発問による対話のある授業を行い、やる気や自信を引き出し、新たな意欲がわくよう指導する。

やる気や自信をなくしている児童生徒に対しては、「あなたはあなたでいいですよ。」「できるところからやればいいですよ。」など気持ちを受け止め、積極的に声をかける。例えば、児童生徒の気持ちや思いを受け止め、積極的に評価し対話するにはどう声をかけたらよいかについて、ロールプレイング（200頁を参照）などを活用して教職員が身をもって体験することで研修し、授業における指導方法の工夫をする。

また、児童生徒にこれまで体験したことを話させたりアイデアを出させて授業に積極的に参加させるなど、一人一人が活躍できる場面を

用意する。

児童生徒が興味・関心をもっていることだけでなく、児童生徒の誤答やわからないことを授業の中に生かす。

例えば、児童生徒の答が誤りであっても、正誤の判断をする前に「勇気を出して発言しているんだな。」「いろいろ考えて答を出したんだな。」などの気持ちで受け止め、その児童生徒に説明をさせたり、教師がヒントを出して説明し直させたりして、自分で誤りに気づかせる。また、その誤りを発展的に捉えなおして、発言内容を次の展開に結びつける工夫をする。

児童生徒へのあいづち、うなずき、うながしなどを積極的に表現することにより、共感的態度を示す。

例えば、発言している児童生徒へ、笑顔で「そうですね。あなたはこう考えたのですね。」「それからどう考えたの。」などと声をかけることで安心感と自信をもたせる。

児童生徒の発言の要点を返すことによって、自分の言いたかったことに気づかせ、整理させる。

児童生徒は、発言中に焦りや緊張、不安、恥ずかしさで考えがまとまらなくなり混乱することがある。「あなたの言いたかったことはこういうことですね。」「あなたは　のことから　と思ったのですね。」などと返すことで、教職員が理解してくれていることへの安心感を持たせる。同時に考えを整理させ、自分の力で考えをまとめさせるよう援助する。

児童生徒の気づきをうながす質問や新しい発見がある質問をする。

例えば、「すばらしい視点ですね。」「あなたは　のところに興味をもったのですね。」「友達に配慮できたやさしい気持ちが伝わる発言（質問）ですね。」など児童生徒のもつ意欲や態度を積極的に評価した上で、「あなたは　と考えましたが、別の　の見方で考えるとどうですか。」などと新たな視点から考えさせる質問を投げかける。

(イ) 一人一人のよさや可能性を集団の相互作用をとおして高める。

教職員は、学級（ホームルーム）の雰囲気や人間関係づくりに努め、児童生徒自らが学び考える力を育成するよう指導することが大切です。

児童生徒が共通の行動をとおして、お互いが協力しあう集団づくりを進め、児童生徒が協力して学級（ホームルーム）の目標を達成していくことの成就感を体験させる。

構成的グループ・エンカウンターなどを活用し、お互いが高めあい、ともに育つ授業づくりをする。（198頁を参照）

ディベートなどを活用し、児童生徒が自主的に目標を決め、行動する力を育てる。(203頁を参照)

ウ 学習において遅れやつまづきが見られる児童生徒の指導

授業がわからない児童生徒は、存在感を味わうことができなくなり、その結果、教室に入らなかつたり、学校に来なくなつたり、問題行動に至つたりする場合も見られます。

児童生徒が、学習上の悩みについて安心して相談できる「学習相談体制」をつくる必要があります。

また、児童生徒の興味や適性、家庭の環境を理解するとともに、学習上の不適応の原因を分析し、個別の指導方針を決め、教科についての遅れを補うための補習を行つたり、児童生徒同士で学習を助けあう協同学習を進めたり、得意の分野を伸ばす指導をしたりすることなどがが必要です。

個別と集団の両面からの指導を行い、授業において存在感がもてるようにすることが大切です。

2 基本的な生活規律確立の指導

(1) 基本的な考え方

子ども自身が自分たちの健康とからだを積極的・意欲的に育てようとする態度や、仲間のなかで自律した生活を送ろうとする態度など基本的な生活規律は、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」の基礎となります。生活規律の基礎は、家庭において形成され、その上に学校での集団生活が成り立ちます。学校における指導は、家庭において形成された基本的な生活規律を補充し、深化・強化したり、発展させたりする役割をもっています。

しかし、近年、核家族化や少子化が進み、家庭の教育力の低下などが指摘されるように、基本的な生活規律が家庭の中で十分形成されていない現状があります。したがって、学校は、家庭と緊密に連携しながら、子どもたちの基本的な生活規律を育成していく必要があります。

基本的な生活規律の確立のためには、児童生徒に具体的な目標を設定して行動化させ、集団生活のなかで習慣化し、それを支える道徳的心情として内面化させていくことが大切です。

(2) 学校における指導上の留意点

ア 児童生徒の学年に応じて達成すべき課題を明らかにし、児童生徒に具体的な目標を示し行動化させていくことが必要です。その際、児童生徒の行動や習慣から、基本的な生活規律の形成の度合いを判定し、指導していくことが大切です。例えば、遅刻の様子、宿題を忘れた回数、整理・整頓の様子、あいさつの仕方、服装や頭髪などは、客観的に評価することが比較

的容易であり，一人一人の子どもの背景を十分にふまえて，これらのことを適切に活用することで効果があがります。

イ 自分で決まった時間に起き，支度をして学校へ行くなどの日常的な行動について，家庭と緊密な連携を図って指導を進めることが大切です。例えば，連絡帳や学級（ホームルーム）だより・学年だよりなどを活用したり，学級（ホームルーム）懇談会や家庭訪問などをとおして，家庭に，学校の考え方，具体的な取組の内容を積極的に知らせ，家庭と共通した考え方に立って協力を得ながら指導していくことが必要です。

ウ 学級（ホームルーム）活動や児童（生徒）会活動など日常の集団生活における具体的な行動をとおして，自己の目標を達成できたことや協力しながら集団の目標を達成できたことの喜びを実感させるとともに，集団生活のなかで自律した行動がとれることを積極的に評価し，規律ある行動を強化し習慣化させていくことが大切です。

エ 道徳の時間などに，教師の体験や思いなどを語ったり，新聞記事などを取り上げ，基本的な生活規律の重要性を自らの在り方生き方の問題として考えさせたり，卒業生や社会人を学校に招いて話を聞かせたり，ロールプレイング（200頁を参照）やディベート（203頁を参照）をとおして考えさせたりさせたりするなど，基本的な生活規律の重要性を自らの在り方生き方の問題として追求させ，それを支える道徳的心情を育て内面化していくことが重要です。

(3) 具体的な方法

ア 健康に関すること（洗面，手洗い，食事など）

洗面や手洗いを励行したり，バランスのよい食事を摂ったりすることは，自分の健康やからだを積極的・意欲的に育てようとする態度や，仲間のなかで自律した生活を送ろうとする態度の育成にとって大切なことです。

（ア） 手洗いや食後のうがい・歯みがきなどを習慣化させることは，児童生徒に自立させる力をつけることになる。例えば，児童生徒の生活状況を生活ノート等で把握し，努力しているところは積極的に評価する。さらに，気になることや協力してもらいたいことなどは家庭と連携して取り組む。

（イ） 楽しく食事することの楽しさを体験させ，みんなで食事をすることのすばらしさについて学ばせる。また，様々なテーブルマナーを体験させ，食事にはルールやマナーがあること，ルールやマナーを守って

食事をすると，お互いが心地よくなり，一層おいしく食事ができることに気づかせる。

- (ウ) 栄養のバランスをよく考えて食事をする習慣を身につけることの大切さについて考えさせる。さらに，栄養のバランスが崩れるとからだだけでなく，眠れなくなったりイライラしたり，ころにも影響があることを学ばせる。

イ 規則正しい生活に関すること（時間に関すること）

時間を大切にして規則正しい生活を送ることは，充実した生活をするための基本となります。また，時間を守り，規則正しい生活をするには，自分の生活を豊かにするだけでなく，他の人の生活を尊重する上でも大切なことです。

- (ア) 起床時間，就寝時間，朝食の習慣，排便の習慣などの実態を把握しておき，学年だよりや保健だより等を活用し，保護者に基本的な生活習慣を確立することの大切さについての理解を求め協力を得る。
- (イ) 始業前に，班で教室環境の整備や植物などの世話をすることなどを計画し，気持ちよく授業が行われることや，植物が成長することの喜びに気づかせ，そのことを評価していくことで，始業時間の前に学校に行く習慣をつけさせる。
- (ウ) 教科の係が中心となって，授業が終了したらすぐ次の授業の準備をしておく，特別教室などで授業がある場合は，余裕をもって移動するよう声をかけるなど，授業開始（チャイム着席）がスムーズになるよう工夫する。さらに，ゆとりを持って授業に臨むことの大切さや，全員がそろって授業に臨めることが楽しくすばらしいことに気づかせる。
- (エ) 個人ノートなどに一日の生活（起床，朝食，学習，遊び，テレビ，ゲーム，就寝等）を記入させるなど，自分の生活を振り返り，日常生活を計画的に設計するための習慣を身につけさせる。例えば，家庭にも協力を求めながら，児童生徒に，起床時間などの目標をそれぞれもたせ，目標に近づけることができたり，目標が達成できたりしたことに対して評価し，さらに高い目標を実現しようとする意欲を育てる。

ウ 環境美化，整理・整頓

日常生活において身の回りや環境を整えることは，個人の生活にとって

も、社会の一員として活動するためにも極めて重要です。

- (ア) 音楽を流すなど、掃除時間を楽しくする工夫を考える。また、美しい環境が整うと、すがすがしい気持ちになることを体験させ、清掃活動に対する興味・関心、意欲を育てる。
- (イ) 学級（ホームルーム）活動等で、掃除の意義やねらいを指導するとともに、具体的な実践項目を定めて、身の回りや環境を整える習慣が身につくよう指導の徹底を図る。例えば、クオリティ・サークル（QC）（207頁を参照）などを活用して、「どうしたらきれいに掃除ができるか。」などについて方法を検討させ発表しあったり、実践したりすることをおして、協力してやることの楽しさや大切さに気づかせ、掃除への意欲を高める取組をする。
- (ウ) 教職員自身が机上の整理・整頓から始めて、身の回りの美化を行い、率先して児童生徒とともに活動する。

エ あいさつ

あいさつは、人と人を繋ぎ、人間関係や集団生活をしていく上での基礎となります。そして、友だちをはじめ、他者を尊重する具体的な行為であり、自らの人格が素直に表れます。

- (ア) 構成的グループ・エンカウンター（198項を参照）を活用し、気持ちよいあいさつがお互いの気持ちをなごませたり、楽しくさせることなど、あいさつの持つ意味やすばらしさを体験させる。
- (イ) 児童（生徒）会が中心となってあいさつ週間をつくったり、あいさつについての標語を募集したり、垂れ幕やポスター等を作るなどして、児童生徒全員のあいさつへの関心を高める。
- (ウ) 児童生徒にあいさつを生活習慣として身につけさせるためには、廊下ですれ違うときなどあらゆる機会を逃さず、教職員のほうから積極的にあいさつをする。
- (エ) 学年だよりやPTA新聞等で、あいさつをすることの大切さについて理解を求め、あいさつの指導についての協力を得る。また、地域にも働きかけ、地域であいさつ運動などを推進する。

3 ストレスマネジメント

(1) 基本的な考え方

現在，多くの子どもたちは，学校での学習の遅れや自己の進路の不安，時間にそって追いたてられるゆとりのない生活，親からの過大な期待や過剰な援助及び家庭での不規則な食生活などから，「イライラする」「夜，眠れない」「疲れやすい」といったストレスを持っていることがあります。

また，ストレスが原因となって多くの問題も生じています。例えば，学級（ホームルーム）対抗の球技大会などで，自分が失敗したり，負けたりしたことにより，イライラしたり，他の児童生徒に感情をぶつかけたりするケースが見られます。

しかし，ストレスをうまく自己管理できれば，感情が不安定になったり，暴力的になったりすることを防ぐことができるだけでなく，ストレスへの対応をとおしてそのストレスをバネとし，クラスのみinnで一緒に考え，クラスのまとまりや協力関係を一層深めることなど，より有効な行動ができるようになります。

そこで，学校においても，児童生徒が抱えている多くのストレスについて，各自がストレスの本質を知り，ストレスが生じるのを防ぐための有効な対応策をとることのできる自己管理（ストレスマネジメント）ができる力を育成していくことが大切です。

(2) 学校における指導上の留意点

ア ストレスについての理解

ストレスという言葉は日常的によく使われています。ストレスは，ストレスを引き起こすもの（ストレッサー）と，それによって引き起こされる不安感，イライラ感，身体的反応など（ストレス反応）からなっていると考えられています。例えば，子どもの学校生活の中で「先生に怒られて泣きたくなった」とき，「先生に怒られた」ことはストレスを引き起こすもの（ストレッサー），「泣きたくなった」ことはストレス反応です。

したがって，ストレスを考える際には，ストレス反応がどのようなストレッサーによって引き起こされているのかを，児童生徒に考えさせることが大切です。

イ 適切な指導方法

読書が好きな児童生徒には本を読ませたり，スポーツ好きな児童生徒には運動を取り入れるなど，児童生徒一人一人の興味・関心や個性を把握し，活動の中で生かせるよう工夫することが大切です。

ウ 計画的な実践

学校内の教育課程の中でストレスマネジメントができる力を育成するためには、どのように時間を確保し、系統的に実行するかを考える必要があります。例えば、学校行事として行うとか、学級（ホームルーム）活動での実施などが考えられます。

エ 適切な援助

児童生徒がストレッサーやストレス反応に気づいて、どうしても自分自身で処理することができないときには、教職員や保護者、あるいは専門家に援助を求めるよう指導することが必要です。

その際、児童生徒が悩みの相談を持ちかけやすいような雰囲気をつくらせておくことが大切です。

(3) 具体的な方法

ア ストレッサーの把握

児童生徒に、日常生活の中で感じる不安感やイライラ感などについて、それを引き起こしているものを、問いかけたり、具体的に書かせたりして気づかせます。

(例)

気分を示す代表的な表情（怒った、泣いた、不機嫌、心配、笑い、疲れなど）を、絵にかいて紹介し、どんな時、どんな顔になるのかをイメージさせ、記録させる。

イ ストレス反応の把握

児童生徒にストレッサーと感情や身体反応との関係を気づかせます。

(例)

怒られたときは、胸がドキドキしたり、ムカムカしたり、冷や汗がでることなどを伝え、それが続くとお腹や頭が痛くなるなどの身体反応がでることを気づかせる。

ウ 対処法の学習

児童生徒がストレスを引き起こすもの（ストレッサー）とストレス反応に気づけば、いかにしてそれに対処するかを学ぶ段階になります。不快な感情を低減させ、ストレス反応を取り除くには、身体的、精神的、認知的等のアプローチがあると考えられています。これらは、学年の発達段階に合わせた適切な方法を選択する必要があります。

ストレスマネジメントの力を育成する方法としては、リラクゼーション訓練、自律訓練法及び対人対処の能力（ソーシャルスキル）の育成などがあります。児童生徒への指導では、簡単に実行でき、反応も把握しやすい

リラクゼーション訓練が有効です。リラクゼーション訓練は、呼吸を整えたり、筋肉の緊張をやわらげるような身体的アプローチと、イメージトレーニングなどの精神的アプローチがあり、これらを併用させて行うと効果があがります。

また、対人関係を円滑にするための技術や能力であるソーシャルスキルには、「聞く、会話を続ける、質問する、自己紹介するなどの初歩的な能力(スキル)」、「助けを求める、参加する、指示を与える、謝るなどの能力(スキル)」、「許可を求める、和解する、自己をコントロールする、権利を主張するなどの攻撃に代わる能力(スキル)」、「目標設定、自分の能力を知る、情報を集める、決定を下すなどの計画の能力(スキル)」などがあります。ソーシャルスキルについては、後に述べる体験学習(195頁を参照)や構成的グループ・エンカウンター(198頁を参照)やロールプレイング(200頁を参照)などの人間関係トレーニング、ディベート(203頁を参照)やクオリティ・サークル(QC)(207頁を参照)などの規範意識の育成などをおして身につけさせることができます。

(ア) 身体的アプローチ

【呼吸法】

私たちの呼吸は、リラックスしているときは安定し、緊張すると激しくなります。児童生徒に、呼吸が精神の安定や緊張と深く関係していることや、リラクゼーションを行うことによって、呼吸をコントロールできることを説明し、理解させることが重要です。

例えば、イライラしたり、腹を立てたりして、精神が緊張状態にある時は、ゆっくりとした呼吸を行うことによって、気持ちが安定することを体験し、リラクゼーションの効果を学習することができます。

(実践例) 腹式呼吸法

床にあおむけになり、ゆったりとした姿勢をとらせる。

楽な気持ちでゆっくりと呼吸させる。

息を吸う時に、自分の胸がゆっくりと空気で満たされていることを感じさせる。

ゆっくり息を吐きながら、心の中で「スマイル」と言わせ、身体全体をリラックスさせる。

～ の動作を、心が穏やかな状態になるまで続け、自分の気持ちの安定や緊張が、コントロールできることを体験させる。

【漸進的筋弛緩訓練】

ストレスを感じている多くの場合は、筋肉の緊張をともなっており、ストレス反応を取り除くには、緊張した筋肉をゆるめてやる必要があります。

ます。

漸進的筋弛緩訓練は、筋肉の緊張している時と、ゆるんでいる時の、状態の違いについて気づかせ、どうすれば緊張した筋肉がゆるむかを体験をとおして身につけさせる訓練です。

例えば、怒っている時に顔の筋肉がこわばっている状態と、感情がおさまり気持ちが安定し顔の筋肉がゆるんでいる状態との違いを、体験をとおして学習すれば、緊張した時の筋肉の見極めや、リラックスした状態の感覚を高めることができます。

(実践例) 顔の筋肉のリラクゼーション(ハエをおいはらう)

目を閉じて、顔の回りに、ハエが何匹も飛び回って、うっとうしい状況をイメージさせる。(ストレッサーを強制的に作りだす。)

このハエを、息をふきかけたり、顔の表情をかえて追い払ったりするよう指示する。

(子どもたちの顔の表情が大きく変化し、顔の筋肉が緊張していることや、気持ちが不安定になっていることに気づかせる。)

ハエがいなくなり、顔の筋肉を緊張させる必要のないことを伝える。(子どもたちの顔の筋肉がゆるみ、穏やかな表情になり、筋肉の緊張がとれることで、気持ちが穏やかになることに気づかせる。)

との状態を交互に数秒ずつ行わせ、顔の筋肉の緊張と弛緩の差に気づかせ、筋肉の緊張がとれた時の気持ちを学ばせる。

(イ) 精神的アプローチ

【イメージトレーニング】

イメージトレーニングは、実際の経験をともなうことなしに、鮮明で現実的なイメージを創造し、心を穏やかな状態にさせ、気持ちをリラックスさせる方法です。

児童生徒に、心が休まる時はどんな時かを考えさせ、その状況を思い浮かべることで、心が穏やかになることを体験させ、ストレスがある時に、その状態を再現できるよう意識させます。

例えば、イライラしたり、腹が立ったりした時、心休まる穏やかな状況をイメージし、気持ちを落ち着かせることができれば、自己のストレスをやわらげるようコントロールしたり、リラックスさせたりすることができます。

(実践例) イメージトレーニング(草原でのできごと)

草の上にあおむけになり、身体力を抜かせ、目を閉じてゆっくりと呼吸させる。

草原でゆっくりと横たわっている状況をイメージさせ、次のような教示を与える。

「広々とした草原で横たわっています。」

「空は青く，草原はとてもきれいです。」
「太陽の光で，体全体があたたかくなり，とても気持ちよくなってきました。」
「心地よい風も吹いてきました。」
「全身の力が抜けてきて，本当によい気分です。」
「そのままゆっくり呼吸を続けましょう。」
数分間そのままの状態にしておき，最後にゆっくりと数回の伸びをさせる。
心が穏やかな状態になっていることを意識させる。
自分が，意識的に心穏やかな状態にできるようになる。

児童生徒は，幼少の頃に，海でおぼれたり，山で道に迷ったりするなど，さまざまな生活経験をしていることが予想されます。「イメージ」の内容については，児童生徒の興味や関心，生活経験を考慮し，教える側が十分に工夫する必要があります。

4 人間関係トレーニング

学校においては知識・技能の習得とならんで，友人と相互に尊重しあう適切な人間関係を形成することのできる力を育成することが重要です。

人間関係トレーニングは，体験による学習をとおして，自分と他者との関係を理解し，自己の意識改革や自分の周りの人との関わりを変革していこうとするものです。

学校における人間関係トレーニングには，次のようなものがあります。

学級（ホームルーム）活動，児童（生徒）会活動及び学校行事などでの自主的な体験による学習をとおして，自己と他者との関係をよりよいものにしていく力を計画的に育成するもの

構成的グループ・エンカウンターやロールプレイングなど，「自分で試みる場」を設定し，小グループの中でのコミュニケーションやグループワークをとおして，そこに生じた実際の人間関係の体験をもとに学習を深めるもの

(1) 体験学習

ア 基本的な考え方

学校においては，学級（ホームルーム）活動，児童（生徒）会活動及び学校行事などで，様々な自主的な体験学習が実施されています。

それらの体験学習を次のような観点で計画的に実施することによって，人間関係のトレーニングとすることができます。

- (ア) 「体験する」「体験での気づきを指摘しあう」「指摘を分析する」「次の体験での行動を仮説化する」「仮説を次の機会に試みる」というステップを繰り返すようプログラム化します。
- (イ) 次回の体験での行動を仮説化する過程においては、次のことが大切です。
- ・体験の過程での自己や他者の言動についての気づきをまとめさせる。
 - ・自己や他者の言動に対して検討する場を設け、気づきを発表したり意見交換したりして、自分の気づきを全体のものとする。

イ 留意事項

人間関係のトレーニングにおいては、児童生徒がお互いに気づきを指摘しあうことによって、人間関係の中で各人の言動が他者にどのような影響を及ぼしているかに関する情報を提供しあい、それを全体のものとすることによって、「ともに生き、ともに成長する」ことができます。

個々の気づきを指摘する場合、次のようなことに留意するよう指導することが大切です。

- (ア) 個々の言動について、評価したり、一般的な言い方をしたりせず、できる限り具体的に伝えること。
- (イ) 「私は・・・と思います。」のメッセージとして、相手が行った言動によって自分自身が感じたことを伝えること。
- (ウ) 指摘される側が、自分自身の言動を修正したり、補足したりできる内容であること。
- (エ) 指摘した人が言いたかったことが、グループのなかで正確に伝えられたかを確認すること。

ウ 具体的な方法

| プロセス | 要 点 | 実 践 例 |
|-----------|------------------------|---|
| 体験する ↓ | 動く，見る，言うなど具体的な体験学習をする。 | クラス別や班別などで，テーマを決めて，調査したり，行動したり，作業するなど自主的な体験活動をする。 |

| | | |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">指摘する</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>体験学習の中で起こったこと、自分のこと、他者のこと、グループのことなどについて、見たこと、感じたこと、気づいたことを指摘し合う。</p> | <p>自主的な体験活動のあと、班別の反省会などを設定し、活動における自己や他者の言動の反省及びグループとしての活動全体の反省について話し合う。</p> |
| <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">分析する</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>どのように、なぜ起こったのかについて、自分、他者及びグループの問題点を考察する。</p> | <p>話し合いで出された指摘をもとに、グループのなかで意思疎通を図って積極的に活動に参加できたか、役割分担が機能し協力体制が確立できたか、活動の目標が達成できたかなどの観点から、活動における課題を明らかにする。</p> |
| <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">仮説化する</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>体験が教えてくれたことを分析し、考察したことをもとにして、わからなかったことを明らかにし、次の機会にはどのような行動をとればよいかという仮説を立てる。</p> | <p>明らかにされた課題を解決し活動の目標を達成するために、次の活動でどのようにすればよいかについて話し合わせ、次の活動における行動の課題について考えさせる。さらに、班などの小グループでの話し合いの結果を、クラスなどの大きなグループのなかで発表し、全体のものとする。</p> |
| <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">試みる</p> | <p>仮説を次の活動の場や機会にどのように適用するかについて、具体的に計画を立て実行する。</p> | <p>クラス別や班別などで行う次の活動の場で、話し合いをとおして出された仮説を実行する。</p> <p>(再び「体験」「指摘」「分析」「仮説化」「試みる」という作業を繰り返す。)</p> |

(2) 構成的グループ・エンカウンター

ア 基本的な考え方

構成的グループ・エンカウンターは、人間関係を円滑にすることを目的とするものであり、リーダーが用意した演習(エクササイズ)(課題・指示)によって作業・ゲーム・討議をしながら、集団の教育力を利用してふれあいを深めていく方法です。

構成的グループ・エンカウンターをとおして自己理解、自己主張、他者理解、受容性、感受性、信頼性の体験をすることによって、人間としての自己の生き方を検討することができ、よりよい人間関係をつくる力を育成することができます。

イ 実施上の留意点

- (ア) 各演習(エクササイズ)のねらいを徹底しておくこと
- (イ) 参加を強制しないこと
- (ウ) 発言や行為についての評価をしないこと
- (エ) 互いの気持ちを尊重しあうことを徹底すること
- (オ) 参加者に各演習(エクササイズ)における自己他者への気づきをまとめさせるとともに、意見交換によってグループ全体のものとする
- (カ) 教職員は参加者一人一人の様子を観察し、それぞれが「今感じている、今の気持ち」を適切に指摘すること

ウ 具体的な方法(基本となる展開パターン)

- (ア) 演習(エクササイズ)の説明
- (イ) ウォーミングアップ
簡単な活動を行い、雰囲気盛り上げる。
 - (例1) 自由歩行
室内を自由に歩き回り、出会った人とあいさつする。
 - (例2) 心身リラックス・ゲーム
「ジェスチャー送り」「伝言リレー」
「となりはだあれ(名前覚えゲーム)」
 - (例3) いろいろな出合い方・接し方体験
2つのグループに分かれ、両端から中央に向かって歩き、中央です

れ違う。その際、「何もしないで通りすぎる」、「下を向いて通る」、「目を見合わせて通る」、「あいさつして通る」、「握手をして通る」、「握手し自己紹介して通る」などの指示をして、いろいろな出会い方を体験する。

(ウ) ウォーミングアップに対する軽いふりかえり(シェアリング)

- ・自己への気づき, 他者への気づきを発表し, 話し合う。
- ・教職員が気づきを言う。

(エ) 小グループでの傾聴, 質問, 話し合い

(実施例)

- ・二人一組となって, 相手の話を聞いたり, 質問したりする。

(主題例)

「私のずっこけ談」

「私は私の～が好きです」

「私はあなたの～が好きです」

「私のうれしい体験談」

「私の誇りに思うこと」

「10年後の私」

- ・2つのペアが合流して4人となり, 各自が自分のパートナーを紹介する。
- ・4人グループが合流して8人となり, グループ員や学校生活のことなどについて知りたいことを話し合う。

(オ) 小グループでのふりかえり(シェアリング)

- ・演習(エクササイズ)での自己, 他者の言動や, グループ全体の状況について, 自己理解, 自己主張, 他者理解, 受容性, 感受性, 信頼性の観点からの気づきを話し合う。

(カ) 小グループでのふりかえりを全体のものとする。(シェアリング)

- ・グループ毎の話し合いの中身を発表し, 全体で話し合い, 内容を深めていく。

(キ) 教職員によるふりかえり(シェアリング)

- ・演習(エクササイズ)での個々やグループへの気づきや, 児童生徒のふりかえりに対して, 自己理解, 自己主張, 他者理解, 受容性, 感受性, 信頼性の観点から, 気づきを述べる。

(ク) 児童生徒の自己評価

- ・ 自己評価表を作成し，自己理解，自己主張，他者理解，受容性，感受性，信頼性の観点から，自己評価をする。
- ・ 感想文を書く。

(3) ロールプレイング

ロールプレイングは，役割演技ともいわれ，児童生徒が様々な社会場面でとるべき行動を，自発的，即興的に演じることです。集団の力による問題解決の方法の一つであり，自分自身を見つめ直し，他人の意見や立場を理解する態度を育成し，集団で生活していくための対人対処の能力（ソーシャルスキル）を学習したり，豊かな人間関係づくりを進めるのに役立ちます。このため，いじめ，暴力などの問題行動の防止に有効であると考えられます。

ア 基本的な考え方

- (ア) 児童生徒の自主性を育て，人間関係づくりを進めることができる。
演じる場面は架空であるので，心理的な圧迫を感じることなく，自由に表現できることから，自発性を高めて自由に人間関係を体験でき，人間関係づくりなどの対人対処の能力（ソーシャルスキル）を身につけることができる。
- (イ) 相手の立場や気持ちがわかる。
自分が体験してきていない役割を演じたり観察すること（例えば，いじめている児童生徒が，いじめられる役割を演じるなど）により，相手の立場や気持ちを理解できる。
- (ウ) 自分自身を客観的にみることができる。
他人の演技をみることをとおして，自分の言動をふりかえってみることができるようになり，自分自身の言動を変えていくきっかけとなる。
- (エ) 全員で活発に話し合いができ，全員で考えられる。
ロールプレイング後に演技者，観客の全員で話し合うことにより，他人の意見を聞き，自分の考えを深化させることができる。
- (オ) 児童生徒の生活を具体的に理解することができる。
自分の日常の生活体験をよりどころに演技するので，教職員が今まで気づかなかった児童生徒の考えなどがロールプレイングで演じられた具体の行動をとおして理解できる場合がある。また，児童生徒理解がすすんだり学級（ホームルーム）における人間関係がわかったりする。

イ 留意事項

- (ア) 見る側は、自分だったらどうするか、どんな思いがするか、と考えながら見るよう指導すること
- (イ) 演じた児童生徒には、それぞれの役割を演じてみてどんな気持ちになったかといったことを話し合わせる
- (ウ) 相手の立場に立って考える姿勢を育成すること
- (エ) 実際の行動に結びつくような場面を設定すること
- (オ) ロールプレイングをとおして次の方法を身につけることもできること
例えば、次の「CAREプログラム」の「大人の助けを呼ぶ方法」や「HA HA SOの6つのスキル」の「いじめや暴力に対して断固として許さないという態度を示す方法」などを、いじめ、暴力などの場面でのロールプレイをとおして身につける方法もある。

【CAREプログラムの4つのスキル】

- 「被害者を助ける方法」
- 「大人の助けを呼ぶ方法」
- 「被害者との信頼関係をつくる方法」
- 「被害者の気持ちを理解する共感能力」

【HA HA SOの6つのスキル】

- 「ヘルプ」(HELP)..... いじめや暴力などを受けそうになった時、他の生徒や教師又は大人に助けを呼ぶ方法
- 「アサート」(ASSERT)..... いじめや暴力などに対して断固として許さないという態度を示す方法
- 「ユーモア」(HUMOR) ユーモアのセンスを忘れずに対応する方法
- 「アボイド」(AVOID) 現場をすぐ立ち去ることで事態をさらに悪化させるのを防ぐ方法
- 「セルフトーク」(SELF TALK)..... 意識的に自分に言い聞かせ、過度に自尊心を傷つけられるのを防ぎ、自尊心を維持する方法

「オウンイット」(OWN IT)..... 悪口を言われてもムキにならず、
あの人は何かイライラしてこんな
ことをするんだと相手の気持ちを
受容して受け入れ、自尊心を傷つ
けられるのを防ぐ方法

ウ 具体的な方法

(ア) 導入

- ・ 教職員は、人間は誰にでも解決しなければならない問題があること、その問題は集団の知恵によって解決できること、教職員はその解決の援助をしたいことを話す。
- ・ 教職員は、児童生徒間に利害、人間関係の対立があり、葛藤が生じている場面を提示する。
- ・ 教職員は、葛藤の場面では、話を中断して、何が問題であるかを討議させる。
- ・ その問題の解決には様々な解決方法があり、児童生徒一人一人に解決方法の一つを主体的に選ばせる。
- ・ ロールプレイングの事例としては、いじめの問題、暴力の問題、金銭強要の問題、教室での葛藤の場面、小説・テレビの葛藤の場面など適切なものを選ぶ。

(イ) 参加者の決定

ロールプレイングをする児童生徒を選ぶ。物語の人物と自分とを同一視した児童生徒や自分から立候補した児童生徒を選ぶ。試行錯誤を大切にするといい観点から自分が体験していない役割を選ぶ。

(ウ) 舞台の設定

時間と場所を設定するが、詳しいストーリーは決めない。児童生徒は、自分の感じたことをもとに、自主的に演技する。場合によっては、教職員は演じている児童生徒に、事件がどこで、いつ起こり、演技者は何をしてきたかを明らかにするなど、演技者が場面に集中できるように指導する。

(エ) 参加する観客

見ている児童生徒が、演じられるロールプレイングに集中し、演じている児童生徒の心の動きに敏感になり、自分であったらどうするかなどを考えるように指導する。

(オ) ロールプレイング

出演者には場面設定と大まかな演技の方法が示されるのみであり、

あとは出演者が主体的に演じる。教職員は、演技の優劣などについて評価しない。児童生徒が、迫真の演技ができるよう指導する。

(カ) 討議と評価

出演者は、演技している時どんな気持ちであったかを発表する。見ていた児童生徒は、出演者がどんな気持ちで演じていたか、自分がどう感じたか、自分であったらどうするかを発表する。そして、次の追加演技につながるようにする。

(キ) 追加演技

他の希望する児童生徒によって追加演技を行い、別の解決方法を探っていく。

(ク) 一般化、締めくくりの討論

出演者も観客も含めてすべての児童生徒に、それぞれ意見を出させ、各自の出した解決方法について討議を深め、集団生活における人間の行動の在り方について考えさせる。

対人関係の解決には様々な方法があること、唯一の正解はないこと、集団で解決することが重要であること、集団生活には守らなければならないルールがあること、自分の意見をすてて、他人の意見を聞くことは勇気ある方法であることを学ぶよう指導する。

5 規範意識の高揚

問題行動の未然防止には、児童生徒の規範意識を高揚させ、児童生徒に自発的、自律的に自らの行動を決断し実行できる力の育成を図るとともに、集団に内在する力として、仲間の相談にのったり問題行動を抑止したりする集団の機能が育つようにすることが大切です。このような観点からディベートやクオリティ・サークル(QC)などを取り入れ、社会規範について自ら考えさせるとともに集団の中で討議させることも有効です。

(1) ディベート

ア 基本的な考え方

(ア) ディベートとは、一定のルールに基づいて行う模擬討論です。

ルール1 論題を決める。

ルール2 形式的に肯定側・否定側の2つの立場を決める。

ルール3 討論の過程に立論・反対尋問・最終弁論の3つの要素をいれる。

ルール4 勝ち負けの評価をする。

ルール5 時間設定をする。

- (イ) ディベートは知識注入型の学習ではなく、児童生徒が自らの力で知識を得、学び方を身につけていく獲得型の学習をめざしたものです。
- (ウ) ディベートは相対的発想法であり、ものごとを絶対化することなく相対化して発想することにより、創造性を育むとともに、問題発見能力、問題解決能力、意思決定能力を育てる発想法です。
- (エ) 勝ち負けの評価をすることにより、論議を楽しむことを可能にし、事柄そのものに即した議論を容易にすることができます。また、勝とうとすることにより、資料を細かく分析したり、論理構成を検討するなどの準備や実際のディベートの場での反論や論理構成の再検討をしたりすることなどをおして論理的思考が深められます。

イ 留意事項

- (ア) 討論が可能な論題を提示すること。
肯定側と否定側に分かれて討論できる論題であることが必要であり、わかりきったことや簡単に予測ができることではディベートになりません。
論題設定に当たっては、生活規律に関することや社会規範に関することなどをとりあげ、児童生徒が自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行する力が育つような論点とすることが大切です。
- (イ) 勝ち負けの評価をシステム化すること。
どちらがより説得力のある議論をしたかを評価の対象とします。
- (ウ) 勝ち負けの評価で終わらず、その後の指導に結びつけること。
「議論の決着をつける」とこと、「結論を導きだす」ということは異なります。ディベートはあくまでも考えさせるための手段であって、それによって、得られるものが常に正しいとは限りません。それぞれの議論を踏まえた教職員による事後の指導があってはじめてディベートは完結します。
- (エ) データ、論拠に基づいた主張とすること。
情報収集・分析 文章化 発表 討論という一連の活動を行うにあたり、情報収集の過程を最も重視することが必要です。どのようにデータを集め、分析するかを指導することによって、科学的に物事を観察し、分析して考える力を育成することができます。

(オ) 誰が意見を言ったかより,どんな意見が出されたかを重視すること。

(カ) 時間を正確に守らせること。

ウ 具体的な方法(例)

(ア) 事前の準備

論題の決定

(例)「茶髪は認めるべきだ」

「携帯電話を学校へ持ち込んでよい」

「授業中の私語はやめるべきだ」

「いじめはなくなる」

肯定側,否定側それぞれのグループ分け

グループ内の役割分担の決定

| | | |
|------|-------------------|---|
| 事前活動 | 総括責任 | 作業を総括する。 |
| | 資料収集 | 立論,反対尋問のため,参考文献,統計資料を収集する。 |
| | 資料分析 | 立論,反対尋問作成のため資料を分析し,情報カードを作成する。 |
| | 立論作成 | 自派の主張 (論題を肯定又は否定する)論題の言葉の定義をする。肯定又は否定する理由を述べ結論を述べる。 |
| | 反対尋問想定作成... | 相手側の反対尋問を予想し,それぞれに対する回答を用意する。相手側の主張の論点を予想し,それに対する反対尋問を用意する。 |
| | 最終弁論作成 | 相手側の主張の理由や反対尋問を予想し,それを踏まえて,自派の主張を補強する。 |
| 実施時 | 総括責任 | 論議の流れを読んで,それぞれの担当者に適切な指示を行う。 |
| | 資料提供担当 | 総括責任の指示を受けて,担当者に資料を提供する。 |
| | 立論発表担当 | 予め用意された立論を読み上げる。 |
| | 相手側への反対尋問担当 | 予め用意された反対尋問や情報カードをもとに,相手側の立論を崩 |

していく。

自派への反対

尋問答弁担当 …… 予め用意された反対尋問答弁や情報カードをもとに，自派の主張を守る。

最終弁論担当 …… 相手側への反対尋問，自派への反対尋問答弁等を踏まえ，自派の主張を補強する。

資料・データの収集，分析

情報カードの作成（自派の主張を証明するもの，他派の主張を証明するもの，議論の成り行きを予想するもの）

論理の構築

立論，反対尋問想定，最終弁論作成

（イ） ディベート実施

標準型フォーマット（例）

肯定側立論 （5分）

否定側立論 （5分）

作戦タイム （2分）

否定側反対尋問 （10分）

作戦タイム （2分）

肯定側反対尋問 （10分）

作戦タイム （1分）

否定側最終弁論 （5分）

肯定側最終弁論 （5分）

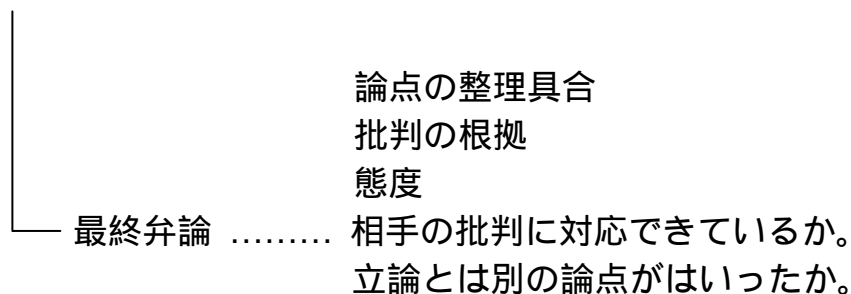
（評価）

（ウ） 評価

- ・どちらが正しいかよりも，どちらがより説得力ある議論をしたかを評価の対象とする。
- ・評価表を作成し，児童生徒に記入させる。
- ・児童生徒に評価させるだけでなく，教職員の評価も発表する。
- ・評価の基本的観点（例）

立論 …………… 内容構造の明確さ
具体例の分析の有無
提示資料の適切さ
発表態度

反対尋問 …………… 相手の主張のとらえの正確さ



(エ) 学習のまとめと総括

児童生徒に感想文を書かせる。

事後指導を行う。

肯定側，否定側それぞれの論点を明確化する。

肯定側，否定側それぞれのディベートにおける問題点を指摘する。

・資料・データで足りない部分を指摘する。

・論点で足りない部分を指摘する。

・論点の明らかな誤りを指摘する。

教職員の意見・主張を述べる。

(2) クォリティ・サークル(QC)

クォリティ・サークル(以下QC)は、小集団での社会的・実際的な問題の解決を目的としています。いじめの問題であれば、児童生徒が、いじめがあるといった状況を観察し、資料収集し、解決策を検討するといったことをとおして、いじめを自分自身の問題としてとらえ、規範意識を身につけていくことができます。

児童(生徒)会、委員会、集団宿泊的行事などで集中的に行うことが必要です。

ア 基本的な考え方

QCは5人から12人の集団で、問題行動の解決をめざして、定期的に会合をもちます。

方法は、次の5段階です。

(ア) どんな問題行動を解決するか。

(イ) 問題を分析する。

(ウ) 解決方法を作成する。

(エ) 解決方法を発表する。

(オ) 解決方法を再考する。

例えば、いじめであれば、学校（教室、遊び場など）でいじめがあるという事実を児童生徒が観察し、資料の収集を行い、解決方法を検討します。

また、児童（生徒）会などでの討論、意見発表会、児童生徒と保護者との意見交換会などをおして解決策を見いだしていきます。

イ 留意事項

- (ア) Q C は、児童生徒が、少グループによる活動をとおして、問題行動について、現実的な解決方法を考えることであり、40人クラスであれば4～8グループに分けて行うこと。年齢が低いほど少人数にすること。
- (イ) 少なくとも1学期間など一定の期間継続して行い、毎週一度は会合を持つこと。
- (ウ) Q C によって児童生徒が身に付ける技術には、次のようなものがあります。

他の人と協力しながら仕事を進めること。

自分の考えや意見をはっきり表現すること。

他人の意見を注意して聴くこと。

議論を記録すること。

自分自身や仲間が直面する問題を特定し、重要なものから優先順位をつけること。

問題の程度、原因、影響を調査すること。

結果を分析すること。

解決策をつくりだすこと。

解決策を実行する場合の長所、短所、費用、現実的な意味合いなどを評価すること。

- (エ) 説得力をもって解決策を発表すること。

ウ 具体的な方法

- (ア) 解決すべき問題行動の特定

導入

- ・ Q C の紹介
- ・ グループ分け
- ・ 各 Q C の名前やシンボルマークの決定
- ・ 取り組む問題行動のテーマ決定（クラス統一テーマがよい）

- ・「学校で嫌な気分になること」というテーマで，QCにおいて話し合い，次にクラス全体で話し合う（ブレイン・ストーミングなどの方法を用いる）。
- ・どの問題に特定するか決定する（各QCの集約した意見をもとに全員による投票などの方法を用いる）。

（イ） 問題分析

各QCで，問題行動の背景や要因を考える。
 （210頁の資料「Why Why」参照）
 各QCで，問題の客観的な情報を収集する。
 （面接，アンケートなど）
 得られたデータをもとに再度，背景や要因を考える。

（ウ） 解決方法

各QCで，自分たちが取り組んでいる問題の解決のための計画表をつくる。
 解決策をつくる。
 （210頁の資料「How How」，211頁の資料「作用領域分析」参照）

（エ） 解決方法発表

クラスで，各QC毎に発表する。
 クラスで発表後，児童（生徒）会での討論，意見発表会，PTAとの話し合い，標語やポスターにするなどの活動を行う。

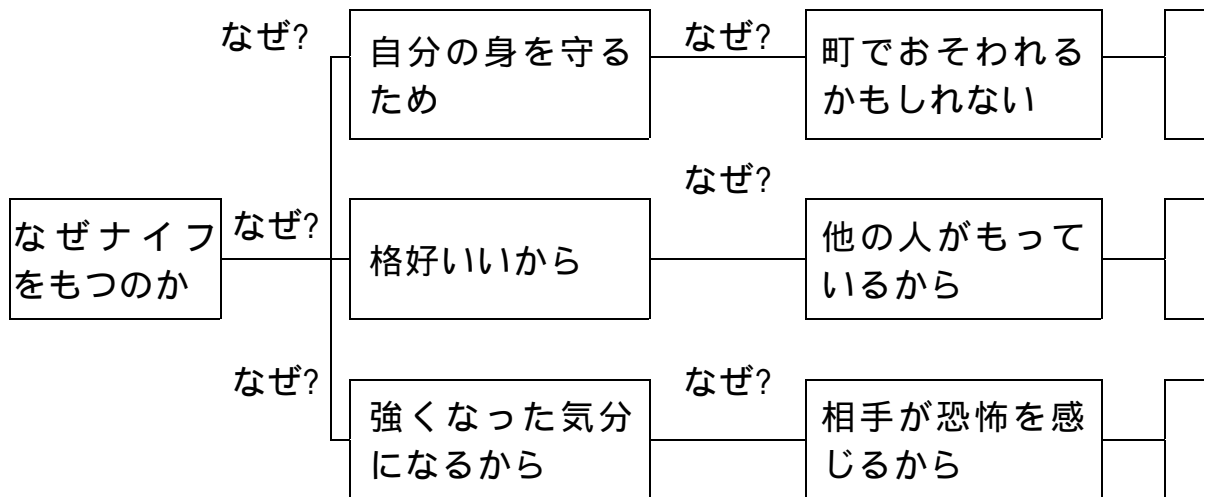
（オ） 解決方法再考

クラスでこれまでの過程を確認し，クラスでできること，学校でできることを決定する。
 学校体制として取り組む。

資料 「Why Why」

- 1 目的 問題行動がなぜ起きるのかその原因を探る。
- 2 方法 「なぜ」を繰り返し,出なくなるまで行う。その後,選択肢を絞り込み,出された原因の中でどれが最も重要であるのかを決めていく。

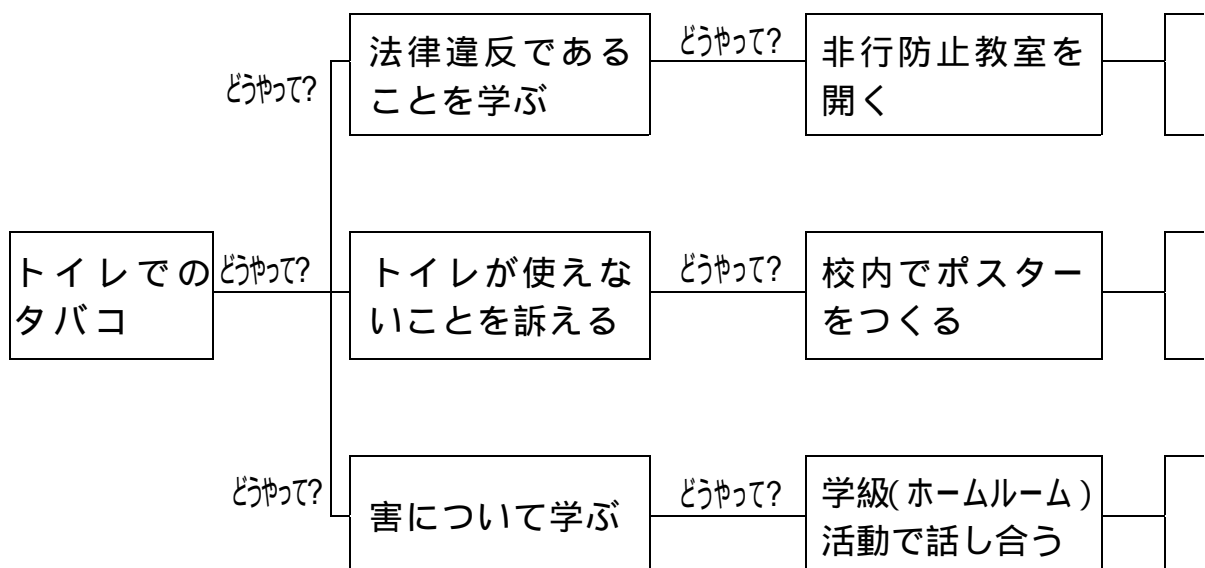
(例) 児童生徒がナイフをもって歩くこと(選択肢は多い場合もある)



資料 「How How」

- 1 目的 問題についての可能な解決策を探る。
- 2 方法 「どうやって」を繰り返し,出なくなるまで行う。現実的,具体的な解決策をできるだけ多く出しあう。出された解決策の中で,どれが最も重要であるのかを決めていく。

(例) トイレでのタバコをどうやってなくすか(選択肢は多い場合もある)



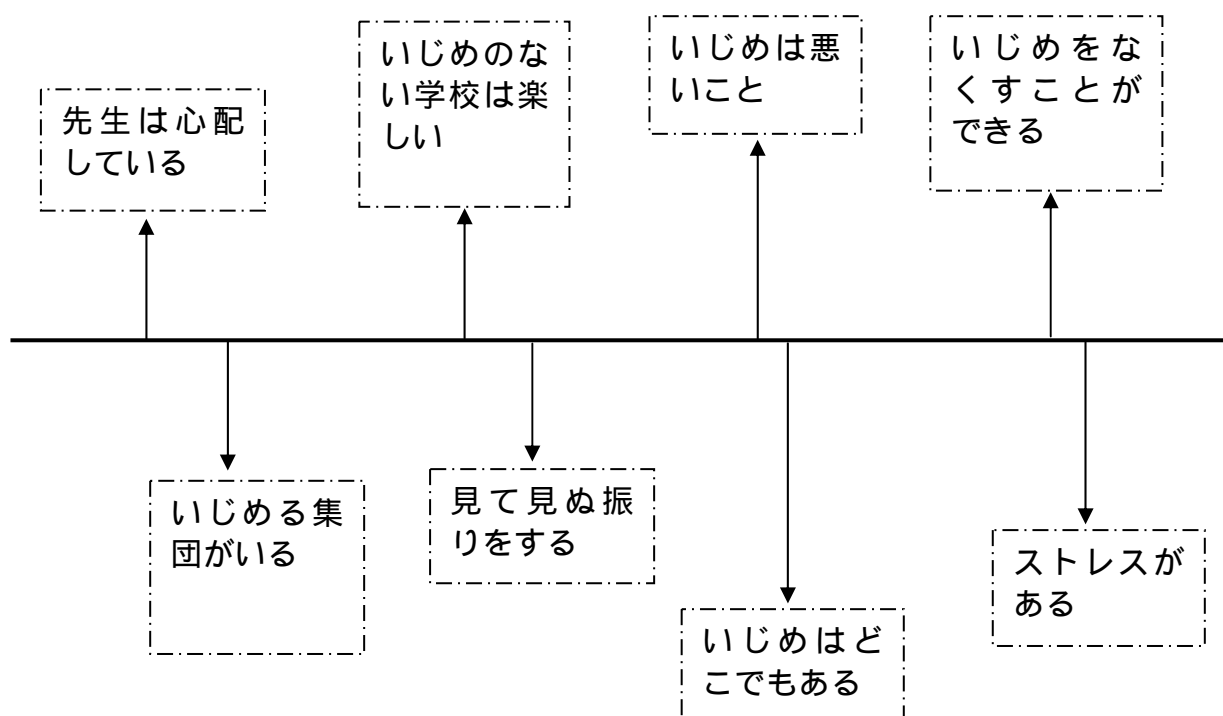
資料 作用領域分析

- 1 目的 ある場面での肯定的、否定的要因を特定することによって、問題の解決策を探る。
- 2 方法 問題を書き、上方向には肯定的要因を、下方向には否定的要因を書く。長いベクトルは影響が大きいことを表す。

その後、作用を検討し、肯定的なものはどうすればさらに促進できるか、否定的なものはどうすれば減少できるかを考える。変更できないものには時間をかけずに、変更できるものを集中的に話し合う。

(例) いじめの問題

(肯定的要因)



(否定的要因)

第3部

生徒指導に関する危機管理マニュアル

1 危機管理の基本的な考え方

いじめ、暴力行為、金銭品強要、暴走行為などの問題行動は、いつ、いかなる形で起こるかが予測しにくく、問題行動の発生をどう防ぐのか、問題行動が起こったときにどう対応するのか、被害を最小限に食い止めるにはどういった学校体制をつくるか、などの危機管理体制の確立が必要です。

(1) 危機管理の目的

学校における危機管理の目的には、次の4点があると考えられます。

ア 児童生徒及び教職員の命を守り、安全を確保すること

イ 教職員と児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと

ウ 児童生徒や教職員の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

エ 学校に対する社会的な信用や信頼を守り、回復（獲得）のチャンスとすること

これらの目的を踏まえ、各学校の実態に即した「危機管理マニュアル」を作成し、防災訓練のようにシミュレーションしておくことが重要です。

(2) 危機管理の構成

学校の危機管理は、次の3点から構成されることが考えられます。

ア 危機の予測と回避

今後起こるのではないかと考えられる様々な危機的な状況を防ぐための予知や予測を行い、未然防止を図る（1～2週間後、1ヶ月後などの「近い将来」、1学期後、半年後、1年後などの「中程度の将来」、5～10年後などの「遠い将来」）。

また、危機が起こりそうになっているとき、その危機を避けることができる生徒指導体制づくりをする。このため、校長は、様々な角度からリーダーシップを発揮できる学校体制を確立しなければならない。具体的には、情報収集とその情報を学校、家庭、地域が共有できるシステムづくり、生徒指導体制の確立、児童生徒の状況を的確に把握できる体制の確立及び緊急連絡網の整備などを行う。

イ 危機対応

危機が発生した場合には、緊急の「プロジェクトチーム」をつくり対応

する。そのため、事前に、初期対応、対応者、対応順、対応先の関係機関等を明らかにした「危機管理マニュアル」を作成しておくことが必要である。

また、危機が去ったとき、その終結を教職員、児童生徒、保護者及び関係者に知らせる。さらに、事件ごとに、時系列に従って整理するとともに、当該児童生徒の望ましい人間関係づくりができるよう指導することが重要である。

ウ 課題の根本的解決

なぜ事件、事故が起こったのか、再発防止のためにはどうすればよいか、背景、原因を探り、課題を明らかにして、今後はその教訓を生かすことが大切である。

(3) 危機管理とリーダーシップ

ア 校長のリーダーシップ

危機的な状況のときこそ、校長のリーダーシップが要求される。出張などで学校外にいる場合は、迅速に学校に戻り、事態を收拾するとともに、緊急の対応、危機が去ったことの明示、今後の課題などを明確にしなければならない（早急に学校に戻れない場合は、教頭が校長の指示を受け代行する）。

危機管理は、非常事態における経営管理の考え方であり、校長は危機に対する意思決定能力やその結果責任が問われることとなる。このため校長は、日頃からリーダーシップを発揮し、学校に危機をもたらす可能性のある問題行動等を把握し、十分に対応しておくとともに、危機管理能力を高めていくことが重要である。

イ 校長に求められる危機管理能力

危機の予測と未然防止

「最近の児童生徒の状況からみると、次はこんな問題行動が起こるかもしれない。他校（他県）ではこのような問題で悩んでいる。わが校にも波及してくることが十分考えられる。」「事件や事故が発生しやすい時期や季節はいつか。」といった危機意識を持ち、危機の発生を未然に防止していく。

情報収集

児童生徒、保護者、地域社会、関係機関など様々な角度から情報を収集する。適切な情報収集のためには、様々なネットワークづくりや日常から多くの人々との信頼関係づくりが重要である。

意思決定

校長の意思決定能力が学校の危機管理を左右するといわれる。収集した

情報をもとに、校長が、タイミングよく的確に判断をくださることが重要である。

情報提供

学校のみですべての問題を解決しようとする抱え込みの意識を変革することは、危機管理においても重要であり、児童生徒、保護者、地域に学校の方針を説明する必要がある。場合によっては、マスコミなどに情報提供をする必要がある場合も考えられる。ただし、個人のプライバシーなどには十分に配慮しなければならない。

将来を見通した学校経営

悲観的に準備（最悪の状態を想定する）し、楽観的に危機に対応（学校が変わるチャンスである）していく。

「努力を続けていれば、いつか危機は去る。」「この教訓を、今後、学校にどう生かすべきか。」を考え、1～2週間後、1ヶ月後などの「近い将来」、1学期後、半年後、1年後などの「中程度の将来」、5～10年後といった「遠い将来」の展望を持った学校経営を行う。また、危機の防止という観点から危機を避けることができる生徒指導体制をつくる。

2 危機管理の留意事項

(1) 危機が起こったときの対応・方法

事態を最小限に食い止め、迅速な対応をするためには、「情報収集」、「意思決定」、「タイミング」、「広報活動」が重要である。

ア 発生した危機の認識（的確な状況の把握）

危機の発見、確認、調査などをおして、発生している事態の状況を正確に把握する。例えば、暴力行為があったとき、被害者の状況、加害者の状況、教職員の対応、他の児童生徒の状況、保護者の状況、事態を悪化・深刻化させる可能性のある要因等を把握する。

イ 危機対処の原則及び管理計画

とるべき行動の原則、方針を確認し、計画を立てる。

危機管理の重要な鍵を握っているのは、組織のリーダーである校長である。組織を危機から救い、維持・発展させるためには、校長の組織観や危機に対する管理能力が重要である。

また、児童生徒が動揺している場合や精神的に不安定な状況にある場合は、専門の相談機関などに相談できる体制をつくる必要がある。「プロジェクトチーム」を編成して、危機に対処するための手段やプロセスを検討・協議する。

ウ 実際の行動

教職員，当該児童生徒，当該保護者，他の児童生徒，他の保護者，地域，関係機関の状況を常に把握し，組織的に対応する。

定期的に，情報交換等を行い，解決に向けて取り組む方法の修正や解決に至るまでのプロセスの修正を行う。

エ 危機が去ったことの明示

危機が終結したことを児童生徒，保護者及び関係者に周知する。長期間に及ぶ危機の状況の中では，教職員，児童生徒がストレスを感じたり，教職員の意欲の低下になりがちである。校長は，危機が去ったことを明確に教職員，児童生徒に知らせなければならない。

オ 今後の課題の整理

今回の事件，事故の根本的原因，背景のほか，事態を悪化させたものは何か，さらに，組織として校長を中心とした体制づくりができていたか，また，機能していたか，などを反省し，今後に生かすことができるようにする。

(2) マスコミ対応の基本

世論をつくったり，学校に対する評価について，マスコミの影響力は強いものがある。マスコミ対応は，重要な危機管理の1つであり，学校は，ただ感情的に反発したり，取材を拒否することなく，学校（校長）が主体をもって対応すべきである。

マスコミ対応となると学校は，一般に守りの姿勢，隠そうとする意識が目立つ場合がある。このことがかえって，マスコミ関係者に不信感を与えたり，マスコミをとおして情報を得る県民の反発をまねく場合が多い。

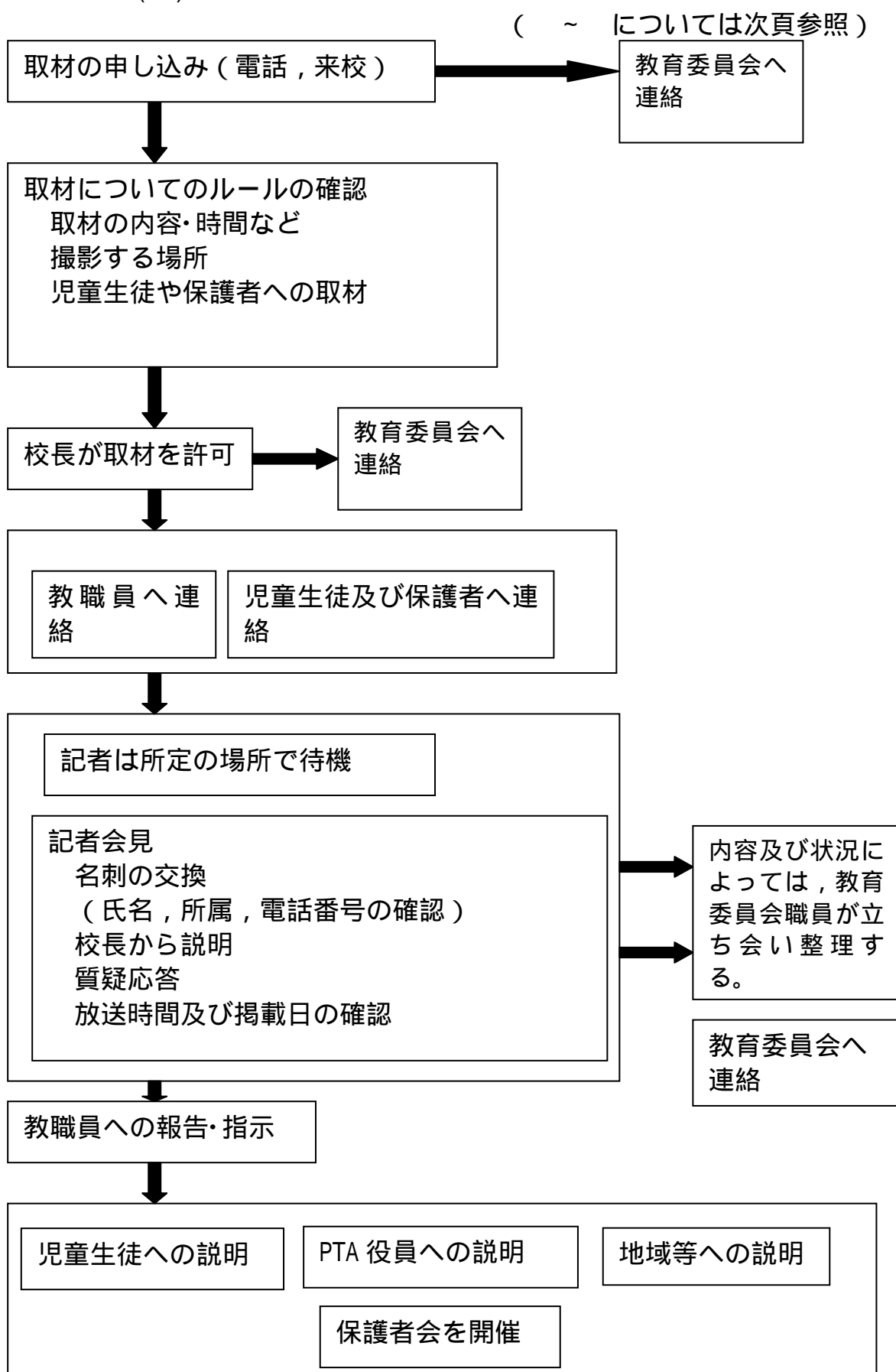
基本的には，次の点が重要である。

ア 学校が主体性をもって県民に説明すること（アカウンタビリティ）

イ 確実な事実のみを話すこと（疑問や不明な事柄について軽率に話さない）

ウ 人権及び個人のプライバシーを守ること

(3) マスコミ対応(例)



【216頁の ~ についての説明】

取材の申し込みに対して、現時点で判明している事実をもとに、何がわかっていることで、何が不明なことであるのか、学校として、どうしようとしているのかなどの点について整理して説明することが必要である。情報不足が不信感や憶測を呼ぶこととなりやすいことから、基本的には、説明することが必要である（アカウントビリティ）。

取材に応える場合には、次の点に留意することが大切である。

- ア 児童生徒が混乱を起こさないこと
- イ 学校の秩序を守ること
- ウ 個人のプライバシーを守ること
- エ 保護者に学校不信をいだかせないこと
- オ 地域に信頼される学校づくりを進めること

また、教育活動や対応に支障をきたさないようにするため、時間や場所を制限せざるを得ない場合には、その理由を丁寧に説明して、可能な時間や場所を設定する。

取材内容の記録係を決め、取材目的、内容を再度確認の上、取材の方法、時刻及び取材時間を設定する（ただし、原稿の締切り時間への配慮をすること）。取材が複数社の場合は代表者を決めてもらう。テレビ取材については、何を撮影するのかをあらかじめ確認し、トラブルの未然防止に努める必要がある。

一般的締め切り時間：昼のニュース，夕刊……午前10時30分
夜のニュース，朝刊……午後4時

教職員に取材があることを伝え、必要があれば児童生徒及び保護者への説明をしておく。

待機場所には、張り紙をし、学校の担当者（複数）を配置しておく。複数社での取材の場合は、特に必要である。

誠意をもって、事実のみを述べること。

- ア 「言えないことは言えない。」とはっきり理由をつけて説明すること
- イ 聞かれたことのみを的確に答えること
- ウ ミスリード的な相槌はうたないこと（同意されたものとしてとらえられる心配がある）
- エ 意見，感想を求められたときは、特に慎重に対応すること（その言葉が記事になることを踏まえること）
- オ 公開してもよい資料は、先手で配布すること（事前に教育委員会に連絡し相談すること）

カ 失言，事実と異なる話は，その場で素直に陳謝，訂正すること
キ 記事にしてもらっては困るが，話を進めるために必要であると思われる内容については，オフレコの活用も考慮すること（複数社と同時に対応する場合には，オフレコは通用しにくいことに注意すること）

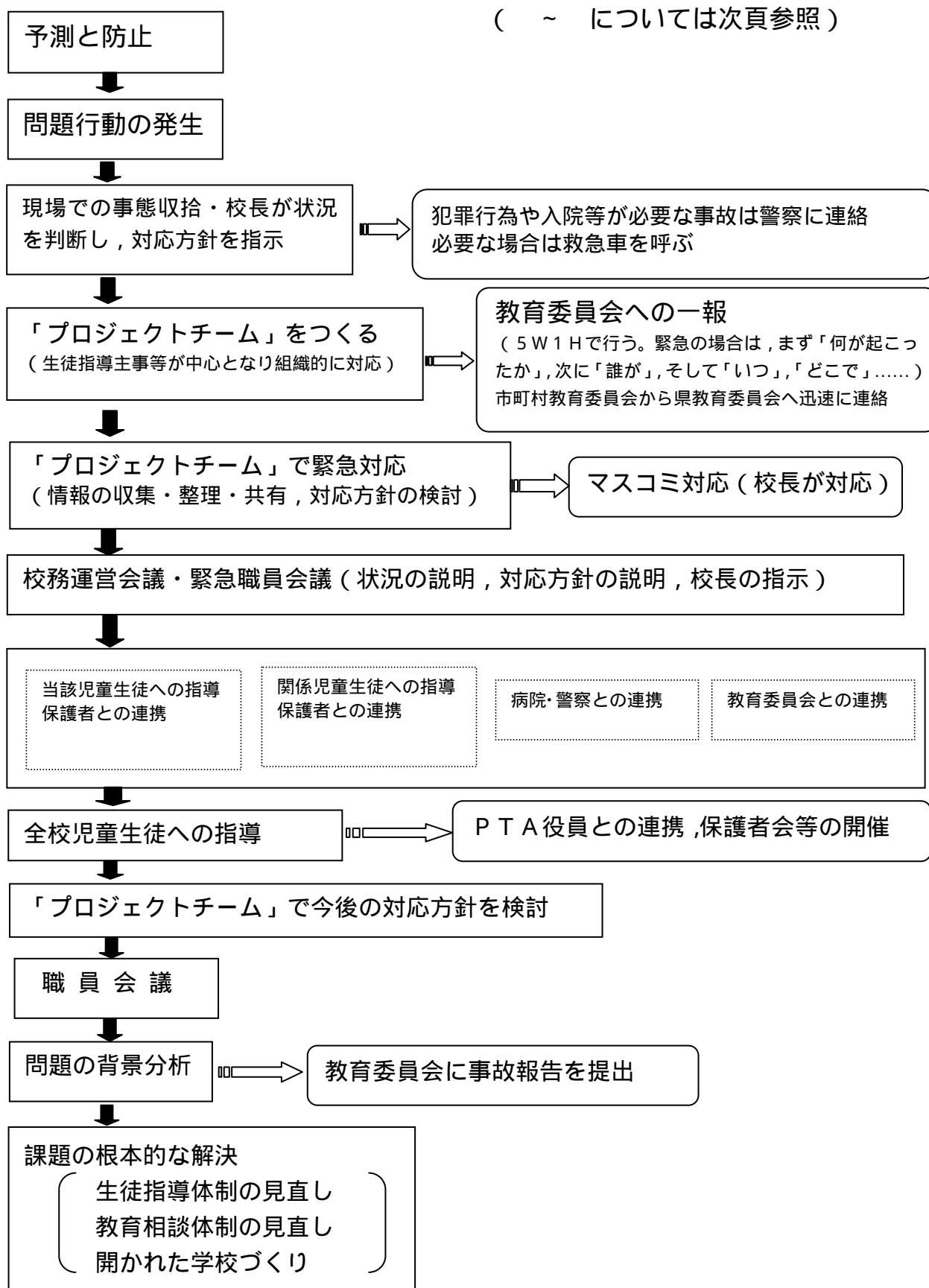
報道時間の確認をしたり，誤解されやすい内容や誤った内容を話した場合などに，連絡，訂正を行うためにも名刺交換をしておく。

取材時間，取材概要を教育委員会へ報告する。また，新聞記事等も保存しておく。

基本的に保護者には知らせる。プライバシーに十分配慮し，学校の方針について理解と協力を求める。

(4) 問題行動に関する危機管理(例)

(~ については次頁参照)



【219頁の ~ についての説明】

予測と防止

全国，県内，同じ地区内や近隣の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等で起きている事案や過去に起きた事案の情報を収集し，自校に当てはめて分析する。その上で，自校でも起こりうると心配される事態などについて，学校の指導方針を整理し，保護者や地域へ説明し，依頼することがあればお願いしておく。また，現在は，危機的状況ではないが，近い将来に危機が訪れる可能性がある場合は，実態を正確に把握し適切な対応を行い，危機の回避を図る。さらに，年度の初めには緊急の連絡先（教職員の連絡先一覧，保護者の連絡先一覧，病院，警察署，消防署，保健所など）を確認し，整理しておく。

校内における具体的な情報収集方法としては，次のようなものが考えられる。

- (例)
- ・ 個人面談，家庭訪問，アンケートによる児童生徒や保護者の状況把握
 - ・ 校内研修会や生徒指導主事研修会での協議
 - ・ 地域懇談会での話し合い
 - ・ 非行・薬物乱用防止教室による未然防止指導
 - ・ 校外指導での地区状況の把握
 - ・ ブロック別学校警察連絡協議会での情報交換

現場での事態収拾

複数の教職員で現場に急行し，事態を収拾するとともに，校長に報告する。群集行動を抑制するとともに，当該児童生徒から迅速に事情を聴き，事実関係を正確に把握する（当該児童生徒が複数の場合は別々に事情を聴く）。重大な事件・事故は，速やかに警察等に連絡する。救急措置が必要である場合は，救急車を呼ぶ（救急車を呼んだときは，必ず警察にも連絡する）。

プロジェクトチーム編成

重大な問題行動に対しては，「プロジェクトチーム」をつくり，対応する。「プロジェクトチーム」をつくる目的は，校長を中心として，「迅速に」，「組織的に」，「見落としがないように」対応するためである。まず，児童生徒及び教職員の安全を，次に学校の秩序と信頼を守ることを最優先とする。

【「プロジェクトチーム」について（例）】

《校長の役割》

- ・プロジェクトチームの設置について判断する。
- ・事態への明確な対応方針を決定し，校内の指揮に当たる。
- ・生徒指導主事，保健主事，養護教諭等を全体の体制の中に明確に位置づけるなど，教職員が一致協力できる体制を図る。
- ・緊急職員会議で指示・報告，教育委員会と連携，マスコミへの対応を行う。

《プロジェクトチームの機能》

- ・情報の収集・整理・分析・まとめ
- ・緊急対応策の検討（根本的な対応策の検討）
- ・教職員との連絡，調整

「プロジェクトチーム」の構成

人間関係をもつ教職員を入れるなど，柔軟に実質的に構成

（校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，担任，副担任，教科担任，部活動担当者など）

《生徒指導主事の役割》

校長の指示の下で教職員との連絡調整，各機能に従事する教職員への助言，校外との連絡の窓口，事態を把握し校長への報告・相談

| | |
|----------------------|---|
| 事実関係の把握と当該児童生徒への対応機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・事実把握（迅速・正確・同時進行） ・保護者との連携 ・家庭訪問等による事実確認 ・学校方針の説明 ・ケガ・盗難等における初期の見舞い，お詫び |
| 教職員共通の意思形成機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・校務運営会議の開催（各分掌の役割を指示） ・緊急職員会議の開催（事実の説明，方針の確認） |
| 児童生徒への対応機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会等の開催（児童生徒への説明） ・教育相談体制の見直し |
| 保護者への対応機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会等の開催（事実関係と方針の説明） ・文書による説明 |
| 関係機関等への対応機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・校外からの連絡の窓口 ・学校方針の説明 ・マスコミへの対応，記録・整理 |

教育委員会に連絡

事件・事故は，迅速に教育委員会に第1報を入れる。

報告については5W1Hが基本であるが，5W2HYTTIにより報告をする。

H(ハウマツチ).....解決するのに必要な経費を概算する。経費の確保。
Y(イエスタデイ).....昨日まではどうであったか。
T(トゥデイ).....今日の状況はどうであるか。
T(トゥモロウ).....明日以降の中・長期的展望はどうであるか。
I(インフェランス)...児童生徒，保護者，県民に対する影響を考える。

校務運営会議・緊急職員会議

プロジェクトチームで整理検討したことについて説明し，指示を徹底させる。また，全教職員に説明する必要がある重大な事案について，緊急に職員会議を開催する。

危機的な状況のときこそ，校長のリーダーシップが要求されるときである。校長が事件の状況を説明し，対応方針，教職員の役割分担，今後の日程等について明確に指示する。

全校児童生徒への指導

混乱を起こさないこと，プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童生徒及び保護者の了解を取っておくことが必要である。

保護者との連携

オープンな対応が基本である。学校の方針に理解と協力を求めていく。必要があれば，全保護者対象の説明会を行う。特に，日常的にPTA役員と連携し，信頼関係をつくっておくことが必要である。

教育委員会への事故報告の提出

まとめについては，4Cの原則により作成する。

【4Cの原則】

コレクト(正確に).....特に数字，固有名詞は慎重に。
コンサイス(簡潔に)...無駄のない簡潔な書き方やタイトルの工夫。
クリア(明瞭に).....結論は何か，根拠は何かを明確に。
カラー(彩り).....色刷りという意味でなく，レイアウトの工夫。

課題の根本的な解決

二度と事件を起こさないための未然防止の在り方について、様々な角度から検討する。

- 例) ア 生徒指導体制の確立
- イ 生徒指導部と他の分掌との連携
- ウ 生徒指導部と担任との連携
- エ 児童生徒の欠席，遅刻，早退の把握と保護者との連携
- オ 緊急連絡網（教職員，児童生徒，保護者，関係機関）の確認
- カ 児童生徒が悩みや不安を相談できる相談体制の確立
- キ 個人面談や家庭訪問などをおして，児童生徒の状況把握
- ク 保護者との連携
- ケ 地域や関係機関との連携

生徒指導資料No. 20「危機管理について」
(平成12年2月広島県教育委員会) 参照

《參考資料》

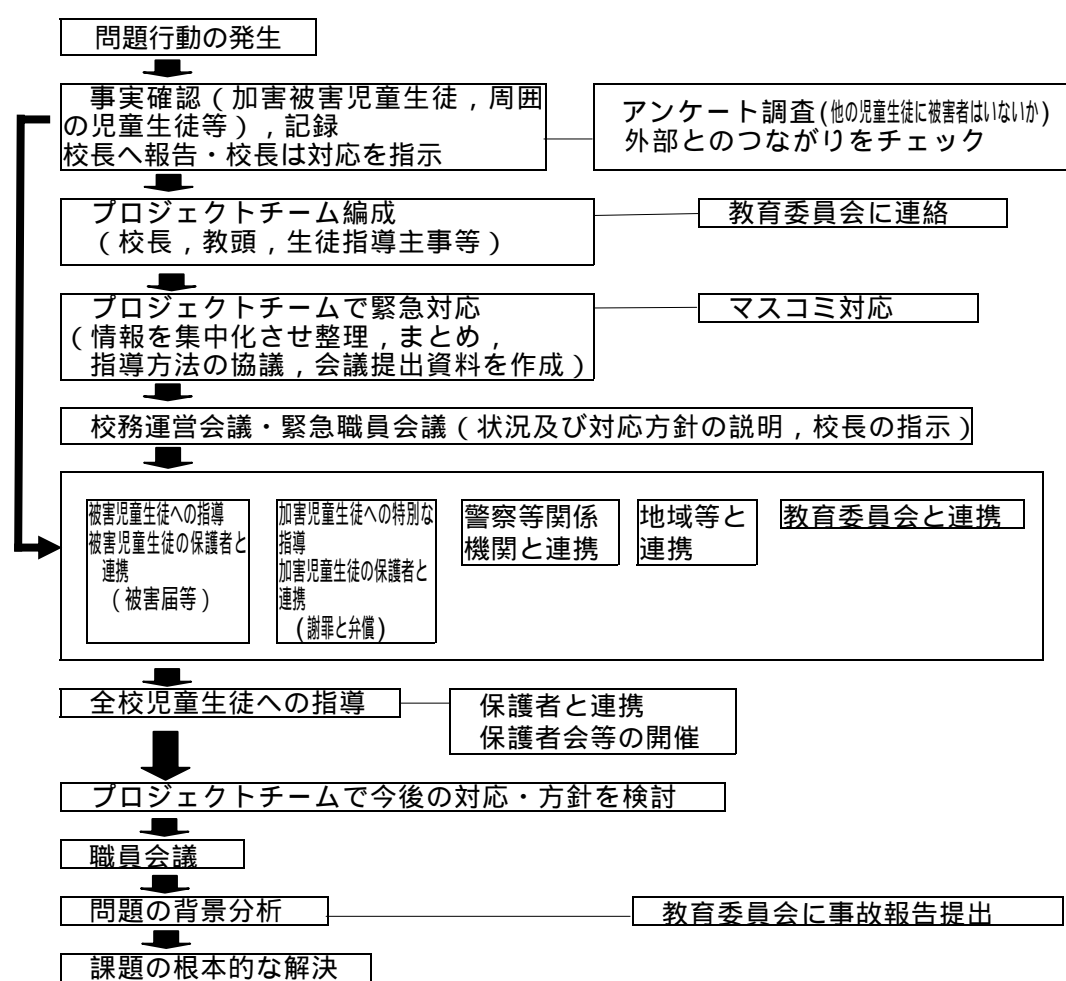
1 具体的な問題行動に関する対応（例）

（1）校内

ア 金銭強要

- 1 予測と防止
 - （1）教職員の研修等において、事例研究を行い最新の実態を把握しておくとともに、実際の対応を想定してシミュレーションしておく。
 - （2）日頃から、児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、他人への思いやりや人を大切にする指導、また、社会のルールを守る規範意識を育てる取り組みを行う。
 - （3）児童生徒間の望ましい人間関係づくりや、児童生徒が悩みや不安などを相談しやすい相談体制をつくる。
 - （4）学級通信等を活用して、不必要なお金を持ってこないよう、保護者への理解と協力を求めるとともに、PTA総会等、あらゆる機会を通じて連携体制をつくる。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

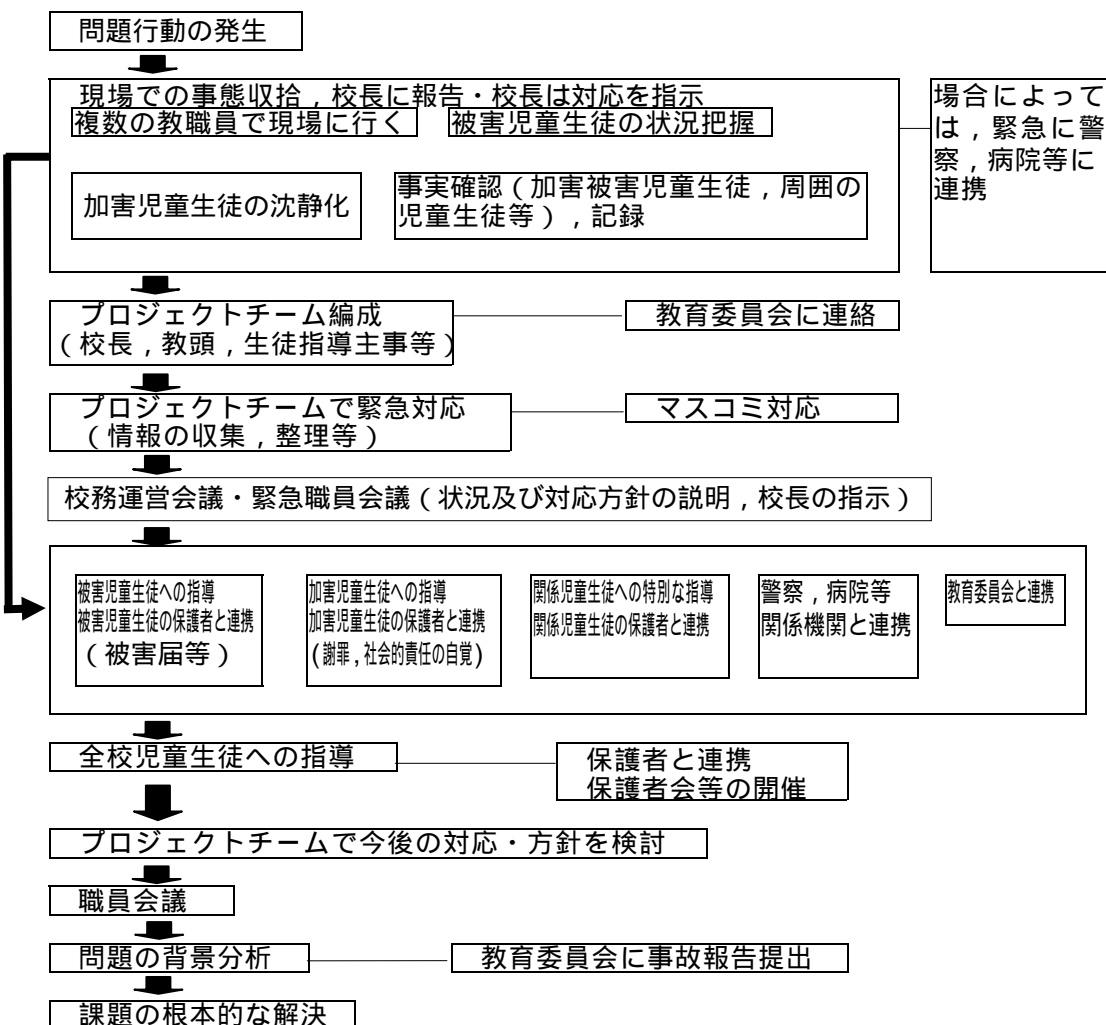
- （1）全校児童生徒に規範意識を育てるとともに、自然体験活動やボランティア活動を行うなど教育内容を工夫し、人間としての在り方生き方についての指導を徹底する。
- （2）教職員が毅然とした態度で指導が行えるように校内研修を行うとともに、金銭強要は絶対に許さないという学校の方針を明確にする。
- （3）気になる児童生徒の情報を全教職員で共有できる体制をつくる。
- （4）保護者に対して、金銭強要は絶対に許されないという規範意識を児童生徒に持たせるよう協力を依頼する。

イ 暴力行為

1 予測と防止

- (1) 教職員の研修等において、事例研究を行い最新の事態を把握しておくとともに、実際の対応を想定してシミュレーションしておく。
- (2) 児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、他人への思いやりや人を大切にする指導、また、社会のルールを守る規範意識を育てる取組を行う。
- (3) 定期的に校内の巡回を行うとともに「いかなる暴力も許さない」ことを日常的に徹底して指導する。
- (4) 学級通信等を活用して児童生徒への啓発活動、保護者への理解と協力を求めるとともに、PTA総会等、あらゆる機会を通じて連携体制をつくる。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

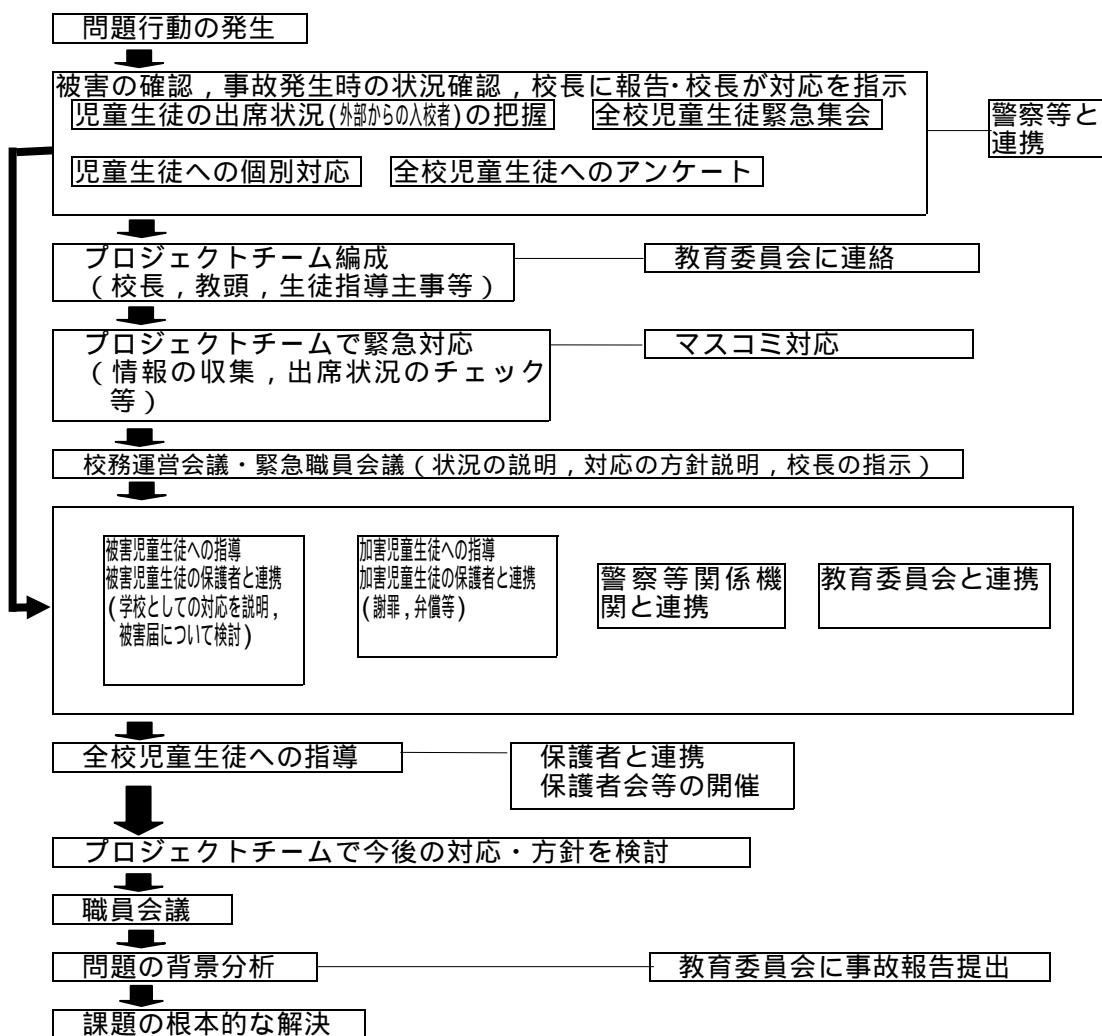
- (1) 全校児童生徒に対して暴力行為は絶対に許すことのできない犯罪行為であることの意識を持たせるよう指導する。
- (2) 被害を訴えることは勇気ある行動で、より大きな問題を防ぐことにつながることを日常的に指導する。
- (3) 教職員が毅然とした態度で指導が行えるよう、体制づくり・対応方法などについて定期的に校内研修会を開く。
- (4) 通学途中や家庭での様子から兆候がつかめるよう、地域や保護者との連携を図る。

ウ 教室における盗難

1 予測と防止

- (1) 部外者の無断入校の禁止の看板，教室の移動の際の施錠，貴重品管理の徹底，教職員による校内の巡回など学校，教室管理を徹底する。
- (2) 児童（生徒）会活動，学級（ホームルーム）活動等において，貴重品の管理や，不要な物品は学校へ持ってこないことや，自分の持ち物に名前を書くことなどを指導しておく。
- (3) 学級（ホームルーム）担任や教科担任，養護教諭等により，全校児童生徒の欠席・遅刻や早退，授業への出席状況など児童生徒の所在の把握を徹底する。
- (4) 学級通信等を活用して貴重品や不必要なお金を持たせないよう保護者へ協力を求め，学校と保護者が一体となって取り組む。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

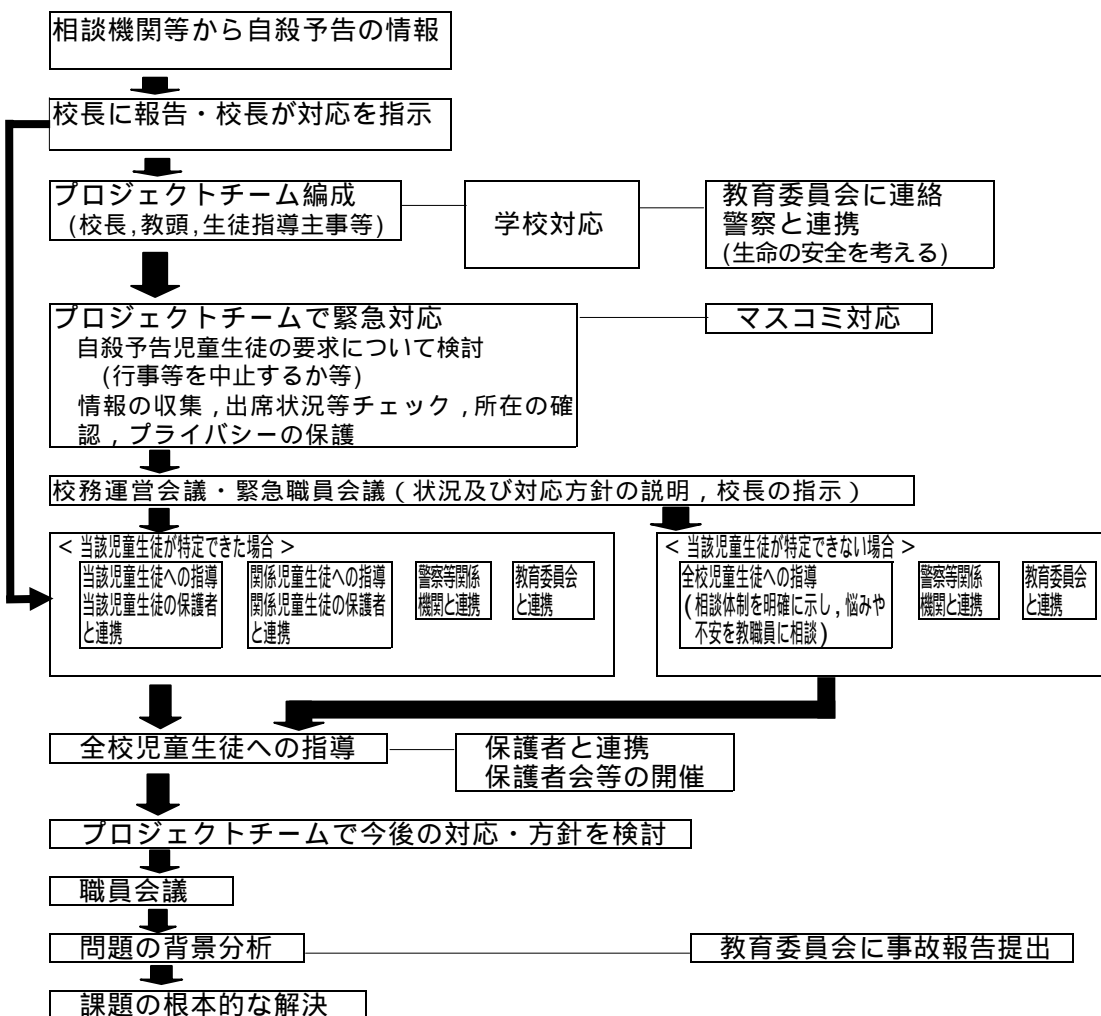
- (1) 当該児童生徒への指導については，保護者と十分に連携して背景を明らかにし取り組む（カウンセラーや専門機関とも連携して取り組む）。
- (2) 他の問題行動（万引き，金銭強要，いじめ，暴走族等）との関連を含め，気になる児童生徒の情報を全教職員で共有できる体制をつくる。
- (3) 保護者に対して，盗難に対しては毅然として対応することなど学校の方針を明確にするとともに，貴重品や不必要なお金などを学校に持参させないことを協力依頼する。

エ 自殺予告

1 予測と防止

- (1) 「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を教育活動全体を通して行うとともに、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。
- (2) 学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図り、児童生徒一人一人が存在感の持てる学級経営を行う。
- (3) 関係機関と連携し、相談体制の確立を図る。
- (4) 学校通信等を活用して保護者との連携を図り、学校・家庭が一体となって取り組む体制を確立する。
- (5) 自殺予告電話などへの対応・方針について、あらかじめ研修をしておく。

2 実際の対応

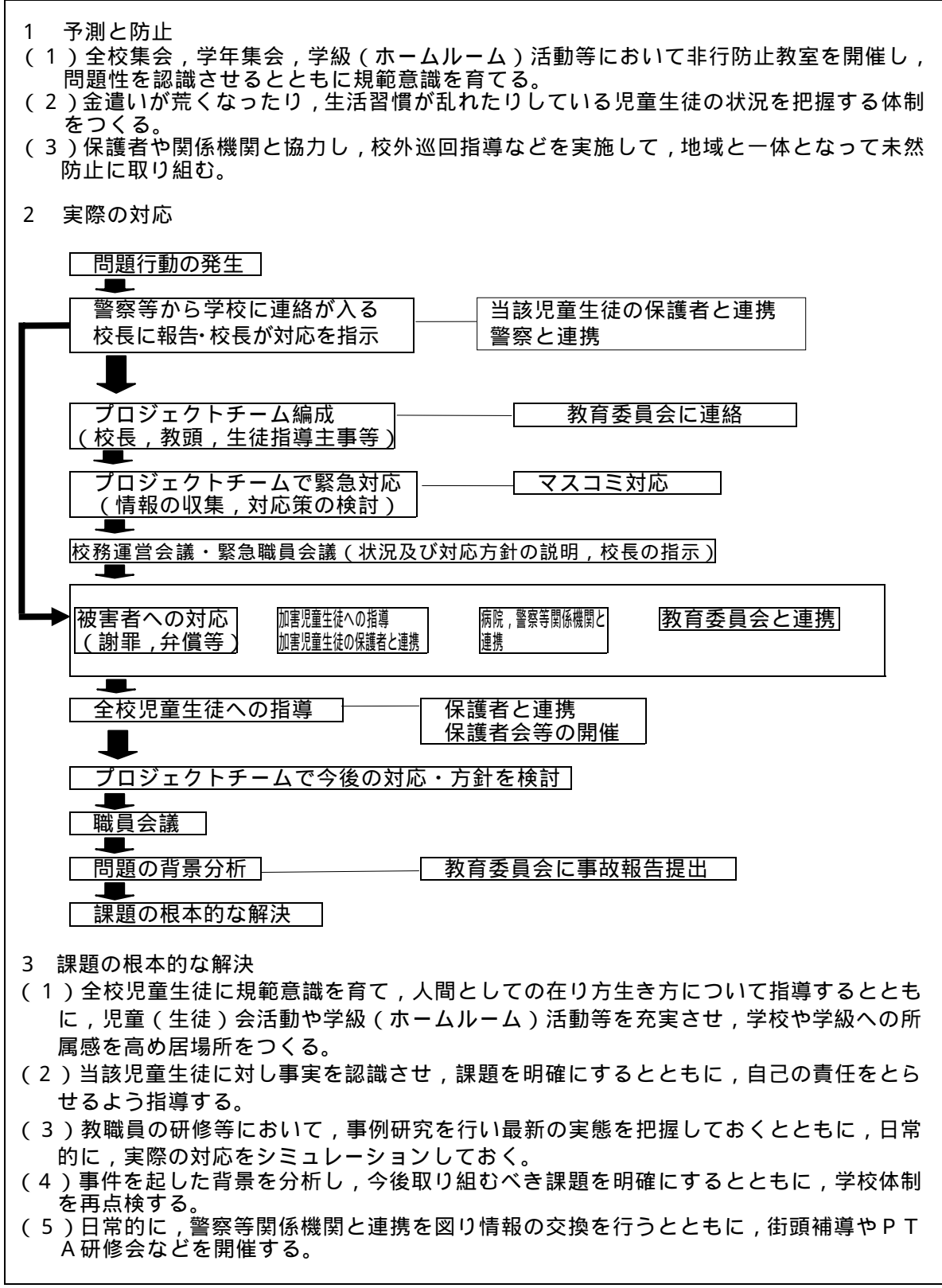


3 課題の根本的な解決

- (1) 自然とのふれあいや奉仕活動・勤労体験など教職員と児童生徒の共通の生活体験の場を設定し、ふれあいを深めたり、居場所をつくるよう取り組む。
- (2) 関係機関と連携し教職員研修を行い、児童生徒が悩みや不安を相談できる教育相談体制を確立するとともに、日常的に児童生徒に関する情報交換の場をもつ。
- (3) 学校での児童生徒の状況、家庭での状況について、日常的に、情報交換できるよう保護者との連携を図る。
- (4) 児童(生徒)会活動や学級(ホームルーム)活動等において悩みや不安を訴える手段として、自殺予告の電話などは問題の根本的な解決にはならないことを徹底して指導する。

(2) 校外

ア ひったくり

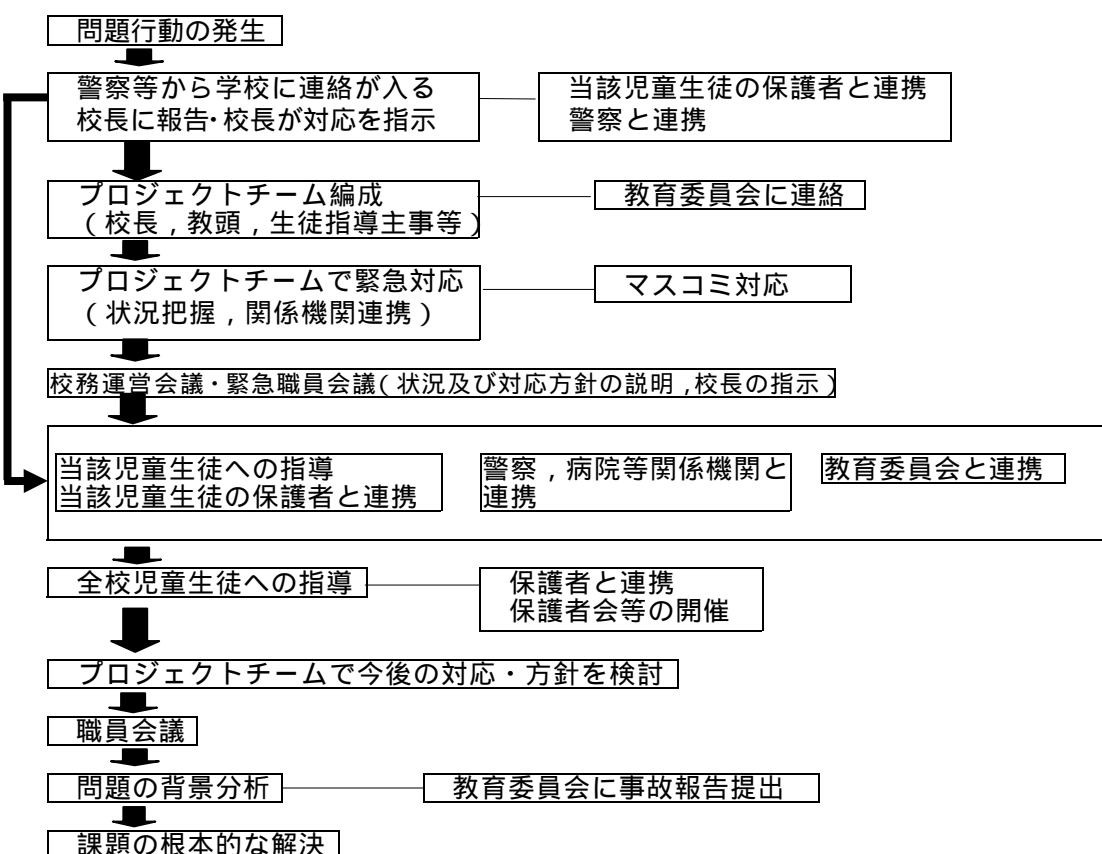


イ ガスパン遊び，シンナー・覚せい剤使用

1 予測と防止

- (1) 薬物乱用やガスパン遊び等の有害性，危険性等について，教職員の研修等において確認しておくとともに，実際の対応についてもシミュレーションしておく。
- (2) 全校集会，学年集会，児童（生徒）会活動，学級（ホームルーム）活動等において，関係機関と連携し非行・薬物防止教室を開くなど，薬物乱用やガスパン遊び等の有害性，危険性を認識させる。
- (3) 保護者との連携を密にし，家庭での子どもの状況等について情報交換できるよう協力を依頼する。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

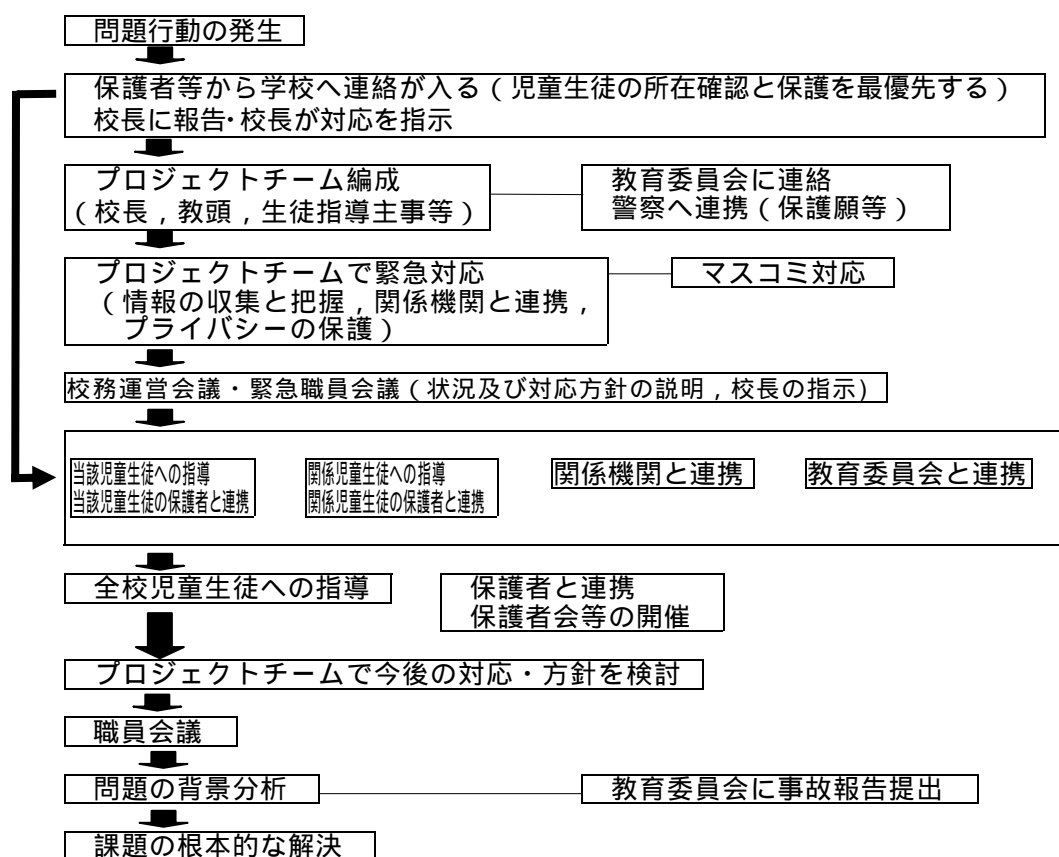
- (1) 未然防止のため，全校児童生徒に対し，薬物はたとえ1回でも使用すれば，身体的に有害，危険であることや所持しているだけで法律に違反し罰せられることについて，非行・薬物防止教室等で指導を徹底させる。
- (2) 日常的に，児童生徒の表情や行動，交友関係等を細かく観察し，情報交換ができる体制をつくる。
- (3) 警察等関係機関と連携し，教職員が研修を行い最新の知識と情報を持つよう努める。
- (4) 学校通信や保護者懇談会などをとおして，薬物乱用に対する啓発活動や資料提供を行うとともに家庭と緊密な連携をとる。

ウ 家出など

1 予測と防止

- (1) 教職員と児童生徒及び児童生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。
- (2) 学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図り、児童生徒一人一人が存在感の持てる学級経営を行う。
- (3) 関係機関と連携し、児童生徒が悩みや不安を相談できる教育相談体制の確立を図るとともに、児童生徒の行動や心情を細かく観察できる体制をつくる。
- (4) 学校通信等を活用して保護者との連携を図り、学校・家庭が一体となって取り組む。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

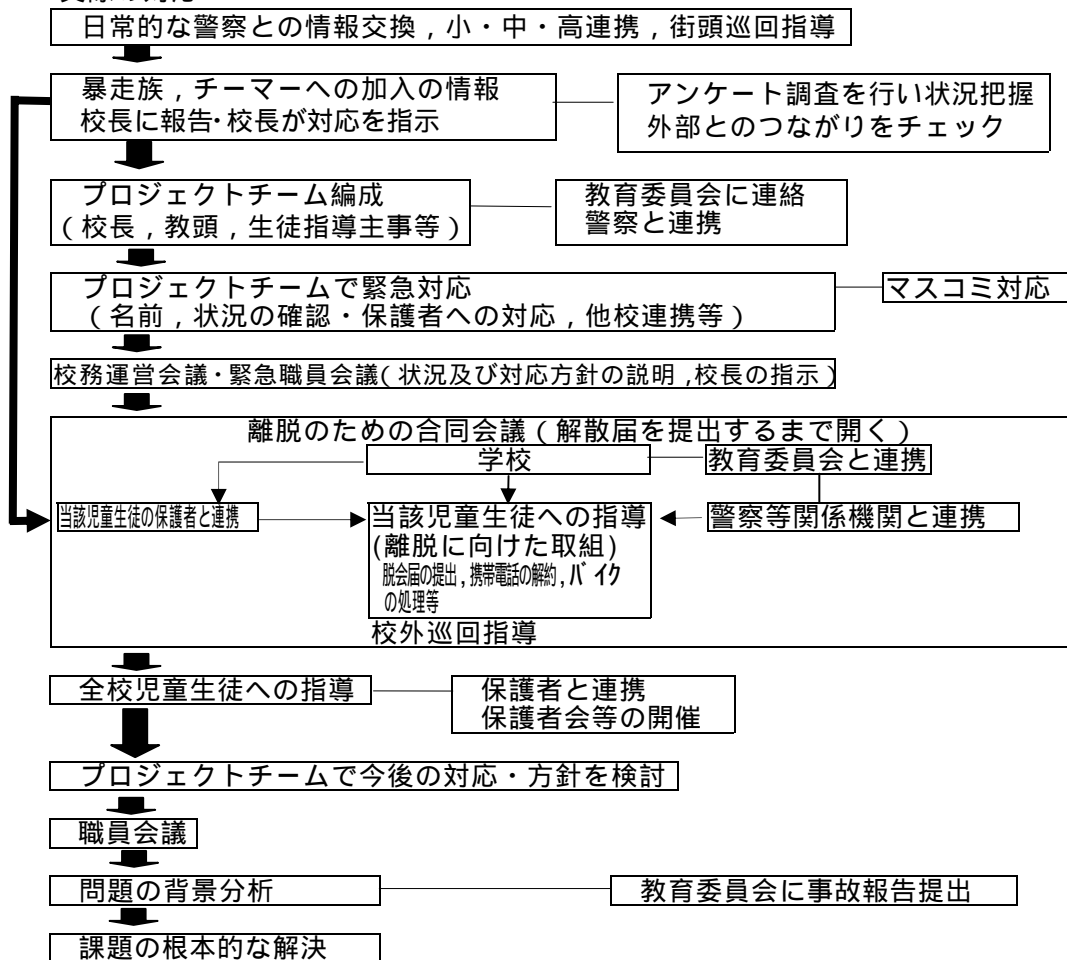
- (1) 学校教育活動全般を通じて、学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図るとともに児童生徒と教職員、児童生徒同士の望ましい人間関係がつけられるよう教育内容を工夫する。
- (2) 家出をした児童生徒への事後対応は温かい態度で接し、本人の気持ちを整理させ、時間をかけて指導する。
- (3) 関係機関と連携し、教職員がカウンセリングなどについての研修を行い教育相談体制を確立する。
- (4) 関係機関、家庭と連携を図り、協力しながら児童生徒に対応できる体制を確立する。

エ 暴走族，チーマー

1 予測と防止

- (1) 暴走族やチーマーの実態を把握するため教職員が研修等を行うとともに、定期的に、小・中・高校・警察等関係機関との連携、公園等の街頭巡回指導などを行い状況把握に努める。また、児童生徒の服装や言動等からも情報を収集する。
- (2) 全体集会、学年集会、学級（ホームルーム）活動等において、暴走族の凶悪性、危険性等を正しく認識させるとともに、非行防止教室を開くなど、規範意識を育て、絶対に加入させない指導をする。
- (3) 暴走族に加入している情報を得た場合、学校、保護者、警察が合同会議を持つなど、一体となって離脱に向けて粘り強く取り組む。また、保護者に対してグループの通信手段として使われる携帯電話等を解約させたり、安易に買い与えたりしないなど協力を求める。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

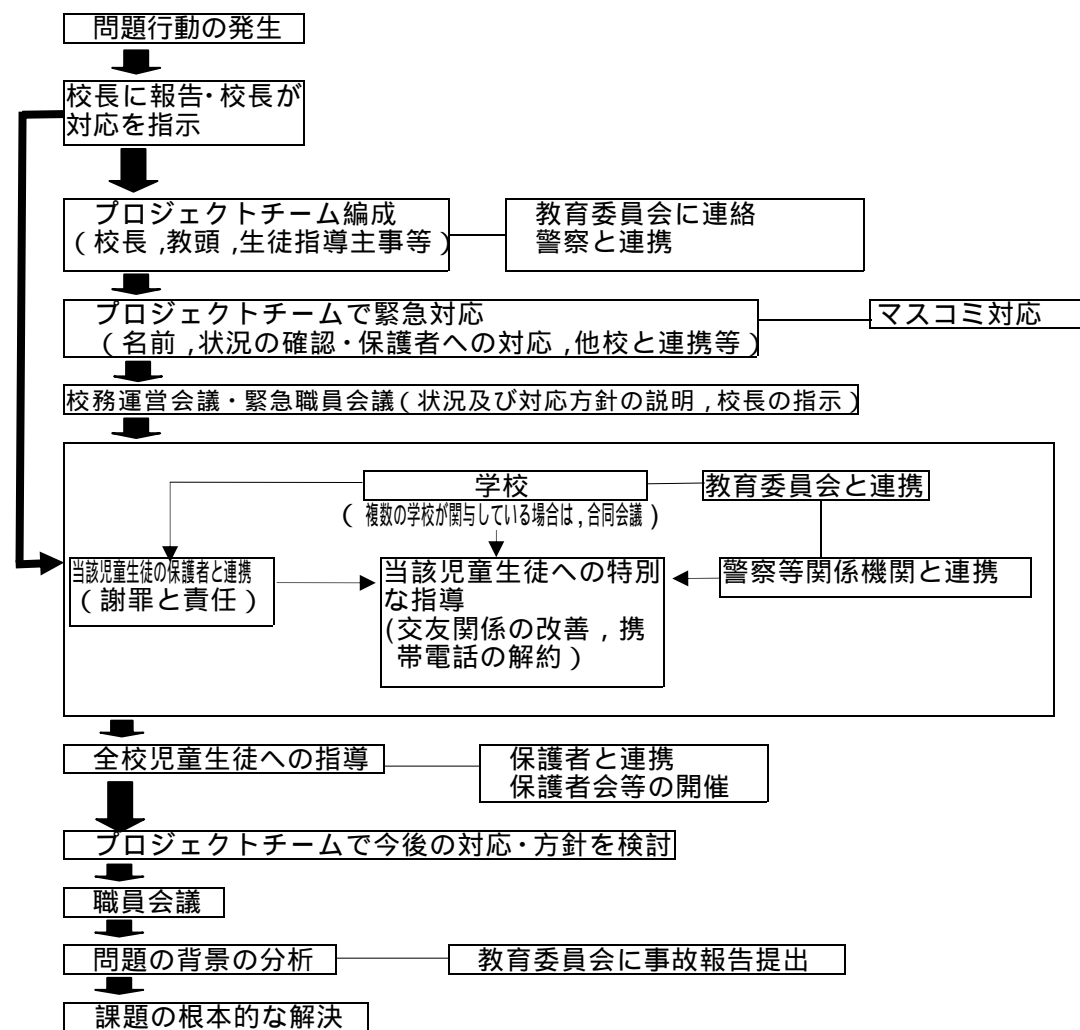
- (1) 警察等の関係機関と連携し、当該児童生徒に対し、交友関係の改善を図りながら、暴走族から離脱するよう取り組む。
- (2) 全校児童生徒に対し、非行防止教室を開き、暴走族の実態、犯罪性など十分説明し、加入させないように取り組む。
- (3) 日常的な小・中・高連携を行い、常に情報交換できる体制をつくる。
- (4) 警察等関係機関と連携し、教職員が研修を行う。
- (5) 学校通信等を活用し、暴走族が暴力団とつながりをもっていることや犯罪性を十分理解してもらい、絶対に入らせないように協力を依頼するとともに、警察で行われている暴走族離脱の説得活動や保護者の会の設立などに協力を求め、学校、家庭、地域及び警察が一体となって取り組む。

オ 集団での暴力行為

1 予測と防止

- (1) グループ内外のトラブルから事件を引き起こすことが多いため、交友関係等を把握するよう努める。また、定期的に小・中・高校・警察関係機関との情報交換を行い、情報の提供、収集を行う。
- (2) 児童(生徒)会活動、学級(ホームルーム)活動等において、暴力は絶対に許すことのできない犯罪行為であることについて指導するとともに、社会のルールを守ることの大切さや規範意識を育てる指導を行う。
- (3) 暴走族やチーマーとの関係を考慮して、学校、保護者、警察が合同会議を持つなど、一体となって取り組む。また、保護者に対してグループの通信手段として使われる携帯電話等を解約させたり、安易に買い与えたりしないなど協力を求める。

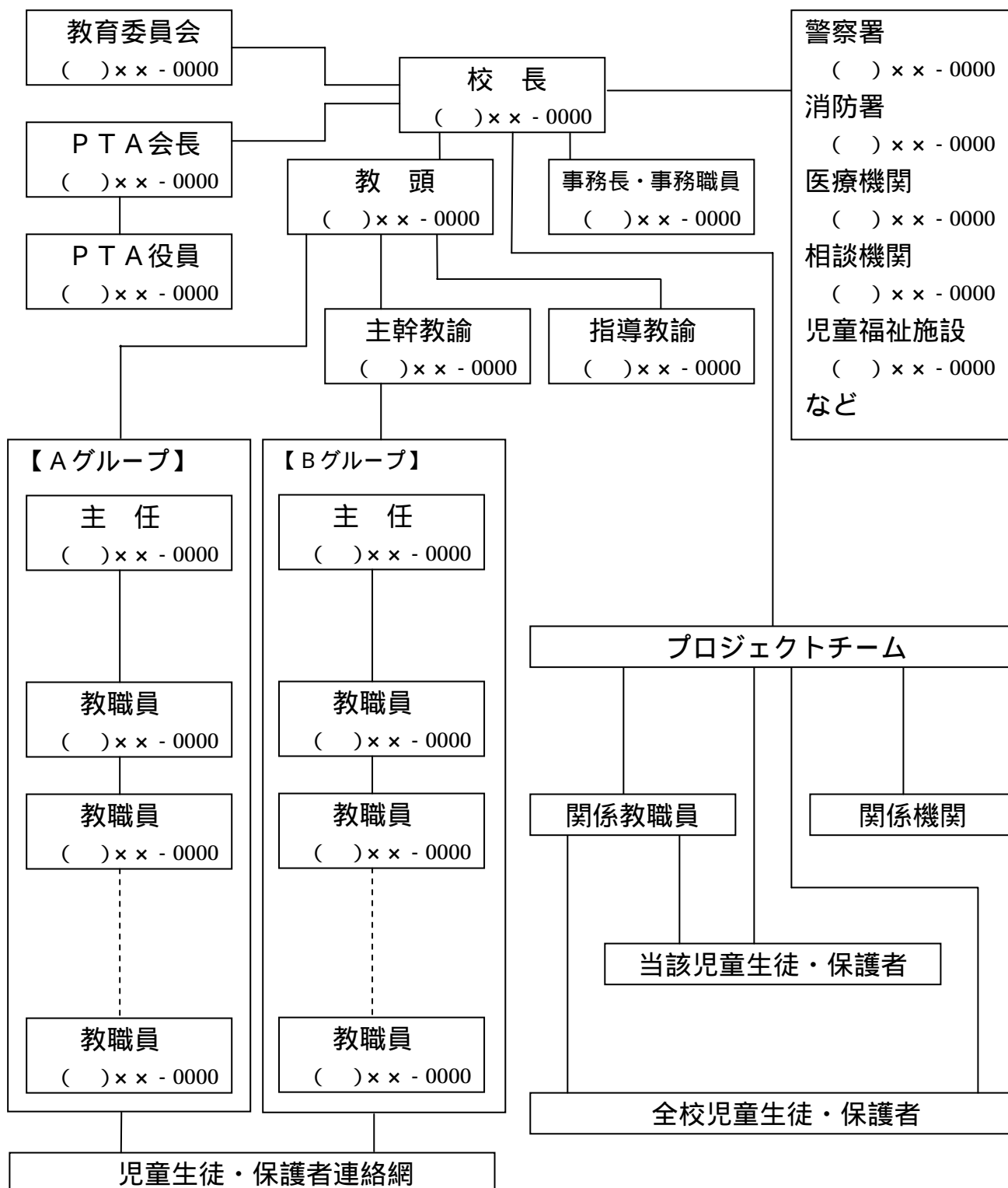
2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

- (1) 警察等の関係機関と連携し、当該児童生徒に対し、交友関係の改善を図るよう指導する。また、児童(生徒)会活動や学級(ホームルーム)活動を充実させ、学校、学級(ホームルーム)への所属感を高め居場所をつくるよう取り組む。
- (2) 日常的な小・中・高連携を行い、常に交友関係等情報交換できる体制をつくる。
- (3) 学校通信等を活用し、保護者や地域に対して暴力行為の犯罪性を十分理解してもらい、保護者の会を設立するなど、暴力を絶対に許さない取組を地域ぐるみで進める。

2 学校における緊急連絡体制（例）



注)

- 1 連絡事項は簡潔明瞭に箇条書にしてメモしておく。
- 2 緊急連絡網を作成し、実際に連絡を行い確認しておく。
- 3 連絡が確実に伝わったかどうか確認できる体制をつくっておく。

3 広島県相談機関ネットワーク

